

平成27年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第1号

平成27年3月3日(火曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市 長	坪井透君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局 長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	高田忠君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	杉田正和

議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 施政方針演説
日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について

- 日程第 5 議案第 4号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5号 かすみがうら市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定について
- 議案第 6号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 7号 かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 9号 かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定について
- 議案第10号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第11号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 かすみがうら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 かすみがうら市宅地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 6 議案第23号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第24号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

- 議案第 25 号 平成 26 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 26 号 平成 26 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 27 号 平成 26 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 28 号 平成 26 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 29 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 30 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 27 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 27 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 27 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 27 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第 36 号 霞台厚生施設組合への加入について
- 日程第 9 議案第 37 号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結について
- 日程第 10 議案第 38 号 市道路線の廃止について
- 議案第 39 号 市道路線の認定について
- 議案第 40 号 市道路線の認定について
- 議案第 41 号 市道路線の認定について
- 日程第 11 選挙第 8 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 施政方針演説
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 5 議案第 4 号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

- 議案第 9号 かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定について
- 議案第10号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第11号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 かすみがうら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 かすみがうら市宅地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 6 議案第23号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第24号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第25号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第26号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第27号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第28号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第29号 平成27年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第30号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第31号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第32号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第33号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算

- 議案第34号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
議案第35号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計予算
日程第8 議案第36号 霞台厚生施設組合への加入について
日程第9 議案第37号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結について
日程第10 議案第38号 市道路線の廃止について
議案第39号 市道路線の認定について
議案第40号 市道路線の認定について
議案第41号 市道路線の認定について
日程第11 選挙第8号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙
-

開 会 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから平成27年かすみがうら市議会第1回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井裕一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第88条の規定により、4番 来栖丈治君、5番 川村成二君、6番 岡崎 勉君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤井裕一君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

この際、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりであります。ごらんおきいただきます。

次に、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配付しました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、2月13日、茨城県市議会議長会主催による平成26年度第2回議員研修会が土浦市を会場に開催され、川村成二君、来栖丈治君、設楽健夫君、宮嶋 謙君、櫻井繁行君、そして私の6名が参加してきましたので、代表して来栖丈治君から報告を願います。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

○4番（来栖丈治君）

おはようございます。

茨城県市議会議長会の主催による第2回研修会がありましたので、その内容をご報告申し上げます。

藤井議長を初め、私ほか4名の議員は、去る2月13日、土浦市の日立建機株式会社土浦工場において、茨城県市議会議長会主催による平成26年度第2回議員研修会に出席をしましてまいりましたので、その概要をご報告申し上げます。

最初に、日立建機株式会社土浦工場の中型機の生産ラインの見学を行いました。土浦工場の主力である中型機の油圧ショベル生産ラインは流れ作業で進められ、各部門が連携して1台の製品をつくり上げることとなりますが、それぞれのチームが協力し、その日の生産目標を達成するために効率よく作業を進めていました。

見学の終了後、日立建機株式会社相談役で前会長、木川理二郎先生による講演がありました。講演の演題は「事業の拡大と人材のグローバル化」で、副題として「企業戦略と地域貢献」という内容でありました。

1970年に日立製作所から分離独立した当時の年間売り上げは300億円の規模から、現在は8000億円規模に拡大しているとのことでした。当初は輸出で事業を進めてきましたが、円高などにより、現地生産に変わるなどして、輸出から現地生産へと方向が変わってきたとのことでありました。国内ビジネス主体から海外事業の拡大、そして、今はグローバルに対応した事業展開になっているとのことでした。

人材教育では、階層別教育に力を入れて、特に中堅や若手の若い人に力を入れるということで、海外でも同様の取り組みを行っているとのことでした。グローバルに展開するためには必要なことであることから、力を入れているとのことでありました。

地域貢献としては、カンボジアでは豊かな大地という作業、中国では砂漠の緑化作業などを行っており、身近なことでは、かすみがうらマラソンへの協賛などがあるとのことをおっしゃっておられました。

以上で、茨城県市議会議長会平成26年度第2回議員研修会の報告といたします。

平成27年3月3日、派遣議員代表、来栖丈治。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で議員派遣の報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査として、各常任委員会から調査結果報告書が提出されておりますので、順次、委員長から報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 川村成二君。

[総務委員会委員長 川村成二君登壇]

○総務委員会委員長（川村成二君）

総務委員会の閉会中における所管事務調査の協議の経過等についてご報告いたします。

本委員会は、平成27年第1回臨時会におきまして、閉会中の所管事務調査として決定されました所管事務の調査項目について、2月19日に調査を実施いたしました。

調査事件といたしましては、1、行政組織機構の見直しについて、ないし6、公共施設使用料等の見直しについてまでの6件を議題とし、執行部より担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら、慎重に調査を実施いたしました。

なお、協議の経過や内容につきましては、お手元に配付させていただきました総務委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、閉会中の所管事務調査に係る総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

次に、文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

文教厚生委員会の調査経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成27年第1回臨時会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成27年2月17日に委員会を開催いたしました。

委員会では、（1）の土浦協同病院移転新築工事への財政支援について、ないし（11）証明書のコンビニ交付サービスの概要について執行部から説明を受けました。

なお、調査の内容、経過につきましては、委員会の会議録をごらんいただきたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

次に、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成27年第1回臨時会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成27年2月16日に委員会を開催いたしました。

委員会では、環境衛生及び公害に関する事項として、霞台厚生施設組合への加入について、観光の振興に関する事項として、かすみがうら市交流センターの設置及び管理について執行部から説明を受けました。

なお、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと存じます。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で、閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、本日までに請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を受理し、お手元に配付しました請願文書表に記載のとおり、所管である文教厚生委員会へ付託いたしました。

たのでご報告をいたします。

また、請願第2号 介護保険料の値上げ中止を求める請願書を受理しておりますので、ご報告いたします。

その他、陳情等1件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、平成26年第4回定例会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成26年11月から平成27年1月までの例月出納検査報告書の抜粋の写し、並びに同法199条第7項の規定による平成26年度財政援助団体等監査の結果に関する報告書の写しをお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 施政方針演説

○議長（藤井裕一君）

日程第3、施政方針演説を行います。

発言を許します。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

本日、平成27年かすみがうら市議会第1回の定例会に当たり、議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、市政の推進にご尽力をいただいておりますことに対し、衷心より感謝を申し上げます。

ここに、平成27年度の予算を初め、重要議案の審議をお願いするに当たり、私の市政に対する所信の一端を申し述べ、議員各位を初め、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年は、4月に消費税の増税があったものの、株価も一昨年に引き続き上昇し、国内経済の回復への期待が一層高まり、12月に実施されました衆議院議員総選挙におきましては安倍政権の経済政策が争点とされましたが、結果的に大きな信任を得られたことで、アベノミクスの本来の目的でありますデフレ脱却に向けて着実に環境を整えた一年ではなかったかと思っております。

群馬県の「富岡製糸場」が世界文化遺産に登録され、また、「和紙」がユネスコの無形文化遺産に登録されるとともに、ノーベル物理学賞を日本人3人が同時受賞されるなど、世界に向けて日本文化の底力が示された一年であったと思っております。

しかし、長野県と岐阜県の県境に位置する御嶽山が噴火し、死者数も雲仙・普賢岳の43人を超え、戦後最悪の57人となる自然災害が発生したことから、自然の驚異を目の当たりにし、十分な備えの重要性を改めて認識したところでございます。

世界経済に目を向けますと、アメリカの金融緩和縮小による影響や、中国、その他新興国経済の先行き、欧州の経済回復速度の鈍化など不安点はあるものの、アメリカ経済の底堅さやFRBの政策スタンスなどを背景に、経済の力強さを一層強めています。しかし、昨今の原油安などを注視し世界経済全体として見ると、需給がピークアウトした感もあり、依然として世界経済は予

断を許さないといったところではないかと思われます。

国内景気につきましては、3月までの駆け込み需要と4月以降の消費増税の反動減が予想以上に大きく、景気回復に冷や水を浴びせた格好となりましたが、そのことで結果的には再増税も1年半延期されることとなりました。現状で消費増税の負の影響は根強く、少なくとも平成27年度の前半はGDPの6割を占める消費が回復するかどうかといったぎりぎりのラインにいると思われ、こちらも予断を許さないといったところではないかと思うところであります。日銀の2%のインフレ・ターゲット政策が成功したとしても、アベノミクスが成功するには、それを上回る民間の賃上げがなければ成功しないと言われておりますから、賃上げに向け政府・経済界が一体となって今後取り組まれることと思います。

昨年6月に策定されました経済財政運営と改革の基本方針2014には、おおむね50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持するとの目標が掲げられました。最も減少の少ないケースでも2060年には9600万人と1億人を割り込み、より起り得るとされる中位推計でも8670万人と、現在よりも4000万人ほど減少するとされています。本市におきましても、同研究所の推計では、2010年には人口が4万3553人であったものが、2040年には3万3095人まで減少するとの結果が出ております。

このような人口減少社会に対処するためには、まずそれに適応した社会・地域の仕組みをつくらなければなりません。そのためには、コンパクトな共助社会を再構築するとともに、長期的視点に立って、人口減少を小幅にとどめられるような方策を進めていくことが不可欠であります。さらに人口減少社会にあつては、行政を含めサービス業全体に言えることではありますが、最小限の人員で最大の効果を上げられるよう、これまで以上に生産性を上げることが不可欠であります。

私は、少ない人口で共助や公助を可能とする社会の仕組み、地域の仕組みを考案し、実践していかなければならないと考えております。その核となるものとして市民の力を活用していくことが重要であり、私の公約であります市民協働に向けた支援体制を整えることといたします。

このような中、国におきましては、まち・ひと・しごと創生本部を発足し、地方創生をキーワードに予算の重点配分がなされることが決定されており、さらには3兆円超の経済対策も決定されております。今後は、自治体のアイデア・知恵や工夫が試され、いよいよ自治体間競争が本格化していくのではないかと考えております。

総じていえばピンチをチャンスに変えていくことが、国で言うところの地方創生であり、私は、これこそ自治体主導の成長戦略であると考えます。アベノミクスに含まれるさまざまな経済成長促進策を地方でも進めるということでもあります。その実現のため、必要があれば、特区なども検討しなければならないと思うところです。とにもかくにも、かすみがうら市の持つ地域資源等の価値についてスピード感をもって見直し、競争力を持った地域産業と雇用を生み出すことがますます重要になっていると断言できます。

2015年は戦後70年の節目の年であります。安倍晋三首相は本年の年頭所感で、ことしを改革断行の1年にすると決意を表明されました。その際、上杉鷹山の言葉であります「為せば成る」を引用されました。1964年の東京オリンピックで日本女子バレーボールを金メダルに導いた大松博文監督が好んで用いた言葉と言われております。当時の日本がオリンピックを成功させ、日本経済の高度経済成長を実現したように、適切な政策をスピード感をもって実行し、改革を断行した

のであれば、経済は必ず成長を取り戻すことができるというメッセージだと思います。

「為せば成る」が「為さねばならぬ何事も。為さぬは人の為さぬなりけり」と続くことを踏まえ、市民が愛着を持って住み続けたいと思えるまちづくりに向けまして、私は、これから策定される地方創生の総合戦略や総合計画に沿って、施策の推進に注力していくことといたします。

第1に、自然と調和した快適なまちづくりを目指してまいります。

全国的に少子高齢化が加速的に進展をしている中、国では、地域の活力を維持、強化していくためには、コンパクトなまちづくりと連携をして、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方のもと、まちづくりを進めていく必要があるとしております。

都市の中心部にさまざまな機能を集め、相乗的な経済の交流を活発化させることで中心市街地の活性化を図ること、そして周辺地域においても集約化した小さな拠点をつくり、これら中心部と拠点をネットワークで結ぶことがこれからの地域形成に求められているところです。

本市におきましては、引き続き土浦市と連携し、J R神立駅を中心とした都市的機能の充実化・活性化を図るため、駅の橋上化を初めとした神立駅周辺整備事業や街路整備事業を進めてまいります。

また、平成28年3月には土浦協同病院がおおつ野地区へと移転することが予定されています。このことは本市民にとっても大きく影響を受けることから、ネットワークのさらなる充実を図っていくために、平成25年度に国から認定を受けた地域再生計画に基づき、土浦市おおつ野地区へのアクセス道路整備を引き続き進めてまいります。

ネットワークの強化を図っていくために、こうしたハード整備とあわせて、公共交通を充実させることも必要と考えております。昨年改正となりました地域公共交通活性化・再生法に基づき、市地域公共交通会議を通じて計画を策定し、交通弱者のために市内公共交通網の見直しを行い、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図ってまいります。

市内では震災による影響は改善しているものの、災害は地震だけではなく、近年、大雪や大型台風、そしてゲリラ豪雨による災害が頻繁に発生をしています。I P C Cにおける報告書では、地球温暖化の進行に伴って、今世紀末までに我が国を含む中緯度の陸地のほとんどで、極端な降水がより強く頻繁になる可能性が非常に高いと予測をされています。

こうした中、本市では、引き続き自主防災組織の結成促進など、地域に密着した防災の強化に取り組むとともに、防災訓練においては、地震・火災だけではなく、水害なども含めた新たなメニューの検討もしてまいります。

また、快適で衛生的な生活環境を確保するため、平成27年度は下水道の接続に対する助成制度を拡充し、水洗化普及をしてまいります。

我が国では、近年、ごみの総排出量は微減しているものの、まだ世界の先進国に比べてごみの排出量は突出しております。本市におきましては、ごみの減量化、分別によるリサイクル化を推進していくとともに、広域連携による一般廃棄物処理に取り組んでまいります。

また、市内防犯灯の全てにL E D化を進め、効果的な防犯環境の整備向上に努めてまいります。

消防行政につきましては、地域防災のかなめであります消防団の災害活動における情報通信機能を適切に維持・確保するため、消防団無線のデジタル化整備に取り組んでまいります。

第2に、健やか・安心・思いやりのまちづくりを目指してまいります。

社会保障制度につきましては、持続可能な制度の構築が喫緊の課題となっており、2012年8月に取りまとめられました社会保障制度改革国民会議報告書に基づき、2015年以降、抜本的な社会保障制度改革が実施されることとなっております。

本市におきましては、今日の高齢社会の急速な進展、人口減少、それに起因する社会保障費の増加など直面するさまざまな問題に真摯に向き合い、市民誰もが心身ともに健やかで安心した生活が送れるよう、子育て・福祉・介護サービスなどの充実に努めてまいります。

保健・医療につきましては、任意予防接種として、引き続き65歳以上の方を対象にした高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部を助成してまいります。

また、市民の保健福祉の増進、安心・安全な市民生活を確保するため、2016年3月開院を目指して土浦市おおつ野への移転新築工事を行っております土浦協同病院に対しまして、平成27年度に限り、移転新築建設事業に係る費用の一部について財政支援してまいります。

国民健康保険につきましては、医療給付費が年々増加していますことから、医療費の適正化を図るため、被保険者医療費通知のほか、ジェネリック医薬品の利用促進につきまして努めてまいります。

市民の皆さんの健康づくりを推進するため、保健福祉部に健康づくり推進担当を設置し、市民が安心して日常生活が送れるよう各種健康教室、健康相談を実施してまいります。また、地域包括支援センターの職員配置基準を定め、これまで以上に地域の高齢者等に対するきめ細かな対応と支援が提供できるよう、体制の強化を図ってまいります。

介護保険につきましては、かすみがうらいきいき長寿プラン、高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づく施策を初め、生活支援・介護予防サービスを継続的に提供し、地域で支え合うための地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。

子育て支援につきましては、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援が必要です。このため、安心して妊娠や出産、子育てのしやすい環境づくりに力を注ぐとともに、引き続き、少子化対策として不妊治療費助成事業を拡充しながら実施をしてまいります。

児童福祉につきましては、平成27年度から平成31年度を計画期間といたします子ども・子育て支援事業計画に基づき、施策の展開を着実に進めてまいります。

第3に、豊かな学びと創造のまちづくりを目指してまいります。

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく、子ども・子育て関連3法が平成27年4月より本格施行となります。地域の実情に応じた幼児教育の充実を目的とし、質・量の拡充を図るため、受け入れ体制の拡充による待機児童の解消、さらに放課後児童クラブにつきましては、小学6年生までの受け入れに向けた体制の整備をしてまいります。

我が国においては、子どもたちの学力は、国際的に見て成績は上位にあるとされる一方、判断力、表現力に乏しく、また、学習習慣が十分に身につけていないということも指摘をされております。さらに、学力とあわせて、自然体験・生活体験など経験が不足していることも言われており、人やものとかかわる力が低下しているとも言われております。

これからの社会に対応していくためには、子どもたちに生きる力と確かな学力が求められております。地域の宝である子どもたちが未来に向かってみずから進んでいく力を育むために、行政と関係機関が一体となり取り組む必要があります。

平成25年3月に策定をしたかすみがうら市小中学校適正規模化実施計画に基づき、平成26年度より霞ヶ浦中学校が開校となりました。生徒が充実した環境のもと学校生活を送っていただくために、本年度も引き続き体育館や校舎の改修等、環境整備を実施してまいります。下稲吉中学校におきましては、屋内運動場の非構造部材対策工事などを実施してまいります。

また、平成28年度は霞ヶ浦地区小学校統合も予定しておりますことから、小学校統合後において児童がスムーズに学校生活を送れるよう、昨年に引き続き事前交流事業を実施してまいりますとともに、美並小学校校舎の増築、旧北中学校の改修を進めるとともに、あわせて統合後の放課後児童クラブの施設整備についても計画的に進めてまいります。さらに、その他の小学校の耐震補強工事を実施することで、市内全ての学校の耐震性を確保してまいります。

また、国では、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることとしております。本市におきましては、法の改正に基づき新たな大綱の策定を進め、教育行政制度の改革を実施してまいります。

地域住民の交流の場として重要な役割となっている公民館につきましては、地域の自主性・独自性を尊重した特色ある事業の展開が図れるよう、新しい地区公民館組織とその活動の構築に向けた取り組みを進めてまいります。

また、放課後や土曜日の学校の余裕教室等を活用し、学校、家庭、地域の連携協力による学習支援やスポーツ、文化、体験活動などの機会の提供を行い、地域の子どもたちは地域で育てるという考え方にに基づき、子どもたちの居場所づくりを推進してまいります。

帆引き船の発祥の地であります本市においては、この独創的な漁法を保存継承し、広く後世に伝えていくために、引き続き関係団体と連携し、地域の魅力向上につなげてまいります。

第4に、活力ある産業を育てるまちづくりを目指してまいります。

本市の魅力ある地域資源の統一的なブランド戦略として推進してまいりました湖山の宝事業は、丸7年が経過し、その推奨品は19品目になりました。これもひとえに市民の皆様のご支援とご協力のたまものであると、深く感謝を申し上げます。引き続き湖山の宝プロジェクトを推進し、新しい湖山の宝の発掘に取り組んでまいりますとともに、全国に情報を発信してまいります。

本市の基幹産業であります農業の発展を目指すため、引き続き、新たに農業経営を営もうとする新規就農者への支援策であります青年就農給付金事業を進めてまいりますとともに、耕作放棄地解消に向けました取り組みを行ってまいります。

農作物に対するイノシシなどの有害鳥獣による被害を防ぐため、イノシシ捕獲奨励金やわな免許取得に向けた補助金交付等により、農作物への被害を最小限に食いとめるよう努めてまいります。

ワカサギに代表される霞ヶ浦における水産業の振興につきましては、ワカサギふ化の放流や水産加工特産品キャンペーンに係る事業を引き続き支援してまいります。

商工振興につきましては、地域の雇用を確保するため、トップセールスによる企業誘致活動に積極的に取り組み、企業立地の推進を図ってまいります。また、住宅リフォーム資金助成事業につきましても継続して実施してまいります。

消費者行政につきましては、国・県・関係機関と協力いたしまして相談体制の一層の充実を図るとともに、市民の安心・安全な消費生活を実現するため、これからも継続的に取り組んでまいります。

霞ヶ浦の恵まれた自然環境にある歩崎公園とその周辺を会場に開催しております自転車耐久レース、かすみがうらエンデューロは、多くのマスメディアにも取り上げられ、サイクリングのメッカとしての当地域の魅力を全国に発信してまいりますとともに、4回目を迎えます平成27年度におきましては、これまで以上にイベント内容の充実や運営体制の強化を図ってまいります。さらに、新たなサイクリングの魅力づくりにも取り組んでまいります。

また、郷土資料館の敷地内に、文化財に指定されております帆引き船の保存・展示をする施設を整備してまいります。

霞ヶ浦や筑波山に代表される広域的な観光ネットワークの中で本市の優位性を生かすために、漫遊いばらき観光キャンペーンや日本自動車連盟などと連携した観光PR事業を引き続き展開してまいります。

また、土浦市、つくば市、笠間市、桜川市、石岡市、筑波大などの関係機関とも連携をし、筑波山地域ジオパーク構想を推進してまいります。

第5に、みんなでつくる連携と協働のまちづくりを目指してまいります。

市民と行政の協働はますます重要になっております。このため、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえるとともに、社会の変化に対応する魅力的で個性豊かなまちづくりをより一層進めてまいります。

コミュニティづくりにつきましては、行政区にとって最も身近なコミュニティ活動の拠点となっております地域集会施設の老朽化に伴う改修整備を引き続き支援をしてまいります。

協働のまちづくりにつきましては、市民みずからが創意と工夫にあふれた自主的・主体的なまちづくり活動を推進する主役となり、その活動に積極的にかかわれるよう、引き続き、民間都市開発推進機構からの拠出金、既存のかすみがうら市地域づくり基金の一部を活用したまちづくりファンド助成事業により支援をしてまいります。

男女共同参画社会の構築につきましては、平成25年度から平成29年度までを計画期間といたします第2次男女共同参画計画に基づき、市民や各種団体と連携をし、その社会の実現に向けた施策を引き続き推進していくとともに、男女共同参画についての正しい知識と理解を深めるため、小学校での出前授業や講演会を開催し、地域における意識啓発に努めてまいります。

広報・広聴活動につきましては、毎月20日に発行しております広報誌のほかに、市政への一層の理解と協力を得るため、市政情報や、まちの話題、イベント情報など市民にいち早くお知らせする情報を掲載します、広報かすみがうらお知らせ版を5月から毎月5日に発行してまいりますとともに、これまでの広報誌の紙面を全面的に見直しをします。また、市ホームページの内容を大幅に見直し、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを導入するなど、市民の皆様を初め、国内外の多くの方々に積極的に情報を発信してまいります。

行財政運営につきましては、第1次総合計画の進行管理や事務事業評価を通して、職員一人一人が、最小の経費で最大の効果を上げるという生産性の向上に積極的に取り組み、常にPDCAサイクルを意識しながら、スピード感をもって対応してまいります。

まち・ひと・しごと創生に関しましては、人口減少抑制や東京一極集中の是正に向けた地方創生の基本理念、総合戦略を策定することなどを定め、まち・ひと・しごと創生法が制定され、昨年12月27日に国の長期ビジョン及び総合戦略が閣議決定をされました。これを受けまして、国と茨城県が策定しました人口ビジョン及び総合戦略を勘案して、本市における人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、平成27年度中に本市が取り組むべき課題を整理し、今後5カ年の目標や施策の基本的な方向、6次産業化による地域の雇用の創出といった具体的な施策をまとめた総合戦略を策定し、公表してまいります。

本市の総合戦略の策定及び推進に当たりましては、幅広い年齢層の市民を初め、産業界、国等の関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等の方々からの貴重なご意見やご提言を本市の総合戦略に反映させ、市議会のご理解を得てまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、厳しい財政運営のもと、これまで指定管理者制度の導入や民間委託、補助金の適正化などに取り組んでいるところでありますが、行財政改革を推し進め、将来にわたって持続可能な行財政基盤の構築に努め、市民サービスへの支障が生じないように組織機構の見直しを進めてまいります。

公共施設につきましては、平成26年度中に策定する公共施設等マネジメント計画の基本方針に基づき、適正配置などの具体的な方向性の整理を進めてまいります。この中で、道路、橋梁、上下水道などインフラ施設の維持・整備についても、計画的な管理運営を目指してまいります。

さらに、地方分権改革を踏まえ、県からの権限移譲の推進を図るとともに、本市が将来にわたって持続的な発展に向けて、経済はもちろん、教育や福祉の分野においても、他の自治体に負けない高い自治能力を備え、本市にふさわしい都市構築の検討を進めてまいります。

最後に、ただいま申し上げてまいりました、まちづくりを実現するための平成27年度の予算の概要を申し上げます。

一般会計予算の総額は180億で、前年度比で16億6251万6000円、10.2%の増となっております。

歳入については、市税において、主に高齢化による給与所得者の減少による市民税への影響、法人税率の改正や固定資産税の評価替えによる減価分を見込まざるを得ず、登録台数の増加を見込んだ軽自動車税の伸びを考慮しても、市税全体で6222万1000円、1.2%の減としております。また、地方消費税交付金が1億6000万円の増となるものの、総じて見れば非常に厳しい財政状況が続いております。

このため、引き続き歳出の見直しに取り組みながら、合併特例債及び緊急防災・減災事業債の財政措置のある市債を活用し、財源の確保に努めてまいります。

特別会計につきましては、5会計合わせまして111億8900万5000円で、前年度比較で8億5538万5000円、8.3%の増となっております。

一般会計、特別会計合わせまして総額291億8900万5000円となり、前年度比較で25億1790万1000円、9.4%の増となっております。

企業会計であります水道事業会計につきましては、収益的収支では、平成26年度予算と比較して、収入は410万2000円、0.4%の減、支出は1億769万1000円、9.4%の減となります。資本的収支では、収入は1億9860万円、54.7%の減、支出額は2億1845万6000円、32%の減となっていま

す。

以上、平成27年度の行政運営の基本的な考え方を申し上げました。

議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げ、新年度の施政方針といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、市長の施政方針演説を終わります。

お諮りいたします。

施政方針に対する質疑は、会期第4日目の3月6日に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時00分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について

○議長（藤井裕一君）

日程第4、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第1号について、市長より報告を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました報告第1号 専決処分の報告につきましてご説明を申し上げます。

本件は、民有地内の立木の誤伐採による損害賠償の額の決定及び和解につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、報告第1号の報告を終了いたします。

日程第 5 議案第 4 号ないし議案第 2 2 号

○議長（藤井裕一君）

日程第5、議案第4号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてないし議案第22号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間

その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定についてまでの19件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第4号から議案第22号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第4号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定及び議案第5号 かすみがうら市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、それぞれ新たに本条例を制定するものです。

次に、議案第6号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定、及び議案第7号 かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の制定につきましては、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、それぞれ新たに本条例を制定するものです。

次に、議案第8号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、歩崎公園内に観光交流施設を設置するため、新たに本条例を制定するものです。

次に、議案第9号 かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定につきましては、基本理念を定め、いじめの防止等の対策に取り組むため、新たに本条例を制定するものです。

次に、議案第10号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援新制度の関係法律が施行されることに伴い、新たに本条例を制定するものです。

次に、議案第11号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定につきましては、より効率的・効果的な行政運営を図るため、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第12号 かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第13号 かすみがうら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第14号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに加え、同日付でかすみがうら市いじめ防止等に関する条例が施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第15号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を

改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに加え、平成26年8月7日に出されました人事院勧告に伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第16号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成26年8月7日に出されました人事院勧告に伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第17号 かすみがうら市宅地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、かすみがうら市宅地開発指導要綱の廃止に伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第18号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、あじさい館の空きスペースを部屋として貸し出すため、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第20号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、各統合小学校の名称候補決定により、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第21号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定に伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第22号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、本条例を廃止するものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、順次、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第4号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、提案の趣旨を説明いたします。

本案は、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるもので、該当については、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、教育委員会が規則で定める場合としております。

施行は平成27年4月1日ですが、現教育長の任期が平成27年6月24日であることから、経過措置を設けることとしております。

続いて、議案第5号 かすみがうら市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定について説明をいたします。

本案は、法律改正に伴い、教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件について、一般職の例

によるものとするため、制定するものでございます。

施行は平成27年4月1日ですが、こちらも経過措置を設けることとしております。

続いて、議案第12号 かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

本案は、行政手続法の一部を改正する法律に基づき、国民の権利利益の保護の充実のための手続の整備といたしまして、行政指導の方式、行政指導の中止等の求め、処分等の求めなどを導入するものでございます。

施行は平成27年4月1日でございます。

続いて、議案第13号 かすみがうら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

本案は、法律の改正に伴い、教育長が特別職の職員で常勤のものとなるため、一般職に属するものから削除をするものでございます。

施行は平成27年4月1日としております。

続いて、議案第14号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

本案は、法律の改正に伴い、給与及び旅費について、教育長が特別職の職員で常勤のものとなりますため、本条例に追加をするとともに、教育委員会委員長が廃止をされるため、同委員長を削除するものでございます。

また、かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定に伴い、いじめ問題対策委員会委員及びいじめ事案再調査委員会委員を追加するとともに、地域包括支援センター運営協議会委員を追加し、保健センター運営協議会委員を変更するものでございます。

施行は平成27年4月1日ですが、現教育長の任期が平成27年6月24日であることから、経過措置を設けることとしております。

続いて、議案第15号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は、教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止して、教育長の給与及び旅費について本条例に追加をするものでございます。

また、人事院勧告に伴い、期末手当の支給割合を改定するもので、平成27年度の支給割合を、合計は100分の310で前年度と変更ありませんが、6月期を100分の140から100分の147.5に、12月期を100分の170から100分の162.5に変更するものでございます。対象者は市長、副市長、教育長で、市議会議員についても準用をされます。

施行は平成27年4月1日ですが、現教育長の任期が平成27年6月24日であることから、経過措置を設けることとしております。

続いて、議案第16号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

本案は、平成27年度以降の職員の給料表、単身赴任手当、管理職特別勤務手当及び勤勉手当について、国に準拠した制度とするため、所要の改正を行うものでございます。

内容としましては、給料表の改定による平均2%の引き下げ、単身赴任手当の引き上げ、管理

職特別勤務手当の追加とあわせまして勤勉手当の支給割合を変更するものでございます。勤勉手当につきましては、年間割合に変更はありませんが、6月期を100分の67.5から100分の75に、12月期を100分の82.5から100分の75に変更するものでございます。

施行は平成27年4月1日ですが、単身赴任手当については経過措置を設けております。また、給料表の改定による引き下げに対する3年間の現給保障と、55歳超え職員の俸給等の1.5%減額支給措置を廃止するものでもございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

次に、保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、議案第6号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての趣旨を説明いたします。

介護保険法の一部が改正され、これまで国の基準において定められていた基準等の規定について、市の条例で定めることとされたため、新たに本条例を定めるものであります。

内容としましては、指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件や事業の人員、運営など介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準などでございます。

なお、施行については、平成27年4月1日となります。よろしくお願いいたします。

次いで、議案第7号 かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の制定についての趣旨を説明いたします。

介護保険法の改正に伴い、厚生労働省令で定める基準に従い、新たに本条例を定めるものでございます。

内容としましては、地域包括支援センターの包括的支援事業実施のため、職員に係る基準や当該職員の員数などでございます。

施行につきましては、平成27年4月1日となっております。

次いで、議案第10号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての趣旨を説明いたします。

子ども・子育て支援制度の関係法律が施行されることに伴いまして、関係条例の一部改正と廃止をするため、本条例を定めるものでございます。

内容としましては、保育所設置条例及び放課後児童クラブ条例の一部改正と保育の実施に関する条例の廃止をするためのものでございます。

施行につきましては、平成27年4月1日となっております。

次いで、議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨をご説明いたします。

介護保険法の改正に伴い、政令及び省令で定める基準に従い、介護保険条例の一部を改正するため、本条例を定めるものであります。

主な内容としまして、平成27年度から29年度までの保険料率として新たな階層を加えた各階層の所得基準と、保険料の額及び介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置期間を設けるものでございます。

施行につきましては、平成27年4月1日となっております。

以上、議会の議決を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次に、環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、議案第8号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についての趣旨説明をいたします。

観光交流施設として、市民及び観光客の交流促進と、農林水産物の地場産品の消費拡大を図り、地域の振興に資するため、当センターを設置するものでございます。

内容につきましては、名称及び位置、施設の内容、事業の内容、使用料等でございます。

施行年月日は、平成27年4月1日となります。よろしくお願いたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

議案第9号 かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定について、議案の趣旨をご説明いたします。

本条例は、平成25年9月に施行された、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえまして、いじめの防止等に係る基本的な方針を定め、本市、学校及び保護者の責務並びに地域及び児童生徒の役割を明らかにし、児童生徒が安心して生活する環境をつくることを目的として、新たに制定するものでございます。

主な内容としましては、市教育委員会及び学校等が実施する取り組みとしまして、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、市いじめ防止基本方針を策定すること、関係機関、関係団体との連携を図るため、市いじめ問題等対策連絡協議会を設置すること、さらに、いじめ防止等のための対策を実効的に行うよう、調査研究及び対策の審議等を行うための市いじめ問題等対策委員会を設置すること等を規定しております。また、重大事態の発生に対応するため、いじめ事案の調査委員会の組織について規定し、その調査結果によっては、市長が命ずる市いじめ事案再調査委員会において再調査を行うとしております。

なお、施行期日は、平成27年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第18号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の趣旨をご説明いたします。

あじさい館内にありますトレーニング室の移動や民間で運営していた食堂の撤退によって発生した、空きスペースを活用するための貸し出し規定を整備するものでございます。

施行期日は、周知期間を設け、平成27年7月1日としております。

続きまして、議案第20号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の趣旨をご説明いたします。

平成28年4月1日をもって統合する下大津・美並・牛渡・宍倉小学校をかすみがうら市立霞ヶ浦南小学校に、同じく統合する佐賀・安飾・志士庫小学校をかすみがうら市立霞ヶ浦北小学校にそれぞれ名称を定めるものでございます。

統合小学校の名称につきましては、統合委員会においてアンケートを実施し、それぞれ名称候補1点を選考した結果、霞ヶ浦南小学校、霞ヶ浦北小学校と決定されました。以上のことから、改正条例の制定をお願いするものでございます。

なお、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご説明いたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

説明をいたします。

議案第11号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政サービスの向上と効率化を図るため、現在の土木部下水道課と水道事務所水道課を統合し、新たに上下水道部を設置いたします。また、国や県の統計調査に関する事務を現在総務部で行っておりますが、市長公室に移管をするものでございます。

施行年月日は、平成27年4月1日とするものです。

続きまして、議案第17号 かすみがうら市宅地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、都市計画法の規定に基づく開発許可及び建築の許可等に関する事務の権限移譲を受けることになってございます。かすみがうら市宅地開発要綱を廃止することから、当要綱に規定する事業者からの開発寄附金につきまして、これまで基金に積み立てを行っておりましたが、要綱廃止により、その規定を削除をするものでございます。

施行年月日は、平成27年4月1日といたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

次に、消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

議案第21号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について趣旨をご説明いたします。

今回の改正につきましては、近隣市と消防団員の報酬、費用弁償等の調整を図るものでございます。

この条例は平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、議案第4号ないし第22号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 議案第 23号ないし議案第 28号

○議長（藤井裕一君）

日程第6、議案第23号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）ないし議案第28号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）までの6件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第23号から議案第28号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第23号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5576万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ175億7686万9000円とするものです。

次に、議案第24号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2116万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億565万8000円とするものです。

次に、議案第25号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ174万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5842万円とするものです。

次に、議案第26号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3783万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5470万9000円とするものです。

次に、議案第27号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ388万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2472万2000円とするものです。

次に、議案第28号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ346万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億6920万2000円とするものです。

以上、提案の理由を説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、議案第23号から28号までのご説明をいたします。

議案第23号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出予算の総額から5576万6000円を減額し、175億7686万9000円とするものです。

補正の内容についてですが、一般会計の各種事業について、それぞれの事業費が確定したことに伴い、減額となる事業が大半でございます。

その中で増額分を説明いたしますと、総務費では、基金運用事業といたしまして、公債費の償還額返還の財源として、減債基金を初めとする基金の積み増しを行うものでございます。民生費では、生活保護扶助費の医療費扶助費が不足となったために増額をするものです。

続きまして、議案第24号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に2116万1000円を追加し、53億565万8000円とするものです。

補正の内容につきましては、保険給付費を初めとする後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金など実績見込みにより予算を計上したものでございます。

続きまして、議案第25号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に174万9000円を追加し、6億5842万円とするものです。

補正の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金を予算計上したものです。

議案第26号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から3783万円を減額し、10億5470万9000円とするものです。

補正の内容ですが、下水道事業の事業費が確定したことにより減額をする内容でございます。

続きまして、議案第27号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から388万2000円を減額し、4億2472万2000円とするものです。

補正の内容ですが、農業集落排水事業の事業費が確定したことにより減額をするものでございます。

続きまして、議案第28号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に346万1000円を追加し、31億6920万2000円とするものです。

補正の内容ですが、平成27年度から始まる第6期介護保険事業のシステム改修等に係る予算を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、議案第23号ないし第28号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 7 議案第 29号ないし議案第 35号

○議長（藤井裕一君）

日程第7、議案第29号 平成27年度かすみがうら市一般会計予算ないし議案第35号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計予算までの7件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第29号から議案第35号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第29号 かすみがうら市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額はそれぞれ180億円で、前年度比16億6251万6000円、10.2%の増となっております。

次に、議案第30号 かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額はそれぞれ57億6935万1000円で、前年度対比7億175万1000円、13.8%の増となっております。

次に、議案第31号 かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額はそれぞれ6億4685万2000円で、前年度対比923万2000円、1.4%の増となっております。

次に、議案第32号 かすみがうら市下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額はそれぞれ11億2313万2000円で、前年度対比3773万2000円、3.5%の増となっております。

次に、議案第33号 かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額はそれぞれ4億3639万1000円で、前年度対比1299万1000円、3.1%の増となっております。

次に、議案第34号 かすみがうら市介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額はそれぞれ32億1327万9000円で、前年度対比9367万9000円、3.0%の増となっております。

次に、議案第35号 かすみがうら市水道事業会計予算につきましては、収益的収支における収入が9億9130万3000円、支出が10億3548万8000円、資本的収支における収入が1億6450万1000円、支出が4億6450万6000円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億5000万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたします。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、順次、議案の趣旨説明を求めます。

議案第29号ないし第34号の説明を求めます。

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、議案第29号から議案第34号までの説明をさせていただきます。

議案第29号 平成27年度かすみがうら市一般会計予算につきましては、180億円ちょうどの計上でございます。前年度比較で16億6251万6000円、10.2%の増となっております。

まず、歳入からご説明を申し上げますと、市税につきましては52億5324万1000円の計上で、前年度と比較をいたしまして1.2%の減となっております。その要因といたしましては、団塊世代の離職等により市民税の減収や固定資産税の評価替え等によるものでございます。地方譲与税から地方特例交付金につきましては、国が策定をいたしました税収の見通し、交付実績により、それぞれ計上をしたものでございます。国庫支出金につきましては、小中学校統合環境整備や神立停車場線整備に要する経費などが増加し、前年度と比較をいたしまして4億1224万7000円、19.0%の増となっております。地方債につきましては、神立停車場線整備、学校統合施設整備、下稲吉小学校施設整備事業などへの合併特例債を活用、また、消防団デジタル無線配備への緊急防災・減災事業債とあわせ、臨時財政対策債の発行などにより、前年度と比較をいたしまして7億4240万円、36.0%の増となっております。基金からの繰入金は、土浦協同病院建設支援事業補助金などにより充当するものとし、3億5774万4000円、63.0%の増となっております。

続いて、歳出についてご説明をいたします。

1 款議会費では1億4424万2000円の計上で、9.1%の増となっております。

2 款総務費につきましては17億9813万円の計上で、13.1%の減となっております。その要因といたしましては、平成27年度につきましては選挙執行がないことにより選挙費用などの減、あるいは合併特例債を活用した地域振興基金への積立金の減少などによるものでございます。また、新規事業といたしまして、交通安全対策事業として市内に設置をされております防犯灯の電灯LED化や、マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書発行を行うための予算を計上してございます。

3 款民生費では58億5674万6000円の計上で、前年度とほぼ同額になってございます。主な内容といたしましては、昨年に引き続き、国の経済対策によります臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金のほかに、子ども・子育て支援制度に基づく認定こども園事業や家庭的保育事業、放課後児童クラブなどの予算を計上してございます。

4 款衛生費では13億5733万7000円の計上で、37.3%の増になってございます。主な内容といたしましては、土浦協同病院のおおつ野地区への移転に伴う財政支援、法定・任意の予防接種事業、一般廃棄物処理事業などの予算を計上してございます。

5 款労働費では2320万3000円の計上で、4.9%の減となっております。その要因といたしましては、人件費などの減少によるものです。

6 款農林水産業費は6億3807万3000円の計上で、14.3%の増となっております。主な内容といたしましては、加茂地区にありますゲート設置工事、農地維持・資源向上対策事業などの予算を計上してございます。

7款商工費では2億3020万1000円の計上で、41.9%の減となっております。その要因としては、帆引き船造船、交流施設工事などの完了によるものです。主な内容といたしましては、商工振興対策事業費補助金、活性化センターの増築工事、観光サイクリング事業などの予算を計上してございます。

8款土木費では23億2884万7000円の計上で、20.1%の増となっております。主な内容といたしましては、道整備交付金事業を活用した幹線道路の整備、神立駅周辺整備事業、神立停車場線整備などの予算を計上しております。

9款消防費では9億6065万円の計上で、11.4%の減となっております。その要因といたしましては、千代田地区防災無線の整備が完了したことによるものです。主な内容といたしましては、消防本部西消防署の庁舎の耐震改修補強工事、消防団へのデジタル無線整備などの予算を計上しております。

10款教育費では27億9474万1000円の計上で、90.6%の大幅な増になってございます。これは、霞ヶ浦地区の小中学校統合施設整備のほか、下稲吉小学校の施設整備、帆引き船の展示施設新築工事などの経費によるものでございます。

12款公債費につきましては18億3752万8000円の計上で、2.8%の増となっております。特例債等の償還額によるものでございます。

続きまして、議案第30号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきましては、57億6935万1000円の計上で、前年度比較で7億175万1000円、13.8%の増となっております。

歳出の主な内容につきましては、保険給付費や共同事業拠出金などの予算を計上しております。

議案第31号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、6億4685万2000円の計上で、前年度比較で923万2000円、1.4%の増となっております。

歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合への保険料の納付金などの予算を計上しております。

続きまして、議案第32号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算につきましては、11億2313万2000円の計上で、前年度比較で3773万2000円、3.5%の増となっております。

歳出の主な内容につきましては、公共下水道の中継ポンプや管渠等の維持管理経費などの予算を計上しております。

議案第33号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、4億3639万1000円の計上で、前年度比較1299万1000円、3.1%の増となっております。

歳出の主な内容につきましては、処理施設の維持管理経費などの予算を計上してございます。

続きまして、議案第34号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計予算につきましては、32億1327万9000円の計上で、前年度比較で9367万9000円、3.0%の増となっております。

歳出の主な内容につきましては、第6期介護保険事業を推進するに当たり、保険給付事業や地域支援事業等の各種事業に係る予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第35号の説明を求めます。

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

議案第35号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案につきましては、平成27年度の水道事業業務の予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出などの事業量をそれぞれ定めるものでございます。

予算第3条、収益的収入及び支出につきましては、収入を前年度比0.4%減、金額で410万2000円減の10億9130万3000円とし、支出を対前年度比9.4%減、金額にいたしまして1億769万1000円減の10億3548万8000円とするものです。

また、予算第4条、資本的収入及び支出につきましては、収入を対前年度比54.7%減、金額で1億9860万円減の1億6450万1000円とし、支出を対前年度比32.0%減、金額で2億1845万6000円減の4億6450万6000円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、議案第29号ないし第35号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

ここで、お諮りをいたします。

ここで昼食休憩に入りたいと思いますが、このまま進み、日程第8に入ってもよろしいでしょうか。お諮りいたします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

それでは、続けて日程第8から入ります。

日程第 8 議案第36号 霞台厚生施設組合への加入について

○議長（藤井裕一君）

日程第8、議案第36号 霞台厚生施設組合への加入についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第36号 霞台厚生施設組合への加入につきましてご説明を申し上げます。

本案は、霞台厚生施設組合に加入するため、議会の議決をお願いするものです。

詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、議案第36号 霞台厚生施設組合への加入についてご説明いたします。

ごみ処理広域化に係る計画の策定及び調整並びに当該計画に基づく一般廃棄物処理施設の建設及びこれに附帯する事務を石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の3市1町において共同処理するため、地方自治法の規定に従い、平成27年4月1日から、霞台厚生施設組合の規約により、当組合に加入することについての議決を求めるものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、議案第36号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 9 議案第37号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結について

○議長（藤井裕一君）

日程第9、議案第37号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第37号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

本案は、美並小学校プール改築工事請負契約を締結することにつきまして、議会の議決をお願いするものです。

詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第37号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結について、提案の要旨を説明いたします。

本案は、美並小学校プール改築工事請負契約を締結することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

工事名称は美並小学校プール改築工事で、工事場所はかすみがうら市深谷地内となっております。契約の方法は一般競争入札による契約で、契約金額は3億6288万円。契約の相手方はエム・テック・成島電気工業特定建設工事共同企業体で、代表者は水戸市、株式会社エム・テック水戸支店、構成員はかすみがうら市宍倉、成島電気工業株式会社となっております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、議案第37号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第10 議案第38号ないし議案第41号

○議長（藤井裕一君）

日程第10、議案第38号 市道路線の廃止についてないし議案第41号 市道路線の認定についてまでの4件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第38号から議案第41号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第38号 市道路線の廃止につきましては、市道路線の用途を廃止するため、議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第39号から議案第41号までの市道路線の認定につきましては、3路線を市道として認定するに当たり、議会の議決をお願いするものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案の趣旨説明を求めます。

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

議案第38号 市道路線の廃止について趣旨をご説明いたします。

本案は、中志筑地内に位置する市道8-2516号線、総延長47メートル、最小幅員0.6メートル、最大幅員1.4メートルにつきまして、申請者所有地と一体化し農地として利用したいとの用途廃止事前協議申請書が提出をされてございます。

現地調査の結果、申請路線は未供用路線で、終点が行きどまり、申請者の私有地に接続し、地元行政区長、隣接地権者の同意も得てございます。

よって、市道路線を廃止することにつきまして、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第39号 市道路線の認定について趣旨をご説明いたします。

本案は、上志筑地内に位置し、茨城県県南農林事務所が農村空間整備事業東筑波地区農道4号線として整備した路線でございます。延長945メートル、最小幅員6.0メートルで、片側に雨水排水側溝を設置しており、県が所有してございます土地改良財産拡幅用地でございますが、本市への譲与に係る登記事務が完了いたしましたことに伴い、市道8-2909号線として認定することにつきまして、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第40号 市道路線の認定について趣旨をご説明いたします。

本案は、稲吉東三丁目地内に位置し、都市計画法の規定に基づく開発行為により築造された道路でございます。延長110メートル、幅員は6.0メートルから12.6メートル、両側に雨水排水側溝を設置しており、浸透アスファルト舗装で施工されてございます。

よって、市道8-2910号線として認定することにつきまして、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第41号 市道路線の認定について趣旨をご説明いたします。

本案は、下稲吉向原地区に位置し、都市計画法の規定に基づく開発行為により築造された道路でございます。延長139メートル、最小幅員は6.0メートル、最大幅員10.2メートル、両側に雨水排水側溝を設置しており、浸透アスファルト舗装で施工され、市道8-2911号線として認定することにつきまして、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、趣旨説明といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、議案第38号ないし第41号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月6日にいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第11 選挙第8号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙

○議長（藤井裕一君）

日程第11、選挙第8号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とし、議長から指名することと決しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に小松崎 誠君を指名いたします。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議長が指名した小松崎 誠君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選者と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名したとおり、小松崎 誠君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました小松崎 誠君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日3月4日、定刻より一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 0時08分

平成27年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第2号

平成27年3月4日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局 長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	高田忠君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	杉田正和

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 来栖丈治 議員
- (2) 宮嶋謙 議員
- (3) 矢口龍人 議員

日程第 2 推薦第 1号 農業委員会委員の推薦について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 来 栖 丈 治 議員
- (2) 宮 嶋 謙 議員
- (3) 矢 口 龍 人 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	来栖丈治	1. 新協同病院開院に向けての交通弱者対策について
		2. 小学校統合に向けた通学路の安全対策について
		3. 空き家対策について
		4. 使用済みの小型家電の回収について
(2)	宮嶋 謙	1. 職員数の適正化について
		2. 水道料金の値下げについて
(3)	矢口龍人	1. 新治地方環境クリーンセンターを解散・処分して新たな枠組みによる広域ゴミ処理施設建設について
		2. 新石岡地方斎場の式場使用料の補助金について
		3. 千代田地区の市街化調整区域内の宅地化について
		4. 千代田地区小中学校の統合整備について

日程第 2 推薦第 1号 農業委員会委員の推薦について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は、16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は通告に基づき、市の一般事務についてたずね場です。したがって、通告外の質問及び市政以外についての質問は認められませんので、ご注意願います。

また、各種法令を遵守した上で発言していただくことを求めます。

執行部に申し上げます。

能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁を心がけるようお願いをいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

○4番（来栖丈治君）

おはようございます。

1月25日の市議会議員一般選挙におきまして、当選の栄に浴し、この場に帰ってくる事ができました。ご支援を賜りました多くの皆様方に心から感謝の言葉を申し上げます。育ていただきました地元の皆様方のため、これまでの活動、お世話になった行政での経験、これまでの出会いにより私に影響を与えていただきました多くの皆様方の期待に応えるべく、真っすぐに、前向きに、かすみがうら市発展のため、議員活動を進めていきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

早速、通告により一般質問をさせていただきます。

まず最初に、土浦市おおつ野地区に移転開院が予定されている土浦協同病院の関係で質問させていただきます。

昨年の9月の一般質問で新協同病院のアクセス道路、開院後の国道354号線の混雑緩和策などについてお伺いをした際、答弁の中で、協同病院のおおつ野移転による利用者増加や移動手段の変化に対応するため、霞ヶ浦広域バスや路線バス、新たなバス運行経路などについて検討し、乗り合いタクシー運行形態の見直しなども必要と考えている。交通弱者には新たな交通網の検討、救急搬送時の搬送ルートの充実も必要との考えが述べられました。

地域公共交通活性化再生法の一部改正をする法律が、昨年11月20日に施行されていますが、民間事業者に頼ってきた地域公共交通を持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築に向け、地方公共団体、市町村に加え都道府県を入れる改正があったわけでございます。民間事業者が中心であった従来の枠組みを脱却し、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となり、住みやすく、活力に満ちた地域生活の実現を図るべく、まちづくりの一環として取り組む必要性が改正の精神で、これまでの地域公共交通総合連携計画が、地域公共交通網形成計画と改められ、広域的な交通圏にも対応できるよう、市町村が単独、または共同して作成するほか、都道府県も市町村と共同して作成することが可能になったとお聞きしています。

そのような背景の中で、新協同病院開院に向けた高齢者や子どもたち、交通弱者に対するその後の交通網の検討、進捗状況についてお伺いをいたします。

次に、平成28年4月に予定されている小学校の統合に向けた通学路の安全対策についてお伺いをいたします。

中学校の統合の際、スクールバスの路線検討に当たり、安全な乗降所が少ない、難しいという話が聞かれました。また、対象地域が狭く対象人数が少ない中でそのような話であったので、小

学生は対象範囲、人数ともに多いわけですから、乗降所問題は大きな問題となると判断されるわけであります。また、昭和の合併以降、学校の大幅な変化の時期に際し、通学路の大きな変化の中で道路の安全性、歩道の整備、スクールバスの運行範囲など、保護者からの不安など耳にする機会があります。教育委員会、学校の対応についてお伺いをいたします。

加えて、地域から心配の声が高い、水資源道路と交差する赤塚から栖形に抜ける5差路については、早急な信号機の取り付け、必要な道路改修など進捗状況をお聞きしたいと存じます。

また、松本から幕戸に抜ける交差点はカーブミラーでしか確認できないような交差点のため、少しでも見通しのきくような改善措置を幾つかお願いしたいと思います。

そこで、1点目として、教育委員会や学校では子どもたちの安全な登下校のため、通学路選定や対策を講じているのかお伺いいたします。

2点目として、水資源道路と交差する見通しの悪い道路が目につきますが、通学路として安全を図るための今後の計画はあるのか伺います。

次に、空き家対策についてお伺いをいたします。

平成25年7月から8月下旬にかけて、行政区長さんや職員などの協力により空き家の実態調査が行われ、平成26年7月1日施行の市空き家等の適正管理に関する条例の基礎資料となったとお聞きしていますが、実態調査の取りまとめ状況と、その後の行政側の現地調査や対応についてフィードバックされていないようなので、「実態調査に協力いただいた区長さんから、どうなっているんだ」というようなことが聞かれます。

1点目として、行政区の協力をいただいた空き家の調査を実施し、空き家の適正管理に関する条例も整備されましたが、現状について伺います。

2点目として、昨年10月、稲吉東5丁目の物件について、以前の区長さんから「空き家の調査に協力したが、その後何の連絡もなく、塀が倒れそうなので、また、そこは通学路で子どもたちが危ないんだ。早急に何とかしてほしい」という話を聞き、防災安全室に連絡を取り、結果的には塀が外側に倒れないような応急措置を講じていただきました。本当にありがとうございました。しかし、保護者や地域住民にとってはそれだけでは困るということです。さきに制定した条例の趣旨にのっとった市の対応について伺いたいというものです。

2点目は、稲吉東5丁目付近の空き家について、その後の進捗状況をお伺いいたします。

最後に、使用済みの小型家電の回収についてです。

携帯電話やデジカメなど身近な小型家電には、鉄、アルミ、金、銀、レアメタルといった多くの有用金属が含まれています。今までこれらは使われなまま家庭で放置、保管されていたり、多くは燃やせないごみとして廃棄処分されてきました。捨てればごみ、廃棄処分に多額の費用がかかります。しかし、リサイクルすればお宝の山、貴重な資源となります。日本で1年間に使用済みとなる小型家電機器等は65万トンに及びます。それに含まれる有用金属は25万トン、金額ベースで844億円とも国では試算されています。有用金属は資源として有効に活用され、循環型社会の形成につながります。

使用済み小型家電の再資源化等国内で適正に処理し、有用金属やレアメタルなどを有効な再利用を推進するため、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が平成25年4月に施行、いわゆる小型家電リサイクル法に対応した国の実証事業に、山口県山陽小野田市を含む4市

1 町が採択され、昨年、平成26年3月から市内の各施設で使用済み小型家電の回収を呼びかけています。この実証事業は小型家電を効率よく回収する方法を検証しながら、適正な処理方法の確立に向け、より効率的な、そして効果的なリサイクルシステムの構築を検討するということであり、小型家電リサイクル法の趣旨を踏まえ、有用金属のリサイクルに取り組む市町村がふえつつありますが、本市としての所見をお伺いいたします。

以上で、私からの1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

来栖議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の新協同病院開院に向けましての交通弱者対策につきましては、市長公室長から答弁をいたさせます。

次に、2点目の小学校統合に向けました通学路の交通安全対策につきましてはの1番、通学路の選定や対策につきましては教育部長から、2番、水資源道路と交差します通学路の安全を図るための今後の計画につきましては、総務部長並びに土木部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3点目の空き家対策につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、4点目、使用済みの小型家電の回収につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

1点目のおおつ野地区での新協同病院の開院に向けての交通弱者対策につきまして、お答えをいたします。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が昨年11月20日に施行されました。改正に基づき、国では地域公共交通ネットワークの形成に向けた計画策定に対する調査支援を行うこととしております。

このことから、本市では平成27年度に地域公共交通会議を通じながら、地域公共交通網形成計画の策定を予定しております。現在、土浦市と共同で進めております神立駅周辺整備事業や、平成28年3月に予定をされております土浦協同病院のおおつ野地区への移転・開院など、これら大きな環境の変化に合わせ、市民の移動のニーズに対応した新しい交通網を形成していく必要があると考えております。

さらに、現在、公共交通会議を主体といたしまして、近隣の土浦市、行方市と共同で広域運行をしております霞ヶ浦広域バスにつきましては、病院の移転・開院に合わせ、運行経路の見直しを現在、検討しているところでもございます。今後も、市民の皆さんの声を反映しながら、交通

弱者に対し持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

来栖議員のご質問にお答えいたします。

私からは、2点目1番の、教育委員会や学校では子どもたちの安全な登下校のため、通学路選定や対策を講じているのかとのご質問にお答えいたします。

通学路の選定に当たりましては、児童生徒の通学時における交通の安全を高めるために必要な事項を定めるものとしまして、かすみがうら市立小中学校の通学路に関する要綱を制定しております。この要綱に基づきまして、各学校長が通学路を選定し、教育委員会へ届け出ることとしております。

また、各学校では通学中の交通事故を防止するために、通学路を定期的に点検して安全確保に留意するよう定めるとともに、教育委員会は学校長と連携し、通学路の交通安全施策等の重点的な整備・充実について、関係機関に積極的に働きかけ、安全な道路環境づくりの促進に努めることといたしております。

このようなことから、これまでも各学校やPTAのご要望をいただきながら、横断歩道の設置や歩道の整備など関係機関への働きかけを行いまして、改善に努めてきたところでございます。今後も学校との連携を取りながら、関係機関への働きかけをしていきたいと考えております。

なお、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進としまして、文部科学省、国土交通省、警察庁の三省庁から通学路交通安全プログラムの策定を求められております。当市におきましても、このプログラムの策定と通学路安全推進会議を設置することで、関係機関のより一層の協力を得ながら、通学路の安全対策に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

来栖議員のご質問にお答えをいたします。

私のほうからは2点目、小学校統合に向けた通学路の安全対策についての2番、水資源道路と交差する赤塚から栖形に抜ける5差路の信号機設置要望についてお答えをいたします。

議員ご指摘の水資源道路と交差する赤塚から栖形に抜ける5差路の信号機設置要望につきましては、平成22年12月15日に旧南中学校及びPTA会長から要望がございまして、土浦警察署へ要望書を提出しております。信号機設置は茨城県警察本部の所管となりますことから、土浦警察署から茨城県警本部へ上申をしていただいたところでございます。

さらに、要望中の未実施箇所については、毎年度継続して土浦警察署へ要望をしておりまして、ご指摘の箇所についても平成23年度、平成24年度と継続して要望してまいりました。平成25年度

には赤塚西区長から同内容の要望がありましたので、再度こちらにも要望をしてございます。信号機の設置につきましては、現地の交通状況及び道路の利用頻度や付近の規制状況等を考慮して判断するというところでございますけれども、県内各箇所からの要望が多く、設置に至るまでには相当の時間を要しているのが現状でございます。

次に、3点目、空き家対策についての1番、空き家対策の現状についてお答えをいたします。

平成25年8月に今後の施策の基礎資料とするため、行政区長に協力をいただきまして、空き家の件数、状況等の調査を行いました。調査の結果、216件の情報が報告をされ、かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定となりました。216件の空き家のうち、倒壊のおそれがある空き家と報告をいただきました17件と、条例施行後に行政区長や近隣住民の方から相談がありました18件については、職員による外観調査を行い、条例に沿って立ち入り調査や改善要請、応急措置等を行ってきております。今後、管理不全な空き家の解消に向けまして、制度の周知を図るため、来年度の固定資産税納税通知書に空き家条例のチラシを同封し、周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、利活用が可能な空き家につきましては、空き家バンクと連携をして対策を講じてまいりたいと考えてございます。

次に、3点目2番、稲吉東5丁目付近の空き家の進捗状況についてお答えをいたします。

当該空き家につきましては、来栖議員、また矢口議員からも情報提供をいただきましたけれども、通学路に面したブロック塀が地震等の自然災害により倒壊するおそれがあるという状態のものでございました。そのため、所有者等の確知はできていませんでしたが、条例に基づきまして、実態調査、立ち入り調査を行い、管理不全な状態であり緊急の措置を講ずる必要があると判断したため、応急措置を実施いたしました。応急措置はブロック塀を短管パイプで補強をいたしまして、番線で敷地内から引っ張るという工事を行ってございます。今後は所有者等の確知を行い、当該空き家の管理不全が解消されるよう、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

具体的には今後とも確知に努め、改善要請を行い、改善がない場合は指導、さらに改善がない場合には勧告、さらに命令、公表、戒告と進みまして、それでも改善が見られなかった場合に行政代執行を検討するということになってまいります。

私のほうからは以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

来栖議員の質問にお答えをいたします。

2点目2番、水資源道路と交差する見通しの悪い道路が目につきますが、通学路として安全を図るための今後の計画についてのご質問にお答えをいたします。

安全で安心な道路整備につきましては、自動車・自転車・歩行者の通行帯が分離されて通行できることが理想であり、個々の道路は交差点によって結ばれ、初めて面的な交通需要に応えるネットワークとして機能するものでございます。現在、幹線道路につきましては国・県の補助事業を積極的に活用した整備を、生活道路につきましては市の単独事業として整備を推進しておりま

すが、行政区などの整備要望に十分な対応ができていないのも事実でございます。

また、年次的に歩道整備を進めてございます市道7034号線、通称水資源道路でございますが、全体延長5,144メートルのうち、霞ヶ浦中学校、牛渡小学校の通学路であります県道石岡・田伏・土浦線の牛渡房中地内から赤塚入口交差点までの2,447メートル区間につきましては、国の補助事業を活用し、平成28年度完成を目途に実施をしているところでございます。

今後の計画でございますが、赤塚入口交差点から県道戸崎・上稲吉線までの2,667メートル区間につきましても、道路交通における交差点の安全への役割は大きく、適切な計画、実施設計及び運用は極めて重要でございますので、さらなる延伸工事を実施する際には危険な交差点の改良計画を視野に入れ、反映したいと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、4点目、使用済みの小型家電の回収について、小型家電リサイクル法の趣旨を踏まえ、有用金属のリサイクルに取り組む市町村がふえつつありますが、本市としての所見を伺いますとの質問にお答えいたします。

本市での使用済み小型家電の回収の現状につきましては、従来の分別区分に従って環境クリーンセンターに排出されましたごみの中から、使用済み小型廃家電を抜き取るピックアップ回収及び環境クリーンセンター内にボックスを設置し回収している状況となっております。回収量といたしましては新治広域全体ではありますが、毎月約10トンほどの量をリサイクル業者へ売り払っている状況です。小型廃家電の中には、議員ご指摘のように有用金属が含まれており、貴重な資源であることから、今後につきましても、先進地事例等を研究しながら回収を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

公共交通の関係です。

ありがとうございます。土浦市や行方市、路線バス事業者、乗り合いタクシー事業者等の協議経過があれば内容をお聞きしたいと存じます。

また、協同病院自体に交通弱者への支援策、例えば循環バスのような運行計画などの有無など、何らかの要望や協議をした経過があればお伺いをしたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、まず1点目の土浦市、また行方市との3市における霞ヶ浦広域バスを共同運行している中での協議の状況でございます。

また、この中で土浦協同病院の移転・開院に合わせて具体的な協議の見直しにつきましては、それぞれにおいて協議をしているという状況でもございます。その内容につきましては、この来年度、平成27年度からの計画を策定するに当たり、両市の連携を図っていく、お互いに相互協力をしながら進めていこうということについてはご承諾をいただいているという状況でもございます。

また、土浦協同病院の交通弱者と申しますか、高齢者への配慮の点につきましては、玄関先のロータリー部分にまで公共バスを乗り入れていただくというようなご承諾をいただいております。また、この協同病院がおおつ野に移転をすることにより、現在の真鍋地区から、既に土浦駅を最寄り駅としておりますが、さらにおおつ野地区になりますと神立駅が最寄り駅となる予測をしておりますので、今後さらに土浦市とあわせた広域連携というものの中で、この計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。かすみがうら市の公共交通会議の中でも、この進捗の状況、心配する声が出ていると聞いております。地域再生計画で石岡市や土浦市、かすみがうら市で連携し道路づくりをしている経過もあります。広域的な観点から公共交通の組み立てを期待する声が大きいわけです。神立駅から協同病院への公共交通の乗り入れによる土浦市民とかすみがうら市民の相互利用の効果的な連携路線、あるいは土浦駅からの乗り入れによる効果的な路線。加えて本市との連携でかすみがうら市民の相互利用の可能性がないか。あるいは、石岡駅からの乗り入れによる石岡市民とかすみがうら市民の相互利用の可能性などについて、バス運行事業者を加えて、また、今回の法改正の趣旨から茨城県を加えて協議も必要ではないかと私は考えております。

まずは、かすみがうら市民のための公共交通のあり方について、本市の方針を早急にまとめて、地域から土浦駅、地域から神立駅、地域から石岡駅といった交通弱者の生活支援について、近隣の自治体、茨城県を加えた広域での協議の必要性を感じておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

そんな中で、開院まで1年ですが、新路線の認可がおりにるまでに4カ月ほどかかると聞いておりますので、神立駅からの新ルートなどは土浦市の対応によるところが大きいのと思いますが、本市の考え方をまとめた上で広域協議を行って、交通弱者に対するきめ細かな公共交通網の整備、提供が図られるよう、要望をいたしたいと存じます。

次に、小学校の統合に向けた通学路の安全について、2回目の質問をさせていただきたいと存じます。

私が小中学校の保護者として学校に行っていた時期は、どこが危ないのかというような話が出た際の対処という動きであったというふうに記憶をしております。学校が変わる、3つ、あるいは2つの小学校が今回は新しい道路利用、通学路利用、通学手段の利用と、全て新しくなるわけでございます。子どもたちの安全な登下校をテーマとして、学校ごとに話し合いの場、聞く場をきちんと持って、不安の解消、必要な安全措置などが図られるべきと考えます。各学校から持ち

寄せられた不安が解消され、そして通学路の安全措置が講じられて、平成28年4月の統合を迎えるべき、それが本来あるべき姿と考えますが、教育委員会の考えをお聞きいたします。いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

まさに新たな通学路、初めての通学路となるわけでございます。平成28年4月開校予定の霞ヶ浦地区の2つの小学校の通学路に関しましては、統合委員会でも心配があるという声が指摘をされてございます。危険箇所の判断はもちろんのことではあります、登校班の編成を含めまして、今後具体的に検討していきたいというふうに考えてございます。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

本当は私から改めて言うまでもなく、仕組みなどは以前からあったんだろうと思うんです。今回は大きな変化のときであります。話し合いを通して保護者の不安の解消を図り、必要な改善点が明らかになったものを、教育委員会として道路行政に対して改善要望、要求を強い姿勢で臨んでいていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、水資源道路の関係です。

先ほど、土木部長から水資源道路の歩道化1期工事が平成28年度完成で、現在、牛渡から赤塚の交差点のところまでやっているんだよというような説明がございました。今後、2期工事を通して水資源道路と交差する見通しの悪い道路の改善もあわせてお願いしたいというふうに思っておるわけでございますが、いつ事故があるかわからないわけですので、できるだけ早急な対応をお願いしたいと思います。

加えて内加茂から水資源道路まで、不法投棄のある暗い道があるわけです。これは白井沢から幕戸、水資源道路まで、現在、平成28年度の事業として道路の拡幅工事がされているかと思うんですけれども、その道路の延長として水資源道路から内加茂まで、通称通学路と言っている道ですが、その道に対する保護者の願いが、広くして、明るくして、きれいにしてほしいという願いが多く聞かれるわけです。また、地域住民にとっても要望が強いわけです。今後、その年次計画等を立てて取り組むような考えがあるかないか、市の具体的な考えをお聞きしたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

水資源道路の早急な対応というご質問でございますけれども、整備に際しましては測量調査、物件補償調査、拡幅用地の買収、そして工事といった一連の業務を実施しているところでございます。したがって、1期工事の進捗状況を見きわめながら計画するものでございますが、今現在、拡幅用地につきまして数名の地権者の同意が得られていないというような状況もございま

すので、現時点では検討課題とさせていただきたいというふうに考えてございます。

次に、現在、県の補助事業であります安心・安全な生活道路整備市町村補助事業で進めてございます。市道7096号線、深谷下郷地内を内加茂地内の県道戸崎・上稲吉線までの延長1,050メートルの延伸整備計画かと思えます。事業決定には費用対効果を初め地域間の平準化、地権者の同意があること、道路整備の必要性が高いことなどを勘案し判断を行っているところであり、限りある予算を的確に配分した事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。厳しい財政事情とは承知しておりますが、また、用地交渉なども発生すると思えます。しかし、中学生が安全な通学、現在も今後も将来にわたってその道を常時使っているわけであります。また、地域の安全な暮らしの実現に向けて何とか進めていって、いい仕事をしていっていただきたいなど、やっていただきたいというふうに思っておりますので、強く要望をしたいと存じます。どうぞよろしく申し上げます。

続いて、空き家対策について再質問をさせていただきたいと思えます。

危険な状態を取り除き、住民の安全な暮らしを守るためにも条例に基づいた対応をお願いしたいところではございます。昨年11月25日の私の一般質問で、人口減少に歯どめをかける手段の一つとして空き家情報登録制度の有効活用を挙げ、現状を聞いたわけです。その際、公室長から、県内外から照会は多数あるんだよと。しかし、登録が2件ということで、今後地域の行政区長さんの協力をいただいて、登録物件をふやしていくというような答弁があったわけです。その際、地域の行政区長さんとの協力関係により、私から市民協働のモデルになるような取り組みを要望させていただいたわけではございます。

一方で、今回の空き家の危険な状態が調査から1年間以上放置された形になりました。情報の送信を受けただけで、情報の共有がない状態であったということです。市長公室では行政区長さんにもっと協力いただいてふやしたい。総務部の実態調査のフィードバックができない中で、区長さん方が心配しているというような状況になっておりまして、市民協働とはほど遠い状態と感じます。とても心配な状況です。このようなことが全てではないと思えますが、市部局の連携を高めて住民の協力を仰ぎながら、ともにかすみがうら市はいいよとなるような仕組みづくり、お世話になって、おかげさまでとなるような行政が必要と思えますが、何とか改善措置はないでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、空き家バンクの視点のほうからお答えをさせていただきます。

空き家バンクの制度につきましては、移住、あるいは定住化の促進、また地域の活性化という、こういう点から、現在、市のほうでも推進をしているところでもございます。現在の登録件数は

4件と少ない状況でもあり、なかなか契約に至っていないというのが現状でもございます。そういう中で、先般、地元区長会長にお集まりいただきまして、東京のふるさと回帰センターあたりからの講師をお招きして、実際の現状点についてのセミナーを開催したというところでもございます。地方創生の緊急交付金事業の中でも移住者へ対する助成金、あるいは金融機関等からの低金利の融資など進めておりますので、私のほうの立場とすれば、やはりどんどん移住、定住化促進のための地域振興策というものは進めていかなければならないという考えで推進をしている状況でもございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

市長方針の市民協働という部分が市長方針の中心的部分であるかと思えます。部局内の連携を高めたり、行政と住民と行政区と一体になって、こう進められるようなこと、仕組みづくりが早急にされるべきではないかなというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

大塚団地にも空き家が問題になっているとお聞きしまして、お話を伺ったところ、高齢化団地になってしまったと。しかし、住民が協力してカーブミラーを磨いたというようなことをおっしゃっていました。また、空き家にもハクビシンが入っているところがあるというようなことをおっしゃっておられました。そして、私から空き家対策も所有者との接触がとれないというような担当課の話、悩みを話させていただいたときに、「区に相談してほしい、説明会でも開いてもらえれば協力できることもあるんじゃないかなと。一つずつ潰していくよりほかないんだよ」というようなことを話されておりました。かすみがうら市にもすばらしい住民の方、行政区があるなと感心をした次第です。私も行政区との、できる範囲内となってしまうと思うんですが、情報の共有をして、解決できるものから一つ一つ解決するよりほかにないのかなというふうに思っております。

前にも申し上げましたが、空き家も新しいものは資源であり、古い物件で管理されていない物件になると、地域の安全な暮らしを脅かす存在となることは私から申し上げるまでもありません。行政と地域とが一体となって問題解決に当たっていく、そのようなことを強く要望したいと存じます。

最後になりますが、小型家電リサイクル法の関係です。

細かな部分までお調べをいただきました。当市では広域事務組合の取り組みで、ピックアップ方式で小型家電の回収をしているので、現実的に市としては具体的な取り組みはしていないし、今後も、現在のところは考えていないというような内容であったかと思えます。国や環境省として、資源の乏しい我が国の現状や実態を憂いて、小型家電リサイクル法として法整備をした経過があると思えます。当市としても本趣旨にのっとり、小型家電リサイクル法の対象家電品とはどんなものか示すだけでも住民の意識向上になります。広報やパンフレットなどで啓発活動を行ったり、イベントなどの機会にリサイクル家電回収ボックスなどを設置したりして、住民の意識を高めるための何らかの推進策を実施いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

繰り返しになって大変申しわけございませんけれども、小型廃家電指定品目であります携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機等の中の、特に基盤や回路にはアルミや銅のベースメタル、貴金属、レアメタルが含まれております。議員ご指摘のように小型廃家電の回収には、やはり周知、また意識改革をすることが極めて重要と考えております。今後につきましても、イベントの回収等の先進地事例等も参考にしながら、回収等の啓発を十分に行ってまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。ぜひともリサイクル意識というか、そういったものを市民に広げるような取り組みを期待したいと思うんです。

そのほか、聞きたいこともあるんですけども、これぐらいにして、かすみがうら市のホームページで当市のごみカレンダーを見ますと、濡れや汚れのひどいものはリサイクルできませんので、可燃ごみとして出してくださいという記述があります。また、クリーンセンターで取り扱いできない、いわゆる二輪車のリサイクルであるとか、家電リサイクル法の関係、パソコンのリサイクルについての掲載があります。ごみカレンダーとしては全くそのとおりだと思います。しかし、ホームページなどを見ていて感じたのは、担当課としてはごみの減量化推進の観点からリサイクルについての住民啓発、当市のリサイクルの実情、例えばビニールなどは回収されてサンダルになっているというような情報なども含めて、回収の実績なども記載して協力を仰ぐような取り組みが必要ではないかと思います。ご検討をお願いし、要望といたしたいと存じます。

以上で、私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思います。

担当部課長の対応や真摯なご答弁に心から感謝申し上げまして終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君の一般質問を終わります。

暫時休憩にします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時04分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

皆さん、こんにちは。

ことし1月の市議会議員選挙で議席をちょうだいいたしました宮嶋 謙と申します。多くの市民の皆様のご支援をいただきまして、そのご期待に沿うべくしっかりと仕事をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、今回は私にとりまして初めての定例会、また、初めての質問でございます。ふなれな点があるかと存じますが、どうぞご容赦ください。よろしくお願ひいたします。

さて、私がかねてより市議会、市政につきましては、より開かれた場であることが市をよりよくしていくことにとっても大切だというふうに考えておりました。すなわち透明化ですね。これをどんどん進めていこうと、そういう方向性をぜひとも目指していくべきだと考えておりましたけれども、当かすみがうら市議会におきましては、諸先輩方のご努力によりまして、平成24年第2回の定例会から動画の中継ですとか、インターネットの配信がスタートしております。議会に傍聴に来られない多くの方にとりましては、議会で何が議論されているのか、今、市政で何が問題になっているのか、これを知る非常に大きな、便利なツールになっていると思ひます。

私はこれをさらに進めて、本会議のみならず、例えば委員会、あるいは全員協議会などにもぜひ広げて、拡充していただいて、市民の皆様にもより深いご理解と、ともに考えていただく機会をふやしていくべきだと考えております。特に、委員会や全員協議会などでは議員の発言もより活発でフランクなんですね。ですから、それぞれの議員の考え方ですとか働きもよく見えますので、市民の皆様ご自身が投票した議員がどんな活動をしているのか、知るいい材料にもなりますので、ぜひとも推進をお願ひできればというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、本会議におきましてはこのシステムが既に稼動しております。ですから、せつかくの仕組みですので、発言、質問におきましては私になるべくわかりやすい言葉づかいで、堅苦しい表現ですとか議会特有の言い回しなどはなるべく控えて、余り傍聴の機会がない方にもすぐにわかっていただけるような言葉づかいを使うように心がけてまいります。執行部の皆様におかれましては、正確さを優先するためには専門用語が当然多くなるのは理解できるんですけども、ぜひとも議員への説明に終わることなく、その後ろにいる市民の皆さんに丁寧に説明をするんだと、そういうお立場、ご意向をぜひとも發揮していただきますように、よりわかりやすい表現を心がけていただければありがたく存じます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1点目は、職員数の適正化についてでございます。簡単に言いますと職員さんの人数です。厳しい財政状況の中、あらゆる経費の節減が求められておりますが、人件費についても同様であると思ひます。少ない人数で多くの市民サービスを実現することが求められているということでございます。そのためには業務の見直し、不要な仕事はしていないだろうか。やり方の見直し、もっと効率的なやり方はないだろうか。あるいは外部に委託できる仕事はないだろうか。こうしたことを徹底的に検証、再構築をして、さらに加えて職員さんの一人一人の能力、これをどんどん向上させていただくことがとても大切だと思っております。

そこで、1番目の質問として、現在の市職員の人数について、市長の考えをお伺ひしたいと思ひます。市長は現在の市職員の人数について、削減に努めるべき状態なのか、あるいはふやさな

いといけない状態なのか、基本的な認識をお聞かせいただければと思います。

2番目としまして、今後の適正化について、その具体的な計画がありますでしょうか。また、それはどのような内容になりますでしょうか。その概要をお聞かせいただければと思います。

大きな質問の2つ目としましては、水道料金の値下げについてお伺いいたします。

1番目としまして、水道料金の値下げの時期とその内容についてお伺いいたします。

坪井市長は、昨年の7月の市長選挙において、公約の一つに水道料金の値下げを掲げ当選されました。水道利用者にとりましては、安全な水道が安く利用できるということは大変結構なことだと思いますが、その内容はどのような内容で、いつ行われるご計画でしょうか。これまでも議会で何回か同様の質問がございましたけれども、内容を検討中ということでしたので、改めてお伺いいたします。

2番目としまして、値下げを行う場合は、その財源を何に求めるお考えでしょうか。答弁を求めます。

3番目といたしまして、水道会計への一般会計からの補助について、減額をしていくお考えがあるか、お伺いいたします。

水道会計は受益者負担が基本でございます。また、市の一般会計も逼迫している状況の中、水道会計においては平成25年度決算で黒字になっておりますので、受益者負担の原則により近づけるためにも、一般会計からの補助を減額していくべきではないかと思いますが、そのお考えはございますでしょうか。お答えをいただきたいと思っております。

以上で私の1回目の質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

宮嶋議員の質問にお答えをいたします。

初めに、市職員の基本的な考え方につきましてお答えをいたします。

議員ご指摘のように、事務の見直しや職員の能力向上を図ることは、最小限の経費で最大限の効果を上げるという、行政運営の原則に照らしても大変重要なことだというふうに考えております。現状を申し上げますと、平成26年4月1日の職員数は409人となっております。このところの職員数につきましては類似団体との比較でも見られますように、決して多い状態ではないというふうに考えております。今後につきましては、新たな行政需要、権限の移譲、それから地方公務員法などの関連法令の改正などの対応など課題はありますが、人口の減少の影響を考慮すれば縮減が必要であるというふうに考えております。

詳細につきましては総務部長から答弁をいたさせます。

ご質問の2点目、水道料金の値下げについての1番、水道料金の値下げの実施時期と内容につきましてお答えをいたします。

昨年第3回の定例会におきまして、小松崎議員、佐藤議員から同じ趣旨のご質問がございました。水道は市民の皆様方のおよそ94%の方が利用されておきまして、市民生活に欠かすことので

きないものでございます。私は市民の皆様方の暮らしを応援し、地域を元気にするために市が行っております水道事業の料金を値下げして、消費税増税に伴う負担を軽減したいというふうに考えているものでございます。政府は平成29年4月から消費税率を10%にすると言っておりますので、なるべく早い時期に料金改定を行いたいと思っておりますが、実施時期につきましては今年度の決算状況を見てから判断してまいりたいというふうに考えております。

また、料金改定の内容につきましては、基本水量10立方メートルを廃止して従量制に切りかえることによりまして、負担軽減を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目2番、水道料金の値下げの際の財源及び2点目3番、一般会計からの補助の減額につきましては、水道事務所長から答弁をいたさせます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

宮嶋議員のご質問にお答えをいたします。

職員の定員適正化についてお答えをいたします。

これまで市では、行政改革大綱における定員管理・給与の適正化の方針に基づきまして、集中改革プランを踏まえ策定をいたしました、定員適正化計画により定員管理を実施してまいりました。現在は第1次の後期定員適正化計画の計画期間に当たりまして、平成26年4月1日の職員数につきましては468人を目標としていたところ、実績では409人というふうな形となっております。これは新規採用の見送りですとか勸奨退職者の増加、とりわけ平成25年度の退職者が38人と過去最大の減少幅であったことから、平成26年4月には14人を採用したものの、目標を大幅に下回る結果となったことなどによるものでございます。

次に、定員の適正化に係る計画についてお答えをいたします。

現在、ただいま申し上げました第1次後期定員適正化計画の実績を踏まえまして、第2次定員適正化計画の策定に取り組んでおります。当計画につきましては、第1次定員適正化計画を基本といたしまして、新たな行政需要や権限移譲、また国の政策への呼応などの課題への対応と、一方で人口減少の影響を勘案いたしまして、年度内を目標に策定を進めております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

ご質問の2番、水道料金の値下げについての2点目、水道料金を値下げする場合、その財源を何に求めるかについてお答えをいたします。

まず、一般家庭用の水道料金に関しましては、10立方メートルを基本水量とする基本水量制をとっております。このことから、10立方メートルに達するまでは同額の基本料金が発生することとなります。10立方メートルを超えたものには段階的に従量料金を定め、逦増制を採用している

ものでございます。利用者の方々から10立方メートルの基本水量制の見直しのご要望をいただいているところでございます。市長から水道料金値下げの指示を受けておりますので、ゼロ立方メートルを基本水量とし、以後従量制とするものに改めるとともに、超過料率を含めまして見直し案を検討しているところでございます。

参考までに利用者ごとの使用水量を見ますと、一般用で10立方メートル以内の利用者数が約33%を占めております。見直しに当たりましては、この範囲の設定をどのようにするかによりまして、収益への影響額が大きく左右されるものと考えております。

また、11立方メートルから25立方メートルまでお使いの方が約43%でありますので、25立方メートル以内の方が、合わせまして全体の4分の3になります。

財源についてのご質問でございますが、水道事業収益は大きく営業収益と営業外収益に分かれております。営業収益は水道の加入者から徴収させていただいております水道料金であり、営業外収益は一般会計からの補助金でございます。料金体系見直しによる水道収益の減額分を補うため、さらなる費用縮減に努めてまいりたいと考えております。節水意識の高まりや少子高齢化等によりまして給水収益の伸びが期待できない現状におきましては、費用縮減で及ばないものは一般会計からの補助金に頼らざるを得ないと考えているところでございます。

ご質問の3点目、市の一般会計が逼迫している現在、水道会計は平成25年度決算で黒字となっていることから、一般会計からの補助金を減額すべきだと思いが、その考えはあるのかについてお答えをいたします。

平成25年度決算の損益計算書におきまして、2321万9461円の利益がございましたが、年度末の企業債残高が39億円でございますので、全額を減債積立金として今年度積み立て処分しているところでございます。

平成26年度予算から新会計制度を適用したものとなっております。法適用によりまして、現在執行しております平成26年度当初予算は支出が収益を4777万4000円上回る赤字予算となっているところでございます。今年度は一般会計から平成25年度と同額の3700万円の補助を受けております。

なお、平成27年度予算（案）におきましては、平成26年度予算とは違い、収益が支出を上回るものとなっております。一般会計からの補助につきましては、普通交付税に算定される高料金対策分2800万円を営業外収益として計上しているものでございます。

以上でございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

どうもありがとうございました。

それでは、2回目の再質問に入らせていただきますが、職員数適正化について、まずちょっと確認でございますが、市長のご答弁では、類似団体と比べそう多くはない。けれども人口減少の影響を考えて減らしていくご計画だということでしたが、それでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

もう一点確認、その方針、ぜひともご努力を引き続きお願いしたいところでございますが、今度、4月1日からはどれぐらいの縮減になりますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

4月1日現在では、先ほど申し上げました平成26年の409人と比較しますと15人増の424人という数字で見込んでおります。これを今後の退職者等を考慮いたしまして、5年間の計画として、5年スパンで、先ほど市長のほうから話がございました縮減の方向に向けて計画をつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

どうもありがとうございました。一般的な民間企業におきましては、かつてはボリュームといいますか、大量生産が追求された時代がございましたけれども、やがて質のほうに注目が行くようになりまして、利益率を一つの指標として追求するようになって、今はその源泉となる顧客満足度ですね、これを随分と追求して、最終的には企業を発展させていこうというような流れがあると思うんですが、これを市政に置きかえますと市民満足度ですね、納税の負担感に比べてどれだけ充実感といいますか、満足感を得ていただけるか。この市民満足度というのを高めることが今、求められているのではないかなというふうには私は思うんですけども、その観点から言いますと、やはり市のいろいろな市への要望というのはふえる一方で大変だとは思いますが、人数をふやして対応するということでは、その市民満足度というのなかなか高まるものではないというふうに思います。それは、サービスはふえても支出もふえるからです。ですから、現有の財産をより最大限活用して、市民の要望に添えていくことが求められていると思います。

その観点から言いますと、ぜひとも今いる職員さんの能力の向上と、それからより多く発揮していただく施策をぜひとも積極的に行っていただきたいというふうには私は考えております。実はことしの2月20日の茨城新聞に、「職員研修で討論、6次産業化を図る」と題した職員研修の記事が掲載されました。かすみがうら市の37歳の職員8人によるワークショップで、農産物の消費拡大をテーマに討論して、飼料にレンコンを配合して育てた蓮根豚を初めとする、ご当地ナベボールや花粉症対策として有効な蓮の粉実入りたい焼きなどの案がまとまったと。そういう記事です。これ、中堅職員さんによる非常に頼もしい取り組みであるというふうに読ませていただいたんですけども、こうした庁舎内のワークショップに加えて、先進自治体での研修ですとか、あるいは民間企業に出向いてその手法を学ぶなどの、そういう研修をぜひとも進めていただきたいと思いますが、職員の能力向上について、現在、市はどのような施策を行っていらっしゃるか、教えていただけますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

それでは、職員の能力向上に向けた取り組みについてお答えをいたします。

市では人材育成基本方針というものがございまして、これに位置づけます市が求める職員像がございまして、みずからを律し、市民の目線で考え行動する職員を育成する。その要件として、豊かな人間性、市民感覚、経営感覚、そしてチャレンジ精神の4つを掲げてございまして、地方分権の進展に伴いまして、職員は多様化、高度化する行政ニーズに的確に答えていくとともに、常に市民の目線で考えながら、公務員として高い倫理観、規範意識を持って市民からの信頼を獲得し、市政に対する市民の満足度を高めていく必要があると、こういうふうな趣旨でございまして。

このことを踏まえまして、毎年度職員の研修計画を策定しております。平成26年度につきましては、職員の自発的、積極的な能力開発を支援するとともに、受講者の参加意識の向上を図りながら、分権時代に求められる、より質の高い行政を担う人材の育成を目指して研修を実施してまいりました。その主な内容といたしましては、自主研修の促進、職場研修、職場外研修に大きく分かれてございまして。

初めに、自主研修の促進につきましては、通信教育の受講料への助成を行ってございまして。こちらは平成26年度5件の助成がございました。

次に、職場研修につきましては、いわゆるOJTというものでございまして、上司や先輩職員などが日常の業務を通じて、また仕事に関連させながら職員を指導し、育成していくというふうなものでございまして。平成20年度から人事評価を導入したこともありまして、評価者、被評価者間における日常のコミュニケーションやアドバイスは人材育成の観点からより重要な役割を担ってございまして。

次に、職場外研修でございましてけれども、こちらは全体研修、階層別研修、派遣研修というのがございまして。初めに、全体研修につきましては職員数の減少ですとか地方分権、制度改革等によって仕事量の増大、高度化、こういった現状がございまして、現場レベルの事務の改善、効率化を学ぶ研修を実施しております。議員のほうから評価をいただきましたVE研修につきましてもこの一環でございまして。

また、目標による管理をより効果的に運用し、組織目標の実現、また、所属職員の育成につなげていくということで、主に管理職員を対象としましてマネジメント能力向上に関する研修も行ってございます。

さらに、若手職員が職場や業務になじんで成長していくためのサポート方法を習得、さらに責任感を身につけるといったことからも、お兄さん・お姉さん研修というものも実施をいたしました。

次に、各階層の職務遂行に必要な知識の習得や能力開発を目的とした階層別研修を実施しております。こちらは主事級及び採用後5年以内の職員研修といたしまして、市の主催により実施をいたしております。また、主幹級以上の職員研修につきましては茨城県自治研修所に派遣をし、実施をいたしております。こちらは75人を派遣しております。

次に、専門的な知識の習得のほか、他の自治体職員との人的ネットワークの形成といった効果も期待をいたしまして、国や県の研修機関などに職員を派遣する派遣研修を実施して、こちらは16人を派遣しております。茨城県自治研修所における研修につきましては、意欲ある職員を支援

するということから、公募ですとか、所属長の推薦、また自己申告書の内容等に基づき研修生の派遣を行っております。以上のような研修を行っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

どうもありがとうございました。さまざまな施策をしていらっしゃるということはよくわかりました。余談になりますけれども、私の知り合いで以前の国鉄がJRに移るときに、民間になるということで、いろいろなさまざまな研修が行われたと聞きまして、私の知り合い、たまたま電車の運転士をやっていた方でしたが、半年間コーヒーショップに出向になって実地で働いたと。そのときの経験がものすごく身にしみたと、ためになったと、お客様の顔が見えるようになったという話を聞きました。ですから、とかく同じ職場で同じ顔で仕事をやっていると、ふだん気づかないことも出てきますので、より多くの交流を持つという意味でも、ぜひ研修などを進めていただいて、市民の皆様のご期待に応えるような仕事の組み上げ、仕事の仕方を確立していただければというふうに感じました。

もう一つ、今、ご答弁にちょっと出ましたけれども、職員さんの能力向上、あるいはやる気に非常に大きくかわる評価についてお伺いしたいと思います。つまり、実績をしっかりと上げた方、一生懸命努力した方に正当に評価ができていけるのだろうか。その評価に対して、またきちんと応えている仕組みになっているのだろうかということでございます。簡単に言って、やってもやらなくても同じであれば、みんなやる気がなくなって、よくなるはずがございませんので、非常に大切な制度だと思いますが、現在ほどのような仕組み、システムになっておりますでしょうか。先進の自治体では賞与だけではなくて昇給にも反映させる。そんな事例も聞いておりますが、かすみがうら市の現状と今後の計画について教えていただければと思います。お願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

それでは、市の人事評価システムについてお答えをいたします。

かすみがうら市の人事評価制度につきましては、先ほども申し上げましたが、平成20年度から実施をしております。これは職員が職務を遂行する上で発揮した能力、及び態度を客観的に評価するという行動評価と、所属長の組織目標に基づいて個人の目標を達成するための方法及び実績を客観的に評価する目標管理と、この二評価の方法で実施をしております。手法といたしましては、所属長と職員が面談を行いまして、課員が目標を設定いたします。それを課員が自己評価し、さらに面談の上、所属長が評価をいたしまして本人へフィードバックすることで効果的な人材育成を目指しております。この人事評価の結果は人材育成、任用、給与、分限、その他人事管理の基礎として活用するものとしております。これは現在、勤勉手当の支給にも反映をしております。

また、平成23年度には昇任試験実施要綱を定めまして、課長補佐試験、係長試験、主任試験の昇任試験を実施しております。昇任試験の受験資格としましては、一定の在籍年数とあわせて、人事評価制度による所属長等の評価内容による勤務成績が良好以上であるというふうな要件としております。こちらのほうにも反映をしております。このことから、人事評価の結果、勤

務成績が良好以上でない場合には昇任試験の受験資格はないというふうな形となっております。

また、今後ですけれども、平成26年5月14日に公布をされました地方公務員法の一部を改正する法律によりまして、人事評価を任用、昇任等に活用されることが法律上に規定をされ、2年以内に施行をするということになってございます。このことから、市の人事評価についても評価者研修の継続的な実施、また、結果の開示、こういったものを引き続き行い、公正をさらに高めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。今後、この昇給にも差がついてくる、そういう仕組みが入るんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

昇給、給料の引き上げにも反映をされますし、任用ですとか昇任等にも活用していくと。さらに、大きな影響が及ぶような事項となってまいります。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

どうもありがとうございました。評価に不満が残らないような公平性をしっかりと担保していただきつつ、しっかりやった方はそれだけ評価も高くなると、やる気が出ると、そういう形でもって、ぜひとも現有の財産、現有の職員さんの能力を高め、効率を上げ、市民サービスに 대응すると、そういう方向でぜひとも進めていただきたいと思います。

続きまして、水道料金のほうに移らせていただきたいと思います。先ほどのご答弁では水道料金の値下げの内容について、消費税分の負担軽減と、それから基本水量10立米のところを従量制にすると。この2点であるというふうに伺いましたが、間違いはないでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

議員さんのお見込みのとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。この消費税増税分と言いますのは、今年の4月に3%上がって、それから平成29年4月に今度、あと2%上がるかと思うんですが、これ、合わせて5%分が値下げの対象になるんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

どのくらいの料金値下げができるかという額につきましては、先ほど申しましたように、平成26年度の決算を見たところで、新しい会計基準に適合して経理が、決算がどうなるかというのを見ないと、ちょっと見当づけがまだできないとは思っております。ただ、今の議員のご質問の中で、私としてはまず目安として考えていることをお答えしたいと思います。消費税、確かに5%であったものが8%に3%増額されておりますし、平成29年4月からはそれに加えて2%ふえると。ですから合わせまして5%になるわけでございます。目安といたしましては、3%から5%の間を目安にできればと考えております。額につきましては、現在、水道料金の年間の収益がほぼ10億円でございますので、5%値下げした場合には全体で5000万円、3%であれば3000万円、その範囲の中で料金の体系を見直しまして、どのくらいまで値下げできるかということを見きわめていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

それと基本水量の見直しのところに、改定による減収もあろうかと思いますが、これはどれぐらい見込まれるものでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

平成23年度におきまして、一度、10立方メートルまでの水道料金を1,000円から、ゼロ立方メートルを1,000円といたしまして、10立方メートルを2,000円としたところで一度試算をしてございます。たしか2400万円を超える減収が発生していると思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

そうしますと、消費税増税分の負担軽減は恐らくは決算状況によりますが、3000万円から5000万円。それから料金改定の部分で2400万円程度、これが収入減となる可能性があるわけですね。

もう一つの懸念材料として水道管の老朽化の問題があるかと思えます。将来にわたって対策が取られておりますでしょうか、伺いたいと思えます。水道管の耐用年数は40年というふうに聞いておりますが、これから人口が恐らくは減っていく、また利用者の節水意識も高まっていきて、加えて値下げをするということになりますと、非常に水道会計自体が厳しくなっていくという先行きだと思うんですが、果たして老朽管の交換、更新等はしっかりと計画が立っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

水道料金の値下げと老朽管の更新についてお答えしたいと思います。

まず、老朽管の更新につきましては、今、議員ご指摘ありましたように耐用年数が40年ということでございます。40年たったものは、以後ふせ替えをしていくという一つの目安になろうかと思えます。ただ、40年はその機能を果たすということでございますので、40年を超えてからの話になろうかと思えます。現在、市が作成しております公共施設等マネジメント計画というのがございます。こちらでは40年の耐用年数で更新した場合の試算といたしまして、2031年、平成43年になろうかと思えますが、平成43年から平成51年、まだちょっと先にはなりますが、こちらに更新時期が集中するということになってございます。ただ、40年を経過したからといって翌年更新というわけにはなかなかまいらないかと思っております。

それででございますが、料金値下げとこの更新の費用の関係でございますが、水道事業につきましては一般会計と違しまして、3条予算と言われる収益的収入、支出と今回の漏水管等を更新いたします資本的収支、第4条予算と、2つに予算が分かれているところでございます。それで、4条予算を使いまして老朽管の更新をやっていくということになろうかと思えます。こちらの収益と言いますか、収入は企業債の借り入れと減価償却から生み出される補填財源、こちらの二本立てになってございます。今すぐ水道料金を値下げしたとしましても、4条予算の財源となります減価償却費は影響いたしませんので、4条予算の執行に当たりましては、影響しないというわけではございませんけれども、今すぐ料金改定をしたからといって影響はしないというように考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。先ほども申し上げましたとおり、水道料金というのは受益者負担が原則だと思うんです。できるだけただの財源、一般会計からの繰り入れをせずに水道会計だけでやりくりできるというのが理想だと思ひまして、なるべくそれに近づけていただきたいというふうに考えるんです。一般会計からお金を入れるということは、水道料金の名目では値下げはするけれども、一方で市民税や固定資産税など、別の形で徴収しているわけですから、実際はその分は値下げとは言えないと思ひます。また、一般会計でできたであろうはずの事業ができなくなって、それを水道に入れるということになりますから、総合的に見ると市民サービスの向上にもつながっていないと言えらると思ひますが、この辺について、ご見解をいただければと思ひます。お願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

一般会計からの補助金でございますが、平成25年度、平成26年度と3700万円の補助金をいただ

いております。こちらにつきましては、水道料金を抑制するための補助金ということになってございます。議員おっしゃいますように水道会計は独立採算がやはり原則だと私も考えているところでございます。一般会計からの補助金に頼らない経営、これをやはりすべきであろうかと思っておりますが、まだまだ利子負担が結構発生しております。合併した当時、平成17年でございますが、このときには利息だけでも2億円を超える利息を払っておりました。それが、ここ一、二年で1億円を切るまで圧縮を図ってきたところでございます。当時と今も同じ料金体系をとっておりますので、やはり、赤字の体質はまだ抜けないところではございます。

ただ、私としましてもやはり独立採算をしていきたいということでもありますので、平成27年度予算をこれからご審議していただくわけでございますが、この中では費用の縮減に努めるとしてありまして、2800万円の補助金をいただいた中で運営していきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。ぜひともその原則により近づけるように、ますます努力していただいて、水道料金の値下げは企業の誘致ですとか、人口、定住者の増加ですとか、そういう正攻法の施策でもって実現していただければ、よりよろしいかなというふうに思います。

これで私の質問は終わらせていただきますが、最後に訂正をさせていただきます。

最初の質問で、「職員数の適正化」というところを「議員数の適正化」と言い間違えがございました。申しわけございません。「職員数の適正化」に訂正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君の一般質問を終わります。

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

15番 矢口龍人君。

[15番 矢口龍人君登壇]

○15番（矢口龍人君）

さきのかすみがうら市議会議員選挙におきまして、千代田町議から通算で5度目の当選をさせていただき、一般質問をする機会を与えてくださった市民の皆様に、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。私も4期16年、議員として実績はございますが、選挙の洗礼を受けるたびに思いますのは、初心貫徹、市民の目線で一般質問に臨みたいと思います。簡単なことでも丁寧に答弁をいただきたいというふうに思います。

早速ですが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、新治地方環境クリーンセンター解散・処分して新たな枠組みによる広域ごみ処理施設建設について。

- ①これまでの経過と今後の計画について。
- ②今後の計画を実施するに当たり課題について。
- ③この計画に伴う市民に対する説明責任について。

この新治地方環境クリーンセンター解散・処分して、新たな枠組みによる広域ごみ処理施設を建設しようとしていることについては、多くの市民の皆さんから、いつの間にこのようなことが決まったのかと素朴な疑問が投げかけられております。この事業につきましては、市民の皆様の多くが知らない間に、市民の血税を含めた経費、かすみがうら市の負担金30億円強として支出されるおそれがあることから、この重大性に鑑み、今回の一般質問に、市民の皆さんに明らかにすることをぜひとも必要と感じたことによるものでございます。

現在の新治地方環境クリーンセンター、新治地方広域事務組合、かすみがうら市・土浦市・石岡市の3市での共同事業でございます。平成31年度までの協定期間満了をもって、3市との協議を十分に行わない以前に、拙速にかすみがうら市・土浦市・石岡市・小美玉市・茨城町の4市1町による新たな枠組みによる広域ごみ処理施設建設ありきの協議会に参加することとなったのか。その経過と今後の計画についてお伺いをいたします。

また、今後、具体的に計画を実施するに当たり幾つかの課題があると考えられますが、その検証をしているのか。さらには、この計画を遂行するに当たり、これほどの重大行政課題に対し、市民への説明をいつ、どのような形で実施すべきと考えているのか、その説明責任についてお考えをお伺いいたします。

- ①からそれぞれ順を追って答弁を願います。

2番、新石岡地方斎場の式場使用料補助金についてであります。

①新石岡地方斎場の式場使用料の格差解消を求める請願書が平成26年第1回市議会定例会で議案審査特別委員会に付託され継続審査、第2回定例会で議決を得たわけではありますが、市長のご見解をお伺いいたします。

- ②石岡地方斎場の火葬・式場利用状況についてお伺いをいたします。

坪井市長は昨年の市長選挙において、新石岡地方斎場の式場料補助金を公約し、市長となったわけであります。請願書に署名した市民は、本当にこの請願書に署名する際にどのような説明を受け署名をしたのか、誤解により真実を理解しないまま署名してしまったのかとも受け取れる、疑問が残る内容となっていること。また、式場使用料格差是正のための助成については、補助そのものが格差を生じさせる元凶となるのではとの疑念から、一般質問により真実をここに明らかにし、市民に示すことが必要ではないかと感じたからであります。

斎場の式場の利用料は、祭壇等の飾りつけ等の利用料は別料金であり、全て民間による飾りつけとなっており、飾りつけを含む利用料全体の利用料に対し、式場のみの料金の割合は極めて低く、式場内の飾りつけは全て民間によるものであり、民間セレモニーホールを利用する場合との格差は生じないのではないか、単純に式場使用料のみの料金比較はできないのではないかと思えます。要するに飾りつけ等の料金は民間によって金額はそれぞれ異なるものであること、さらには、式場を利用できるのはそもそも火葬件数に対し、式場を利用できるのはごく一部の利用者にすぎない式場しか用意されておりません。全員が式場を利用することができるスペースを用意するとすれば、建設費が膨大に膨らみ、採算は取れず、赤字経営に陥ることは明白であります。また、霞ヶ浦地区はこれまでの合併以前の経緯から行方市の斎場を利用することから、行方市の斎場にはセレモニーホールは整備されておりません。

以上の状況から、格差是正のための補助金とはいかなる根拠に基づくものなのか、ご説明を願いたい。民間セレモニーホールを利用した場合、かすみがうら市全員に補助金を交付しなければとの疑問も生じ、根底から格差是正の意義が覆される結果を招くのではないかと思います。

以上、順次答弁をお願いいたします。

3、千代田地区における市街化調整区域内の宅地化についてであります。

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例が昨年11月20日付で提出制定され、ことし10月1日の施行が予定されております。この市街化調整区域における区域指定による宅地化の許可制度については、都市計画法が平成12年に改正され、既存宅地（市街化調整区域の指定（昭和46年）される以前から宅地であったもの）が廃止に伴う制度が創設されたと伺っておりますが、皆さんご存じのとおり霞ヶ浦地区においては既にこの制度が施行されているが、千代田地区については区域指定がされないまま今日に至っております。近年の千代田地区の市街化調整区域内の人口・児童数の著しい減少については、これまでの千代田地区における市街化調整区域内の宅地化制限（住宅については分家住宅のみの許可）により、昭和46年に市街化調整区域に指定されて以来、宅地化を制限・抑制してきたことに起因するものであり、現在、課題となっております4小学校の統合問題も関係しているものと考えられます。さらには、近年、千代田中の存続さえ危ぶまれていると懸念されている状況にあります。

以上の状況から、今回の区域指定については何らかの手法で、千代田地区内の市街化調整区域の制限をできるだけ解除できるよう、多くの市民が望んでいたものと考えられます。

さて、今般の条例制定への道筋は、以前より上佐谷小学校区の多くの市民から、市街化調整区域内の都市計画の見直し要望が提出されていたこと、近年の千代田地区の市街化調整区域内の人口・児童数の著しい減少への危機感、さらには未来のまちづくりに必要かつ重要課題として、数年前から検討を重ねてきた結果と伺っております。そこで、今般の条例の施行に当たり、成果のある、実効性のあることが求められており、だれにも理解できるようわかりやすく説明していただき、市民の皆さんに周知することが必要との考えに基づき一般質問することとしたものです。

①かすみがうら市都市計画法の規定により開発行為の許可等の基準を定める条例の制定公示・施行に対する市民への周知について。

②条例の具体的許可基準・指定区域の具体的区域の説明並びに効果について。

③区域指定による定着人口及び児童生徒増加の推計見込みについて。

以上、3点について順次答弁を願います。

4、千代田地区小中学校の統合整備についてであります。

志筑小・七会小・新治小・上佐谷小4校の統合については、立地・経費・小中一貫の課題が整理されないまま、現在、なお方針が示されないまま現在に至っております。4小学校統合の問題は約20年以上前にさかのぼる志筑小学校の校舎建てかえに端を発しているものと考えられ、当時、校舎等の建てかえ移転は統合を全く計画されていない移転計画でありました。その後、完了までの間、統合の課題が浮上していたにもかかわらず、執行部当局が水面下でこのことを進めようとした市民不在の無計画な行政が行われてきたことによるものであり、根底には根深いものがあると考えられます。

私がこれまで市民の多くの皆さんから得た情報から考えるに、約20年以上前、志筑小学校の建てかえの検討がされ、既存の敷地に建てかえする案と移転の案が検討されたが、結果として移転の選択がされ、必ずしも市民地域住民の皆さんの賛同が得られたとは言いがたい状況の中、移転・建てかえの判断がなされ、さらに、移転の校舎敷地は一角に共同名義の土地があり、同意をもらうのに時間を要したり、遺跡の発掘により建てかえの工事が遅延し、さらに移転開校までに20年以上を要する結果となりました。

このことは市長を頂点とする執行部当局、並びに議会が統合問題を初め、大きな事業を計画・実行するシステムとしては長期的展望に立って、短期・中期・長期計画を立て、市民に情報公開と説明を適宜に行い実施されていれば、現在の問題は生じなかったものと考えられることから、今回の一般質問を行うこととしたものです。

それでは、通告に従い順次ご答弁をいただきます。

①千代田地区の小中学校の統合整備について、これまでの経過と今後の実施計画について、移転校舎の敷地買収時期・工事施行時期・開校移転するまでの間、茨城県の小中学校に係る小規模校に対する統合の基本指針はいつ示され、本市として当該4校統合を含めた小中学校統廃合計画について、いつの時点で方針を決定し、実施計画を立てたのか。これまでの経過と今後の実施計画についてお伺いをいたします。

②予算と立地についてですが、現在、課題となっている経費（志筑小学校敷地拡張増築案及び千代田中敷地拡張一部改修・増築による小中一貫校経費）の対比並びに、将来の長期的まちづくりの観点から、立地についてご答弁をいただきます。

③千代田中学校を小中一貫校として整備してはどうかの見解について。

小中一貫校の整備のハード面のメリット及び文科省が昨年、全国自治体が独自に行っている小中一貫校教育の実態を初めて調査し、結果を公表した内容によれば、校舎を一体にしたり、従来の6・3制の区切りを変えたり（4・3・2制）し、一貫の度合いが高いほど学力が上がるなどの成果が上がっていることがわかったとの報道がありました。10月15日の朝日新聞に掲載されておりました。また、全国にも、県内の近隣自治体においても、小中学校統廃合を機に、着々と小中一貫校への移行を進めている現状に鑑み、提案に対する見解のご答弁をお願いいたします。

④市民に対する説明責任についてであります。

今般の千代田地区の調整区域内小学校4校統合が暗礁に乗り上げている状況については、本市の霞ヶ浦地区の統合の進捗に対し、大幅におくれをとっております。国・県の意向を初め、近隣

自治体の統廃合状況に対しおくれをとっており、地域住民の方々から、今後どのようになるのか心配だとの意見が聞かれます。こうした状況を踏まえ、再度市民に対し説明を要する時期に来ているのではないかと考えますが、行政としての説明責任の観点からご答弁をいただきたいというふうに思います。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

矢口議員の質問にお答えをいたします。

1点目の新治地方環境クリーンセンターを解散・処分して新たな枠組みによる広域ごみ処理施設建設についての質問にお答えをいたします。

初めに、これまでの経緯につきましては、昨年の8月11日に石岡市・小美玉市・茨城町一般廃棄物広域処理推進協議会へ当市の広域参加の申し入れを行いまして、8月21日の第2回石岡市・小美玉市・茨城町一般廃棄物広域処理推進協議会におきまして、本市のこの協議会への加入が承認された次第でございます。その後につきましても、今回議案に提出させていただきました霞台厚生施設組合規約の内容につきまして協議をしまいたところでございます。

今後につきましては、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の各構成市町の議会の承認をいただいた後に県への申請手続、3市1町において協定書を交わし、4月1日から霞台厚生施設組合において3市1町によるごみ処理広域化に係る計画の策定及び処理施設の建設及び附帯する事務を共同処理する予定となっているところでございます。

計画の実施に当たりましての課題につきましては、現在のところ継続審議中となっております建設場所になるかと思料されます。これまでの処理施設よりもごみの運搬距離がかさんでしまうという市町も想定されますことから、慎重に選定していきたいというふうに考えております。

また、新治地方広域事務組合クリーンセンターの今後の運営と方向性につきましては、組合議会や構成市間におきまして、引き続き協議を進めていくものでございます。

今後とも3市1町において協議を重ね、新施設の設置場所やスケジュールにつきまして十分に検討した上でご報告させていただきますとともに、広報紙等におきまして市民の皆様にも周知してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に2点目、新石岡地方斎場使用料の補助金についての1番、石岡地方斎場式場使用料の格差解消を求める請願書への見解につきましてお答えをいたします。

新石岡地方斎場の式場使用料につきましては、議員ご指摘のとおり石岡市、小美玉市の方は1回3万円でありますけれども、本市は10万円となっております。石岡市と小美玉市と当市の利用者を比べますと、7万円の費用負担増となっております。所信表明や前回議会の一般質問でも触れさせていただきましたが、この利用料金の格差を解消するための手段等につきまして、利用状況も参考にしながら、多方面から検討を進めてまいりたいと考えております。

次の2点目2番、新石岡地方斎場の利用状況につきましては、環境経済部長から答弁をさせて

いただきます。

次に3点目、千代田地区の市街化調整区域内の宅地化につきましては、土木部長から答弁をいたさせます。

次の4点目、千代田地区小中学校の統合整備についての1番、千代田地区小中学校統合の経過と今後の計画及び4点目2番の予算と立地につきましては教育部長から、4点目3番の千代田中学校の小中一貫校整備及び市民への説明責任につきましては教育長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

ただいまご質問のありました4点目3番、千代田中学校を小中一貫校として整備してはどうかのご質問にお答えいたします。

小中一貫につきましては、児童生徒の豊かな学びと育ちの実現を目指して、小学校6年・中学校3年の9年間を見通した系統性・連続性を生かすことのできる新しい形態の教育活動であります。全国的には小中一貫教育の導入により、小学校と中学校がより連携しやすい環境をつくり、児童生徒の成長発達により起こる問題や不登校、いじめに代表される中1ギャップへの対応や学力向上が期待されているところであり、近隣においてもつくば市では先駆的な取り組みがされ、土浦市においても施設一体型、連携型など地域や学校の状況に合わせた計画が進められているところです。

このように先進事例もあることから、千代田地区小学校の統合を進めるに当たりまして、議員ご指摘と同様に小中一貫の意見もでございます。しかしながら、小中一貫の考え方は、他市の事例からも単一の学校をターゲットとしたものではなく、市全体の小中連携を図る意図を持って行われておりますので、かすみがうら市における小中一貫教育のあり方を含めまして検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、4点目4番の市民に対しての説明責任についてのご質問にお答えいたします。

小中学校の統合及び小中一貫教育におきましても、子どもたちの教育環境がよりよいものになるよう進めなければならないと考えます。よりよい教育環境を目指すための方針や計画の策定をし、さらに実行する上では市や教育委員会が独自に進めるものではなく、保護者はもとより地域の方々の十分な理解や協力があって進むべきであると考えますので、今後の進展に合わせて機会を設けながら住民理解に努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、2点目2番、新石岡斎場の火葬・式場の利用状況について伺うの質問にお答えいた

します。

新石岡地方斎場での4月21日の供用開始から1月末までの火葬件数につきましては、旧石岡市が417件、旧八郷町が278件、旧小川町が161件、旧美野里町が191件、旧玉里村が83件、旧千代田町が144件、圏域外が54件となり、合計で1,328件となっております。また、式場の利用件数につきましては、旧石岡市が93件、旧八郷町が32件、旧小川町が10件、旧美野里町が12件、旧玉里村が16件、旧千代田町が12件、圏域外が2件となり、合計で177件の利用状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

私のほうからは3点目1番、条例の公布日施行に対する市民への周知対応について、2番、条例の具体的許可基準・指定区域の具体的区域の説明並びに効果については、関連ですので一括してお答えをいたします。

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例につきましては、告示日を平成26年12月10日、施行日を平成27年10月1日としているところでございます。本条例は、県条例として昭和46年以降これまで茨城県が許可権者でございましたが、今般の権限移譲により市が許可権者となりますが、その条例の内容や許可基準に変更はなく、申請窓口も従来どおり市となっていることや、本条例の性質上直接市民が申請することは皆無であることから、現在市のホームページや窓口で主に申請業者を対象として掲示啓発を行っております。したがって、現状の対応を継続したいと考えてございます。

次に、区域指定の具体的区域については、今後詳細な実態把握等（連担・土地利用状況・面積要件・今後の公共投資要件・農政協議）が不可欠であり、調査期間を経て指定までには平成27年度からおおむね2カ年の期間を予定していることから、その中で必要に応じ、都市計画審議会や地域等へ説明をしていくことになると考えております。

また、区域指定の効果については、調整区域内における立地規制（出身者要件や建築物用途）を緩和することで、既存集落の維持・活性化につながり、一定要件を満たせば、ある程度誰でも家が建てられ、結果的には人口の増により既存集落の維持や活性化につながるのではないかと思料されます。

3点目3番、区域指定により定住者人口の増加が見込めるが、定着人口の推移についてお答えをいたします。

区域指定制度はあらかじめ要件を満たす地域を指定しておくことで、一般的な立地規制（出身者要件や農家住宅など）と同様の建築許可の要件が1つ追加されることになることから、建築希望者の誘致につながると思料されます。霞ヶ浦地区における区域指定制度導入後の定住人口の推移は、平成15年7月に制度を取り入れ、16地区を指定しましたが、現在までに制度を利用して許可を受けた戸数は94件で、平均世帯人口2.76人として、おおむね約260人が区域指定地域内へ居住したと思われます。

このうち、市外からの転入は42件、116名と推測され、制度の利活用により人口増に反映した

と考えてございます。今後、市内全体の制度化を鑑み、さらなる定住者増につながるよう、啓発活用など周知したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

4 点目 1 番、千代田地区小中学校の統合整備について、これまでの経過と今後の実施計画についてのご質問にお答えいたします。

最初に、志筑小学校の移転校舎の敷地買収時期としましては、平成9年度から平成10年度に行いまして、最終は平成17年度となっております。工事の着工時期でございますが、造成が平成18年度から始まり、平成20年度には外周道路を、平成21年度からは校舎を、平成22年度からは屋内運動場及び屋外の附帯工事を、平成23年度からは植栽、外周道路の舗装、プールの建設を、平成24年度には太陽光設備をそれぞれ設置となっております。開校移転につきましては、校舎及び屋内運動場、屋外附帯工事が完了した平成23年の夏休み期間中に移転を行いまして、9月の開校となっております。

次に、茨城県の小中学校に係る統合の基本方針についてでございますが、平成20年4月に公立小中学校の適正規模について、指針でございますが、こちらが示されております。当市では平成25年3月に市立小中学校適正規模化計画を策定しまして、統合小、統合中を単位として組織をしました統合委員会により、統合に向けての協議を進めてきたところでございます。

続きまして、これまでの経過等についてお答えをいたします。

志筑小学校、新治小学校、七会小学校、上佐谷小学校の統合につきましては、ただいま申し上げました平成25年3月策定の小中学校適正規模化実施計画に基づきまして、新校の位置を志筑小学校とし、不足教室の増築、スクールバス対応のロータリー等の施設整備基本計画を策定し、区長等の地域代表とPTAの代表、学校長で組織をします、志筑・七会・新治・上佐谷統合小学校統合委員会で協議を進めてまいりました。ご承知のとおり、新校の位置を志筑小学校とすることに対する反対意見や、千代田中学校の敷地内に新校を整備すべき等との意見がございまして、新校の位置をめぐり意見集約ができないために、現在、統合委員会は休止状態になっているところでございます。

今後の計画につきましては、統合して地域の皆様が後悔することがないように、保護者や地域の意見を伺いながら進めるとともに、近隣市町村の状況も踏まえまして、専門家の意見を取り入れるなどして検討していきたいというふうに考えております。

次いで4点目2番、予算と立地について何うのご質問にお答えいたします。

ご質問の予算と立地でございますが、志筑小学校を新校として整備する場合と、千代田中学校敷地内に整備する場合の比較検討をしておりまして、これまでに学校統合だより等で公表しておりますので、その検討資料の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、志筑小学校を新校として整備した場合、不足教室の増築、スクールバス乗降場の整備、4校分の給食をつくるため、千代田中給食室の改築等ございまして、費用が約9億6000万円と

いう試算でございます。

次に、千代田中学校敷地内に小学校教室を増築した場合、また、敷地内に小学校を新築した場合の2つ方法がございますが、建物の構造、整備手法によっても費用は変わります。余裕教室を小学校教室に転用し、こちらは小学校教室と中学校教室が混在する形でございますが、この形ですと軽量鉄骨造で約9億9000万円、重量鉄骨造で約10億3000万円、鉄筋コンクリート造で約12億円という試算でございます。また、新たに中学校校舎の前に小学校校舎を新築した場合、こちらですと軽量鉄骨造でも約12億6000万円、重量鉄骨造で約14億円、鉄筋コンクリート造では約19億円という試算でございます。

最後に立地、移転先とのお尋ねがございましたが、こちらは先ほどもお答えしましたように、地域の皆様の意見を踏まえながら、慎重に今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

このごみの広域化についてでございますけれども、市長の答弁ですと、もう広域化にまっしぐら、邁進しているというようなご答弁で、現在ある環境クリーンセンターの件に関しては一切触れておりませんでした。その辺、実際、私は現在のクリーンセンターの今後ということも答弁の中に入れていただきたかったというふうに思います。もしお答えいただければ、ぜひいただきたいというふうに思います。

県が平成20年12月に広域化の枠組みを発表しました。茨城美野里、それから霞台の厚生施設、新治地方広域、土浦内で1ないし2施設にする案が示されたということでございました。この時点で土浦と新治地方広域の1つの施設と、それから茨城美野里と霞台厚生施設の2施設案が有力であったというふうに聞いておりますが、当時、坪井市長は新治広域の管理者でございましたので、その辺はどのようなお考えでいたか、お聞かせいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、ごみ処理の考え方、これは何といたしても市民にとって一日も欠かすことのできないライフラインの一つでございます。そういう中で市民にまず迷惑をかけないということが一つでございます。それから、施設整備に当たりましてはコスト、どちらが安いかという、ランニングコストも含めて、そういう判断が二つ。それから、もう一つはやはり、ああいった処理施設ですので環境問題もございまして。そういったものを含めて総合的な判断をするというふうな中で私も考えてまいりました。今、言われましたように県や国の指導の中で、この地域も1つなり2つというふうなことで示されたわけでありまして、我々、私も新治の中心の施設の所在地にありますから、ベストの状態はこの施設でやっていたら一番いいんでしょうけれども、そういったものも含めて非常に課題があったものですから、私は先ほどの3つの選択の中で、やはり現在のこ

の霞台厚生施設が一番ベストではないかと、そういう中で今回判断をさせていただいたのが経過でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

今の決断ではなくて、その当時の状況、例えば茨城町の厚生施設が一緒に加わるということになると、地域性からいっても、茨城町というのは実際、水戸の本当の隣接地でありまして、県南と県北といますか、私はそういうふうに分けられる地域ではないかなと。ですから、先ほど言いましたけれども、平成20年に県のほうから示されたという中には土浦と新治広域というのが一つの向いていく方向づけであって、そこに茨城町が加わるというのは、私は、当時、市長は管理者でしたので、そのときの思いというのを、実は、私は聞かせていただきたかったんです。どうですか、そのときの判断としては土浦のほうを向いていませんでしたか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

その広域の中では、できる、できないは別にして、思いとしては土浦のほうが、やはりベストの方向であろうという考え方は持っておりました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

私もそうだと思いますよね。ただ、その後のいろいろな状況によって状況が変わったということだと思いますけれども、平成21年12月28日にかすみがうら市、石岡、土浦市によります新治地方広域事務組合の事務事業に関する協定書を締結したと思います。内容としては平成22年度以降10年間、現組合を存続するとの協定書ではありますが、この協定書は坪井市長が管理者のときに作成されたもので間違いはないですか、お伺いします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

間違いありません。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

この協定書には、平成31年度で組合を解散するというような内容ではありませんよね。これはあくまでも協定を延長するという内容であって、決して解散するという事ではないというふうに思いますけれども、その辺はどうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

平成31年まではそういったことで継続すると。その後については協議をするという、そういった内容だと記憶しております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

その後、この構成市間で協議すべきであったと私は思います。ところが、一度の、今、市長がおっしゃったように、その後に関しては協議するという事なんですけれども、全くその辺の協議がなされていなかった。この時点で、本来であれば私はごみ処理の基本計画というものをきちっと整備して、それで、その次の時代にきちっと計画を練っておくというのが、私は本来必要だったと思いますけれども、この間の議会でこのごみ処理の基本計画の予算が可決しましたけれども、その間、全くやっていない状態だったんですね。だから、計画なくして実施なしというのが私の考えなんで、そういった中で、私はこのタイミングで計画をきちっとつくって、それで広域化でもいいです、それから、今あるクリーンセンターの長寿命化でもいいです。そういったことをやはりきちっとつくるべきであったと。全く今の今までこれがないというのが実情でございます。

ですから、私は今、広域化に進んでおりますけれども、土浦市ともう一度きちっと協議して、その今ある新治地方広域環境センターの後始末まできちっと3市で協議をして、それをやはり本来であれば、そのごみ処理の基本計画の中に折り込むべきと思いますが、そういった協議をする気はございますか。市長にお尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ご承知のように、現在、土浦は15万人の人口の中で長寿命化の計画の中で進んでおります。それから、石岡もそういった中で新たな枠組みで進んでいます。そういった中で私も判断させていただいた次第でございまして、大変、一長一短あるわけでありまして、全てがいいというわけにいきませんけれども、先ほど言ったようにベストの選択だというふうに私は考えています。そういう中で、平成31年までは新治広域を継続してやっていくという協定がありますので、これはしかるべきときに、そういった中で話しはして整理をしていくということになると思います。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

平成19年度から産業廃棄物の広域処理システム研究会というのがなされていたと、これはかすみがうら、土浦、石岡、小美玉、茨城町、4市1町で廃棄物処理担当職員とか、それから一部事務組合の職員等がごみ処理の広域化についての勉強会を重ねていたということでございます。その後、平成23年度からは土浦の離脱により3市1町により循環型社会形成推進検討会というものを組織し、将来の方向性に向け合意形成を図ってきたというような説明がされておりましたけれども、この2つの会議は、大変私は重要な会議であると思います。これは市の財政から30億円という金額を拠出する事業でございまして、また、新治地方広域事務組合の環境クリーンセンタ

一の存亡もかかっておるわけでございます。

で、私はせんだっての産業建設委員会で、この2つの重要な会議の議事録、またメモ、それから報告書等の提出を求めたところ、執行部側から示されたのは、あくまでも課長同士の勉強会であって議事録はありませんと、また、報告書もありませんという答えなんです。だから、このごみ処理の広域化という大義の会議ではあるにもかかわらず、そういうものを何も示さない。また、議会の報告もない。これは副市長もこの会議に参加しておりますね。副市長、これはどういうふうなことだか、ご見解いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

この循環型社会の検討会の勉強会自体には私は出席しておりません。ごみの広域化自体は前市長の単独でやりたいという思いもありまして、そういった思いのほかに広域連携の方法も少し勉強していかなければ、それを拒否して単独で全然そういう勉強会にも参加しなければ流れに乗りおくってしまうという私の意見で、課長級の勉強会に出席はさせておりました。これは前市長には反対はされておりましたけれども、これはあくまでも私の考えで勉強会には課長は参加させておまして、私はこの検討会には出ていません。ただ、一度、3市1町の副市長、また副町長と一度だけ話というか、打ち合わせというか、この今後についてどういう方向になるんだろうかという話し合いをした経緯がございます。それについては現在、私が来ている中で前市長の意見もありますことから、正式な会合ではなく打ち合わせということで話をしております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

130億円というこの大きな事業の基本となる重要な会議にもかかわらず、そういう会議は開いていないということによろしいですか。正式に循環型社会等の検討会というものは、正式には開いていないということによろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

市長、副市長レベルの会議はございませんでした。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ないのに130億円の事業化がどんどん進んでいるということが、私は非常にわかりにくいといえますか、市民の方、きょうも傍聴者の方おいでですけれども、何をやっているんだろうなというように思うと思うんですね。これはやはり時系列にきちっと、坪井市長が昨年8月に協議会に参加するんだということで正式に認められたというような話も聞きましたけれども、非常に安直ではないかなと私は思いますけれども、そういうやり方、それは実は副市長におきましては県のほうからおいでになっていただいて、もともとこの事業化というのが、広域化というのは県のほ

うからのご案内があったというようなことですので、やはり県のやり方というのはそういうやり方で事業を進めているのですか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

国もそうですけれども、県もできる限り広域連携でやれるものは、単独でやっていくということも一つの方針かもしれませんが、今後の社会的な人口減少やそういったことを考えますと、国の方針でもございますし、できるものはなるべく一緒にやっていけるような形がよいのではないかと私も考えております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

というのは、そのやり方に問題があるのではないですかと。もっともって議会にもきちっと示すべきですし、やはりそういう会議があって、今、どういう状況で進んでいるんだよというふうなことは、これはやはり公務で私は行っているんだと思いますので、ただ、勉強会とか研究会とかというのは、これは非公式だと言ったらそれは非公式であって、決して公式の仕事ではないと思いますので、その公式の仕事はどこでどういうふうにしてやってきたんだと。それをきちっと時系列で説明いただけますかということです。

○議長（藤井裕一君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

現在の3市1町の枠組みの8月以降の公式なものは協議会に加入しておりますので、きちっとした議事録もございます。それ以前の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、前市長自体がこの枠組みには入らないという意向を示しておりましたので、公式なものではなくて勉強会という形で進めていたというふうな報告は受けております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

前市長はもっともって内部で十分に協議して、それからという考えでおったのかと思いますけれども、ただ、前市長はその枠組みから出たわけですね。そうすると、出たわけですから、離脱したわけですから、そういった中で副市長の命で課長等が、職員がそういうのにまた参加していたというふうなこともちょっと、その辺を整理してもらわないと、やはり上司の命令というのは、これは公務員法にもありますので、その辺はちょっと説明をいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

時系列に申し上げますと、正式離脱は一昨年12月に前市長のほうから、正式に参加しないという申し出をして離脱したと思います。その離脱以降は検討会にも担当職員は出席しておりませ

るので、それ以降は今回の、昨年の8月以降の記録しかございません。それ以前は、正式な表明をする前は情報が来なくなってしまうということもありまして、自主的に勉強会に参加はさせておりました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

わかりました。本来この勉強会等に参加する以前に、やはりかすみがうら市がすべきことというのが私はあると思うんですね。そういった中で広域化の枠組みのメリット、デメリットを整理、研究して、さまざまな選択域の中から結果を導き出す手法をとることが基本ではないかというふうに考えております。課題の整理が全くされていないことが、この大きな問題であると私は思います。私は広域化を別に反対しているわけでもございません。ただ、そこまで行くまでの経過が余りにも安直だな。まして、この新たな枠組みありきでの合意形成を図ってきた検討会ないし研究会であったと。ちょっと資料を見させていただいたら、内容的にはもう広域化以外に全く選択がないというような状態でございました。もう一度議会を交えて、このごみ処理の問題を整理して、研究結果をきちっと市民に公表して、市民からの意見も私は聞くべきと思いますが、ご見解をいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

私ども、これまでさまざまな角度から検討させていただきました。一つは新治広域で単独で残っていく方法。それから、先ほど言われた土浦のほう、それから石岡のほうと。そういう中で、まず、非常に一番先に申し上げましたように、まずは、コストはどうかということですね。それはやはり一番安いコストを選ぶべきだということ。それから、現実的に国や何かの支援が新治単独だと補助がないと。そういった現実もありまして、そういう中でコストが一番高くなってしまいう。それから、既に土浦とか石岡がもう広域に向かって新たな方針を出して動き出しているという、そういう中で、私どもも確かに期間は短かったかもしれませんが、前市長時代に抜けてしまって、このまま放っておくと行くところがなくなってしまう。そういう危機感の中で私は総合的に判断する中で、熟慮した末に加入させていただいたわけでありまして。

それも非常に、石岡方面の方々も1回そういったことでトラブルを起こしているものですから、非常に複雑な気持ちであったようではありますが、私が頭を下げてお願いしたという、そういった経緯でございます。今後につきましては、そういったものについていろいろな形で市民の皆さんにもお知らせ、また、今回、議員の皆さんにご判断をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

本当に、市長が昨年の7月に就任しまして、8月11日付で突然2市1町の広域協議会に参加をしたというふうなことですけれども、本当にわずか1カ月程度の間、私はどれだけの協議がで

きたのかなど。今、協議したというふうなことですけれども、やはりそういう協議の中もきちっと議会にも示していただきたいんですね。当然、議会から今度は一般の市民の方たちにもお知らせができるというふうに思います。コストの面でどうのこうのと言いますけれども、実際に、だっって対比するものが何もないわけですから、そういった中で、それは事務局のほうではそれなりの資料があるのかと思いますけれども、そういうものもどンドンやはり議会に示すべきだと思います。

ましてや、今回もこれ、条例が提案されておりますから、その中でも当然審議にはなるでしょうけれども、その中で、また審議の中できちっと、今、言った土浦のほうと、また新治広域、単独、単独と言いますけれども、単独なんていう話は、私は全然していませんからね。また、単独なんてする必要もないと思います。土浦さんともまだ協議もしていない。石岡さんとも協議していない。石岡はもう向こうへ行ってしまったんだ、土浦は単独でやるんだと、それは勝手に話していることであって、正式にはそういう会議も開いていないと思いますので、ぜひ、そういうこともきちっと、先へ進むのであれば今の部分もきちっと整理をして、示していただきたいというふうに思います。

それから、広域処理建設地が今回震台厚生施設に本店を置くというような条例かと思いますが、この現在の震台の施設は年間3万トンの焼却処理をされておるというふうに聞いております。今度、広域処理となりますと、あと4万5000トン、年間新たなごみがあ施設に入ることによって、現在の施設からすると1.5倍になるわけですね。そうすると、当然ごみの収集車の数もふえる。自己搬入者もふえる。もちろん地域の環境にも大きな影響をもたらすというふうに予想されますけれども、施設のお近くにお住まいの方にお話を伺うことがありまして、そうしたら、そんな大きな施設ができる話なんていうのは全く聞いていなかったし、もちろんこれはもう反対ですというようなことでした。何と言ってもこれは地元の理解が得られることが建設の条件だと思います。

もし、この震台が反対があつてだめだったと。では今度は茨城町か。茨城町の厚生施設にも、何か隣接した地があいているというふうなことで、そちらへ行くのかなというふうなことも思います。で、茨城町がだめなら、では新治広域だよということも、これ、当然出てくるわけですね。ですから、もし新治広域だと言ったら、まず上佐谷あたりの人たちはもう大反対で、これ、絶対に私は広域化なんてできなくなってしまうのではないかなと、非常に懸念している部分でございますけれども、その辺はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、建設につきましてはまだ決定はしていません。ただ、全体の中で物流コストを含めて一番安いところに決めようという、そういう合意はつくってはいます。今後の課題でございます。また、今、矢口議員がご心配されるように地元住民との合意も必要でありますので、その辺につきましても丁寧に説明をしながら、ご理解をいただけるように努力していきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時36分

再 開 午後 2時46分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

いろいろごみ処理に関してご答弁いただきましたけれども、132億円という巨額の税金を投入して行う事業でございます。ろくな協議もせずに実施に邁進しているように思います。本市においてはだれが敷いたかわからないレールに走り出した特急電車に飛び乗って、先もわからず目的も告げず、莫大な借金をするというように思います。

施政方針の中に人口減少社会だということがございました。平成50年には今の人口より1万人減するというような統計が出ているというふうに聞きました。また、高齢化率なんですけれども、実際10年後というのは今と比べるとどのぐらいの数字が上がるか、教えていただけますか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

矢口議員さんのご質問にお答えします。

これは平成26年の10月1日現在でございますが、市民の人口としましては4万2108名、そのうちの高齢者、65歳以上であります。1万1314名というふうなことで、高齢化率におきましては26.9%となっております。それが平成37年度、10年後でございますが、これにつきましては、人口問題研究所の推計によりますと、市の人口としまして3万9065名、そのうちの高齢者、65歳以上につきましては1万2623名、高齢化率としましては32.3%というふうなことが示されてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

すごい高齢化率も、今、答弁がありましたように32.3%、10年後になりますね。ですから、こういうふうな先細りの社会という中で、次世代の人にツケを払わせるということになるわけでございます。私はこの事業に対して執行部の対応は全く無責任きわまりないというふうに申し添えておきたいというふうに思います。

そのほかに関しては特別委員会等で議論したいというふうに思います。

続きまして、2番目、石岡斎場の請願書に対するご所見ということでお尋ねしたのですが、この請願書に対しての市長の見解を私は求めておりますので、先ほどのご答弁内容とはちょっと違うかなというふうに思いますので、もう一度この請願書の中身に対しての見解をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

石岡の新斎場の料金改定を求める請願の存在につきましては、私も存じております。大変私も重く受けとめているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

先ほどのご答弁でもありましたけれども、多方面との協議をするというようなお話でしたけれども、これ、どういう内容でどこと相談するんだか、お話しいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

多方面の方と言え、多方面の手法をもって、いろいろな方法をもって検討したいという、そういう意味でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

市長は選挙公約として、まず選挙公約をどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

選挙公約につきましては、ご承知のとおり選挙をするに当たって、もし就任した場合にこのようなことをやりたいということで公約として掲げるものでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

よく選挙公約というものに対しましては、やはり実施に向けて——当然約束事だと思いますので、市民との約束ですので、もし、それによって当選することができれば、まず真っ先に、やはりその選挙公約の実現のために努力するというのが、これは私たち選ばれる立場の人間としては当然のことかなというふうに私も思っております。また、以前民主党が政権を取ったときには、マニフェストということで大変な国民の喝采を受けて政権を取った。しかし、その公約がマニフェストどおりにいかなかったということで批判され、そして政権を失ったということがございました。ですから、私もこの選挙公約というものは重く、やはり受けとめなければならないというふうに思います。

坪井市長が選挙で、これ、坪井市長のリーフレットで間違いありませんね。その中に5つの応援

という中で、暮らし応援の中に、斎場のあり方を見直し利用料金を応援しますという項目があります。利用料金の支援の請願を皆さんの切なる願いと受けとめ、周辺自治体と協議し、誰もが公平に現状と同じ6万円で利用できるように応援しますと書かれております。ここに公約として戦って見事に勝利したわけでございますけれども、支持者への責任だと思っておりますけれども、どのようなお考えでおりますか、お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどもご答弁申し上げましたように、かすみがうら市と他市との格差が出ている。そのことを重く受けとめております。しかしながら、式場1つしかない中で、今後の利用の状況等もございます。そういったことを含めまして、先ほどお話し申し上げましたように、さまざまな角度から検討しているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

このリーフレットの中を見て、やはり選挙行動に出た方もたくさんおると思います。ですから、そんな周りとのあれを見ながらやるというけれども、具体的にいつ、どういうふうにするのか、それをやはり、これ、実は私も知り合いの方が、この請願書に署名した方がおられて、いつやってくれるんだと。だから、矢口さん、市長に聞いてくれというようなお話がありましたので、今回一般質問でお聞きするのが一番いいかなと思ひまして、お聞きしているわけでございますので、もう少しこの——市長にはそれだけの権限がありますので、実は今回、平成27年度の予算の中に、私は当然計上されているものなのかなと思ひましたら全くありませんでしたので、その辺の今後のお考えをちょっと述べていただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどお話ししたとおりのさまざまな角度から検討してみたいと思ひています。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

いつ実施する予定でございますか。検討、検討と言っても、やはり、これは一日も早く実施すべきというふうに思ひますので、ご答弁をいただきたい。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどと同じでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

市長、この請願には2,476名の請願者がおります。市長はこの数字はご存じですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

正確な数字は記憶はしておりませんでしたけれども、概要についてはわかっておりました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

そうですね。これ、公約の中に請願が入っているんですから、当然こういうふうな人数とか内容は、私は把握しているものだというふうに思っております。市長選挙の得票を見ますと、宮嶋氏が1万票で坪井氏が1万1200票、1,200票弱の差だったと思いますけれども、この請願者の2,467名の方は、私は坪井さんのこの公約にも掲げているものですから、この人たちは皆さん坪井さんに投票したのではないのかなというふうに思います。ですから、この選挙公約というのはその人たちに対して、やらなければうそをついたことになりますからね。これはきっちり、市長やはり、やりますと言うべきだと思います。ぜひ、その辺もう一度ご答弁いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどお答えしたとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

なかなかいい返事がもらえなくてちょっと残念なんですけれども、先ほどご答弁で式場の利用者数が示されましたけれども、4月からの式場の利用者はかすみがうら市千代田地区が12件ということでございました。旧石岡斎場と比較しまして、旧石岡斎場の場合は年間、千代田地区の利用者が14から15件であります。よその地区の数も旧石岡の斎場の利用の件数とほぼ同じで推移しております。そういった中で、千代田地区の12件ということですので、1件につき助成するというので、2日間で14万円ですか。14万円ですと16万8000円で済むわけですね。ですから、私はこれ、やってあげたらいいのではないかなと、ましてや議会からもそういう要請が出ているというふうに思いますので、何か躊躇する必要はないのではないかなと思いますけれども、それは聞かなくても、話はよくわかったでしょうから、ぜひお考えをいただいて、きっちり市民に示していただきたいというふうに思います。

それでは、次にいきます。

調整区域内の宅地化についてでございますけれども、平成14年度に一度千代田地区で実施を試みたというお話を伺っておりますので、そのときの内容等がわかればご説明いただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

平成14年度に実施した実態調査につきましては、先ほど議員さんのほうからご指摘がありましたように、平成12年に設立をされました区域指定制度について旧千代田町での活用を検討したもので、平成13年6月に発注、平成15年3月までに12の地区を候補地として設定をいたしました。しかしながら、区域指定を受けると最低敷地面積300平方メートル以上となることから、地理的条件では新たに建築物を建てる空き地が少なく、2つの地区、角来地区、国道6号沿線を除いて上佐谷地区など指定の効果が薄いと見込まれ、町全体の公平性に欠けるとの判断がございました。

また、市街化調整区域でのインフラ整備の費用増大が懸念され、県内でも制度導入から時間的経過が少なく、先行事例がなかったことから、費用の増大幅が予想できないなど、指定を断念した経過がございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございます。区域指定によって、今、おっしゃったような内容もその一つでしょうけれども、メリット、デメリット等があると思いますので、その辺もちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

先ほどの答弁と重複をいたしますが、メリットといたしましては調整区内における立地規制、出身者要件や建築物用途を緩和することで、既存集落の維持・活性化につながり、一定要件を満たすことにより誰でも家が建てられ、結果的には人口増につなげたいと考えてございます。デメリットといたしましては、本来、都市計画上、市街化区域内に人口の集約を図り、並行的にインフラ整備を進めていくところでございますけれども、人口が調整区域に流出をし、インフラ整備等の公共投資の負担が増大し、市街地の格差につながることも考えられるという内容でございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございます。あと、指定区域内の固定資産税等の評価が変わるのかなという思いでおりますので、それに関しましてご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えします。

区域指定に伴いまして評価額が上がるということはありません。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

今後の課題としましては、都市計画農地法に係る規制がネックになって、指定区域がきわめて限定されておりますが、区域指定の拡大、拡張が必要と考えますが、今後の効果的な運用と今後の進むべき方針について伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

今般の開発許可等の権限移譲を受けることに伴いまして、立地基準の再検討及び実態調査を行うことにより、区域指定制度の活用などを検討し、既存集落の維持や活性化などにつなげていければと考えてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、4番目の千代田地区の小学校の統合についてでございます。

第5回の志筑・新治・七会、上佐谷の統合委員会で、統合委員会が活動を一時中止するというような決定により、現在も休止の状態となっておりますが、子どもたちは日々成長しております。上佐谷小学校におきましては、来年には全学年が複式学級になるとの話も聞いております。一日でも早く委員会を開催し、統合に向けた協議を再開していただきたいと思うのですが、どのような組織で今後開催を予定しておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

お答えいたします。

統合委員会につきましては、いわゆる一時休止状態でございますので、再開をというご意見をおっしゃる方もおります。さらには、別なメンバーでといったご意見もございます。ただいま、そういったことも含めまして、平成27年度にこういった形で審議をするのかを検討している状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

先ほどご答弁の中で、専門家を入れてというお話がございましたけれども、私もその件に関しては賛成なんですけれども、やはり、かすみがうら市の長期的なまちづくりの観点から、土地利

用の方法や教育のあり方なども、やはり、大学教授や都市計画の専門家などにより、有識者によります懇談会、審議会等を開催していただいて、市の方向性をきちっと示されれば、これはやはり新校舎の位置も市民の理解を得ることができるのではないかというふうに考えます。この辺は市長にご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時07分

再 開 午後 3時12分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

矢口議員には、まず千代田地区の小学校の統合につきまして、いろいろご心配をいただいているところでございます。ご承知のように、統合も含めまして一番大事なことは、将来の子どもたちにとって教育的な見地でどちらが大事かと、そんなことの中で判断をすべきというふうに考えております。今の段階ではいろいろご議論がある中でありますけれども、これから地元の住民の皆さんのご意向、保護者のご意向、そういったものを踏まえ、さらに有識者のご意見も聞きながら、将来の子どもたちにとってというふうな判断も大事かと思っておりますので、そういった意味でこれから創生会議等も含めて、戦略などをつくっていくわけでありまして、総合計画なんかも新たに検討もするわけでありまして、そういったものを含めまして、総合的に検討させていただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

この教育の問題については、これは早急にやらないと、もう本当に格差が生まれると思います。もうご存じのとおり霞ヶ浦地区は平成28年度の4月には統合小学校が動き出します。まだ、千代田地区においては、要するに全く白紙の状態だというふうに私は思いますから、これは一日も早くそういう協議でも何でも立ち上げていただいて、実施していただきたいというふうに、これは要望をさせていただきます。

それから、千代田中学校についてお伺いをしたいんですけれども、適正規模化の基準ではクラスがえが可能で、全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましいとのことですが、現在の千代田中学校の学級数は幾つか伺います。

また、学年進行で今後の生徒の推移をお答えいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの矢口議員さんの質問にお答えします。

千代田中学校の学級の現状は、普通学級が各学年2クラスの合計6クラス、それから、特別支援学級が1クラス、合計7クラスでございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

続きまして、いわゆる学年進行表のお話、お尋ねがあったかと思えます。平成26年現在でまとめているものについて申し上げますと、平成26年5月1日現在で175名という数字でございます。現在の学年進行表で言いますと、それから、いわゆる平成32年度の6学年ということになるんですが、千代田中学校の161名という数字でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

中学校においてはクラスがえできない、千代田中学校が5学級以下の学級になった場合は、そうすると、この161名だと、これ、まだ6クラスはキープできるんですか。そして、また1クラス当たりの人数が最低何人で1クラスというふうなことになるのか、ご答弁いただいていいですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

161名の場合には、1クラス40人学級でございますので、6クラスは確保できる状況でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

お尋ねは今後の人口の推移を見据えた中での減少状況がどういうふうにあられるかということかと思えます。先ほども金田部長のほうから高齢化率とか数字がございましたが、いわゆる社人研の推計値から見ていきますと、千代田中学校で申し上げますと2025年の推計値、今から10年後ということですけども、これは、推計値は147名。それから20年後の推計値は123名というふうに考えております。こちらはいわゆる社人研の変化率から逆算して、私が算定したものでございますので、一つの考え方ということでご理解いただければと思います。ですから、20年先の2035年には123人という数字は、まず3学年で3学級ということが見えてくるのかなというふうに事務局としては理解をしておるという状況でございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

とにかく6クラス以下になると、これはもう統合の対象ということによろしいですね。そうすると、当然下稲吉中学へ統合ということになるんだらうというふうに思います。当然これは学区の見直し等が必要だというふうに思いますが、今後の計画等があればお話しいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

これは繰り返し、これまでの答弁と同じになってしまいますが、基本的には平成25年3月に策定をしました小中学校の適正規模化計画でございます。こちらでは千代田地区のいわゆる現在協議が棚上げ状態になっておりますが、この学校を志筑小学校へというような一つの考え方がございます。なかなか、両者の意見がございますので、こういったところをもう一度丁寧に地域の方々といろいろな協議をしていきたいというふうに考えている、その一点でございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

小中一貫校についてでございますけれども、本市の教育振興基本計画には入っておりません。お隣の土浦市は本年度、新治地区の新治中学校に施設一体型の小中一貫校の建設を始めたということでございます。つくば市におきましては小中一貫教育というのを平成24年度から市内全小中学校53校15学園で始まり、施設一体型小中一貫校と小中学校の施設をそのまま活用した中小連携で行う施設分離型、小中一貫校の2タイプで実施しております。今年度は3学園で施設一体型の一貫校の建設に着手するというところでございます。市教育委員会ではこの件に関してはどのような協議をなされているのか、お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

矢口議員さんの質問に答えます。

小中一貫につきましては、一体型と連携型がございます。その一体型でやれる場合はもちろん小中隣接というか、同じ敷地内に建設されて……。

[「わかっている。教育委員会が何をやっているか聞いているの」と呼ぶ者あり]

○教育長（大山隆雄君）

現在やっていることは、できる限り行事などを中心として小学校と中学校の交流、こういったものを中心として進めているところでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

教育長、先ほどこの市全体で検討していくんだというお話がありましたけれども、私が言いた

いのは、教育委員会としてどういう方針でもってこの小中一貫校というものを目指す考えがあるのかどうか。そこですね。また、既にもう教育委員会の中でそういう審議をしていますよと、こういう審議をしていますよということをお尋ねしているわけでございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまのご質問にお答えします。

今、大変、矢口議員さんのご意見、貴重なご意見として承りましたけれども、現在、教育委員会としてはそのことにつきましてはよく研究させていただきたいというような段階で進めているところでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

先ほどの1回目の質問でもお話ししましたけれども、文科省が昨年10月に全国の自治体が独自に行っている小中一貫教育の実態を調査し、結果を公表しました。9年間で同じカリキュラムを共有する一貫教育をしているのは全国で1,130校あるそうです。こうした取り組みによる成果を調査した結果、約9割が学力の向上や不登校の減少など、何らかの成果があったとのこと。特に、小中が一緒に校舎を使う一体型では80%の学校で成果があり、教職員の仕事に対する満足度が高まったかどうかについて、成果あり、一体型が66%、隣接型が39%、分離型が34%、学年を4・3・2制の場合、学力を向上したと感じる割合、全国学力学習調査の結果が向上した、これは58%が成果がありとの回答で、6・3制の36%を大きく上回った結果となっているそうです。つくば市でもアンケートを実施したところ、一体型の小中一貫校に大きな成果があったとの報告がなされております。

そういったデータから、つくば、また土浦、こういうふうにどんどんこの一貫校に対して実施している自治体の教育水準とかすみがうら市が、何かこう格差ができてしまうのではないかと私は非常に私は心配しております。そういったことから、早急にこれ、教育委員会のほうでもこの件に関して、もちろん千代田地区の統合もあります。私が今回問題にした千代田中学校の一貫教育というものと、もちろん小学校の統合というのも当然ギャップしていますけれども、それはこういったデータがもうどんどん社会で出ていると。ですから、もっと積極的に子どもたちのことを考えてやってください。これは要望をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。どうも、ご清聴ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

日程第 2 推薦第 1号 農業委員会委員の推薦について

○議長（藤井裕一君）

日程第2、推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する4名を推薦いたしたいと存じますが、異議ございませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時27分

再 開 午後 3時46分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

もとへ。

日程第2、推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する4名を推薦いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りをいたします。

農業委員の議会推薦は、議会の機関意思決定であり議決事項であります。

したがいまして、これから行う候補者決定の手続は、議会運営委員会の決定に基づき、過半数議決により決定していくことといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りをいたします。

候補者の作成方法については、議会運営委員会の決定に基づき、千代田地区、霞ヶ浦地区の両地区において候補者推薦会議を開き、各2名ずつ、計4名の委員の推薦（案）を作成していただくことにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、千代田地区は全員協議会室で、霞ヶ浦地区は第2委員会室で、それぞれ推薦案を作成するための会議を開いてください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時48分

再 開 午後 4時11分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治法第117条の規定により、9番 小松崎 誠君、13番 鈴木良道君の退席を求めます。

[小松崎議員 退席]

[鈴木議員 退席]

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております農業委員会委員の推薦については、お手元に配付した推薦（案）のとおり市長へ推薦いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま、推薦者が決定いたしましたので、お手元に配付いたしました名簿を朗読いたします。齊藤幸雄氏、小松崎 誠氏、海東 功氏、鈴木良道氏。

9番 小松崎 誠君、13番 鈴木良道君の入場を認めます。

[小松崎議員 入場]

[鈴木議員 入場]

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時13分

再 開 午後 4時14分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、明日3月5日、定刻から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時14分

平成27年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第3号

平成27年3月5日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局 長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	高田忠君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	杉田正和

議事日程第3号

日程第1 一般質問

- (1) 中根光男 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 古橋智樹 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 中根光男 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 古橋智樹 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	中根光男	1. エアコンの設置していない上佐谷小、七会小、新治小への設置計画について
		2. 肺炎球菌ワクチンの継続接種について
		3. 空き家対策について
		4. 地域創生交付金の事業計画について
		5. 地域文化の継承と創造について
(2)	佐藤文雄	1. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
		2. 下土田の残土問題について
		3. 広域ごみ処理場建設問題について
		4. 総合的な子育て支援について
		5. 介護保険制度について
		6. 国民健康保険について
		7. 水道事業について (ムダな水開発事業の中止を)
(3)	古橋智樹	1. 坪井かすみがうら市政は、地方創生へ何をめざすのか
		2. 学校教育のハコモノから教育内容の充実予算へのシフト

開 議 午前10時00分

○議長 (藤井裕一君)

ただいまの出席議員は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は通告に基づき、市の一般事務についてただす場であります。したがって、通告外の質問及び市政以外についての質問は認められませんので、ご注意を願います。また、各種法

令を遵守した上で発言をしていただくことを求めます。

執行部に申し上げます。

能率的な会議運営の観点から簡明な答弁を心がけるようお願いいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

おはようございます。

平成27年度第1回定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1月に行われました市議会議員の選挙におきましては、4期目の当選をさせていただき心より感謝申し上げます。私は市民の皆様により、たくさんの要望やご提言をいただきました。実現のために全身全霊で取り組んでまいり決意でございます。さらに、かすみがうら市の発展と繁栄のために働いていく決意ですので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

最初に、エアコンの設置していない上佐谷小学校、七会小学校、新治小学校への設置計画についてお伺いをいたします。

児童生徒が安心して伸び伸びと健やかに学習ができるよう、学習環境向上の整備のためエアコンの導入が必要であり、何よりも優先しなければなりません。

その観点から、1、入札の時期について。

2、いつまでに設置可能なのか、具体的に伺います。

次に、肺炎球菌ワクチンの継続接種についてお伺いをいたします。

高齢者の肺炎で最も多い原因が肺炎球菌とされております。全国で1年間に12万人以上の方が亡くなっているデータがございます。高齢者の肺炎予防や重症を防ぐためにも、肺炎球菌ワクチンの接種費用に対する助成が不可欠であります。高齢者が暮らしやすいまちづくり、安全安心のまちづくりのために継続接種が必要であります。

1、対象者の内容について。

2、対象者全員に予診表の郵送サービスの実施についてお伺いをいたします。

次に、空き家対策についてお伺いをいたします。

昨年11月に成立いたしました空き家対策推進特別措置法は、特措法により市町村は固定資産税の納税情報を活用して所有者を把握しやすくなってまいります。さらに、倒壊する危険や衛生上有害となるおそれがある空き家について、市町村による立ち入り調査を可能としたほか、所有者に対しまして撤去、修繕を命令できるようになりました。命令に違反した場合、50万円以下の過料を科し、行政代執行も可能となる内容でございます。

さらに、国や都道府県が空き家対策の費用を補助する仕組みも整えられました。本年の5月末までの全面施行に向けまして国交省はガイドラインの作成を進めている段階であります。か

すみがうら市におきましては、空き家条例の制定はございますが、さらに中身も充実してまいります。

①空き家の実態について。

②空き家バンクの推進状況について。

③今後の対策と具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

次に、地域創生交付金の事業計画についてお伺いをいたします。

14年度補正予算に盛り込まれた地域住民生活等緊急支援のための交付金であるプレミアムつき商品券の発行に利用可能となっており、地方創生先行型の活用については国が示したメニューの例のうち、人に視点を置いた5分野が特に重要であると思っております。その内容については、地域が必要な人材を大都市圏で掘り起こす地域しごと支援事業、2番目が地方居住推進のための都市農村交流、3番目が奨学金を活用した大学生などの地方定着の促進、4番目が子育て世代包括支援センターの整備、5番目が中山間地域などで小さな拠点の形成を挙げております。

1、事業内容を具体的にお伺いいたします。

2、消費喚起へのプレミアム商品券の発行内容についてをお伺いいたします。

最後に、地域文化の継承と創造についてお伺いをいたします。

各地域で受け継いできた伝統芸能など、地域の歴史や風土に根差した文化の創造を図り、市民主体の文化活動を軸とした新しいコミュニティーにより、まちづくりを進める必要があります。このため、これまで地域が育んできた特色ある文化の保存、継承活動を発展させるとともに、国や地域、世代を超えた交流活動や市民の自主的な文化活動の支援が重要であります。

その観点から、伝統芸能、地域の歴史に根差した文化の創造が重要であり、市民主体の文化活動、新しいコミュニティーによるまちづくりが必要であると思うが、具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、上佐谷小、七会小、新治小へのエアコン設置計画につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目、肺炎球菌ワクチンの継続接種につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3点目、空き家対策についての1番、空き家の実態については総務部長から、2番、空き家バンクの推進状況につきましては市長公室長から、3番、今後の対策と具体的な取り組みにつきましては市長公室長並びに総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、4点目、地域創生交付金の事業計画についての1番、地域創生交付金における事業内容については市長公室長から、2番、プレミアム商品券の発行内容につきましては環境経済部長か

らの答弁とさせていただきます。

次の5点目、地域文化の継承と創造につきましてお答えをいたします。

人口減少・少子高齢化時代の到来、都市部への人口の流出、生活様式の多様化などによりまして、従来型の地縁的な地域コミュニティの維持が困難になりつつあります。本市におきましても、お互いが助け合う地域コミュニティの中で、あらゆる世代が安心安全に暮らしていけるよう、子育て支援や産業の振興、保健福祉の充実等、様々な定住促進策に取り組んでおりますが、それに加えまして新しいコミュニティの形であります特定の分野に特化をしました活動を目的とするテーマ・コミュニティを推進していく必要があると考えております。

その中でも、中根議員ご指摘の地域の文化や歴史、伝統芸能など、地域文化の継承と創造をテーマにいたしましたコミュニティ活動は、郷土を理解する心とふるさとに誇りと、さらには愛着を持つ心を育むふるさと教育の観点からも、とても重要なことであるというふうに認識をいたしております。現在、これらふるさと教育を推進している郷土資料館におきましては、市の歴史資源を学び、市の魅力を引き出し、市のまちづくりをプロデュースすることを目的に活動しております市民学芸員の会や、帆引き船とその漁法の保存継承とそのPR普及を目的に活動しております霞ヶ浦帆引き船・霞ヶ浦帆引き網漁法保存会などを所管しております。これら文化や歴史の観点からも、自主的、主体的に活動していますテーマ・コミュニティ活動団体と密接に連携をしながら、市民と行政がお互いの役割に応じた市民協働の関係で事業を展開しているところであります。

今後も、市民協働のまちづくりを推進していくために、さまざまな分野におきまして市民の皆様方、みずからの創意工夫によりまして自主的、主体的にまちづくりに取り組むテーマ・コミュニティ活動団体の発掘と育成の支援を継続してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

中根議員のご質問にお答えいたします。

1点目、エアコンの設置していない上佐谷小学校、七会小学校、新治小学校への設置計画につきまして、まず1番の入札時期についてお答えいたします。

これまでも、中根議員さんにはエアコン未整備の上佐谷小学校、七会小学校、新治小学校について、教育環境の公平性や児童の健康管理を第一に優先する視点からご質問をいただいております。

ご質問のエアコン設置の入札時期でございますが、平成27年度当初予算に設計業務委託費を計上してございます。年度初め早々にエアコン設置設計業務を委託発注し、工事費の積算を行いたいと考えております。その後、できれば9月の議会で工事費の補正予算を計上いたしまして、可決いただければ10月下旬ごろには工事を入札を行いたいというふうに考えておるところでございます。

次に、1点目2番の、いつまでに設置可能なのか具体的に伺うのご質問にお答えいたします。

設計委託をしまして、現場状況により工事の手法、工事内容も学校ごとによって変わってくることも考えられますが、3校とも年度内にはエアコン設置を完了したいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、中根議員さんのご質問にお答えをいたします。

2点目、肺炎球菌ワクチンの継続接種についてのご質問でございますけれども、ご案内のとおり、予防接種法の改正によりまして、平成26年10月から高齢者肺炎球菌ワクチン接種が定期化となったところでございます。

市では、法定接種対象者、65歳以上の方で5歳刻みの年齢対象者と101歳以上の方というようなことで定義されたところでございますが、そういう方で2,637名に説明書及び予診票を送付し、1月末で901の方が接種をされているところでございます。接種率につきましては、34.17%というようなことでございます。また、任意接種を希望する方に対しましても、定期接種と同様、助成をすることといたしまして、9,110人に案内の通知の送付をし、接種を勧奨しましたところ、1月末での接種者は2,427名となっております。接種率につきましては26.64%という状況でございます。

法定接種、任意接種を合わせますと、対象者は1万1747名で、3,328名の方が接種をしてございます。接種率につきましては28.3%となっております。

平成27年度も引き続き任意接種の助成も予定しているところでございまして、対象者につきましては、平成26年度の接種済者または接種が確認をできた方を除きますが、1月末の段階で法定接種者約2,000人程度、任意接種対象者におきましては6,900名程度と見込んでいるところでございます。

次に、予診票につきましてでございますが、中根議員さんよりご助言やご指導をいただいたところでございますが、平成27年度には任意接種対象者も法定接種者同様に申請手続、26年度においては、任意の方につきましては市役所や保健センターへ来庁していただきまして問診票を受け取った後に医療機関へ行っていただいたというようなことでございますが、27年度につきましては対象者全員の問診票があわせて郵送を予定しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

私のほうからは、3点目、空き家対策についての1番、空き家の実態についてお答えをいたします。

平成25年8月に今後の施策の基礎資料とするため、行政区長に協力をいただきまして、空き家の件数、状況等の調査を行いました。調査の結果、216件の空き家が行政区長より報告されました。その後、空き家条例施行後に相談があった空き家が平成27年2月20日現在、市内全域で18件というふうに把握をしております。

空き家の実態として主なものは、居住が可能な空き家が94件、修繕が必要な空き家が48件、倒壊のおそれがある空き家が17件、剥落のある空き家が14件、剥落・飛散のある空き家が9件、また飛散のある空き家が3件というような状況でございます。

次いで、3点目の3番、今後の空き家対策と具体的な取り組みについてお答えをいたします。

管理不全な状況の空き家につきましては、かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例に沿って、その状況を改善するために必要な措置を講じてまいります。具体的には、行政区長に協力をいただきました調査の216件の空き家のうち、倒壊のおそれがある空き家と報告をいただきました17件と、条例の施行後に行政区長や近隣住民の方より相談がありました18件については、外観調査を行いまして、立入調査や改善要請、応急措置等の措置を講じております。このうち4件については、所有者等との連絡がとれまして改善等の措置が図れております。

また、来年度の固定資産税納税通知書に空き家条例のチラシを同封いたしまして、当該制度の周知に努めるとともに、216件のうち、居住可能な空き家との報告が94件ありましたように、利活用可能な空き家につきましては、空き家バンクと連携して対策を講じてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、2点目、空き家バンクの推進状況についてお答えをいたします。

市内におけます空き家の有効活用を通じ、良好な住環境の確保と移住定住促進による地域活性化を目的として、空き家バンク制度を設け推進をしているところでもございます。空き家の仲介業務につきましては、市と茨城県宅地建物取引業協会が平成25年1月14日に空き家バンクに関する協定を締結しております。会員であります地元の不動産業者と連携をしながら、この空き家バンクの事業を推進しているところでもございます。

平成26年度より正式に物件登録の開始をしておりますが、まずは制度の周知と物件の登録を推進していく必要があるということで、現在ホームページの開設、あるいはチラシの制作、新聞広告への掲載、さらには先ほど総務部長のほうから答弁がありましたように、固定資産税の納付通知への空き家バンクへの物件登録の募集チラシ、これを同封しながら周知を図っているところでもございます。また、新たに移住された方が居住した後に、地域にスムーズに参加ができるということになれば、地域のコミュニティーの活性化にも繋がるものというふうに思っております。

こうした地域づくりを目的としまして、移住定住のネットワークづくりに先駆的な取り組みをしている状況でございます。先般もNPO法人ふるさと回帰支援センターから講師をお招きし、

行政区長等を対象とした移住・交流セミナーを開催したところでもございます。今後、新たに移住される方に対し、地元住民の方々も含めて受け入れ側の立場としてのサポート体制なども検討する必要があると思っております。

物件の登録には相続の問題など、なかなか登録までには至らない点もございまして、現在の登録物件につきましては4件となっております。また、移住に対する問い合わせもここ頻繁に多くなってきておりまして、残念ながら成約には至っておりませんが、さらなる努力を重ねてまいりたいと考えてございます。

今後の具体的な取り組みといたしましては、地域創生の地域住民生活等緊急交付金事業を活用しながら、移住される方に対しまして20万円を上限としたリフォーム代の助成を考えてございます。加えて、指定金融機関によります低利のリフォーム融資制度が創設されたということでもございます。これは、かすみがうら市限定という内容でもございます。こういう官民連携しながら、定住・移住の促進に向けた空き家バンクの取り組みに力を注いでまいりたいと、こう考えているところでもございます。

4点目の地方創生交付金の事業計画につきましてお答えをいたします。

当交付金は、大きく分けて2つに区分をされております。

まず1つには「地域消費喚起・生活支援型」で、本市ではプレミアムつき商品券事業を予定しております。2つには「地方創生先行型」で、将来の人口ビジョンや総合戦略の策定が求められているほかに、事業を進める上である程度の実績の評価がなければなりません。これらを明確にして取り組む事業に充当ができるとされておりますので、現在県を通しながら国の実施計画の審査をお願いしているところでもございます。

予定している事業につきましては、本市の地方創生の考え方に沿ったものとして、企業立地促進事業、移住支援事業、地域資源活用サイクリングプログラム等の開発事業でございます。企業立地促進事業につきましては、本市の企業立地促進条例に基づく助成事業でもあり、移住支援事業につきましては、先ほどお答えしたとおり、空き家バンクを活用した移住・定住をする方がリフォーム代としての上限の20万円の助成をしていくというものでもございます。地域資源活用サイクリングプログラム開発事業につきましては、レンタサイクルというツールを活用しながら、本市特有の地域資源等をタイアップしながら、これら地域産業と結びつけられるような新しい魅力あるプログラムを県と連携を図りながら開発をしていくというものでもございます

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、中根議員さんの2点目、消費喚起へのプレミアム商品券の発行内容についてお答えいたします。

プレミアム商品券の具体的な内容については、関係する機関との調整が完了していないことから、お答えができる範囲でご説明申し上げます。

この商品券については、回復が出来る地方の消費喚起や生活支援を目的とした地域活性化・

地域住民生活等緊急支援交付金を財源とした消費喚起プレミアム商品券発行事業として行うものです。プレミアム商品券とは一定の助成率があり、市内の飲食店または販売店、さらには事業所において使用可能な商品券で、事業費は約6760万円を予定しています。助成率については25%、1万円の券で1万2500円分の買い物ができる商品券の発行を予定していますが、発行枚数については、現在委託先として予定している市の商工会との協議において経費等を含め決定するものでございます。

今後の日程については、平成27年7月1日から平成27年12月31日までを商品券事業の実施日程として予定しています。市民への周知については、市と商工会等が連携して準備を進めながら、随時市広報誌やホームページ、市内のキャンペーンとしてのぼりやパンフレットなどにより幅広く市民に周知し、市内産業の活性化に貢献したいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1番目のエアコンの設置していない上佐谷小学校、それから七会小学校、新治小学校についての設置計画については、方向性がきちっと定まったということで私も安心しておりますし、また子どもたちのためにも一日も早く実現させたい、そういう思いで私はここ1年半の間そう願ってまいりました。そういう中で、予算書を見たときに当初は設計だけしか計上していないので、これどうなるのかなと思いましたが、やはり補正予算を9月に組んで、それで事業を開始するという話を伺いまして、本当に待ちに待ったエアコンの設置であるということで地元の方、3校のPTAの方にも早速報告させていただきたいと思っております。

というのも、私がこのエアコン設置に対してかなり力を入れてきた経過というのは、2年前にさかのぼりますと、やはり統廃合がなかなか進まない状況の中で、子どもたちのせいでない——子どもたちが本当に大変な思いをしている、それは行政の責任でもあるし、また地域の責任でもあるし、やはり子どもたちだけが犠牲になっている、そういう姿を見たときに、私は真夏の本当にここ2年間特に暑い日が続きました。そういう中で、私は何としても——子どもたちが勉強している姿、汗を流しながらハンカチで汗をぬぐいながら勉強している姿に通して、やはり3校だけこういう教育環境の状況に対して不公平感を私は感じておりました。

だから、そういう中で今回このように進んだということは私は本当に喜ばしいことだと思っておりますので、私の願いとしては、できれば夏の暑い時期以前に設置していただきたいというような思いがありましたけれども、いろいろな流れがございまして9月の補正ということになりますけれども、先が見えてまいりましたので私は本当に市長をはじめ執行部の皆さんには大変ありがとうございました。一日も早い実現をよろしくお願いを申し上げます。これは要望として申し上げます。

次に、肺炎球菌のワクチンの助成の継続接種についてなんですけれども、肺炎球菌は国のほうの65歳から5歳刻みの助成補助であったわけなんですけれども、やはり私が一貫して述べてきたのは、任意接種も含めてやるべきだと、不公平感があるということで、今年の10月1日から実施して、

また本年も国のほうは5歳刻みになっておりますけれども、市としては任意接種も含めて実施していくということで、本当に私は嬉しく思っておりますし、また昨年10月1日以降、市民からたくさんのクレーム、苦情等が私のほうにも寄せられました。というのも、やはり部長にも再三苦情を申し上げましたけれども、やはり国の制度の助成のみしか予診表を郵送していない。それに対して私は不公平感があるので任意接種も全部やるべきだと、そういう話を何度ももううさいほど話してまいりました。しかしながら、実現はできませんでしたが、新年度においては任意接種も対象者全員にこれを郵送するというので、私はさらに接種率が向上するのではないかと、このように思っております。

というのも、医師のほうでも最初の任意接種については暗中模索のような状況の中で接種率がかなり上がるのではないかと、そういう不安もあったとも伺っております。しかしながら、これは接種すると5年間有効でありますので、だから1回接種すると5年間はやらなくて済む。

それから、もう1点、市民の方からいろいろと相談された内容が、要するに最初この制度が確立する前に実費でもって摂取して、ことし5年目、新たに接種しなければならないということで私は初めての助成をいただく、そういうふうな内容なんですと相談を受けたときに、やはり国のほうの確認もしましたら、国のほうはあくまでも1回のみと。それで、前回実費で接種した方は今回は対象になりませんと。市のほうもそれに則してやはり実費で1回接種した方は新たな対象にはならないという、そういう国と同じ接種方法を選択したわけですが、これはやむを得ないのかなという感じもしますので、この辺を丁寧に説明を、またはかすみがうら広報で徹底をお願いしたいと思っております。

それで、郵送されるのはいつごろになる予定ですか、ちょっとまたきのうも問い合わせがございましたので、いつごろになるのか、再度お願いします。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

夏前の時期あたりを予定してございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、迅速な対応をよろしく願いいたします。

次に、空き家対策についてですけれども、空き家対策についてはきのう来栖議員のほうにも具体的な答弁もございましたし、私のほうからは特に大事な要点だけを確認したいと思うんですが、地権者との話し合いの推進、これがやはり最も大事なのかなと私は思っております。そういう中で、この制度自体にも非常にいろいろ問題があるわけですが、例えば空き家を解体することになった場合に、地権者がその負担というのは大変な負担を強いられる。そしてまた、更地にした場合には固定資産税が約6倍近くにはね上がってしまうという、そういうふうなネックがあるわけですね。だから、なかなか解体したいけれどもできないという、そういう諸問題。

しかし、今回国自体も腰を上げて、全国的な空き家対策を講じているわけでありまして、本格施行の5月に向けて国でもいろいろとガイドラインを今作成中であるので、固定資産税

についても優遇措置がある。大枠ではもう既に発表になっておりますけれども、最終決定ではございませんので、これは5月に向けてそういうガイドラインが決定されますので、そういう内容も含めて地権者との話し合い、そしていかに空き家を解消していくか。

空き家バンクの利用状況にも、先ほど説明ありましたが非常に貸し方、借り方の流れがスムーズに行っていない状況でありまして、これは空き家バンクの推進状況についても大きくネックになっている部分、問題点というのはどういう問題が一番多いのか、再度確認をいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど登録件数が4件という数字を述べさせていただきました。なかなか相続の問題等がありまして多くの物件が登録に至らないという状況でもございます。

また、問い合わせの中ではやはり条件が一つございます。今、国民のアンケート調査等によりまして、若い世代の方、40歳までの方が多くの関東、要するに首都圏から移住をしたいという願望がございます。その中で、一番何を望んでいるかということにつきましては、やはり土地が広い、あるいは建物が直近、要するに10年ぐらいのものでというようなこともありまして、なかなかそういう形で成約に至っていないという状況でもございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

空き家対策については、国のガイドラインがはっきりした段階で再度検討していただいて、かすみがうら市に適応した空き家対策を講じていただきたいと思います。これは要望として申し上げます。

次に、地域創生交付金の事業計画について具体的な説明がございました。そういう中で、茨城県のサービスがすごい内容だということもなかなか一般の方にも知られておりませんので、ここで再度確認した上で、これ窓口は多分かすみがうら市の窓口になると思いますので、これをどのように周知徹底し、どう円滑に運営していくかという部分も含めて再度お伺いしたと思うんですが、例えば茨城県のほうの今回の総予算、交付金のほうが約26億円補正予算として計上されます。そういう中で、県が今行おうとしている事業が4つございます。

そういう中で、農林水産物とか工芸品などの県産品の消費拡大については、インターネットを活用した商品カタログとか、ギフトカタログによる県産品の消費促進で専用のインターネットホームページを立ち上げて県産品を原則5割引きで販売すると。ギフトカタログはフリーチョイス方式で標準価格が6,000円の賞品を4,000円で販売すると。ギフトカタログのアイテムは約100アイテムになります。ギフトカタログは約5万部を茨城県の特産品を県内に割引価格で提供するというような内容になっています。それから、茨城県産の材木を使った木造住宅に対しまして1戸当たり最大20万円の補助を行うと。予定戸数は600戸というような内容になっております。

それから、2点目が交流推進、茨城空港の利用促進、これもすばらしい内容になっております。茨城プレミアム宿泊券、周遊券の販売で、宿泊券は5,000円相当の宿泊券を2,500円で販売をする

と。例えば、1泊2食7,000円の旅館であれば、そのうちの5,000円の宿泊券1枚を使用できまして、つまり7,000円の宿泊代を4,500円で利用できるという内容になります。これは発行枚数は約60万部を予定して、かなりの枚数になります。

それから、3番目の子育て支援、シニア世代の支援について、これは市町村が発行するプレミアム商品券からさらに2,000円の値引きを行うと。これはすごい魅力ですよ。例えば、市町村が——かすみがうら市は1万2500円という一つの目標がありますけれども、例えばわかりやすく1万3000円の商品が買えるプレミアム券を市が発行したといたします。その場合、茨城キッズカードとかシニアカード、シニアカードは65歳以上、私もいただいておりますけれども、それを提示すれば1万3000円の商品を8,000円で購入できるんですよ。幅がかなりありますよね。だから、こういうふうなことも市民の方は全く知らない状況であります。

また、ひとり親家庭の学習支援というのがございます。ひとり親家庭への学習支援のために、児童扶養手当対象者家庭に1万円分の図書カードを配布すると。ひとり親家庭の支援と書籍販売店、文房具の販売店の売上げの拡大を図っていくという大きな4つの柱を掲げて、県は26億円の補正予算計上の中で具体的に進めようとしております。

これは全部じゃないと思うんですが、この窓口については市が窓口になって周知徹底も含めて行うサービスだと思いますが、その辺どう受けとめていきますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、お答えをいたします。

まず、県の事業からご説明をいたします。

県では、やはり市と同じように地域消費喚起・生活支援型、あるいは今後の地方創生の先行型という事業がございます。その中で、地域消費喚起事業につきましては、県のほうでは13事業が取り上げられております。先ほど中根議員さんのほうからありましたように、その中ではシニアカード、あるいはキッズカード、ひとり親世帯への図書カードの助成というような事業が入っております。地域創生先行型事業57事業の中には、先ほどご紹介のあったように例えばふるさと名物商品券、あるいは茨城空港の利用券とかと幾つか57の事業がございます。

まず、考え方といたしまして市町村のほうの事業といたしましては、域内地域内での消費を目的としてございます。県については市町村から枠を超えた域外、地域外、県外と県内というような形で捉えておまして、そこは一つ連携をする事業といたしましては先ほどご紹介のあったシニアカード、あるいはキッズカード、ひとり親世帯の図書カードの配布という状況でもございます。これらの事業が確定をした際には、いろいろな形で市民の皆様方にもどんどんPRをしながらお互いの連携が図れるようなPRをしてまいりたいというのが1点でもございます。

なるべく早いうちにそういう形をとらせていただきますが、広報、あるいはホームページ、各種の情報の発信ツールを利用しながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それから、今回の交付金の中で婚活事業という事業もあると思うんですが、その辺のとらえ方は市でどう受けとめていますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

婚活事業につきましては、少子化対策事業の一環でもございます。今市で考えている部分につきましては、県のマリッジサポーター、要するに結婚の相談員さんがボランティアで登録してございます。かすみがうら市内にも何名かの方が登録をしてございますので、その方たちのかすみがうら市版のマリッジサポーターをつくっていききたいというのが現状でございます。

また、その中で現在ホームページを改修してございます。その情報発信ツールといたしましてソーシャルネットワークサービス、これらを活用しながらどんどん情報発信をしていくというのが1点、それからマリッジサポーターの方々の情報を導入しながら婚活事業、例えば出会いサポートとかの事業を考えているというところでもございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

私がいもう一度聞きたかったのは、要するに今回の交付金の中で婚活事業としての予算を使えないのかという部分も含めてなんですが、その辺はどうなんでしょうか。交付金を婚活事業の中に組み込めるかどうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

その部分につきましては、これから総合戦略を策定していきますので、その中で位置づけをしながら交付金を充てるという考えでもございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

ありがとうございました。まだ詳細に聞きたい部分はありますけれども、これはその都度確認をしてみたいと思います。

それから、最後になりますけれども、地域文化の継承と創造について。

これは市長が施政方針の中でも具体的に説明もございましたし、やはり私は今一番欠けている地域コミュニティーの部分というのを非常に心配しております。人間関係が希薄化する中で、本当に地域の人間関係の絆というものを深めていかなければ、なおさら大変な社会現象の中で人間交流の場というのが失われつつあると私は危機感を持っております。そのように危惧をいたしております。

そういう観点から、市長に話していただきました——私も共感する部分があるんですが、市民協働と、私は本当に好きな言葉ですし、また市民協働がベースになくってはならないと常にそのように私は認識し、またそのような行動をしているわけでありますけれども、やはりテーマとしてこのコミュニティ活動に対して、市長から大卒の説明は何度かございましたけれども、地域のコミュニティについてまた市長が今こういうことを具体的にやっていきたいというものが考えの中にあれば、再度確認したいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

地域の希薄化といいますか、一つはご指摘のように産業構造が大変変わってきたということ、それから核家族になってきたと、そういったことで非常に横のつながりといいますか、そういったものが希薄になってきています。そういったものを再構築をして、やはり地域をみんなで守っていくという、そういう関係をつくっていききたいというふうに思っています。

それから、行政の関係も市民協働というようなことでありますが、大変人口減少が進む中、しかも行政そのものも非常に財政的にも大変な中、やはり市民の皆さんにもこの地域に愛情、愛着を持ってもらって、ともに支えていくような、そういう環境をつくっていききたいというようなこととございます。その前提でやはり地域に対する思いを深めていただけるような、そういった環境づくりかと思っています。先ほどお話ししました、例えば地域の文化であれば帆引き船であるとか、様々なことがありますけれども、そういったものを一つ一つ市民の皆さんに提案をいただきながら地域づくりのほうに努力していききたいというふうに考えておりますので、ご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

どうもありがとうございました。

今回の一般質問の中で、本当にこの選挙期間中にはいろいろな諸問題を提言いただきました。その提言を今後も一般質問の中、また各部長との対話の中でできることからさらに推進し、実現をしていく、そういう決意でございますので、また市長を含めて本当に執行部の皆さんには大変お世話になりますが、情熱を持って今後頑張ってまいる決意でございますので、よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時07分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

答弁訂正をさせていただきたいと思えます。

昨日の一般質問で、矢口議員さんの再質問に対する私の答弁の中で、千代田中学校の学級数を普通学級6クラス、特別支援学級1クラスの計7クラスとお答えしましたが、特別支援学級は2クラスで計8クラスとなるものです。おわびしまして訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

続いて、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

おはようございます。

日本共産党の佐藤文雄でございます。

私は、さきの市議会議員選挙で新たな税金の無駄遣い事業、広域ごみ処理場建設ストップを初め、国保税や介護保険料、利用料の引き下げ、水道料金の値下げ、子ども・子育て支援の拡充などを公約に掲げ、当選させていただきました。これからも暮らしを守る具体的提案で、公約実現を目指して全力で頑張りますので、よろしく願いいたします。

安倍自公政権が進めようとしている政策、消費税増税10%、アベノミクス、集団的自衛権、原発再稼働、沖縄新基地建設など、どれをとってみても国民多数の意思に背くものばかりではないでしょうか。

私は、国や県言いなりの市政では市民の暮らしは守れないと考えております。国の悪政に立ち向かい、無駄遣いを厳しくチェックし、誰もが安心安全に暮らせるかすみがうら市を目指して全力を尽くします。今回もその立場から一般質問を行います。

1、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について。

問い1、今後の対策を改めて伺います。

東日本大震災から4年が経過しようとしております。大震災で引き起こされた東電福島第一原発事故が大量かつ広範囲に放射性物質を放出、市民の放射能への不安が広がりました。放射線量は逓減しておりますが、そのスピードは鈍化しており、放射性セシウム137による汚染時代が長く続くこととなります。いまだにホットスポットと言われる水たまりなどは放射線量が高く、引き続き放射能汚染対策を系統的に行うことが必要であります。また、福島県の全ての子どもを対象に、原発事故の放射線の影響を調べる県の甲状腺検査で、事故直後に行われた1巡目の検査では異常なしとされた子ども1人が、昨年4月から始まった2巡目の検査で甲状腺がんと診断が確定したことが関係者への取材でわかった。また、がんの疑いは7人になった、こういう報道がありました。当市においても全ての子どもを対象にした長期の医学的観察と早期発見が重要と考え

ます。答弁を求めます。

問い2、茨城県が発表した広域避難計画最終案について。

東海第二原発の事故に備えた広域避難計画策定で、茨城県は2月6日、計画の最終案を県地域防災計画改定委員会原子力災害対策検討部会に示しました。この広域避難計画は、30キロメートル圏内に義務づけられた市町村のガイドラインとなるものでありますが、当市は避難者の受け入れ先となっております。改めて計画案に対する市長の見解を求めます。

問い3、霞ヶ浦汚染対策を県及び近隣市町村と共同で国に対策を要請することについて、その後の対応を伺います。

霞ヶ浦は、当市にとっては貴重な水産資源であると同時に、観光資源であります。しかし、原発事故によって、霞ヶ浦流域に降下した放射性物質が流域河川などに集まり、徐々に霞ヶ浦に移動しつつあることが明らかになっています。環境省と茨城県が測定した結果によれば、霞ヶ浦流域河川及び湖内の底質の放射性セシウム濃度は、最大で4,200ベクレルという値を示しております。風評被害だけではありません。私は、かすみがうら市が先頭に立って近隣市町村と協同して、国や県に対して霞ヶ浦の汚染対策を講じるよう要請することを再三求めてまいりました。前日も具体的な行動を起こすよう市長に要請いたしましたが、その後の対応について答弁を求めます。

2、下土田の残土問題について。

かすみがうら市や県内の市町村でも不法な残土事件が後を絶ちません。このままでは、茨城県は首都圏のごみ捨て場になる危険性があります。今回起こった下土田の残土事件は、幕ノ内区長である戸田實さんらの勇気ある行動で、その不当性の実態が明らかになりました。にもかかわらず、市当局は業者言いなり、こういう追認を重ねたため、残土搬入は最後までとまりませんでした。結果的には、残土はうずたかく盛られた状況となっております。しかし、問題は解決したわけではありません。現在、残土を搬入した業者とは連絡がとれない状態であり、いまだ完了届が出されておられません。一方、地権者は当初の作物品種であるサツマイモにかえて栗苗を植栽するとしております。本当に農地としての活用がされるのかが疑われるものであります。

問い1、今年度で農地の一時転用期間である5年が経過しますが、現在、農地法違反の状態にあります。平成27年3月末までに畑地として復元できるのでしょうか、市長の答弁を求めます。

問い2、幕ノ内の分裂状況解消について、その後の対応を市長にお伺いいたします。

市長は前議会の答弁で、幕ノ内区は従来から1行政区として運営されていたが、平成23年3月30日付で新たな行政区の設立届が提出されたということを明らかにしました。しかし、市としては、既存の行政区を分割する理由が見当たらないことから不受理としたと述べ、話し合いによる解決をお願いしたと答えております。しかし、分裂行動をとったのは届け出側であり、現区長側ではないことは明らかであります。したがって、現区長側に対して従前どおり幕ノ内区として取り扱うのが当然だと考えますが、市長の答弁を求めます。

3、広域ごみ処理場建設問題について。

問い1、これまでの経過と予定について伺います。

今定例会に石岡市と小美玉市で構成される霞台厚生施設組合への加入についての議案が出されております。この石岡市を軸とした広域ごみ処理施設建設問題は、昨年の6月定例議会における岡崎議員の一般質問で初めて明らかにされましたが、それ以前には議会には一切報告もなされて

おりませんでした。しかし、7月の市長選挙で坪井氏が市長に返り咲きを果たした後、当市と茨城町を含む4市町による広域ごみ処理場施設建設へと急展開したと思われます。これまでの経過と予定について、改めて報告を求めます。

問い2、議会での徹底審議と住民への周知、意見の集約について市長の見解を伺います。

この問題が初めて議題として取り上げられたのは、昨年9月の第3回定例議会であります。一般会計補正予算に環境保全対策費委託料で一般廃棄物処理事業の532万5000円が計上されました。その際に、ごみ処理施設広域化についてという資料が提出され、初めて審議されたわけでありませぬ。私は、慎重に検討すべきだと意見を述べましたが、その後の調査により問題点が明らかになったために、昨年の11月21日、第4回定例会で一般質問したわけでありませぬ。その際も、ごみの広域化の問題については徹底した議論が必要だと述べました。

今定例会前に開催された2月24日の全員協議会に、かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画案が提出されました。そして、この計画案を市民に公表して意見を募集するということではありませぬが、その期間は、何と2月27日から3月12日木曜日としてありませぬ。これで市民への周知が図れると考えているのですか。これは明らかに今定例会で何が何でも震台厚生施設組合への加入を決めたいということではないでしょうか。余りに住民を置き去りにして進める行為ではありませぬか。

総額132億円もの税金を投入して広域ごみ処理施設を建設することが前提になってありませぬが、問題であります。私は議会での徹底審議と住民のコンセンサス、いわゆる合意ではありませぬが、必要だと考えませぬが、市長の答弁を求めませぬ。

問い3、1月28日付常陽新聞記事にかかわって市長の見解を伺います。

ことし1月28日付常陽新聞記事には、4市町による新たな広域ごみ処理施設建設に向けた組合設立にかかわる内容が具体的に書かれてありませぬ。記事では、昨年かすみがうら市の参入で当初の枠組みどおり、4市町での新広域組合の設立が本決まりとなったとありませぬ。そこでお聞きします。

1つ、ごみ処理施設広域化について、坪井市長は当初から4市町での整備を考えていたのでしょうか。

2つ、今当市のごみ処理は新治地方広域事務組合で運営されてありませぬ。新広域組合の設立となれば、行政の二重構造、ダブルスタンダードとなってしまうのではないのでしょうか。

3つ、新処理施設は2021年度終盤の完成見通しだとありませぬ。2021年度とは平成33年度ではありませぬが、「かすみがうら市、石岡市、土浦市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書」、この期限は平成31年度までです。新治地方広域事務組合及び環境クリーンセンターの運営については、どのように考えているのでしょうか。

4、また記事では、新施設完成後は、現在新治地方広域事務組合で処理している土浦市新治地区から排出されるごみの処理は土浦市に移るとありませぬが、土浦市から協議の申し入れはあったのでしょうか。

以上、4点、市長の答弁を求めませぬ。

4、総合的な子育て支援について。

問い1、市立さくら保育所の閉所問題について改めて市長の見解を伺います。

坪井市長は、国全体が保育所民営化の方向になっているとして民営化ありきの態度であります。が、児童福祉法24条第1項では、市町村の保育実施責任が多く、保育所関係者の運動によって復活いたしました。このことは、全ての子どもの権利と豊かな成長・発達を保障するためには、国と自治体の明確な公的責任のもとで、保育や子育て支援が確保される仕組みが必要であるということでもあります。市立さくら保育所の運営については、この二、三年の間に方向性が二転三転してまいりました。そのたびに、父母の会を初め保護者の皆さんには多大な心労をかけてきたのではないのでしょうか。今、市に求められるのは、5年以上の継続という父母の会の要望を真摯に受けとめることでもあります。

新制度では、市町村は事業計画を策定し、子ども・子育て支援事業を着実に実行することが求められております。事業計画はニーズ調査に基づき、教育・保育提供区域を設定して事業量に対する供給体制を確保するために策定することになります。現実には、産休明けの乳幼児の入所先に不安の声が上がっております。これでは安心して子育てできる環境とは言えません。この事業計画を踏まえて改めて市長の答弁を求めます。

問い2、子ども・子育て新制度の保育及び放課後児童健全育成事業、保育料、利用料について伺います。

4月から始まる子ども・子育て新制度を前に、保育料を値上げする自治体が広がっております。保育料については、所得税、個人住民税の税額に連動しているために、年少扶養控除の廃止に伴い負担増となることから、厚生労働省は平成23年7月、影響を可能な限り生じさせないようとの通知を出しました。ところが、平成26年7月31日の子ども・子育て会議の中で、年少扶養控除が廃止された現在の税額に基づく算定で基準額を設定するとしたことから、値上げする自治体が続いていると考えられます。また、放課後児童クラブについては対象年齢が見直しされ、現在のおおむね10歳未満の小学生3年生から小学生6年生まで拡充されます。新制度施行に当たって、保育料及び利用料についてどのように変わるのか答弁を求めます。

問い3、自己負担なし、所得制限なしの中学卒業までの医療費完全無料化について伺います。

子育てしやすい市として当市が率先してやるべきことの一つとして、自己負担なし、所得制限なしの中学卒業までの医療費完全無料化であります。昨年9月定例会の一般質問で、市には15億円という財政調整基金がある。これを活用すれば可能ではないかとただしたところ、市長は、財政調整基金、医療無料化のための財政負担も含めて総合的に判断すると答えました。検討結果は出たのでしょうか。答弁を求めます。

問い4、就学援助制度の拡充、基準引き上げについて伺います。

義務教育の小中学校でも入学準備にお金がかかります。ランドセルや通学カバン、制服、体操着、上履き、学用品、ため息が出るほど保護者も負担が少なくないと思います。小中学生に、学用品や給食費、入学準備金などを支給する就学援助制度がありますが、保護者に十分に知らされておらず、当市の活用は援助の対象者の比率は3%程度であります。文部科学省によると、公立小中学生の6人に1人、16%に及んでおります。経済的に苦しい家庭でも子どもが安心して学べるように、必要な人に情報が届き十分な援助が受けられる制度への改善が不可欠であります。この問題についても昨年6月定例会で一般質問をいたしました。当時の宮嶋市長は、基準の見直しも含めて、あるいは民生委員の関与も含めてもう一度精査して対応していきたいと答えており

ました。改めて坪井市長の見解を伺います。

5、介護保険制度について。

問い1、介護報酬引き下げと要支援外しについて市長の見解を伺います。

安倍政権は2月6日、2015年度からの介護報酬を大幅に引き下げる改定案を決めました。平均で2.27%の引き下げと報道されておりますが、介護職員の処遇改善加算などの加算分を除く基本部分は4.48%の引き下げです。特に、通所介護や特別養護老人ホームの引き下げが大きく、通所介護要支援は20%以上の引き下げや高齢者住宅の10%減算など、事業所の存続が危惧されております。

また、要支援と認定された人を保険給付から外すなどの介護保険制度が改悪されました。要支援1、2の高齢者が利用する訪問介護や通所介護を、国の基準とする介護保険サービスの対象から切り離し、市町村ごとの事業に移すことは、どこでも平等に介護サービスを受けられる国民の権利を覆すものであります。訪問・通所介護が市町村の事業になれば、自治体の財政状況などに左右され、今と同じサービスを受けられない地域が出ます。居住地域によって格差が広がることは、介護保険への不信を高める結果になると考えますが、市長の見解を伺います。

問い2、介護保険料の改定について市長の見解を伺います。

市は、来年度4月から始まる第6期介護保険計画、平成27年から29年度であります。65歳以上のこの第1号被保険者の介護保険料を現在の基準月額4,900円から5,400円、10.2%アップにすることを今定例会に提案をいたしました。高齢者の暮らしは、たび重なる年金の引き下げ、医療費の負担増、消費税の増税や物価の高騰でますます苦しくなっております。今でも介護保険料の負担が重くて困っているのに、これ以上引き上げられることになれば高齢者の生活は一層脅かされます。今でも、当市の介護保険料は県内で7番目に高くなっているのです。介護給付費準備基金積立金の全額活用や一般会計からの繰り入れで保険料は据え置くべきだと考えますが、市長の答弁を求めます。

6、国民健康保険について。

問い1、国保税の応益割と応能割の改善について伺います。

当市の収納率は88.27%で、44市町村の中で33番目です。私は、前議会の一般質問で、平成24年度の資料によると国保税の現年度分収納率が92%を超える高い市町村の多くは応益割を低くし応能割の比率が高くなっていると指摘し、応益割分を引き下げ、低所得者でも払える税額にして、収納率の向上を図るべきだとただしましたが、まともな答弁はありませんでした。改めて答弁を求めます。

今、来年度の保険税の引き下げを発表する自治体が相次いでおります。引き下げの理由の一つに、国の2015年、来年度からの保険者支援金約1700億円があります。また、平成15年度から、国保の都道府県調整交付金で市町村国保の財政支援が可能になったことも、今回の引き下げを可能にしております。

以上、2点を活用して国保税を引き下げできないか、答弁を求めます。

問い2、国保事業の広域化、都道府県化について市長の見解を伺います。

厚生労働省は2月12日、市町村が運営する国民健康保険の運営を平成30年、2018年度から都道府県に移管する案を全国知事会、全国市長会、全国町村会に示し了承を得ました。国保事業の広

域化の狙いは市町村が行っている国保への財政支援、いわゆる繰り入れですが、この公費投入をやめさせ、国保税のさらなる引き上げと徴収強化を招くものと考えますが、市長の見解を求めます。

7、水道事業について。

茨城県の水道料金が首都圏で一番高い元凶は、無駄な水源開発にあります。水源開発を続ける限り水道料金の値上げは避けられません。

問い1、八ッ場ダム建設及び霞ヶ浦導水事業における水源開発の問題点について。

第1に、現状の水需要と実施協定の乖離、いわゆる違いではありますが、水道事務所長は、茨城県の水のマスタープランにおける1人1日当たり最大給水量は437リットルであり、当市の25年度水道決算では1人1日当たり最大給水量は318リットルでありますので、予測値と実数値である決算値には開きがあると答えております。なぜ、県の水のマスタープランの見直しを求めないのででしょうか。現行の実施協定の見直しをなぜ行わないか、答弁を求めます。

第2に、茨城県の水質浄化についてであります。那珂川の水で霞ヶ浦の水質を浄化することは、さらに悪化させてしまうということをこれまで指摘してまいりました。水道事務所長は、霞ヶ浦を中心とした那珂川、利根川との水融通が実施されていないので、いろいろなご意見を参考にしながら、今後の事業の進捗状況を見守っていきたいとして、水質浄化についての答弁を避けました。しかし、導水事業が完成してからでは遅いのです。霞ヶ浦の水質問題に詳しい研究者の意見を聞くことも必要であると思っておりますが、いかがでしょうか。

第3に、生物多様性条約、生物多様性基本法に違反になることについてであります。環境省は、この生物多様性条約、基本法によりまして小冊子を作成しました。この中で、こんなことをしてはだめという項目に、船乗りや釣り人に対して水、動物、植物をある水系から他の水系へ移動させないことと明記しております。利根川・霞ヶ浦水系と那珂川水系という全く異質な2つの生態系を混ぜ合わせることで環境への影響は検証していません。所長は、国交省において適切な対応がとられていくものと考えておりますと答弁しましたが、この事業は国交省が進めているものであります。導水事業、先にありきで、まともな検証作業ができるのでしょうか。また、所長は、水道事業を安定的に継続させていくためには県中央用水供給事業が霞ヶ浦導水事業により那珂川からの水利権を確保する必要があるとの立場だと答弁しましたが、現在の地下水を活用していけば那珂川からの水は不要ではないでしょうか。

以上、改めて答弁を求めます。

問い2、水道料金の引き下げについて伺います。

市長は前議会において、値下げ幅や値下げ方法等について、さまざまな手段を想定してシミュレーションを行っている段階だと答えました。検討結果は出たのでしょうか。市長の答弁を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策についての1番、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る対策における健康調査の必要性につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次の1点目2番、県が発表いたしました広域避難計画最終案への見解につきましてお答えをいたします。

県の広域避難計画案につきましては、2月6日に開かれました県地域防災計画策定委員会の原子力災害対策検討部会で、今後も継続的に改定を行っていくことを前提に了承され、3月下旬開催の県の防災会議に報告される予定というふうに伺っているところでございます。計画案では、東海第二原発から30キロメートル圏内の約96万人の避難先を県内30市町村と県外としており、本市はひたちなか市からの一部住民の避難先として割り当てられているところでございます。スクリーニング体制、また複合災害への対応を初めとしまして、さまざまな検討課題がありますので、引き続き今後の策定状況を注視していきたいというふうに考えております。

次に、1点目3番、霞ヶ浦汚染対策につきましてお答えをいたします。

霞ヶ浦の放射能汚染対策につきましては、水源や水産資源の安全性の確保、水産業の保護と存続の観点から重要な施策であるというふうに認識をいたしております。これまで、平成23年から環境省と茨城県が霞ヶ浦湖内及び流入河川を季節ごとに年4回のモニタリング調査を実施いたしまして、今後におきましても引き続き調査を続けることとなっているところであります。除染事業の推進につきましては、最大の被災県であります福島県を中心に、ほかの県の状況も含め総合的な判断のもとに、国主導により進められものと考えております。

当市といたしましては、引き続きモニタリングの調査の継続、除染技術の開発を含めました県政に対する要望を行いまして、国の判断を待つとともに、今後とも国や県、近隣市町村との連絡調整を密にいたしまして、関係する情報の収集に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2点目1番、下土田の残土問題におけます畑地への復元につきましてお答えをいたします。

下土田の残土問題につきましては、平成26年第4回の定例会でお答えしましたように、この土地が農地でありますことから、農業委員会に農地として活用ができるよう要請しているところであります。

今後も引き続きまして指導してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

なお、詳細につきましては農業委員会の事務局長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目2番、幕ノ内区の分裂状況解消につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次に、3点目、広域ごみ処理場建設問題についての質問にお答えをいたします。

初めに、これまでの経過につきましては、昨年8月11日に、石岡市・小美玉市・茨城町一般廃棄物広域処理推進協議会へ当市の広域参加の申し入れを行いまして、8月21日の第2回石岡

市・小美玉市・茨城町一般廃棄物広域処理推進協議会におきまして、本市のこの協議会への加入が承認されたところでございます。その後につきましても、今回議案として提出させていただきました霞台厚生施設組合規約の内容について協議をしましてまいりました。

今後につきましては、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の各構成市町の議会の承認をいただいた後、県への申請手続及び3市1町において協定書を交わしまして、4月1日から霞台厚生施設組合において3市1町よるごみ処理広域化にかかわる計画の策定及び処理施設の建設及び付帯する事務を共同処理する予定となっているところであります。

議会での審議、市民の皆様への周知につきましては、市民の皆様へに市政に関する報告、意見を聞く機会を活用することは非常に重要なこととあります。市におきましては、市町村におけますごみ処理の現状、課題、さらに現在の処理施設であります新治地方広域環境クリーンセンターの状況等も整理をし、市民の意見を反映させるために3つのプロセスを考え実施をしているところでございます。

1点目が市民の代表が参加する会議での計画の策定、2点目が市民全員が参加できるよう基本計画案に対するパブリックコメントの実施、3点目が市民の代表である議会としての意見交換でありまして、広域化を進める方針等を踏まえ、協議会で検討されている内容、経過につきまして議会に報告しながら進めているものでございます。また、これまでの状況等、現在広域化に関する広報記事の準備等を進めておりまして、今後広報誌にて周知をしていく予定となっております。

次に、1月28日の常陽新聞記事につきましてのご質問であります。ごみ処理の広域化を進めるに当たり、私の基本的な考え方を申し上げます。

市民が生活をする上で、また企業等が事業活動をする上で発生する一般廃棄物は、行政が責任を持って安定的に処理する体制を確立しなければなりません。ごみ処理施設はライフラインと同じく重要なものであることから、ごみ処理に関するサービスの維持向上に努めるほか、行政コストの軽減も視野に入れて、限られた財源の中で行政を運営していく必要がございます。

以上を踏まえまして、石岡市、小美玉市、茨城町と協力しながらごみ処理施設の整備充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、新たな広域事務組合は新治地方広域事務組合との二重構造になるのではないかとご質問ですが、霞台厚生施設組合への加入につきましては、ごみ処理広域化にかかわる計画の策定及び処理施設の建設及び付帯する事務を共同処理するための参加でございますので、新治地方広域事務組合と重複する部分はないと認識をいたしております。

次に、平成31年度で協定期限を迎えます新治地方広域事務組合のその後の運営についてでございますが、新たな広域のごみ処理施設は、平成32年から33年度竣工に向け現在準備を進められております。平成32年度以降のことにつきましては、状況に合わせて、組合、構成市に呼びかけて協議してまいりたいというふうに考えております。

次に、記事の文末にあります、新治地方広域事務組合で処理している、土浦市新治地区から排出されるごみ処理が土浦市に移ると、これにつきましては、土浦市からの協議申し入れは現時点ではございません。

さらに、4点目、総合的な子育て支援についての1番、市立さくら保育所閉所への見解につきましてお答えをいたします。

平成26年第4回定例会におきまして答弁をいたしました。引き続き保護者の皆様に民営化の不安を解消できるよう、説明会を実施していくなど話し合いを進め、合意形成を図って、閉所時期の決定をしてまいりたいと思います。

また、本年4月から市の子ども・子育て支援事業計画に沿って事業を実施することになります。現状では低年齢児保育の需要が高く、計画の中にはさくら保育所の定員枠も含め策定をしていることから、市内教育、保育施設の状況が大きく変わる際には、随時計画を見直すなど、安心して子育てができるよう環境整備に努めてまいります。ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次の4点目2番、子ども・子育て新制度につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次の4点目、総合的な子育て支援につきましての3番、中学卒までの医療費完全無料化につきましてお答えをいたします。

中学校卒業までの医療費の完全無料化につきましては、昨年9月定例会においてお答えをしておりますが、約3500万円の給付費の増加が予測できるとしています。しかし、県の医療福祉費制度改正の影響による給付費が確定していないことや、年々医療費が増加していること、さらには外来自己負担を補助することによりまして、多受診など安易に医療機関を受診することも考えられますので、さらなる給付費の増加が考えられます。

また、ご質問の財政調整基金を取り崩しての無料化については、来年度から地方交付税の合併算定がえの縮減期間を迎えることで、一般財源の大幅な縮減、減額が見込まれております。経常一般財源が減少する前提で、扶助費等の経常経費を安易に財政調整基金に頼り増額した場合には、経常収支比率を高め財政構造の硬直化を招くことが懸念されております。財政健全化を進める中、難しいというふうにございます。このようなことから、市の厳しい財政状況を踏まえ、近隣市町村の状況を勘案しながら今後検討していきたいというふうに考えております。

次に、4点目4番、就学援助制度の拡充についてお答えをいたします。

就学援助制度につきましては、昨年度、就学援助費の算定の基礎でもあります生活保護基準の改定がありまして、保護基準が引き下げられました。しかし、当市では現在も引き下げ以前の生活保護基準を維持し、就学援助費の算定をすることとして対応をしております。また、ご指摘のとおり、算定基準としております倍率につきましては一部の市町村において当市より高い倍率を採用している実態もあるようではありますが、依然として県内の多くの自治体が生活保護基準の1.3未満としておりますことを踏まえ、内容を精査し引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

次に、5点目、介護保険制度の1番、介護報酬引き下げと要支援外しについてのご質問にお答えをいたします。

地域包括ケアシステムの実現に向けまして、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、在宅サービス、施設サービス等に必要な経費を確保するために、平成27年度から第6期介護保険事業計画におきまして介護報酬等の改定が予定をされています。今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇の改善、物価の動向、介護事業者の経営の状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、マイナス2.27%の改定率とされています。この介護報酬改定に伴い、サービスの単位が下がることによ

て利用者の負担も軽くなってまいります。一方、事業者の報酬も少なくなることから、サービスの内容、事業経営が良好な状態で存続されるのかも懸念されておりますので、今後とも事業者への指導に努めてまいりたいと思います。

また、要支援外しということですが、現在、要支援者給付サービスで行われております通所介護、訪問介護の地域支援事業への移行につきましては、本市では平成29年4月からを予定しております。

内容といたしましては、多様な生活支援のニーズに対しまして多様なサービスを提供していくため、サービスの類型化を計画いたしております。サービスには、訪問型として現在の訪問介護相当である訪問介護員による身体介護や生活援助を、通所型として現行の通所介護相当である生活機能の向上のための機能訓練等を行えるようにしていくとともに、多様なサービスとして生活援助、居宅での相談指導、移動支援や通所型サービスの中でミニデイサービス等のプログラムを実施していくことで、要支援者のサービスを補ってまいりたいというふうに考えてございます。

次に、5点目2番、介護保険料の改定についてのご質問にお答えをいたします。

平成27年から29年度を計画期間とします第6期の介護保険料につきましては、議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてで提案をさせていただいておりますとおり、被保険者の保険料負担能力に大きな差があることから、所得に応じまして適正な保険料負担を設定するために、所得段階設定をこれまでの9段階区分をさらに細分化をいたしまして11段階区分としまして、保険料の基準月額を5,400円とするものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次に、6点目、国民健康保険についての1番、国保税の応能割と応益割の改善につきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

次の6点目、国民健康保険についての2番、国保事業の広域化についてお答えをいたします。

国保事業の広域化につきましては、本年1月13日に政府の社会保障制度改革推進本部において決定をされました医療保険制度改革骨子の中で、国民健康保険安定化のために、国保への財政支援の拡充等により財政基盤を強化することや、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図ることなどが盛り込まれているところであります。

具体的には、都道府県は県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村ごとの分賦金の決定及び標準保険料率の設定、保険給付に要する費用の支払い、市町村の事務の効率化、広域化等の促進を実施すること。市町村は保険料の徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業など、きめ細かな事業を引き続き担うことが決定をされておりますが、分賦金決定の計算方法など細かな部分につきましては引き続き協議をされることとなります。

現在、改革骨子に必要な予算措置が講じられて通常国会に所要の法案が提出されております。今後は、法案が可決されれば平成30年度の広域化に向けて会議等が設けられると思いますので、そういった協議の中で市としての意見を述べさせていただきたいというふうに考えております。

次の7点目、水道事業につきましては、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

佐藤議員さんの質問にお答えをいたします。

1点目1番、放射線汚染から子どもと市民及び地域を守る今後の対策を改めて問う（特に健康調査の必要性について）のご質問にお答えをいたします。

平成25年度の単独事業として実施した原発事故由来放射性物質による健康影響検査費助成事業を、健康影響が懸念される状態が続いていることから、平成26年度も継続して実施をしているところでございます。

これまでの実績としましては、平成25年度が9名、5家族でございます。本年度は1月末で申請がない状況となっております。平成27年度につきましては、平成25年度の実績及び26年度の状況を踏まえまして、当初予算に5万円を計上させていただいているところでございます。

助成の内容といたしましては、平成26年度までと同様で、ホールボディカウンターあるいは甲状腺検査に係る検査費用の2分の1、上限額で5,000円としてございます。また、事業実施につきましては、引き続きホームページや健康カレンダー等での周知に努めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解をいただけますようお願いいたします。

次に、4点目2番、子ども・子育て新制度の保育及び放課後児童健全育成事業、保育料・利用料についてお答えをいたします。

保育を必要とする児童に対する保育所、認定こども園の保育料基準につきましては、算定の基礎となる税目が新制度において置きかえられているなど、一部変更点はあるものの、ほぼ現行の階層区分を引き継いでおります。料金自体も保育標準時間の保育料は現行のものと同額に設定する予定でございます。

階層区分の保育料基準月額を引き継ぐことで、今年度の階層と同等に移行する方が多いというようなことで考えております。

また、保育短時間につきましては、国基準どおりの減額率であります1.7%を標準時間保育料に乗じて計算をしております。

さらに、教育を必要とする児童に対する幼稚園、認定こども園の保育料基準につきましては、

平成26年度までは各施設が独自に定めていた保育料でしたが、新制度では国の基準額を上限に市町村で保育料を定めることとされております。

なお、放課後児童健全育成事業の利用料金につきましては、現行と同じ月額3,000円のご負担をお願いする予定でございます。

よろしくご理解のほどいただきますようお願い申し上げます。

次に、介護保険料のほうでございますが、2番の介護保険料の改正についてのご質問にお答えいたします。

第4期、平成21年から23年度でございますが、総給付費が約68億3200万円で、第5期、これは平成24年から26年度でございますが、これが82億5500万程度になると見込まれ、第4期から第5期にかけての給付費の伸びは約20.8%の上昇となっており、高齢化率も第4期末の平成24年3月1日現在ですが、23.4%から、第5期、これにつきましては27年2月1日現在であります、26.3%と、3%程度の上昇となっていることから、第6期においても給付費の伸びが予想されているところでございます。

第6期の総給付費の見込み額は98億7600万円程度が見込まれ、第5期からの上昇率は前回の伸びと同程度の約19.6%が見込まれているところでございます。

これらを踏まえまして、第6期の介護保険料につきましては、保険料の基準月額を5,400円、年額におきましては6万4800円とするものでございます。

よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

農業委員会事務局長 根本一良君。

[農業委員会事務局長 根本一良君登壇]

○農業委員会事務局長（根本一良君）

それでは、2点目1番、現在農地法違反の状態にある。平成27年3月までに畑地として復元できるのか、市長の見解を問うのご質問にお答えいたします。

平成26年第4回定例会でお答えいたしましたように、下土田の残土問題に関しましては、再三にわたり県の担当者とともに、地権者に対しまして早急に農地として活用できるよう現地にて指導をしており、現在草刈りの作業をほぼ完了して、注文してあるクリの苗木を植えつけることとであります。

今後、農地として活用できることと思っておりますので、地権者に対しては引き続き指導してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、2点目2番、幕ノ内地区の分裂状況解消につきましての質問にお答えをいたします。幕ノ内地区におきましては、従来から一行政区として運営をされておりましたが、新たな行政

区の設立届が提出をされ、それを不受理といたしております。話し合いによる解決をお願いしてきた経過がございます。現在もその状況が変わっていないことから、広報紙等の配布物や回覧物につきまして、各戸郵送にて対応をしております。一日も早く状況が解消できることをお願いをするものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

では、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは、6点目1番、国民健康保険について、国保税の応益割、応能割の改善について、改めて問うについてお答えいたします。

地方税法で定める国民健康保険税の標準課税総額に記す内訳につきましては、被保険者の課税の公平性を保つ上での基準となっております。

当市の税率については、平成23年度の税制改正を行い、現在に至っておりますが、現在の税率から応能割、応益割のバランスについて軽減及び限度超過額を反映する前の算出額で求めると、応能割分55%、応益割が45%の比率となります。

応益分のほうで定める基準割合については、被保険者均等割が100分の35、世帯別均等割が100分の15となっておりますが、市の応益分の割合は被保険者均等割が100分の31、世帯別均等割が100分の14となっております。世帯別均等割については法で定める基準割合にほぼ一致するものの、被保険者均等割についてはこれを下回り、応能割への依存傾向が見られます。

また、ご質問の応益割と収納率の因果関係についてですが、応益割の割合が低い市町村は収納率が比較的高い傾向にあります。いずれも高い市町村ばかりではなく、一方で、応益割が100分の50を超える市町村でも収納率が90%を超える市町村もあり、その地域性、産業構造や収納対策が影響していると考えられます。

また、保険税の引き下げにつきましては、一般会計からの赤字分を繰り入れしている状況にありまして、医療給付費も伸びているため、今後、市の財政状況を踏まえて検討していきたいと考えております。

以上です。

[佐藤議員「1700万はどうしたの」と呼ぶ]

○市民部長（板垣英明君）

1700万円の件ですが……

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時41分

再 開 午後 1時42分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

大変失礼をいたしました。

平成27年度の社会保障の充実・安定化に伴う国民健康保険の財政支援の拡充につきまして、このうち1700億円につきましては、低所得者が多い市町村に配分するということになっております。現在、平均保険料の収入額、7割軽減と5割軽減に対しまして、国のほうからそれぞれ12%と6%の保険者支援ということがあります。これが新制度になりますと、7割軽減が15%、5割軽減が14%、さらに2割軽減として13%の保険者支援、市に対する国からの支援が行われます。

このことの影響につきましては、7割軽減の保険者数が83人、5割で129人、2割で1,789人ほど支援対象者がふえます。市に対しましても3000万円ほど支援額がありましたが、27年になると7500万円ほどになり、4500万円ほどの支援が増加が見込まれます。

また、このことにつきまして、これを保険料の引き下げにというお話でございましたが、市のほうでは、相変わらず赤字財政分を一般会計のほうから繰り入れている現状に変わりはありませんので、そのような中でこの歳入増に伴っての国保税の引き下げについては、まだ時期尚早と考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

ご質問の7番水道事業についての①八ッ場ダム建設及び霞ヶ浦導水事業の問題点についての①現状の水需要と実施協定の乖離についてお答えいたします。

昨年度と今年度の1月までの調定件数と調定額を比較してみますと、調定件数で1,193件、調定額で2411万4000円、それぞれ増加となっております。調定額が増加となっておりますのは、消費税率の引き上げによるものでございます。調定件数がふえていても、消費税抜きでありますと伸びていないと考えているところでございます。

このことから、現状の水需要は平成19年3月に改定された茨城県の水のマスタープランの県全体の水需要予測値との乖離は解消されていないと思っているところでございます。

議員ご指摘の現状の水需要と実施協定の乖離につきましては、人口減少や節水機器の急速な普及、東日本大震災後の節水意識の高まり等によりまして、水需要が減少傾向にあると思っておりますので、水需要の動向を注視していきたいと考えております。

平成27年1月27日の新聞におきまして、鹿行広域水道用水供給事業から受水する鹿行地域の5市は、県に対し、水道料金の値下げと契約水量などの変更を求める要望書を提出したとの報道記事がございました。県中央におきましても、同様の要望をすべく努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、②霞ヶ浦の水質浄化についてお答えをいたします。

霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦の水質浄化と那珂川、利根川の濁水対策などのため、霞ヶ浦、那珂川、利根川を地下トンネルで結ぶ工事であります。工事の進捗率は、事業費ベースで約78%であると承知しております。

事業の目的としましては、霞ヶ浦の水質浄化のほかに、新たな水道用水、工業用水を供給する新規都市用水の確保等がございます。

さらに、新聞報道によりますと、1月14日に閣議決定された2015年度政府予算案におきまして、霞ヶ浦導水事業の本体工事に係る施設設計費を含む事業費が予算計上されております。国土交通省による検証では、工事再開から完成までに7年かかるとされております。導水事業により、国は霞ヶ浦の水の入れかわる回数がふえることにより水質浄化が図られるとしている一方で、河川のほうが窒素、リンの濃度が高いので、かえって霞ヶ浦の植物性プランクトンが増殖する、導水によって霞ヶ浦の底の泥が巻き上げられ、水質がかえって悪化するなど危惧するご意見をお持ちの方がおいでになるように伺っております。

霞ヶ浦を中心とした那珂川、利根川との水の融通が実施されておりませんので、いろいろなご意見を参考にしながら、今後の事業の進捗状況を見守っていきたいと考えているものでございます。

2月26日、当市牛渡にあります水資源機構霞ヶ浦用水管理所におきまして、環境学習会が開催され、外来植物と外来種であるカワヒバリガイの生息について調査報告がありましたので、聴講してまいりました。水道水源である霞ヶ浦の水質悪化は、避けなければならない重要な課題であると再認識したところでございます。霞ヶ浦の水質保全に取り組む方々のお話を直接聞く機会を得られるよう努めながら、霞ヶ浦導水事業の進捗状況を注視していきたいと考えているところでございます。

③生物多様性条約、生物多様性基本法に違反についてにお答えいたします。

生物多様性条約につきましては、1993年5月に生物多様性は人類の生存を支え、人類に恵みをもたらすものであり、世界全体でこの問題に取り組むことが重要との見地から、日本が条約を締結いたしました。また、生物多様性基本法につきましては、この条約を受けまして、生物多様性の保全と施策の推進により、自然と共生する社会を実現することを目的として、平成20年5月に成立し、同年6月に施行されたものと聞いているところでございます。

霞ヶ浦導水の生態系へ及ぼす影響につきましては、国土交通省において検証に係る検討がなされており、平成26年5月に検討報告書が出されております。国レベルの専門分野の関係者の方々からの意見聴取がなされておりますが、これからも検討が継続されるものと考えますので、状況を見守っていきたいと思っているところでございます。

議員ご指摘のとおり、水道水源としての地下水の活用は優先して行うものと考えております。しかしながら、霞ヶ浦周辺市町村は、県の地下水採取の規制条例の規制区域にありますことから、取水量が限られており、不足分は県からの受水に頼らざるを得ない状況にあります。水道事業を継続させていくためには水利権の確保が必要であり、そのためにも、県中央用水供給事業が霞ヶ浦導水事業により那珂川からの水利権を安定的に確保する必要があるとの立場でありますので、ご理解をいただきたいと思っているところでございます。

続きまして、ご質問の②水道料金の引き下げについて、検討結果は出たのか。現段階を問うに

ついてお答えいたします。

[佐藤議員「簡単にしてくれよ、簡単に。時間がない」と呼ぶ]

○水道事務所長（田崎 清君）

はい。きのう、宮嶋議員さんから水道料金の引き下げに関しましてご質問いただいております。重複することがございますので、ご理解いただきたいと思います。

水道料金引き下げにつきましては、市長の公約でもありますので、真摯に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

水道料金改定の検討に当たりましては、平成26年度決算状況を見る必要があります。平成23年度にお示ししました平成30年度までの経営予測は、法改正前の旧会計基準のものでありますので、平成26年度以降の新しい会計基準に照らし、今後10年間程度の経営見通しを持った上で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

放射能の問題なんですが、甲状腺のことが福島で4年目にして出ているということは、やはり大きな問題なんですね。ヨウ素というのは8日間なんですよ。一気に降って、物すごいエネルギーを出して、半減するという事なので、この当地県南も大きな被害を受けているはずなんですね。そういう点では、まだまだ十分に理解がされていないと思うんですね。

ですから、まだまだこういう検査を受けていない方が多いと思います。ぜひ小学校、中学校の保護者なんかにもきちっと周知をする。小中学校、保育所も含めて周知をするということが必要だと思いますが、教育部長と保健福祉部長、どうでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ただいま議員さんからご指摘いただきましたことにつきましては、今後学校関係、それと保育所と協議をいたしまして、幅広い方に受診を促すようなことで努めてまいりたいというようなことで考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ぜひ文書で出してほしいというふうに思います。よろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

そのようにしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

広域避難計画については時間がないので省きます。

それで、放射能のいわゆる霞ヶ浦の汚染の問題なんですが、かなり放射性物質、いわゆるこれが底土、いわゆる底のほうの土にたまっている。これは高濃度にたまっているというのを東京新聞が記事にしています。この中に、牛久沼、霞ヶ浦、千葉県の印旛沼、手賀沼、それぞれ独自に採取してやると、かなりの高いベクレルがついているということなんですね。

そういうことからいうと、特に淡水魚というのは、セシウムを取り込む、こういう力が物すごく高いんですね。ですから、対策をしなきゃいけないということなんですが、今現在、出荷制限になっているのは、霞ヶ浦ではどれとどれか答えられますか。ここに書いてあるよ。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えします。

ギンブナとアメリカナマズ、ウナギ、ゲンゴロウブナ等でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういうことで、実際にはかなり深刻な事態だということ。これは東京新聞が独自にやったデータです。これは、市長、こういう現実がもうあるわけですよ。ですから、市長は何か行動をやったかと、とったのですかと言ったんですよ。とりましたか、何か行動を。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

霞ヶ浦の除染関係の要望につきまして、ことし、市のほうから茨城県知事宛てに県政に対する要望を提出をしたほか、霞ヶ浦問題協議会からも要望を提出しているところでございます。

茨城県としましても、この要望を受けて、東日本大震災に関する要望を国に出しているというふうに向っているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

どういう要望を出したのか、いつ出したのか。市長になってから出したんですか。その点を確認して、もしありましたら、その分の文書を後でください。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

具体的には、担当部長のほうから答弁をさせます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

今の手元にある資料といたしましては、県政に対する要望事項については、24年11月15日要望でございます。また、問題協議会等、あと県政要望ということで、先ほども市長からありましたけれども、それを受けまして、県のほうでは東日本大震災に関する要望ということで要望を出されているようでございます。そういう中で、ガイドラインの整備とか、そういうものを要望してきたわけでございますけれども、今回ちょっと動きがありまして、除染関係ガイドラインの平成25年5月版の中において……

[佐藤議員「いいよ、長くなるから。最近やったのかと言ったんだよ。最近やってないということだろう」と呼ぶ]

○環境経済部長（根本一良君）

そうです。あと、県政要望につきましては、市長公室でやっていますので、最新版があればそれをお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、平成26年度県政に対する要望事項ということで、霞ヶ浦の湖内・河川における放射性物質の汚染の詳細調査及び除染の対策についてということで、県政のほうには要望事項を提出してございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、その文書を日付も含めて後で出していただきたい。これは、だから市長が率先してやってくれというふうに言ったんですよ。近隣の市町村の首長と一緒に国に、環境省でも農水省でも国交省でも乗り込んでいって、対策を練るよというふうに言ったわけです。それについて、今後やっていただきたいと思いますが、そのご意思はありますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

十分に協議して、前向きな形で検討してみたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それから、下土田のクリ苗の問題なんですけど、この前打ち合わせしたときに、クリの苗はもう既に40本かな、40本やって、その後100本注文したというふうに言っているでしょう。そうすると140本ですよ。私、クリの計画密植栽における若木時代の成育と収量の関係という、これを手に入れて、見ましたら、実際にはクリを開園するときには、1反当たり40本から48本ということらしいんですよ。ということは、全く足りないということだと思っんですよ。

そして、この場合、実際にはまともに収穫になるには七、八年を要するというふうになっているわけですね。

ですから、これまで5年間ほとんどやっていない。そしてその後も、今言ったように七、八年、成園になるまで時間がかかるということになると、十二、三年かかるということになるわけですよ。480万投資をしてこれだけかかる、時間が。この地権者は今何歳なんですか。わかりますか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

年のほうは確認しておりません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ということで、実際には、こういう形だけで実際のクリ苗で生産をして生計を立てるというようにはなっていないというのが事実ではないかというふうに思います。これはあくまでもカムフラージュだというふうに言わざるを得ませんので、今後も注視したいと思います。

それと、もう一つお聞きしたいんですが、今現在、業者は見つからないと。完了届を出されていないということになっていますね。ということは、どういう状態なんですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

まず、そうすると土砂の関係の条例のことだと思いますけれども、業者が見つからないということで、実際のところ、見つからないということは完了報告書も出せないし、実質、土量報告書とか土壌調査報告書とか排水路設置、芝生の設置というようなことも条件で催告した経過がございますけれども、前にもお話しいたしましたけれども、現状といたしましては、のり面の芝については今草等が生えておりますので、今さら草を取って植えるというような、そういうことは必要ないだろうということで、この芝の設置については省いております。

また、排水路の設置につきましても、先般の定例会においてご質問……

〔佐藤議員「どういう状態なのかって言ってるんだよ、今。完了届が出てないんだろう」と呼ぶ〕

○環境経済部長（根本一良君）

完了届は業者が見つかりませんし、実際、催告したものについても実施していませんので、完了届は出ない状況だと思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

完了届が出されていないから、一体どういう状態なんだということなんですよ、今。条例上、どういう状態なんですかというの。宙ぶらりんの状態なんですか。未解決だということになるわ

けでしょう。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

この件につきましては、催告、そういうものを行いまして、また土浦警察署と協議をいたしまして、告発するかというようなことも検討いたしました。そういう中で、やはり先ほど言いましたように、土壌調査の報告書、排水路の設置、のり面の実施等のものができたということが判断できれば、告訴もしないというようなことでもございました。あくまでも告訴が目的ではなくて、現場のことが、現場の整備が目的だということで、告訴というような形の方向も一時示した場合もありましたけれども、それもしなかったというのが事実でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

何か質問に答えていないんだよ。そういうのは何回も繰り返したって意味がないの。未解決の状態ではないかと聞いたんですよ。そうでしょう。未解決の状態でしょう。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

告発もしませんし、完了届も出てこない状態なので、未解決というような判断かと思います。以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういうことで、この問題はまだ未解決だということだと思います。

それから、幕ノ内の区の問題なんですが、私が質問したのは、分裂行動をとったのは、いわゆる届け出を出したところだと。ですから、今ある、今幕ノ内は現存しているわけでしょう。戸田さんが区長になっているわけですから、そちらは従前どおりにやっていけばいいんじゃないかということなんですよ。その点についてどうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

双方からの地域の方々の考え方の相違によるものというふうに私のほうでは捉えてございます。

この部分につきましては、行政としてどこまで入れるかという点についても協議をしてございます。市の顧問弁護士等のアドバイスをいただきながら、その中では行政区内の双方の話し合いによる解決というご指導をいただいておりますので、私のほうでは先ほどお答えしたとおり、一日も早い状況の解消を願うものでもございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、よろしくお願ひしたいと思います。

広域ごみ処理の問題について、次に移りたいと思いますが、私も今回いろいろなデータもいただきまして、調べますと、かなり以前から水面下で事務レベルで話がされていたりしていたということで、急に出てきたわけじゃなくて、もう水面下で進められていて、ようやくと見えてきたのが岡崎議員の質問からだったということになるわけですね。

そういう意味では、その後、もうトップでほとんど決めちゃって、トップダウンでそれを下におろすというようなやり方になっているんじゃないかなというふうに思うんですね。

きのう、矢口議員が質問をいたしまして、かなり厳しい質問だったと思うんですね。宮嶋前市長が一昨年（2019年）の12月26日に協議会を離脱したわけですね。その後、本来であれば、宮嶋市長は離脱したわけですから、循環型社会形成推進検討会には出席はできないにもかかわらず、副市長の命で環境経済部長が出席をして、その分の報告を出していますよね。

これは、明らかに公務員法違反だというふうに思います。これはどうですか、副市長。

○議長（藤井裕一君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

一昨年の12月に離脱して以降、私は命を出しておりません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

資料がありますね。これはいただいた資料ですが、平成26年2月7日、報告連絡書で石川副市長の判こが押してありまして、行ったのが田崎課長と根本部長、2人ですよ。ということは、命を出していないで、独自で部長と課長がこの循環型社会形成検討会、第3回目に参加したんですか。そしてそれを報告を石川副市長にやったんですか。どうですか、その事実は。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[佐藤議員「自分の判断でやったのかい。あなたが公務員法違反になる」と呼ぶ]

○環境経済部長（根本一良君）

ちょっと待ってください。報告書は平成25年2月15日のものですか。今言われているやつは。

[佐藤議員「26年の2月7日です」と呼ぶ]

○環境経済部長（根本一良君）

広域の関係につきましては、何度かご説明しておりますけれども、平成十八、九年から始まっております。そういう中で、検討会とか、最終的には市長……

[佐藤議員「質問に答えてない」と呼ぶ]

○環境経済部長（根本一良君）

いや、今から答えますので。

[佐藤議員「あなたが単独でやったのかと聞いてるんだよ」と呼ぶ]

○環境経済部長（根本一良君）

はい、実際12月26日に離脱したということで、その前からずっと同じような会議を持っていたわけです。それで、職員といたしましても、12月26日に市長が急に離脱したということで、その次の会議でございますか、その会議に対しましては、一応同じ方向を向いていたわけですがけれども、離脱したということで、その場において謝罪に行きました。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

謝罪に行ったというふうな形にはなっていませんよ、これは。平成26年2月7日で、これはあなたがわざわざ第3回の循環型社会形成推進検討会に独断で行ったんですか。そうすると、あなたが公務員法違反になるんだよということなんです。どうですか。自分の判断でやったの。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

出席して謝罪したのは事実でございます。一般常識的に判断いたしまして、十八、九年からずっと協議をしてきましたので、そして急に離脱するような形にもなりましたので、一般常識的な考えで謝罪に行ったわけでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

何回も時間がないので、これはあなたが独断でこの会議に参加したんですか。それだけで答えてください。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

一般常識から判断して出席して謝罪を述べました。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

独断で行ったということですね。確認します。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

一般常識からの判断で謝罪を述べました。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういうふうな言い逃れをやっているというところが、いかに問題かということだと思っ
すね。

それから、これも矢口龍人議員が質問したんですが、市長は7月13日に当選をした。その翌8
月11日に参加を申し入れたわけですね。1カ月もたたないんですよ。部長も熟慮したというふう
に言いますが、これは余りにも短いと、短期間だというふうに思います。これは選挙公約にして
ありますか、この広域ごみ処理場の建設については。いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えをします。

正式な公約という形で文書にはしていないと思います。ただ、そういった話題が出たことは記
憶をいたしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

話題が出たということで、それで1カ月もたたないで参加をするということは、もう既にその
前に広域のごみ処理場ありきだというふうな立場だったのではないですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

きのう矢口議員にもお話ししましたように、広域のごみ処理につきましては、いろんな議論が
以前から進んでおりまして、新治広域も老朽化している、そういう中で、これからあるべき姿、
している中で、市民には迷惑をかけられませんので、よりよい施設も含めて、コストも含めて総
合的な、私も急ぎ判断する中であいつた加入という形で判断させていただいたものでございま
す。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

実際には、平成22年2月12日、廃棄物広域処理システム協議会、当市の加入についてという、
こういう起案文書があります。このときに、もう市長は参加していいというふうな立場でいたわ
けですね。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

そのとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、広域がありきというのは、国のほうの指示、それから県がそれにまたかかわって、県もブロックをつくるというふうな流れでやってきたと。同じように、宮嶋前市長は単独も視野に入れるような検討をしていたけれども、副市長はそれに逆な意味では、市長の立場ではなくて参加をするというような方向で進めていたように思われますが、どういうふうな立場にいたか、お答えできますか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

私がこちらに就任していたときに、まず一報の報告を受けましたけれども、勉強会に参加してよろしいかというお話を受けまして、情報が何も来ない中での判断というのは非常に厳しいだろうということで、勉強会への参加は指示をしておりました。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

勉強会だというふうにおっしゃいました。いずれにしても、私がもう一つ言いたいのは、余りにも急に我々の前にこの話が出たということなんですね。小美玉のほうは、実際には平成26年6月に一般廃棄物処理基本計画を策定しているんですね。そして、策定に際しては、アンケートをやっていると。市民の意識を把握して、その後に市民代表等の構成される審議会に諮問したと。それからパブリックコメントをやったということになっているんです。

当市はパブリックコメントは、私が指摘したように、2月27日から3月12日、この期間だけです。ということは、どうやって市民に周知したんですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

計画書ができましたので、それでパブリックコメントに供したということでございます。1つは、パブリックコメントということで、市民に周知したということでございます。また、審議会等もございますので、その中でも答申をいただくような形になっております。

また、市民の代表であります議会の中でも、協議会に復帰後は他構成市と合わせて同様の報告をしておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

質問がわかっていないね、あなた。どうやって周知したんですかというのに答えていないでし

ようと言っているの。ホームページにアップしたからって、市民に周知したとならないんですよ。どうやって周知しましたかというのに質問答えていないでしょう。2月27日から3月12日でもう終わりでしょう。どうやってそれを周知したんですか。どうですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

パブリックコメントを行うということでホームページ等で周知をしているということでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

これ、ちょっと議長、とめてください。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時21分

再 開 午後 2時34分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

先ほどの佐藤議員の平成26年2月7日の件、勉強会に対する謝罪の件で、私のほうからつけ足しをいたします。

先ほどの勉強会のほうに一方的にその前の12月に前市長が離脱するというで終わってしまいましたので、勉強会のほうに謝罪に行きたいということで、口頭報告がありましたので、私のほうが事務決裁規定の権限で、私の専決事項の中で行くことを許可しましたので、ご報告いたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

周知のことでお答えいたします。

周知につきましては、先ほどもお話ししましたが、ホームページ、また千代田庁舎、かすみがうら庁舎、あじさい館、中央出張所におきましては、プリントアウトしたものを窓口に置きまして、周知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういう点では、きちっとした文書なり、全ての家庭に小美玉のようにアンケート調査をするとか、そういうことまでしていないと。まさに住民無視もいいところだというふうに思います。

つくばでは、総合運動公園の問題がありまして、今、直接請求運動、住民投票で決めようというような運動が行われております。それから、日野市、これは広域化計画の撤回を求める監査請求を行っています。そういう意味では、この市民を無視した拙速な判断はやめるべきだと。慎重審議を重ねてその内容を市民にきちっと公開して、そして市民のコンセンサスを得る、それからでも遅くないというふうに思いますが、市長、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

市民の皆さんのご意見を十分聞くというプロセスは大事だと思います。今回のこの判断につきましては、昨年8月に、昨日の矢口議員のお話にもお答えいたしましたように、ごみ処理というのは一日も欠かすことのできない大変大事なライフラインの一つでございます。そういった中で、この近隣の広域が動き出している中、私は総合的に一番コストが安くて市民に迷惑をかけないような形の施設を判断したというようなことでございます。

このことにつきましては、今後より広く市民の皆様方にお知らせしながら、ご理解を得ていただきたいと思います。そして、議会の皆様方には、今定例会におきまして十分にご審議いただきまして、結論を出していただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

だから、決まったから後で市民に理解してもらおうという方法はだめだというんですよ。住民にきちっと説明をして、それからでも遅くないんじゃないですかという質問に対して、全く答えていない。もう決まったから、あとは理解してくれという、これ押しつけじゃないですか。ですから、この問題が大きく今からなるんですよ。皆さん知らないんですよ。これをやはり問題だというふうに思います。

それから、新治地方広域事務組合との問題では、ダブルスタンダードじゃないかというふうに言いました。そうじゃないというふうに言いましたけれども、実際には、新治広域事務組合の環境クリーンセンター、これはどうなるんですか。これどういうふうに協議をしているんですか。協議もしていないわけでしょう。そういう事態で、本来であればこちらで結論を出す、一定の方向性を出す。出した後にこの霞台のほうの加入ということも考えられますよ。全く違うじゃないですか。どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

新治広域につきましては、ご承知のように、31年までの協定というふうなことでございまして、

す。そういった経緯を踏まえましての判断でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、31年でしょう。だから、31年でやめるんですか。そういうことをきちっと方向づけをした、その後でこちらのほうの霞台ということも視野に入ると思いますよ。両方じゃないですか。こっちは全く協議していないんですよ、新治広域事務組合のほうでは。協議すらしていない。土浦のほうは長寿命化計画をやっていますでしょう。58億ぐらいかけて、平成48年までもたせるというふうになっているわけですね。そういう事実もご存じなわけでしょう。そういうことになれば、土浦の新治地区は抜けるということがもうほぼ決まりになっているんじゃないですか。ですから、常陽新聞もそういうふうな記事を出していると。

協議をなぜしないんですかというふうに言っても、答えないじゃないですか。だからダブルスタンダードになってしまうというふうに言っているんですよ。いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それぞれの市の実情もあると思います。ただ、先ほどお話ししていますように、協定書がある中で、それぞれ立場のこともありますので、理解をした上で私どもは判断をしているところでございます。

協議につきましては、しかるべきときに、当然協定書もありますから、しっかりとしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

なかなかかみ合わないということなんですけれども、とにかく住民無視だと、知らせていないということでもあります。

それと、この大型ごみ処理施設の建設、それから広域での建設というのは、これは、国のごみの行政が大量生産・大量消費・大量廃棄を前提にしてきたんですね。ところが、ごみの埋立地がなくなるという、そういう中で、ごみは何とかなければならないというふうになったと。ところが、やっぱり燃やすのが一番だというような焼却中心で進んできたんですが、その後、1990年の末ごろに、ごみを燃やすと有毒なダイオキシンが発生するということで、このダイオキシン対策、ここに大きな重点が移ったんですね。そして、国はダイオキシンを出さない対策を口実にして、自治体に広域処理、大型焼却炉建設を押しつけて、結局焼却炉メーカーがこれは大歓迎するような方向になったわけです。

こういうごみの広域化というのはスタートになったのではないかなというふうに思います。

それで、前にも私一般質問で言いましたように、2000年には循環型社会形成ですね、そういうこともできて、循環型でいこうというふうになったけれども、民主党政権が長寿命化の流れをつくったが、その後アベノミクスで大型焼却炉にまた逆戻りになったというふうなことを私言った

と思うんですが、実は、1998年以降にダイオキシン対策として大規模な焼却炉が推進されるようになったんですね。ところが、今度はごみが足りなくなるというような事態が起きて、東京の23区では、今までプラスチックを分別したのを、プラスチックまで燃やしちゃうというような事態に陥っているわけですね。

今回のごみの処理施設の設計計画についても、過大だというふうに思われるんですね。それは、平成22年度の3市1町のごみ焼却量から施設を計画している。220トン。平成22年の実績ですよ。ところが、ごみを減らそうというわけでしょう。それから人口も減っていくわけでしょう。そういう意味では、ごみの減量化と人口減少をあわせて考えたら、今のその110トンの2基というのは過大になるということは、明らかなんじゃないですか。いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

現在の段階は全くの計画の段階でございまして、そういったものについては今後の協議の中で現実に合わせてやっていくものをいうふうに私は理解をいたしております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

こういう議論も実際には、前の一般質問で言いましたように、石岡市の環境経済委員会で具体的に述べられて、議事録までも出ていると。その議事録に従って常陽新聞が記事にしているということなんですね。

ですから、石岡市議会、環境経済委員会、ここのルールに乗ってそれに進んでいるという事態が明らかなんじゃないかなというふうに私は考えるわけであります。

いずれにしても、時間が足りないので、1つ問題に挙げたいのが、ごみ処理施設のいわゆるメーカーの問題を取り上げたいと思うんです。

実は、このパネルは、ごみ焼却炉談合の住民訴訟の判決なんです。被告は川崎重工、JFE、それから談合5社、それから日立造船、同じJFE、三菱重工業というふうになって、それぞれこれは認定の損害が出された中身なんですね。

これは、ごみの市場のいうのは、ごみの焼却炉の談合の一覧表を見ますと、実際には川崎重工や日立造船、JFEエンジニアリング、三菱重工業、タクマの5社なんですね。こういう鉄鋼会社とか造船会社などが談合をやっていたということで、公正取引委員会から独禁法違反の排除勧告が出されたわけであります。

こういう談合の実態があるわけなんです、やはりここで問題なのは、談合のもとだけではなくて、実際にこれまで新治地方広域事務組合の環境クリーンセンターのほうの入札の結果が、私調べたんですが、新治地方広域事務組合の環境クリーンセンターの建設工事は、平成4年6月4日に出されまして、予定価格が68億円に対して、落札価格が67億4650万なんです。何と99.2%というふうな落札率だったわけです。これは、また入札の参加者、これを見ますと、川崎重工、そして住友重機械工業株式会社、株式会社タクマ東京支社、日立造船、三菱重工業、5社なんですね。落札したのが日立造船なんです。

霞台の、これはその前に恐らく入札があったかもしれませんが、霞台のあの施設、ごみ処理焼却炉のメーカーはどこですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えできればよろしいんですけども、確認しておりません。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

私は、聞きましたら、直接は聞いていません、日立造船ということです。これは、公正取引委員会が審決というのがあるんですね。この5社がどのような手法で入札談合を行っていたかという様子が書かれてあるんですが、これは、実に深刻な状態なんですね。焼却炉の建設計画があることが判明した地方公共団体の工事について、受注希望者を募る。希望者が1社の場合はその社を受注予定者としますと。希望者が複数の場合には、希望者間で話し合い、受注予定者を決めると。受注予定者に決まった社は、その工事の価格を決めて、ほかの4社について受注予定者がその価格を受注できるように協力すると。こういうふうな仕組みをつくっていたということが明らかにされたわけであります。

ですから、公正取引委員会が問題だということで独禁法違反で排除勧告を出した。この排除勧告を出したメーカーが、今この新治地方広域事務組合の環境クリーンセンターで述べました5社、ぴったりなんですね。ですから、霞台の施設、焼却炉メーカーのときの入札もどうだったのかというのを、私後で調べますが、同じように調べてみていただきたいというふうに思います。

実際に、この排除勧告により5社が入札談合を行っていたのは、1994年から1998年までの期間なんですが、その前はこういう談合が続いていたということで、公取が入ったわけですね。ですから、この事実も逆に大きな問題があるというふうに思います。

今パネルで示したように、市民オンブズマンが徹底して、この公取の審決を受けて裁判で戦って、実際に勝訴を勝ち取ったということであります。現実には、こういう住民訴訟で起こした裁判の中でも明らかになりましたが、実際には多額のお金になるわけですね、返還金。ところが、実際には業者は、メーカーは2割3割当たり前で利益を上げていたというふうに言われております。そういう意味では、こういう大きな焼却炉ということについても、一つ問題に考えていく必要があるのかなというふうに思います。

時間が参りました。あと5分なので、保育所の問題のほうにちょっと移りたいと思います。

実際に私が質問したのは、父母の会が5年以上の継続という要望書、これを真摯に受けとめるべきなんじゃないかというふうに言いましたね。市長は、この父母の会の5年以上の継続という要望書をどのように受けとめていますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ご要望につきましてはよく理解をいたしております。そういった中で、私も就任しましてから、父母の会、保護者の会と協議をいたしまして、私の気持ち、市の方針、そういったものを伝えさせていただきまして、今後は円滑な形で民営化に向けてご協議いただきたいということをお願いしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

実際には、とにかく閉所閉所という、閉所ありきではだめだということなんです。要望書というのは大事であります。それと同時に、実際に事業計画については、ニーズに対してどういうふうに提供するかという具体化が必要なんです。より具体的にどここの保育園、こども園、地域型保育園というふうに、それぞれ何人、計何人というような計画が必要になってくるんですよ。今の計画でいきますと、どういうふうな状況になりますか。さくら保育所を閉所できるという環境にあるんですか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

現在の、27年度というよりは26年度の経過で申し上げますと、さくら保育所周辺の児童の数と、よそからも児童は集まってはきておりますが、それと民間における施設、それで見ますと、やや民間のほうでは受け入れが全てできないというような状況でございます。

現在の子ども・子育て事業計画の中におきましては、さくら保育所を含めたものでの事業計画というようなことになってございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

部長にお示ししました。保育所の待機児童というのは、4月の時点よりも10月の時点にかなりふえてくるという傾向がある。これは今まで直近のやつだと2013年がありますが、4月と10月比べますと、1.9倍というふうになっているんですね。こういうふうに待機児童の解消にはきちっとした受け入れ体制を持っていかなきゃいけないということを確認していただきますが、この問題についてはどう考えますか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

現在の市が持っています公立の保育所、あと民間の保育所、これで全て市内の児童数をカウントしますと、現況の施設の中で賄えるというような数字でございますが、現実的には、保護者の方でも希望の保育所等がございますので、その点では保護者の希望どおりに受け入れられていないというのが実情でございます。また、昨年来からさくら保育所での乳児についての途中入所と

というようなことで、再三ご指摘もしていただいたところでございますが、27年度におきましては、そういうふうなゼロ歳児から2歳児までの児童を26年度よりは多く受け入れたいというようなことでの体制整備としまして、保健師などの配置を現在計画しているところでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時59分

再 開 午後 3時09分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

本日3番目の質問となり、お疲れのこととは存じますが、いましばしおつき合いのほどよろしくをお願いします。

質問前に一言申し上げます。

さきの当市市議会議員選挙におきまして、私の志に「一からやり直します」を掲げ、皆様方より一方ならぬご支援を賜り、この市議会、そして行政関係の皆様方に再度お世話になることになりました。

私は、人間万事が塞翁が馬をモットーに、とことん発言、実行力で、机の上の論議を市民の皆さん、ひいてはかすみがうら市の発展のために努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成27年第1回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、坪井かすみがうら市政は、地方創生へ何を指すのかについて質問いたします。

坪井市長は、市長再選後の半年間、衆議院議員選挙、茨城県議会議員選挙、そしてかすみがうら市議会議員選挙を挟み、公務の傍ら、専ら多くの市民の皆様から意見吸収に時間を費やしてきたものとお察し申し上げます。

その間にも、日本の政府は第3の矢の失速を補うべく、地方創生プログラムを今や構想から実行段階へ踏み入ろうとしています。

日経平均株価も1万9000円に迫り、鬼門の2万円超えをするために、日本政府も躍起となり、この地方創生プログラムで基礎的な国づくりの改革を目指すものであり、あわせて地方のまちづくりをさらに目指すものでございましょう。そして、為替円レートがデフレ克服とのせめぎ合いの状況をよそに、世界の局所では極悪非道なゲリラや反日への軍備を投資するやからがマネーロンダリングを続ける世の中もありますが、私たちはそのようなあしき世界があろうとも、さてまた住めば都も魅力度全国最下位との茨城のやゆを受けようとも、このかすみがうら市をいとおし

く、この皆様方との一期一会の人生に与えられたこの地方創生の機会を逃してなるまいと、座して死を待つのではなく、動かなければ変わらない、このかすみがうら市を坪井市長はどのように命令、指示なさるのかとともに、地方創生のテーマである「まち・ひと・しごと」について、このかすみがうら市に地元の還元を目指す税収的な見地から費用対効果の執行部としての取り組みについてをお伺いいたします。

1点目、坪井市長は、市長2期目就任後、現政府施策の地方創生を初めとした機会に、現在まで何を対策として講じてきたか伺います。

2点目、坪井市長は、今後地方創生枠へどのような体制で対策を講じるのか伺います。

3点目、市内の産業分類分野ごとの事業規模、労働人口、賦課等の要因をどのように捉え、地方創生を当市に取り込めるのか伺います。

4点目、かすみがうら市の地の利として、近隣との協調として、基幹道路の計画、そしてインフラ整備に限らず、地方創生枠の機会をどのように取り込めるのかお伺いいたします。

次に、学校教育の箱物から教育内容の充実予算へのシフトについて質問いたします。

温故知新といたしまして、現代の基礎となった明治時代の教育予算でございますが、国家予算の3割を割いて今の日本があるという逸話がございます。現在の日本の国家教育予算は全体の1割弱ほどともされておりますが、明治時代になぜ3割も計上して強い国家を実現したか。江戸時代の土農工商における格差や、儒学を根本的にまことに役に立つ教育内容に改めなければ、諸外国に追いつけないとの判断でございましょう。

さて、昨今の教育予算の現況は、昨日の矢口議員の質問にありましたように、学校統廃合、小中一貫校の先進例が見受けられます。私は、これら人口減少による合理化とともに、教育内容の充実を図るべき、そして特にこのかすみがうら市が特色あるまちづくりを狙うならば、原点回帰した学校教育、各教科の取り組みに力を注ぐべきとも考えます。

地域によりましては、子どもたちの才能、遺伝子は異なります、例えばつくば市の研究学園都市の子どもであれば、論理的な研究者の思考の傾向であろうと察しますが、このかすみがうら市は農業、工業、商業のエンジニア的な技術志向の傾向であろうと私は思うところでございます。

また、当市の教育費は、景気低迷の長引くことから、昨今の健全財政化も強まり、さらには3・11の震災の背景も加わり、学校の施設充実ばかりに偏り、当市の子どもたちに適した教育振興費の充当がやや不足した結果、皆様もご承知の学校現場での苦労が起こってしまった要素であろうとも私は察するところでございます。

そして、今後は未来を担う子どもたちには、子どもたちの将来に役立つ考え方を各教科から学び取っていただきたいと願うものであります。近年の学習指導要領を補完する理科の観察実験指導や英語のCLT、情報教育のICTなど、文科省のフォーマットをごく一般的に与えるのではなく、物心が養われる小学校の年代こそ、例えるならば算数で数学的な考え方を育てるような取り組みを、さらには国語ほかさまざまな教科におきましても、おのおの子どもたちが得意な教科を見つける機会、動機こそ学校を楽しいと思わせ、ひいてはかすみがうら市の特色の目標であろうとも考えられます。

ぜひ、これらが小学校から中学校へ進学し、学校現場の生徒指導の負担軽減に結びつかせる仕組みを目指していただきたいものでもございます。点数を獲得するためのアルゴリズムのような

機械的、形式的な教育強化ではなく、人生将来にわたって役立つ考え方を、小学校期から知的コミュニケーションを養わせるというポイントでございます。そのために、教育振興費をまずは他市町村同等に捻出させていただきたいという趣旨で伺うものでございます。

1点目に、合併以来の市政において、学校教育における校舎建てかえや統廃合など、施設設備関連事業への配分が決算としてどれだけまことの教育振興費を圧縮してきたのか。近隣市との教育実績をもとに見解を伺います。

2点目、統廃合案件を踏まえ、よりよい健全性や学業・運動実績を目標に教育振興費を組み立てるべく、市独自の教育事業として、未来を担う子どもたちとかすみがうら市のために今後どのような内容を計画・立案して目指すべきかお伺いいたしまして、以上第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番及び2番、地方創生におけるこれまで講じてきた対策及び今後の対策につきましてお答えをいたします。

地方創生は、地域がみずから考え、実践していくことが必要でありまして、そのためには、地域総ぐるみで取り組んでいかなければならないというふうに考えているところであります。さらには、地域外の有識者、専門家なども加えまして、検討していかなければならないというふうに思っております。

私は就任後、さまざまな分野の方々と意見交換を行う中で、市の目指すべき今後の方向性を自分なりに考えてきたところでございますが、来年度において、本市の人口ビジョンや総合戦略を策定をする中において、さまざまな分野の代表の方々や専門家の意見を踏まえ、また市役所内にもこれまでのような硬直的な組織体制にこだわらない意見集約、アイデアの創造を図っていくべきだというふうに考えているところであります。

どのような体制でとのご質問であります。去る2月20日付でかすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部を立ち上げました。本部構成につきましては、市長、副市長、教育長を初め、各部長級職員で構成をしておりますが、専門部会も設けまして、機動的に検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますし、有識者や専門家による会議も立ち上げてまいりたいというふうに考えております。

また、総合戦略策定の過程におきましては、市議会におかれましては、何度も議論をお願いする必要があると考えておりますので、ご協力をお願いをいたします。

いずれにいたしましても、地方創生にかかわる総合戦略は、平成27年から31年までの5カ年の計画でありますから、何が最もかすみがうら市にとって重要なのか、必要なのか、本市の総力を結集して議論できるような体制の整備に努めていく所存でございます。

次に、1点目3番、地方創生におけます産業分類分野の要因の捉え方と本市への反映につつま

してお答えをいたします。

産業としての第1次産業であります農林水産業、第2次産業としての製造業、第3次産業としての商業等のサービス業のいずれにおいても、本市においては縮小化が見られるような厳しい状況ではありますが、これら本来の産業の強みを生かし、積極的に地域に反映・還元する仕組みが必要であるというふうに考えております。

特に第1次産業につきましては、課題も多くありますが、6次産業化などチャンスも多いと考えておりますので、地方創生におきましては極めて重要なテーマと考えておりますし、第2次産業としての製造業は、政府も企業の地方移転を積極的に進めるべきとしておりますから、取り組むべき分野であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、ご質問のとおり、産業の分析を進めて地方創生に取り入れるという考え方は不可欠であるというふうに考えております。この際、国から提供される予定の地域経済分析システムにおいて、いわゆるビッグデータの活用が可能となってまいります。議員指摘の点につきましても、当システムを活用いたしまして、計画に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

次に、1点目4番、地の利を生かし、近隣と協調した地方創生枠の本市への取り込みについてお答えをいたします。

地方創生におきまして、複数の市町村などが広域的に連携した取り組みに対しまして、交付金の上乗せも検討をされております。広域観光や都市農村交流などで複数市町村との連携を初め、自治体が提案します事業に対して広域連携の視点を含めることは、今後極めて重要であるというふうに考えております。

政府において地方版総合戦略策定のための手引の中で、市町村間の連携、都道府県と市町村との連携を留意点の一つとして示し、定住自立圏や連携中枢都市圏の形成を初め、広域連携の施策に積極的に取り組むことが期待されることとしてしていることから、広域連携の視点について積極的に配慮していきたいというふうに考えております。

次の2点目、学校教育の箱物から教育内容の充実予算へのシフト、1番、学校教育におけます真の教育振興費の圧縮については教育部長から、2点目2番の未来を担う子どもたちのための今後の計画立案につきましては教育長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

2点目2番、統廃合案件を踏まえ、よりよい健全性や学業・運動実績を目標に教育振興として組み立てるべく、市独自の教育事業として、未来を担う子どもたちとかすみがうら市のために、今後どのような内容を計画立案として目指すべきか問うとのご質問にお答えいたします。

教育環境の充実を図るためには、校舎の大規模改修や耐震化など施設設備や、学校図書館司書などの人的配置の充実も必要ですが、子どもたちにとってより身近な先生たちの指導力の向上やスキルアップも大変重要であると認識しております。

先生方への指導力の向上の取り組みとしましては、今年度、平成26年度から、授業力向上研修講座として各学校の教科主任を対象に、外部講師による国語及び算数の模範授業の参観、研究協議を行い、子どもたちの学習意欲が湧くような授業づくりを学んでいただきました。

参加した先生方には、研修で受けた内容を各学校へ持ち帰り、同僚の先生方へも広く伝えていただくことで、全体的なレベルアップにつながったものと考えております。

今後も、学習指導方法の改善を図る授業を計画してまいりたいと考えています。

また、今回の定例会で審議をお願いしております市いじめ防止等に関する条例の制定に伴い、児童生徒へのいじめ防止プログラムの取り組みを進めることとしているように、児童生徒の健全な育成に資する授業にも取り組み、さらなる教育振興を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

古橋議員さんの質問にお答えいたします。

私からは、2点目1番の合併以来の市政について、学校教育における校舎建てかえや統廃合など施設設備関連事業への配分が決算としてどれだけまことの教育振興費を圧縮してきたのか、近隣市の教育実績をもとに見解を伺うとのご質問にお答えをいたします。

平成17年の合併以来、当市における学校施設の整備としましては、志筑小学校の移転整備を初めとしまして、下稲吉中学校校舎、下稲吉東小学校の耐震補強、下稲吉小学校屋内運動場及び西校舎の改築等や、統合中学校となりました霞ヶ浦中学校及び平成28年4月に開校を予定しております霞ヶ浦地区統合小学校の施設整備、さらには新治小学校、上佐谷小学校の校舎耐震化も図っていくこととし、児童生徒が安全に安心して学ぶ環境の整備に努めているところでございます。

また、まことの教育振興費の圧縮とのご指摘でございますが、小学校教育振興費、中学校教育振興費を決算額ベースで見ますと、例年ほぼ同規模であり、縮小というふうには考えてございません。

なお、近隣市町村間における一般財源における教育振興費の比率及び児童生徒1人当たりの教育振興費の割合などについては、土浦市、石岡市、つくば市の決算を確認させていただきました。それぞれ、教育振興費に含めている事業内容に差異が見られるため、一概に比較することは難しいものであるというふうに考えているところでございます。ご理解のほどお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、地方創生関連の質問でございますが、私は、現在の政府が地方創生の構想を練り始めて、霞が関の再編成をして、ここ最近、ここ数カ月のことではなく、ある程度地方創生の、東京に一極集中している形を地方に分散させ、そして各地域が独自の特色を生かして循環を目指すという

ことから、私は早い先進の取り組みでは、狙うべくところは同じですから、もう既に要望の段階、相談の段階まで行っているところも恐らくあると思うんですが、当市が何ゆえそのように、私がこう改めて質問するようになった感触として、遅くなってしまったのか。執行部としては遅くはないというご見解だと思うんですが、私からすれば、もうちょっと早い取り組みができたのではないかと考えるところであります。

総合戦略のチームをつくることは大いに結構なんですが、余り、今までもかつての昭和、平成と歩いていく中でもそういった大規模な会議、合議体を持ってまちづくりを検討してきたということはあると思うんですが、どちらかといえばその場を消化してきたというような、消極的な言い方になってしまいますが、特段に費用対効果があったということよりも、国・県から国庫金、交付金をいただいてその予算を実行させる根拠というところが実際のところだと思うんですが、私は、この株価が2万円上がるまでに3.11もあって大分時間を要しました。だからこそ、ここは絶対後戻り、また2万円から下に下がってしまうようなことがないように全国の市町村が取り組んでいると思いますが、このかすみがうら市、皆さんの行政経験をもってかすみがうら市はどういう特色なんだというのは、地方創生のフォーマットメニューが流れてこなくても、私は取り組めたものと、国の予算がつくんだという意識でもっと早く先手を打つ。そして、4月1日の国の箇所づけの予算発表のときに、まずはかすみがうら市これをとったという、そういった私は取り組みをしていただきたかったと考えるところではございますが、そこに至れなかった、これからまず会議だという、そのあたりについて何か執行部としてのご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今の東京一極集中、人口減少、今始まったことではありません。これは平成のバブルの、昭和60年代の後半から始まってきているものでもございます。そういう中で、国は本当にその人口減少をどういうふうに捉えてきたかという点については、少し見方が甘かったかなと、私自身はそう考えております。私ら職員といたしましても、その部分についてはいつも頭の中に置いて絵を描いてきたという持論は持っております。

そういう中で、先ほど市長の答弁にもありましたように、国の伴走的な支援の中で、地方としていかにみずから考えを出して実行していくかという点が重要なキーポイントであるというふうに私は認識をしております。それが、今現在総合戦略と合わせたキックオフ体制かなという捉え方を私はしております。

過去の議論で有識者会議というようなご指摘がありましたが、今回の場合につきましては、メンバーの選出については産官学金労と、これまで実践をしてきた方を含めた中で現在は考えていると。例えば、労働団体であれば、先ほど質問の中にありましたように、技術者等を含めた中、あるいは、金融機関が今どういう動きをしているかというのも察知をしてございます。そういうものを含めた中で連携を図ってまいりたいという考えでもございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

今のご答弁からすると、その総合戦略の準備に時間をかけて、坪井市長が選挙公約で掲げてきた、坪井市長がかすみがうら市にとってマイナスの懸案事項であったという改善に時間を費やしてきたのかなというふうに私は捉えたいと存じます。

そして、その質問を続けさせていただきますが、総合戦略、私もまだ平成27年度の予算案につきまして網羅しているわけではございませんが、この質問の機会にあわせてご答弁をいただきたいんですが、その総合戦略を組むために予算をいかほど組まれているのか。概要で結構でございますので、ご答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

現在のところ、先般全員協議会でもご報告をしたとおり、国の緊急対策事業といたしましては6667万4000円、それから地方創生先行型事業の中では4464万4000円という現在の補正予算として組まさせていただきます。ただ、この地方先行型については、これからの総合戦略をもって対応するという点でもございますので、その策定を10月までに実施をすることになります。その中で、交付金をどの事業にどれだけ充てるかというようなことは考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私は、中根議員の質問にもあった、事業としてではなく、総合戦略のチームとして編成するのにどの予算を概要として設けているかということをお尋ねいたしました。お願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

有識者会議のことになるのかなというふうに思います。月2回から3回ぐらいを予定しなければならぬという考えでもございます。報償費等あたりが主になってくるかなと思いますが、何せまだ空想というか、今は発想の段階でもございますので、その幾らぐらいかかる、幾らぐらい予算化するという部分については、また議会のほうにも改めてご報告をさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私がこの4月1日にとっていただきたい、仮にとれなくてもお願い・相談をできたチャンスというのは、かすみがうら市は統一地方選に入っていないんですよ。だからこそ、ほかの市町村よりも早く取り組めるのかなと私は考えておりました。ここに来て、改めて総合戦略チームで地方創生を目指すということで、大いに結構でございますので、私は今後余り手間暇を余分にかけ過ぎずに、先ほど中根議員の答弁にありましたような、企業立地なら企業立地の相談に行けるよう

な、もう先行して国の予算の枠をとりにいけるような動きをやっていただきたいというふうに思う次第でございます。

それで、私は、かすみがうら市の特色ということで、改めてこの質問に際しまして幾つか書類を執行部をお願いいたしまして、皆様のお手元にあるかと思えます。当市の所得税、530億のかすみがうら市民の方の所得があるという円グラフつきのもので、そして人口ピラミッドですね。かすみがうら市が近隣の先進地そして茨城県全体とどのような人口構成の比較があるのか、そして、当市の先ほどの市民の方からいただいた税金、そして国の交付税をもとに公共事業としてどれだけ25年度で発注して、その発注が、どのような地域に発注して金額が流れているのかという書類をつくっていただきましたが、かすみがうら市のまず人口ピラミッド、地方創生としてももちろん国全体としては団塊の世代と団塊のジュニアの突起点をもとに、少ない人口の年齢世代をどのように補っていくかということがテーマだと思うんですが、かすみがうら市におきましては、右隣のつくば市と比べて一目瞭然のように、若い就労世代が少ないということが明白でございます。

私は、あすの施政方針の中でも伺うつもりでおるんですが、この地方創生にとっては、つくば市よりはかすみがうら市のほうがいろいろ面倒見ていただかなければならないという条件が、このグラフにあらわれていると思えます。

まずは、こういったところを、本来ならばもう私は分析してあって、私がつくらなくとも逆にご提示いただけるような状況であっていただきたいと思いましたが、このような状況を市長にお尋ねしたいんですけれども、このかすみがうら市、県の平均から比べても形的に若い世代が細い。これが地方創生に取り組んだからといって、右隣のようなつくば市になる可能性というのは、市長としてはどのようにお考えでありましょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

私どもかすみがうら市のまず高齢化率、ご承知のように26.数%というようなことで、市の平均でやや高い、約平均でありますけれども、そんな状況の中でまず考えなくてはならないと思っています。そして、つくば市の場合、特にTX線沿線に非常に今新しい住宅地が張り付いてきて、非常に活気があり、地域振興が図られているわけでありまして、非常にそういった意味では、我々もある意味では大変すばらしいなというふうに期待をしているところであります。

しかし、私ども、こういった環境の中で、やっぱり我々生まれ育った、そして逆西地区には新しい方々の地域もあるわけでありまして、そういった皆さんがまずこの地域に住んでいることを誇りに思って頑張ってもらえるような、そういった環境をつくらなければなりませんので、一番やっぱり地方創生もまち・ひと・しごとというふうに言われますように、まちのビジョン、それから人、いわゆる人口ビジョン、そして仕事とあるわけでありまして、一番大事なことは、やっぱり仕事、働き場を確保するということが一番だというふうに考えておまして、そのためにどうするかということをやっぴり考えていかなければならないということで、地場産業を含めて、地域の環境を生かしたことをアイデアを考えながらやっていきたいという、そういった思いでございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

さすがに市長でもこの人口を改善、数%させますと言うには、これは難しい問題でありますので、言えないと思います。つくば市は、ご承知のとおり、私の若輩者が言うまでもなく、かつては同じ新治郡という形で、今6町村ですか、合併した形になっておりますけれども、かつては同じような松林で何も無いと言ったら失礼かもしれませんが、今のような研究学園都市はもちろんならぬ中、先人たちはそこで合併して何とかこの地域を立て直そうとして、今のつくば市があるわけでございます。そのときに、当市はそのような取り組みをしなくてもそこそこやっつけけるという自負もあって、今が、このかすみがうら市があると思います。その差でありますから、やはりこの地方創生ということも大事にしつつ、私が言いたいのは、何も合併が消極的なことではないということも含めて、総合戦略の中では十分検討するに値するものであろうと私は考えるんですが、もちろんこの国の予算をスルーするための組織ではなく、そういったものも含めて総合戦略というものはお考えになるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

総合戦略の一番の大きな目的、人口減少をいかに食い止めていくか、いかに現在の人口を維持していくかというところが大きな課題でもございます。また、それが目的でもございます。それには、先ほど市長からお答えがあったように、若い人がいかに働く場をつくっていくかということが一番の大きな目的でもございます。その中には、本市に仕事をつくって安心して働ける場所、そこで仕事が生まれ、人が発生をすると、それが市の好循環につながってくるというふうには思っております。そういうところをしっかりと今後議論してまいりたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

その地方創生で雇用の拡充を目指すということでもありますけれども、大概にして国の国庫金絡みの雇用の拡充施策、私のこの40年余りの人生の中で、やはり相談しやすいところにそういった予算、制度は流れてしまう。いわば大企業、この市であれば日立建機さんなどと、当市におきましても税収面で大変お世話になっているわけではございますけれども、そういった大企業等、ある程度実績のあるところの交付金のやりとりの後ろで、中小企業も少なからず地元のために貢献したい、雇用でも貢献したいという気持ちもありますし、ましてや住民税も今度は特別徴収で協力していくということでございますので、その地方創生の総合戦略チームのほう、こういった中小企業にはどのような配慮ができるのかとお尋ねしたいのですが、そこで、中小企業というと商工会さんにご相談すれば十分配慮ができると思いがちなんですが、私は必ずしも商工会の会員の皆さん方だけではないと思いますので、そのあたりの中小企業の商工会に属さない、そして納税をいただいている皆様方への配慮というのは、どの程度意識を持たれているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほどのご答弁の中で、いかにその有識者会議をどこまで掘り下げるといふか、人材を見つけしていくか、あるいは立派な経験者、実践者のご意見を伺っていくかというご答弁を申し上げました。まさにその辺については、ある団体からの推薦というわけではございません。この制度そのものがそこまで真剣になって日本をまた支え直すということでもございます。それはかすみがうら市にとっても同様でございますので、そこは十分に配慮しながら、有識者会議のメンバーを選出してまいりたいというふうを考えております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

その総合戦略でぜひそういった事業者としても、私も事業者の小企業の一人でございますけれども、なかなか市にお役に立てないかもしれないけれども、頑張るつもりで地元で商売を行っております。ぜひそのあたりの配慮も賜ればと思います。

それで、先ほど書類を作成を依頼した中の、総務分の公共事業の発注をごらんいただきたいんですけども、実は、東京一極集中という、地方創生の解消するという目標がありますけれども、当市の一般会計百五十、六十といった億円の中で、公共事業総計を契約した内容を見ますと、複数年で繰り越しているものは除いているということなんです、17億しかないんですね、たったの。私はもうちょっとあるのかなと思ったんですが、そのうち1割が東京の事業者に流れているという実態もあります。

私は、いろいろ今回の定例会に、施設の管理のいろいろルールを事細かに設けていただいておりますけれども、ぜひ、入札工事等は本店所在地、入札の条件をいろいろつくって苦勞されているのは承知なんです、ほかの契約の公共事業につきましても、何か市の税収として、そして雇用としてつながるようなものを、私はぜひこの地方創生の戦略の中で改めてポリシー的なものを設けて、最終的に契約に参加、入札に参加できる業者は雇用をもっと市に協力すると、そういったポリシーを組み込むべきと思うんですが、そのあたりは可能であるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほどお答えいたしました本市に本店という形での入札、落札ということになるかなと思いますが、本市の事業者の仕事をつくる、またそれが安心して働けるようにするという一つでもございます。仕事が生まれ、新しい人の流れができて、新しい産業が創出する。これはまさに本市にとっても好循環というふうに捉えておりますので、その辺も具体的な中での検討というか、協議の案件にさせていただければなというふうに思います。考え方として、私は今述べさせていただきました。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私は、建設工事はある程度ルール、慣例ができておりますので、それ以外の公共発注を、地方創生の趣旨に沿った形で税収が入るようなポリシーを組んでいただきたいということでございますので、ぜひ従来の建設工事の制度に限らず、ほかの公共発注につきましても地域の循環を設けるためにご検討いただければと思います。

そしてもう一つ、円グラフの所得状況の書類に基づいて地方創生をお尋ねしますが、特に坪井市長は、あすの質問の中でもお尋ねする予定でおるんですが、このグラフを見てのとおり、農業所得者というのは全体の1.5%で、大概の方が、86%の方が給与をもらっているという状況であります。けれども、これまでのかすみがうら市の歩みですと、比較的の第1次産業、農業に対して手厚くやってきた状況であります。私は農業を営んでおりませんので、商業の立場からすれば、税制の農地の賦課などが宅地の課税に比べれば十分私からすればうらやましい形でもありますので、ぜひ国の地方創生の事業に限らず、市の事業でも、やはり地域の循環というものを見詰め直したときに、農業ばかりが特色ではないという点も配慮いただきたいと思います。これについてご認識をお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今、産業別の要因の捉え方ということでご指摘をいただきました。ただ、そういう課題の中で年々縮小化が見られているというのも現状でもございます。しかし、この厳しさを、このピンチな状況を、また豊かな本市の特性を生かしてさらに発展をさせていくというのも一つでもございます。

先ほど答弁しなかったんですが、農産物の企画商談会なんかも既にやってございます。その中では、市内の農家の方々が大手のスーパーとの契約なんかもございます。また、大手スーパー等からの話し合いも来てございます。それだけ地方創生、国の考え方がどんどん地方へ向けて、大手企業なんかもそういう形に見えているのかなという感じがしております。

こういうことの取り組みなんかも含めて、今後の検討というか、ますます企画をつくっていききたいなという感じではあります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私は、ずばり言いますと、こういった課税の分布であるのに、さきのような歩崎に1億5000万も直売所を新たに供給の設計もなく設けたということが、私が市議会に戻る前のことであります。大変驚きでもありますので、新たに総合戦略という中では、そういった実績をベースにしっかり根拠を整えていただきたいと思います。思う次第であります。

続きまして、2点目の教育関連の質問の再質問をさせていただきます。

ご答弁いただきましたが、再度明確にご答弁をお願いしたいんですが、私は、先ほどの地域創

生のときの特色と同じようなんですが、当市にとっては何か得意科目はないのかということをお尋ねしたいんですね。あえて全国で、茨城県内でかすみがうら市が総合順位何位だということはお尋ねしませんけれども、その中で、うちの子どもたちはこういう科目が得意なんだ、そういうこともこういう議会の中で認識していくことも大事だと思うんですが、何かそういうここでご説明いただけるようなかすみがうら市の子どもたちの状況というのはございますか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの質問にお答えします。

当市では、読書の時間というものを数年来重視してきております。それで、朝の自習の時間を読書の時間に充てて、それで理解力などを高めるというようなことに資するということも含めて取り組んできているというところもあります。

これによって、落ちついた一日の生活のスタートにつながる。あと、国語の読解力向上にも多少プラスになっているのではないかとというようなことで、結果としても、国語の学力テストの結果などについてはいい結果が出ているのではないかと認識しております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

今大山教育長からありました国語に関して、当市の教育振興費というのはどういう予算措置があるんですか、ないんですか。お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

国語に関してということでの資料は特に持ち合わせておりませんが、ピックアップしますと、教育振興費が一番大きく占めるものは需用費、需用費というのは教材費等の消耗品類です。それから、使用料、こちらはパソコンの借り上げ使用料。それから、扶助費と申しまして、就学支援費。ですから、学校の国語に関してという意味でいうと、特別に集計したものはございませんので、ご答弁申し上げることはできません。大変失礼しました。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私は、具体的に数字はお答えなくても、恐らくないと思っておりましたので、教育長が命令した号令を各学校の先生方がそのようにお努めいただいた手間ということだけだと思いますので、しかし、それでうまくいけば、やはりそこに投資して成果をもっと出すというのは、私は教育振興費の本来のあり方だと思いますけれども、その点についてはいかがでございましょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

学校現場においては、この読書に偏ったというか、特に読書に力を入れて、ほかの教科の自習の時間に充てるということがなくなるとは、国語だけ重視するということにつながるのではないかというような、そういうようなご意見も学校現場では出るときがあるというようなことを聞いております。ただ、特に1年生あたりから、そういうことを習慣として位置づけていくことによって、短期的なものではなく、長期的に考えていけば、大変有効な施策であると考えて、私も現場にいたときには、これについてはかなり推奨して実施に取り組んできたところであります。そういったところから、かなり一つの何か子どもたちにこういった力をつけさせたい、あるいは習慣をつけさせたいという意味では、何か特化して取り組むということも大変有効な手立てではないかと考えております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私は教育に関しては素人の類いだとは思いますが、やはり子どもたちが教育よりインターネットの中の情報のほうが興味深いから、どちらかといえばそちらに走ってしまって、それが悪い方向に向かっていったりするわけでございますので、私は、だからこそ教育振興費というのはそういった大山教育長が成果を出しつつあるようなものに予算措置していくべきと思いますが、財政部門にお尋ねしますが、地域創生というものは、そういった教育関連、そして地方創生に限らずそういったところに教育費として配慮することは従来どおりなんですか。今後はどのようにお考えになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

地方創生というよりは、市の財政の中での考え方でございますが、ここまで統合小学校の整備あるいは老朽化対策ということで、これまでも進めてきた経緯がございます。これが過ぎれば、ある一定の費用に戻していくというのが私ども現在の考え方でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

近隣の評判に限らないんですが、やはり学校教育がいいという評判は、人口をふやすという目標に至っては、かなりウエートが大きいと思うんですね。つくば市、確かに研究学園都市の町並みが立派だから人が集まっているということもあります。研究所があるからということもあります。ご承知のとおり、しかし教育のレベルが高い、そういうところでふえているという実態もあるわけでございますから、私は、それこそ地方創生の狙うべき一つでもあろうと思いますが、この私の考えにつきましてご見解はいかがでございましょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど私の答弁の中では、施設整備に係る経費がこれまで伸びてきたという考えの中でご答弁を申し上げました。内容の充実が、さらに充実をしていくということであれば、その部分についてはやはり投資あるいは予算を増加するという考えではございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私は、かすみがうら市の昨今の消極的な案件が起こる、起こってしまった、これは振り返れば十分に教育に楽しい授業として認識させてあげることができなかった、そういう責任を思う次第であります。ですから、教育振興費というものに、子どもたちが興味関心を増して保護者たちもそれに理解を示し、その評判がかすみがうら市の人口につながるという仕組みに目指していただきたいと思うのでございます。

さきの、今回も出ておりますが、子育て支援に関する予算の投資というものは、私は手厚くし過ぎたところでも、親の負担軽減が幾分軽くなったところで、子どもの家庭教育がよくなるとは私は考えておりませんけれども、この考えにつきましては、市長、いかがでございませうか。子育て支援を手厚くしたところで、私は親の負担が軽くなるだけで、子どもの家庭教育が改善するというものではないと思うんですが、いかがでございませうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

子どもの教育にとって、学校の役割、それから親の役割それぞれあると思います。そういう中で、やっぱり子育てはいいということは、それはある意味ではすばらしいことではありますけれども、考え方の中で行き過ぎた場合に、親の責任をもある意味では薄くするような、そういった施策であれば、逆にマイナスな面もありますから、その辺の親と学校、地域の関係をやっぱり相乗的によくしていくような、そういうことが必要なというふうに私は考えております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ありがとうございました。

決して私は子育て支援に予算を投じることは否定するものではありませんが、手厚くやるという余力があるのならば、教育振興に予算を投じるべきという考えでお尋ねしました。昨今の学校で起きた消極的な案件、私は、先ほども申し上げましたが、特に千代田地区におきましては、志筑小学校の予算を整備にお金をかけてきました。そのことによって、ちょうど時期的に行政は財政健全化という全国的な財政を厳しく見詰め直すという流れになりましたもので、その中である程度の相場の施設整備の予算を伴う中では、私は教育振興費に予算が流れなかったのかなということで、実質圧縮のような形になってきたのではないかとというふうに今回お尋ねをしているのでありまして、私は、今からぜひ将来を担う、ましてや少数精鋭なんですから、その子どもたちに効率的な能力を養ってもらおうということでは、予算を措置すべきというふうに考えております。

とりとめのない質問になってしまいましたが、ぜひこの地方創生と教育というのを、私はかす

みがうら市の起点として来る総合戦略の取り組みにぜひ踏まえて努めていただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は、あす3月6日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時17分

平成27年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第4号

平成27年3月6日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局 長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	高田忠君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	杉田正和

議事日程第4号

日程第1 施政方針に対する質疑

- (1) 佐藤文雄 議員
- (2) 田谷文子 議員
- (3) 矢口龍人 議員

(4) 古橋智樹議員

(5) 来栖丈治議員

- 日程第 2 議案第 4 号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定について
- 議案第 10 号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市宅地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 23 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）

- 議案第 24 号 平成 26 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 25 号 平成 26 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 26 号 平成 26 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 27 号 平成 26 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 28 号 平成 26 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 29 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 30 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 27 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 27 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 27 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 27 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 36 号 霞台厚生施設組合への加入について
- 議案第 37 号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第 38 号 市道路線の廃止について
- 議案第 39 号 市道路線の認定について
- 議案第 40 号 市道路線の認定について
- 議案第 41 号 市道路線の認定について
- 日程第 4 議案第 42 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 43 号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事変更請負契約の締結について
- 日程第 5 請願第 2 号 介護保険料の値上げ中止を求める請願

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 施政方針に対する質疑
- (1) 佐藤文雄 議員
- (2) 田谷文子 議員
- (3) 矢口龍人 議員
- (4) 古橋智樹 議員
- (5) 来栖丈治 議員
- 日程第 2 議案第 4 号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定について

- 議案第 6 号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定について
- 議案第 10 号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市宅地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 23 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 24 号 平成 26 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 25 号 平成 26 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 26 号 平成 26 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

- 議案第27号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第3号)
- 議案第28号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第29号 平成27年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第30号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第31号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第32号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第33号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第34号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第35号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第36号 霞台厚生施設組合への加入について
- 議案第37号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第38号 市道路線の廃止について
- 議案第39号 市道路線の認定について
- 議案第40号 市道路線の認定について
- 議案第41号 市道路線の認定について
- 日程第 4 議案第42号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算(第8号)
- 議案第43号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事変更請負契約の締結に
ついて
- 日程第 5 請願第 2号 介護保険料の値上げ中止を求める請願

開 議 午前10時00分

○議長(藤井裕一君)

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。
よって、会議は成立いたしました。
これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。
執行部の方に申し上げます。答弁は簡潔に願います。

日程第 1 施政方針に対する質疑

○議長(藤井裕一君)

日程第1、施政方針に対する質疑を行います。
順次発言を許します。
11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番(佐藤文雄君)

おはようございます。
それでは、平成27年かすみがうら市議会第1回定例会の施政方針について質問を行います。

まず、冒頭発言にかかわって伺います。

坪井市長は、アベノミクスで国内経済が回復、デフレ脱却に向け環境を整えた1年だったと。総選挙で大きな信任を得たとする一方で、国内景気は3月まで駆け込み需要と4月以降の消費税増税の反動減が予想以上に大きく、景気回復に冷や水を浴びせた格好となり、結果的には再増税も1年半延期された。日銀の2%のインフレターゲット政策が成功したとしても、アベノミクスが成功するには、それを上回る民間の賃金がなければ成功しない。賃金引き上げに向けて政府、経済が一体となって今後取り組まれると思うというふうに述べております。

今回の総選挙の結果、これを自民党圧勝という向きもありますが、総選挙で自民党が獲得した得票は、有権者比では比例代表で全体の77%にすぎません。与党の3分の2を超える議席は、大政党に有利な小選挙区制がつくり出した虚構の多数でしかありません。

昨年10月から12月の四半期別国内総生産、いわゆるGDPであります。第1次速報値は、物価変動影響を除いた実質で前期比0.6%増、このテンポが1年間続くとしたと計算した年率換算では2.2%増となり、三四半期ぶりにプラスとはなったものの、事前の予想を大幅に下回る低い伸びであります。とりわけ個人消費や住宅投資、設備投資などの伸びは鈍く、民間需要に力強さが欠けていることを示しております。

昨年の4月の消費税増税や安倍政権の経済政策であるアベノミクスが景気の足を引っ張っていることを浮き彫りにしているのではないのでしょうか。四半世紀のGDPは昨年4月の消費税増税の後、4、6月期は前年比実質1.7%減、7、9月期は0.6%減と2期連続で大幅な落ち込みとなりました。消費税増税が消費を冷やし、売り上げを落ち込ませたため、この結果を受け、安倍政権は昨年末、ことしの10月に予定していた消費税増税を1年半延期すると決めたわけでありませう。安倍政権の政策の行き詰まりは明らかではないのでしょうか。

今回発表された10、12月期のGDPは消費税増税から半年たつので、増税の影響はほぼ出し尽くしたという見方から、民間調査機関などは年率で4%近い増加を見込むところが大半でした。しかし、結果的には予想を大幅に下回る低い伸び率になったわけでありませう。増税の影響が長引いていることに加えて、安倍政権の経済政策が景気回復を妨げるものになっているからであります。とりわけ深刻なのが個人消費、そして民間設備投資などの鈍い伸びであります。GDPの約6割を占める個人消費は前年比0.3%増と、7、9月期の0.2%増に並ぶ低い伸び、民間住宅投資は1.2%の減、民間企業設備も0.1%増とほぼ横ばい、消費税増税で落ち込んだ需要の回復がおくれている上、物価上昇に収入が追いつかず、実質購買力が低下していることが消費や民間投資の足を引っ張っているからであります。

10、12月期のGDPの統計で、働いている人の収入を示す雇用者報酬を見ますと、前年に比べて実質0.5%減と、この1年間一度も前年を上回ったことはありません。名目では2.2%の増ですが、物価が上昇しているため賃上げが追いつかないでいるわけです。厚労省の毎月勤労統計では、実質賃金は昨年12月まで18カ月連続で減少を続け、総務省の家計調査でも、勤労世帯の実質収入は15カ月連続の減少であります。大企業のもうけをふやせば賃金も雇用もふえ、消費が拡大するという安倍政権のトリクルダウン、いわゆる滴り落ちるといふ、こういう論理ですが、この経済政策が根本から間違っていることは明らかではないのでしょうか。

安倍首相は、通常国会の施政方針演説でも、この2年間全力で射込んできた三本の矢、この経

済政策は確実に成果を上げていますとアベノミクスを自慢いたしました。しかし、最も基本的な経済統計であるGDPの動きは、こうした成果は絵空事にすぎないことを浮き彫りにしたわけがあります。

日本共産党は、消費税に頼らない別の道があると提案しておりますが、私は、消費税増税は延期だけではなく、きっぱりと中止するとともに、大企業のもうけを最優先するトリクルダウンの経済政策はやめ、国民の懐を豊かにする経済政策に転換するべきだと考えます。国民が豊かになれば消費も投資もふえることになると思います。

そこで質問であります。

まず第1に、安倍首相の経済政策、アベノミクスの評価について、2つ、消費税の再増税の延期について、以上2点について市長の見解を伺います。

また、市長は、人口減少時代社会に対処するためには、まずそれに適応した社会、地域の仕組みをつくらなければならないと述べ、その対応策について幾つかの方針を出しました。そこで何点かお聞きします。

人口社会の対応についてであります。まず、人口減少を小幅にとどめられる方策とは一体何なのか。そして第2に、最少の人員で最大の効果の行政サービス、3つ目に、市民協働に向けた支援体制と述べておりますが、この3点について市長の具体的な構想についてお伺いをいたします。

市長は、国の地方創生に対する施策について述べました。今、地方は住民の暮らしの困難、福祉、医療の危機、地域経済の衰退など深刻な問題に直面しております。地方の衰退は長年の自民党政治が招いたものではないでしょうか。消費税増税と円安誘導による物価高が暮らしと地域経済を直撃しております。福祉、介護、医療への国庫負担の削減は、人手不足や介護難民、医療崩壊を深刻化させ、保険料などの重い負担を強いております。輸入自由化政策が地方の主要産業である農林水産業や地場産業に打撃を与えております。大規模商店法、大店法であります。これを廃止しまして、身近な商店街をつぶすなど、大企業優先の政治が地域経済を破壊してきました。平成の大合併の押しつけによって自治体が住民から遠くなり、住民自治と自治体の機能を大きく後退させました。安倍政権はこれらの失政の反省もなく、地方創生、アベノミクスの地方への波及だと押しつけようとしております。しかし、消費税増税、社会保障の切り捨て、雇用破壊、TPP、環太平洋連携協定のことではありますが、この推進、アベノミクスは地方の衰退をさらに加速させるだけではないでしょうか。

そこで伺います。自治体間競争が本格化とありますが、その具体的な対応策はあるのでしょうか。特区構想も含めて市長の答弁を求めます。

大きな2番目に、「自然と調和した快適なまちづくりについて」という課題について伺います。

市長は、国のコンパクトシティ・プラスネットワークの考えのもと、まちづくりを進めていく必要性について述べましたが、そこで市長にお伺いします。

まず1つ、交通弱者のために市内公共交通網の見直しについて、具体的な構想があるのでしょうか、教えてください。

そして2つ目に、下水道の接続に対する助成制度についてであります。これは積極的な施策な

のかなと私はと思いますが、具体的な内容を伺います。

さらに今LEDの問題が出されておりますが、市内の防犯灯のLED化については、省エネ策として評価したいと思いますが、当市では防犯灯の設置は区が主体となつて行うこととしており、市は設置について1万円の補助しか出しておりません。電気料金については全額市が負担しているということですが、電柱がある場合は2万5000円程度で設置できますが、電柱がない場合は柱を立てなければ設置できません。その場合の費用は6万円から7万円程度かかります。その費用は区費で賄っているのが現状であります。私は、本来、防犯灯などは全額市が負担することが当然ではないかと考えております。そこで質問であります、市内の防犯灯のLED化について費用対効果、そして今述べた区の負担の問題について大きく変わるのかどうかお伺いをいたします。

「健やか・安心・思いやりのまちづくり」について伺います。

健康で安心・安全な暮らしは市民誰もの願いだと考えます。そこで端的にお伺いをいたします。

まず1つ、土浦協同病院の建設にかかわる財政支援についてであります、当市は4億円を支援することとしております。総合病院とはいえ、相当な財政支援となるわけであり、市民からはこれほどの財政支援が必要なのか、こういう疑問の声が上がっております。明確な理由と積算根拠についてお伺いをいたします。

2つ目、地域包括ケアシステムの構築についてであります。介護保険制度の改正によって、地域包括ケアシステムの問題は大きな市町村の負担増になるわけであり、平成29年度スタートまでに間に合うのでしょうか、伺います。

3つ目に、私は一般質問で少子化対策の一つとして、中学卒までの医療費の完全無料化を求めましたが、財政難などを理由に拒否されたわけであり、当市の少子化対策は、今回、不妊治療助成事業だけなのでありますでしょうか、答弁を求めます。

「豊かな学びと創造のまちづくり」についてお伺いをいたします。

子どもたちの豊かな学びは大切であります。そこで、お聞きします。まず1つ、放課後児童クラブについて小学4年生までの受け入れに向けた体制の整備とありますが、来年度から本格的なスタートができるのか伺います。

2つ目に、霞ヶ浦地区の中学校統合について、まず1つ、これまで改修整備にどれだけ費やしたのか、その総額を伺います。加えて、統合による教員の人件費削減と交付税がどれだけ削減になったのか、その影響額について伺います。

そして3つ目、霞ヶ浦地区の小学校の統合のために改修や増築等、今これをやっておりますが、これまでどれだけ費やしたのか。来年度予算も含めて、その総額について伺います。加えて、同じように統合による教員の人件費削減と交付税がどれだけ削減になると考えているのか。また、3つ目に、廃校となる小学校の建物と跡地の利活用はどうするのか、これについてお伺いをいたします。

新しい地区公民館の組織とその活動の構築について、具体的な内容についてお伺いをいたします。なぜ今、再編が必要なのかであります。答弁を求めます。

5つ目に、地域の連携協力による学習支援等について、現況の実践例と今後の学習支援をどのように拡充していくのか答弁を求めます。

最後に、「活力ある産業を育てるまちづくり」について伺います。

茨城県は農業生産高全国第2位であり、当市においても農業は基幹産業と位置づけられています。そこで、お聞きしますが、農業の発展にかかわって、TPPや安倍政権が打ち出した農協改革問題があります。農業委員会、農協の権限を取り上げ、地域を支えてきた農業、家族経営の力を衰退させれば、地域経済はさらに弱体してしまうのではないのでしょうか。TPPの参加が強行されれば、農林水産業を初め、地域経済が致命的な打撃を受けることは必至であります。市長の見解を求めます。

また、米価暴落が深刻になっておりますが、市独自の支援策は全く考えていないのか伺います。

当市は、霞ヶ浦に接する最も重要な位置にあり、観光も含めて水産業も重要ななりわいとなっております。しかし、一方で霞ヶ浦の放射能汚染も深刻であります。そこでお聞きしますが、水産業の振興について、ワカサギ孵化事業は霞ヶ浦漁協などの要望から出たものでしょうか、そのほかに要望は出ていないのか伺います。

以上、第1回の質疑といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番、アベノミクスの評価及び2番、消費税の再増税の延期につきましてあわせてお答えをいたします。

自民党は、去る12月の衆議院議員総選挙におきましてアベノミクスの評価を問い、選挙スローガンで「景気回復、この道しかない」を掲げました。選挙の結果はご承知のとおりでございますが、アベノミクスにつきましては、私もこの道しかない、ほかの方法はないと考えております。

最近の2四半期連続のGDPのマイナス成長を見ますと、失敗であるかのように考えておられる方もいると思いますが、アベノミクスが始まってから日経平均株価は約70%上昇いたしました。実質国内総生産も2012年度のプラス1.0%から2013年度のプラス2.1%へと大きく改善をしているところであります。

アベノミクスが足踏みをしていると見られるのは、やはり消費税増税の影響が大きいと考えられます。原油安などのプラスの影響もございますが、増税のマイナスの影響は予想以上に大きかったということだと考えております。

これら経済の状況を勘案しますと、消費税の再増税を延期したことは正しい政策であったと思います。仮に再増税をしていたならば、一段とマイナスの影響が大きくなり、さらに長期化することになったと考えられます。

しかし、国際公約であります財政健全化目標の達成に消費増税は、今後の社会保障費の増加傾向や国債等の残高を考慮すれば、やはり必要であるというふうにも考えておりますので、財政金融政策、そして賃金の上昇などを通じまして、以前に逆戻りしないようにしていかなければ、デフレからの脱却は不可能になってしまいます。

今回も、補正予算で約3.5兆円の緊急経済対策が決定をされまして、生活者支援等の政策が盛り込まれているところでございます。後ほど関連の補正予算を提出させていただくことになりますけれども、経済の脆弱な部分に的を絞り、かつスピード感をもって対応を行うことで、経済の好循環を確かなものにするるとともに、まち・ひと・しごと創生関連の予算により、アベノミクスを地方に波及させることとしておりますことから、積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

日本経済全体をよくすることで、短期的に必ず全員がよくなるということではございませんが、全体がよくなると全員がよくなることはあり得ないので、消費増税（4月）と再増税の延期（11月）を経験したということで、このタイミングにおいて、もう一度アベノミクスを再起動していくことが必要だと考えております。

次に、1点目3番、人口減少抑制、効率的行政サービス、市民協働に向けました支援体制についてお答えをいたします。

まず、人口減少を小幅にとどめられる政策についてであります。子育てしやすい環境を提供し、出生率を上げるということだけでなく、他の市町村に転出をせずに住み続けてもらえる定住、さらにはほかの市町村から本市に転入していただける、いわゆる移住の促進など、あわせて取り組んでいく必要があると考えております。ほかにもさまざまな分野の政策を必要とすることがあると思われませんが、これを実施しておけば絶対大丈夫であるというような絶対的な政策はないと考えられますので、できることは全てやるという考え方でございます。

次に、最小限の人員で最大の効果の行政サービスについてであります。地方自治法第2条第14項には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されていることを踏まえまして、人口減少社会において住民に対する行政サービスを維持していくことなどとして、市役所の職員を増員していくことは困難であると考えております。それであれば、将来の行政サービスのあり方として持続可能性を議論していくことも必要であります。まずは職員一人一人の仕事の生産性を上げていく必要があると考えております。試行ではありますけれども、来年度から市長公室と総務部で担当制を導入していくこととしております。一人一人の職務への責任感を高め、生産を上げていきたいと考えております。

市民協働に向けました支援体制についてであります。来年度市長公室に市民活動推進のための組織を設置をいたします。これはNPO認証業務が県から権限移譲され、市の権限とされることから体制を強化するものであります。これを契機に、市民活動全体を活発化させるような取り組みも始めていきたいと考えております。

今後は、市民協働という視点から見れば、市民ができるものはできるだけ市民の皆様をお願いしていかなければ、行政も難しい立場に置かれることが多々あると考えられますので、市民協働の体制を市民とともに作り上げてまいりたいと考えております。

次に、1点目4番、自治体間競争の対応策についてお答えをいたします。

競争ということは、勝ち負けを決めるというような意味を想像されがちであります。今般地方創生などに取り組むに当たりまして、完全な勝ち負けがあらわれるのは極めてまれであるというふうを考えています。本市の場合、地域資源を再度見直し、スピード感を持って政策を実行し

ていけば、人口減少幅を抑制することは十分可能であるというふうに思っています。

日本の人口全体が減少するのでありますから、人口だけを見るのではなくて、地域の活性化をどのような方策で進めていくのかについて重視をし、地域総ぐるみで取り組みたいと考えております。

特区についてであります。具体的な特区構想を持ち合わせているものではございませんが、農業やその他を生かした6次産業化など新たに検討する際には、岩盤規制と言われるような分野でありますから、さまざまな法規制の壁に当たると思われますので、地方創生のために必要があれば、特区を検討していくなども当然必要になるし、積極的に国に提案していくべきであるというふうに考えております。

次に、2点目1番、交通弱者のための市内公共交通網の見直しについてお答えをいたします。

本市の中心を通るJR常磐線神立駅は、東京までの通勤圏内であり、1日当たり約6000人と利用者も多い駅となっておりますが、そこへ向かう交通網ができていないことが本市の交通弱者に影響していると考えております。

現在、この移動需要に対しましてデマンド型乗り合いタクシーを運行しておりますが、この運行に頼るのみとなっております。バランスのとれた交通網となっていないこと、デマンド型乗り合いタクシーへの依存がもたらす影響を考慮する必要があります。デマンド型乗り合いタクシーは台数も限られておりまして、市民の需要に応え切れていないことや、収支率が10%を下回っていることなどの課題も出ております。

このように、神立駅へ向かう移動手段が限られていることや、駅周辺の人口密集地域におけます周回路線等がないことが交通弱者へ影響していると考えます。通勤・通学を含め、交通弱者の足としての交通網を形成していくためには、バス路線網の検討が必要であり、デマンド型乗り合いタクシーとバランスよく配置し、持続可能な交通体系を整備していくことが本市に適した交通弱者対策と考えております。

次に、2点目2番、下水道の接続におけます助成制度につきましてお答えをいたします。

今回追加する助成制度は、下水道区域及び農業集落排水区域内におきまして、浄化槽からの転換を図ることを目的に、浄化槽撤去費用の一部を助成するものでございます。

これは接続率が伸びない原因を、未加入者の接続調査により取りまとめた結果、理由の第1位が下水道、農業集落排水とも浄化槽が設置してあることによるものであったことから、今回の助成を行い、接続率の向上を図るものでございます。

なお、助成の金額は浄化槽撤去費用の2分の1以内で、上限が5万円でございます。

次に、2点目3番、防犯灯のLED化の費用対効果についてお答えをいたします。

今回のLED化につきましては、民間事業者が初期費用を工面をして、省エネルギー改修を行い、その初期費用を一定期間の電気料金と維持管理費削減分で賄うエスコ事業を想定しております。この期間につきましては今回は10年間としております。これによりまして、市としましては、現在の電気料よりも安い費用で一括してLED化が図られ、行政区からの器具の交換等に対する補助の要望にも応えられることとなります。

行政区につきましても、費用負担なしで器具の交換ができ、10年間維持管理費用が不要となるメリットがございます。また、財政的な削減効果のほか、CO₂排出量の削減による環境面での

メリット、それから委託によります担当部署の業務改善のメリットがあると考えております。

次に、3点目1番、土浦協同病院の財政支援についてお答えをいたします。

新土浦協同病院は、総工費約300億円、用地取得や今後予定しております附属施設等を含めますと約400億円という大規模事業でございます。

茨城県厚生農業協同組合連合会からは、茨城県、土浦市を含めました周辺市町村に、建設費の3割に当たる90億円の支援要請がございました。茨城県では、平成25年度より支援を決定し、平成27年度までで総額約22億円の支援をされることとしており、さらに土浦市が建設費助成として運営費助成、合わせまして25億円を支援することとされました。

本市といたしましても、市民への医療サービスの提供、救急救命医療、高度専門医療機関として極めて重要な公的医療機関であると認識していることから、さらに総合病院のない本市において地域医療の中核を担っていただくことから、財政支援は必要であるというふうに判断したところでございます。また、神立駅周辺整備事業を土浦市とともに実施していることもあり、今後のまちづくりにも資すると判断をしております。

財政支援の額であります、本市に要請されたのは、当初5億1000万でございました。これまでよりも近接になることを踏まえ、さらに開院当初から運営が軌道に乗るまでの10年間を支援期間とされていることに加え、近年の厚生連病院に対する補助の状況等を考慮いたしますと、おおむね1割から3割程度の支援が実施されていることなどを踏まえ、厚生連の示した支援要請の額の必要性について理解をしたところでございます。本市といたしましては、土浦市の支援額を参考にいたしまして、平成27年度のみで4億円（建設費助成）とさせていただいたところでございますので、議員の皆様方のご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、3点目2番、地域包括ケアシステムの構築につきましてお答えをいたします。

本市におきまして、今定例会に提案をさせていただいております、かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例によりまして、平成27年度から地域包括支援センター組織の見直し・強化を図ることとしており、平成29年度からの新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行などを初め、将来的な地域包括ケアシステムの実現に向けまして、県や近隣市町村の動向に注視をしつつ、その推進に努めております。

次に、3点目3番、少子化対策につきましてお答えをいたします。

少子化対策といたしましては、不妊治療費助成だけでなく、さまざまな観点からの取り組みに努めているところでございます。

安心して子どもを産み育てるために、その環境づくりが重要であることから、妊婦教室の開催、出産後の乳児家庭訪問などによります出産や育児に対する不安解消を図るための事業を初め、各種手当の支援事業による子育ての経済的負担の軽減支援等に取り組んでおります。

また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業者等の情報提供及び子育てに関する相談、助言や、子育てと仕事の両立支援として、安心して利用できる体制づくりを推進するため、保育所、認定こども園、放課後児童クラブなどの充実を図っているところでございます。

少子化対策につきましては、子育て支援の充実によりまして、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が必要であることから、安心して妊娠や出産、子育てのしやすい環境づくりに力を注いでまいります。

次に、4点目、豊かな学びと創造のまちづくりにつきましての1番、放課後児童クラブにつきましてお答えをいたします。

放課後児童クラブは、平成27年度からは小学校1年から6年生までと拡大される改正があり、そのため小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができるようになることから、入会を希望する児童が増加すると予測をされ、アンケート調査の結果から、受け入れできない下稲吉小学校と下稲吉東小学校に35人定員のクラブをそれぞれ1クラブを開設して、今年度末に受け入れ態勢の整備が完了し、4月から受け入れを行うものでございます。

次に、4点目2番、霞ヶ浦地区の中学校統合について、(1)これまでの改修、整備の総額につきましてお答えをいたします。

補足資料をごらんいただきたいと思います。

霞ヶ浦地区の中学校統合のためのこれまでの整備費でございますが、26年度に統合した霞ヶ浦中学校の整備でございます。平成25年度には校舎と屋内運動場改修の実施計画、26年度は屋内運動場の大規模改造工事等を、平成27年度は校舎改修等を行いまして、合計で約5億1600万円となっております。

続いて、(2)統合による教員の人件費の削減、交付税削減につきましてお答えをいたします。

教員の人件費であります。平成26年度時点で統合している場合と、統合しなかった場合の試算をしてみますと、約9700万円の削減が見込まれております。

次いで、交付税の削減額(影響額)であります。20年間の影響額を試算をし、1年当たりの平均額といたしますと1153万円の減額が見込まれるところでございます。

4点目3番、霞ヶ浦地区の小学校統合のための改修や増築等の総額につきましてお答えをいたします。

中学校と同様に、補足資料をごらんください。

霞ヶ浦地区の小学校統合の施設整備につきましては、現在、美並小学校の整備と旧北中学校を小学校仕様へとする整備がございます。

まず、美並小学校の整備であります。平成24年度には校舎改修等の実施計画、25年度には増築校舎の実施計画、屋内運動場の大規模改造工事費等を、26年度は霞ヶ浦地区統合プールの改築工事、既存校舎耐震補強及び大規模改造工事、教室等の増築工事を、平成27年度は校舎の耐震補強及び大規模改造工事と、外構工事の予算を計上しております。総額で約13億1600万円となっております。

次に、旧北中学校の整備でございます。平成25年度に実施計画等を、26年度は単価入れかえ及び調整を、27年度については、整備費として監理委託、工事費を予算計上してございまして、総額が約7億円となっております。

続いて、(2)統合による教員の人件費の削減と交付税削減額につきましてお答えをいたします。

中学校と同様に、小学校統合におけます教員の人件費についてであります。平成26年度時点で統合している場合と、統合しなかった場合で試算をしてみますと、約2億6500万円の削減が見込まれます。

次いで、交付税の削減額(影響額)ですが、中学校同様、20年間の影響額を試算をし、1年当

たりの平均額といたしますと、約5722万円の減額と見込まれております。

次に、廃校となります小学校の建物、跡地の利活用につきましては、素案を公表しております公共施設等マネジメント計画においても位置づけをしております、平成27年度から地域の懇談会を開催するなど、地域住民の皆さんにも参加をいただきながら、ほかの公共施設との関連も踏まえ、方向性を整理し、具体的な計画を策定をし、対応してまいりたいというふうに考えております。

4点目4番、新しい地区公民館組織と、その活動の構築の具体的な内容につきましてお答えをいたします。

公民館活動推進事業につきましては、平成26年2月の全員協議会におきまして、その方向性につきまして議員の皆様方にご報告をさせていただいたところでございます。

具体的には、霞ヶ浦地区におきましては、6つの地区公民館を1つに統合し、千代田地区におきましては、千代田中学校地区、下稲吉中学校地区にそれぞれ新たな地区公民館組織を設置する方向で準備を進めております。

なぜ、今、編成なのかということに関しましては、中学校区をコミュニティーの単位として、小学校の統合を契機に、新しい公民館の形をつくることが望ましいとの判断から、28年4月を目標に進めてまいります。

次に、4点目5番、地域の連携協力によります学習支援等につきましてお答えをいたします。

平成21年から国・県の補助によりまして、新治小学校児童を対象に、年10回程度、人材バンク等に登録をされております特技を持つ市民の方々の指導のもとに、スポーツ、文化、昔の遊び、ものづくりなどの各種体験活動を行う放課後子ども教室を実施をしております、来年度からは下稲吉東小学校と下稲吉中学校でも、新たに放課後子ども教室を、いなよし広場において土曜日の学習支援を実施する予定でございます。これは以前から学校の安全支援や環境整備、学校授業の補助、放課後や土曜日の学習支援など、地域の子どもたちのためにさまざまなボランティア活動をしている下稲吉中学校区三校連支援ボランティアの皆さんが実施主体となるものでございます。

このように、地域のすぐれた人材と連携することで、地域の子どもたちを地域で育て、やがて本市の将来を担う若い世代の育成に大きな力を発揮していただけるものと考えております。

次に、5点目、活力ある産業を育てるまちづくりにつきましての1番、T P Pや農協の改革の見解につきましてお答えをいたします。

ご質問のように、農業の発展にはT P Pに関して安価な農産物等が大量に輸入され、国内の農産物等への消費に対しましては大きな打撃を受けると考えられているが、また一方では、安全・安心な鮮度のよい国内産が輸入品に負けないとの話も出ているところであります。

農協の改革につきましては、農業経営をする上での生産から販売に至るまで、非常に重要な役割を担っておりまして、農業者のための農協として存続していくことが一番だと思っております。

また、平成26年度産の米価の暴落で稲作農家は大きな打撃を受けて、今後の稲作経営をどのように維持するのか難しい選択に迫られていると思っております。

近年、米の消費の伸び悩みから過剰米が年々増加をしております、米価も毎年のように下落してきたことから、国におきましては農業経営安定化対策として支払交付金の制度が設けられ、米価下落に対処してきたところで、さらには水田には稲作がベストであることから、国の方針で

もあります飼料用米について一般米と同様となるよう交付金が支払われてきております。市といたしましても、米の消費には厳しい状況がうかがわれるため、一般米にかわって安定した所得が得られる飼料米の作付を推奨して補助しているところでございます。

次に、5点目2番、水産振興対策につきましてお答えをいたします。

ワカサギ人工孵化放流事業の要望及びその他の要望についてのご質問でございますが、当市では、霞ヶ浦漁業協の要望に基づき、水産資源の確保、在来水生生態系の回復を目的といたしまして、例年、漁協が実施をいたしますワカサギ人工孵化放流事業、ウナギ放流事業、ブルーギル等除去事業に対しましての活動支援をして、補助金、負担金の助成をしているところでございます。

今年度におきましては、漁協よりワカサギ人工孵化放流事業及びブルーギル等除去事業に係る補助要請を受け、予算化したところでありますが、ブルーギル等除去事業に関しましては、漁協が県の委託事業によりまして、有害魚を含めた未利用魚の除去活動を実施したことから、ワカサギ人工孵化放流事業のみの事業を実施をし、補助金による活動支援を実施中でございます。

なお、ウナギ放流につきましては、事業見送りとなっております。

平成27年度につきましては、ウナギ放流に関しましては引き続き事業見送り、ブルーギル等除去は漁協が県の委託を受け、漁業による水質浄化機能促進事業を実施するとのことであり、市への要望はワカサギ人工孵化放流事業に対する活動支援となっております。

市といたしましても、霞ヶ浦から生まれました豊かな水産資源を守り、漁協の活動つきましても漁業者の安定した生活基盤を構築するものと期待をしておりますので、今後とも引き続き同様の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

じゃ、アベノミクスの評価についてはかなり食い違っておりますし、実際にはこのままでいけば、この道しかないと言ってますが、この道には先がないというふうには私は思います。一層大変な状態になるということは言うておきたいとします。

それで、賃金の引き上げが必要だというふうにおっしゃいましたよね。そういう点では民間のほうの賃金もずっと18カ月連続下がっているわけなんですけれども、今度の予算というか条例で、公務員の2%の引き下げというのが提案されてましたよね。この2%の引き下げというのは逆の意味で、いわゆるアベノミクスの賃金の引き上げの方向とは逆行するように思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前10時50分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

じゃ、それは議案の中で聞けということなんで、議案の中で聞くしかないなというふうに思います。

それから、自治体間の競争の中で、よくふるさと創生のほうで税金をやるときに、何かいろいろな品物をやるという、そういうことでかなり加熱しているという報道があります。この前は何か宇都宮は、ギョウザの宇都宮日本一を目指すというのはやめましたということを行っています。このふるさと納税の問題なんかの自治体間の競争というふうに見えますが、市長はどういうふうに考えていますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ふるさと納税は、ある意味では身近なところの競争の一つになるのかなと思っています。私もふるさと納税を、税収という面と、それから地域産品をお返しに使うわけでありますので、そういったPRという面と両方効果がありますので、私は何が何でもというような、そういうスタイルではございませんが、やっぱりいって、ああいった形のもの前向きに取り組みながら、地域の産品の強化をあわせて税収の強化を図っていきたいと私は考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

あとは防犯灯のいわゆるLED化の効果が、かなり委託のほうも含めてやるということなんです。そうすると、今、条例というか実施要綱とか、各区に対する今度はLED化になって、こうなりますよというようなものについては、実施要綱とか何かそういう負担要綱とかというのをつくらなければいけないと思うんですが、それについては準備されていますか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

行政区に対しましては、現在補助金の交付要綱がございまして、議員さんから説明がありましたように、行政区がつけようとするときに補助を支出しております。その形は今後も継続の形で考えておりまして、今回は既存の現在ついている交換の部分なんです。ここに関しては補助の決まりがございまして、これを何とかしてほしいというような要望が多く上がってまいりましたので、それに対応する形で、今回はむしろそこを負担なしということで何とかできるのではないかと、そういう計画でございまして。そういうことですから、このやり方の要綱という形では現在のところは考えてございませんでしたが、こういう事業を発注をしていく中で、詳細な仕様とかも定めなければなりませんから、そういうものがおのずとその要綱の形になってくると思いますし、そのあたりを行政区の区長さんのほうにもよくわかりやすいように説明を申し上げたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ぜひわかりやすいものをつくっていただきたい。もう大体3月ぐらいに皆さん区長の総会がありますので、そのときまでにできれば間に合わせるようにしていただきたいなというふうに思います。

それと、地域包括ケアシステムの構築の問題なんですが、いわゆるNPOとかボランティアでサポートするということになっていますよね。こういうNPO、ボランティアというのはどこまで準備されるのか、そういうことについては考えていらっしゃいますか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

現在のところはまだ考えてございません。平成27年度、28年度にかけまして、それらを整理したいというようなことで考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

考えていないのはわかるんだけど、27年、29年度にスタートするんだから、その計画なるものを今そういう下地があるのか。どういうふうな形で取り組んでいくのかということも含めて考えてもらいたいというふうに思いますが、答弁すると長くなりますから、いいです。

次は、放課後児童クラブの件なんですが、35人の児童を受け入れるクラブを下稲吉小学校と東小学校につくるということなんですか、ちょっとそれを確認したい。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

現在、26年度において今佐藤議員さんがおっしゃいました2カ所、2クラブでございますが、合わせて70名の受け入れ態勢を今年度中に整備しまして、27年度に受け入れをしたいというようなことで進めているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

小学校6年生までというかなりいろいろな要望がものすごく強いというふうに述べたと思えますし、実際に要望が強いんですね。ですから、ここは今70人のところで間に合うんですか。6年生までキャパ、容量はあるんですか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

整備されますと、受け入れ児童数につきましては市内全部で800名、現在の申し込み、27年度の申し込み状況ですが、735名という状況でございますので、まだ65名ほど受け入れはできると

というようなことで考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それから、霞ヶ浦地区の小学校の統合で、跡地の問題については地区での懇談会で今後の跡地、また建物利用については考えるということになりますというふうな答えだったと思うんですが、その懇談会の具体的な周知とか、地域の集まりとかというのは何か方策は考えているんですか。どのような、ただ集まるということなんでしょうか、何らかの組織なるものをつくるんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

基本的には利用団体、今説明もしておりますが、体育館を使う利用団体、スポーツ団体であるとか、あるいは文化団体、そういった方々をまず対象として会議を開いていきたいというふうに考えています。ただ、先行して公民館につきましては、公民館に運営……

[佐藤議員「公民館はいいよ。小学校」と呼ぶ者あり]

○教育部長（飯田泰寛君）

そういうふうに考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

まず地域の人たちがものすごく心配しているんですよ、どうなんだというのが。特に佐賀小学校なんかは塗装し直しましたよね、2800万もかけて。あれは談合問題で随分私追及しましたけれども、それから地震によって崩れたと。のり面崩れたけれども、またあれをものすごいお金をかけて補修したということがあるでしょう。そうすると、あの場所はかなり利用価値があるのかどうかも私もよくわかりませんから、まず地域の人たちに呼びかけて、まず1回集まるということが大事だと思うんですよ。そこからいろいろな意見が出てくると思いますので、まず集まると。これを徹底して住民に集まっていただくということをまずやったほうがいいというふうに思いますが、市長、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

検討に際しましては、全体的には専門的な集まりと、それから地区は全体に呼びかけると。そういう2段階構えでやっていく必要があるというふうに考えておりますので、検討してまいりますと思っております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それから、農業の問題は、やっぱりT P Pというのは輸出もできるからというようなことを言いますが、自給率が決定的に下がるということになるわけですが、これと当市の農業というのは大きいわけですね。例えばT P Pがこのままやられてしまったら、当市の農業の生産はどのくらい低下するかという試算なんかはしておりますか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

現在まだ試算はしておりません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

やはり日本の安心・安全な食べ物というか、食物は日本の大地からというのが大きな原則だと思うんですね。そういう原則に基づけば、自給率を高めるということが必要なんです。ということは、このかすみがうらでもかなり広大な農地があるわけですから、この中にいかに自給率を高めるかという施策が求められていると思います。ですから、この施策をきっちりとやって、自給率を高めるという方向をぜひつくっていただきたいというふうに思います。市長、よろしくお願いします。あと、ありますから、ちょっとどうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

農業の割合が下がってきたとはいえ、やっぱり我々の地域は農業を基本にした市でありますから、ぜひ自給率を高められるように、担い手も含めまして努力していきたいと考えております。T P Pにつきましても先ほどお答えをしましたが、大変複雑な問題でありますけれども、生産者の立場、産地の立場からいけば、非常に課題になることだと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

終わります。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時11分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、発言を許します。

7番 田谷文子君。

[7番 田谷文子君登壇]

○7番（田谷文子君）

皆さん、おはようございます。

このたびの市議会議員選挙におきまして、多くの市民の皆様方からご支援を賜りまして、2期目に向けて、また船出をさせていただきましたこと、衷心より厚く厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

どんなときでも女性の立場から意見を申し上げていきたいなと思っておりますし、誠心誠意努めてまいる所存でございますので、どちら様もよろしくお願い申し上げます。

間もなくあの痛ましい東日本大震災から、はや丸4年になります。昨晚のNHKの「クローズアップ現代」をごらんになった方もおいでのことと思いますが、長引く避難生活のため、また仮設住宅での生活が長く、子どもの心に異変が生じ、いらいらし、また孤独感を募らせていることが大きく報じられておりました。本当に砂をかむようなやるせない気持ちだろうと、自分のことのように気の毒でたまりませんし、私ならどうしただろうと我が身にかえる思いです。

3月1日には常磐道が全線開通いたしました。東北の被災地と首都圏が太平洋沿岸でやっと1本に結ばれたわけでございます。日ごとに復興にも日の目が見られるのではと、うれしくなりましたし、また、期待を持って応援していきたいと思っております。

今回の一般質問で一番の話題は、何といたっても霞台広域ごみ処理場建設問題だと思います。私もいつの間にか小美玉市と石岡市と茨城町との提携が進んでおりましたし、私は新聞報道でそれを知ったわけです。現在の新治地方環境クリーンセンターは、土浦市よりも遅く建設したと心得ております。平成7年に石岡市、かすみがうら市、新治村の2市1村の組合で建設されたものと承知しております。耐用年数が25年としましても、あと5年余りも残っているわけです。土浦市も超寿命化を図っておりますし、当施設より土浦市のほうが古いのに、メンテナンスをしながら長寿命化を図るわけです。新治地方環境クリーンセンターも以前の石岡市が抜けると、当市だけになれば、ごみの量も減るわけですので、2基を上手に利用しながら、当然メンテナンスをしながら長寿命化を図ったほうがよいのではないのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時16分

再 開 午前11時16分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

市長さんに答弁を求めることではございませんでしたので、大変失礼いたしました。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

少子化がとまらず、このままいきますと、2048年には1億人を切るのではないかと、また60年に

は8674万人にもなる予想が出ておるわけです。65歳以上の割合を示す高齢化率も25%から40%にはね上がるわけでございます。単純に申しまして4000万人の減少といたしますと、関東一円の人口が空っぽになると推定されるほどの人口の減になるわけです。当かすみがうら市でも1万人もの減少が試算されているわけですし、そういう中から1点目として、人口減少を小幅にとどめるための方策として、坪井市長は、最小限の人員で最大の効果を上げるための生産性を上げることが不可欠であります。その具体的事例をお伺いしたいと存じます。

2点目として、少ない人口で共助や公助を可能とする社会の仕組みや地域の仕組みを考案するための市民協働に向けた支援体制の具体的な方策をお伺いしたいと存じます。

次に、第3に、タイトルが「豊かな学びと創造のまちづくりを目指してまいります」とあります中から質問をさせていただきます。

地域の宝である子どもたちの未来に向けての行政と教育機関が一体となって力強く取り組んでいく姿勢がうかがえて、とても頼もしく思っておるところでございます。

そこで1点目として、かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画についてお伺いたします。

平成25年3月に制定されました議案第22号 かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画を再度目を通してみました。詳細にかつ系統立てて作成されてありましてし、今さらながら当時のご苦労が大変だったろうと敬服した次第でございます。そのような実施計画であるからこそ、一定の規模での集団生活を通して多様な人間関係の構築や切磋琢磨する体験など、よりよい教育環境をつくり、継続をさせるため、小学校ではクラスがえが可能な1学年2学級以上、中学校ではクラスがえが可能で、全ての教科で教科担任制がとれ、主要5教科で複数の教科担任を確保できる1学年3学級以上、全体で9学級以上となるような範囲ができればよいと思っておるところでございます。

競争社会であることは免れない昨今、親も子もきちんと自覚していくことが普通のことではないでしょうか。そのような中、新しい集団づくりなど多様な考え方をを持った友達との出会い、好ましい人間関係を構築して、集団を通して切磋琢磨する環境を体験させたいと思うからであります。

2点目として、千代田地区の小中学校統廃合についてお伺いたします。

政府は、人口減少を踏まえ、学校の再編を促すため、公立小中学校を統廃合する指針を58年ぶりに見直すと発表いたしました。広域で学校再編できるように統廃合のための校舎改築費への補助も拡充すると前向きな大きな新指針であります。

ところで、千代田地区の統廃合は現在休止の状態にあるわけでございますが、各小学校区単位でのアンケート等を実施した際のデータをまたお示ししたいと存じますので、お願いします。

志筑小学校区では、区単位のアンケートは実施しないが、PTAでの新校の位置は、回答数が57件のところ、「志筑小」が51件、「千代田中」が1件、「どちらでもよい」が5件でした。新治小学校では、原則全戸を対象に、新校の児童は志筑小学校がよいのか、千代田中学校がよいのかと実施した際に、配付枚数652に対し回答558、志筑小でよいという方が97名、千代田中が447件でした。七会小学校区では、上稲吉地区が志筑小が1件、おおむね全てが千代田中でよいということでした。清水地区は、志筑小が6件、千代田中が110件です。中佐谷、下佐谷地区は、全てが千代田中でよいという、そういうアンケートの結果です。上佐谷小学校区では、満場一致で

千代田中学校併設で小中一貫校にしてもらいたいというご意見でございました。

私は、議会でもそうですが、多数決で決めることが多い昨今ですし、そういう中でその原理が通らず、休会となっただけがよさく理解できません。平成28年度までに統廃合を決定しなければ、上佐谷小学校、新治小学校の耐震のための工事にも5億円もかかりますし、現在、それも進行しているわけです。

また、中根議員さんの質問の中に、平成27年度中に3校にエアコンを設置する旨の答弁がありました。そこまでお金をかけてしまっただけでは、千代田地区の統廃合はどうなっていくのかなというふうに考慮しているところでございます。その点も市長にお伺いしたいと存じます。

3点目として、法の改正に基づき、新たな大綱の策定を進め、教育行政制度の改革を実施するとありますが、その制度の具体的な方策をお伺いいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

田谷議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番、最小限の人員で最大の効果を上げるための生産性の向上につきましてお答えをいたします。

まず、先ほどの同様の質問に対しましてお答えしましたとおり、地方自治法第2条第14項には「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されていることを踏まえ、人口減少社会におきまして住民に対する行政サービスを維持していくためだとして、市役所の職員を増員することは困難であるというふうに考えております。そうであれば、将来の行政サービスのあり方としての持続可能性を議論していくことも必要であります。まずは職員一人一人の仕事の生産性を上げていく必要があると考えております。試行ではありますが、来年度から市長公室、それから総務部で担当制を導入していくこととしております。一人一人の職務への責任感を高め、生産性を上げていきたいと考えております。

次に、1点目2番、市民協働に向けました支援体制の具体的な方策につきましてお答えをいたします。

本来、まちづくりの主役であります市民と行政が対等な立場で、それぞれの目的の実現や、現在抱えておりますさまざまな地域の課題を解決していくためには、市民の力、地域の力は欠かせません。このため、組織機構の見直しによりまして、市民協働に向けました支援体制を強化してまいります。今後、このような公共的サービスの全てを行政が担うことは難しい場面もあらうと思っております。

さらに充実した地域社会を実現していくためには、市民協働の観点から、市民と行政が協力・連携をして本市に適した仕組みづくりに努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

次に、2点目、豊かな学びと創造のまちづくりにつきましての1番、かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画につきましてお答えをいたします。

かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画につきましては、平成20年度から市内学区審議会におきまして小中学校の適正規模化につきまして審議を行い、その答申を踏まえまして、地域においての意見交換会や説明会を開催し、市民からいただいた意見を参考にしまして、平成25年3月に策定したところでございます。

この計画は、児童生徒数の減少や学校施設の耐震化などの課題に対応し、よりよい教育環境づくりに向けて、現在の小学校13校、中学校4校の計17校を、統合により小学校5校、中学校3校、計8校とする計画でございます。

これらの計画に基づきまして、平成25年度からそれぞれの学校統合を進めるに当たり、区長等の地域の代表と、それからPTAの代表、学校長等で組織をいたします統合委員会を各地区に組織をいたしまして、それぞれ協議を進めているところでございます。

次に2点目2番、千代田地区の小中学校統廃合につきましてお答えをいたします。

千代田地区の小中学校統廃合、志筑、新治、七会、上佐谷小につきましては、小中学校適正規模化実施計画に基づき、新校の位置を志筑小学校とし、志筑・七会・新治・上佐谷統合小学校統合委員会で協議を進めてまいりました。

ご承知のとおり、新校の位置を志筑小学校とすることに対する反対意見や、千代田中学校の敷地内に新校を整備すべき等の意見が出され、新校の位置をめぐり意見が集約できないために、現在も統合委員会は休止状態になっているところでございます。

今後につきましては、保護者や地域の意見を伺いながら進めるとともに、専門家の意見を取り入れながら、小中一貫教育のあり方も含めまして、総合的に検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目3番の法の改正に基づき新たな大綱の教育行政制度の具体的な方策につきましてお答えいたします。

今般の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づきまして、当市におきましても教育委員会制度の見直しを行うこととなります。

今般の改正のポイントは、教育委員長と教育長を一本化し、新教育長の設置、総合教育会議の設置、教育に関する大綱の策定が上げられます。特に大綱の策定では、教育の目標や施策の根本的な方針を打ち出し、市としての教育施策に関する方向性の明確化を図っていくこととなります。今般の改正により、市と教育委員会のかかわりが明確化され、市と教育委員会が一致して教育行政を行っていく趣旨と解し、より一層教育の充実に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございました。

それでは、ちょっとお聞きしたいんですけども、当市では、地方版人口ビジョン総合戦略の15年度の策定というのは設置してあるわけですよ。創生本部を設置なさっておるわけですよ。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先般の全員協議会、さらにきのうの一般質問でもお答えをいたしました。平成27年2月20日に総合戦略本部を設置をしております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ちょっと私、新聞で読んで、2月19日までにこれは創設するようなことだったらしくて、44市町村中18市町村しかできていないというのを読んだものですから、ちょっとお聞きしたかったまでのことです。ありがとうございました。

それと、子育てしやすい、住みやすいまちにするということに関して市長はどのようなことを考えておいでですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほど佐藤議員の質問にもお答えをしましたが、子育てにつきましては、まずは婚活なんかの出会い、それから妊娠期、そしてまた幼児期、学校と、総合的な対策を進めながら進めていかないとならないというふうに考えています。これは一つだけではできませんので、体系的に進めながら、産み育てやすいような環境づくりのために積極的に取り組んでいきたいというふうに考えています。

ただ、市独自でもできませんから、国・県等の制度を活用しながら頑張っていきたいと思っています。具体的には担当部長のほうから答弁させますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今、市長のほうから答弁がありましたように、妊娠期から子育てまでの幅広い子育て支援というものが必要でもございます。また、これまで切れ目のないそういう事業を進めてきている中でもございます。そういう環境の中で、いかに移住をしていただくか、あるいは市内から外へ出ないよう定住をしてもらうかという施策が必要ということは私ども考えてございます。そういう事業につきましては、先ほど全員協議会の中でも少しお示しをさせていただきましたが、平成26年度補正予算の中でも地域緊急交付金事業として取り組み、さらに27年度の予算の中でも、先ほど少しご紹介をさせていただきましたが、かすみがうら市の戦略推進本部の中でも活発な議論の中でそういう取り組みをさせていただくということでご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。やはり人口減少を最小限に防いで、そしてまた人口増に持っていくという、その施策は、一番今全国を通じて喫緊の課題かと思っていますので、ちょっとお聞きいたしました。やはり若者が町を出て都会に出ていくという、そういうふうなことが今、常でありますので、それを食いとめる方策としてはどのようなことを考えて、雇用が一番大事なことなんですけれども、その雇用の場を設けるということに関して、市長のご意見をちょっとお聞きしたいなと思っています。

○議長（藤井裕一君）

田谷文子君に申し上げます。ただいまの内容については通告されている内容と違うと感じ取られますので、通告内容に従って質疑をしていただきます。

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

通告の内容に従っていないということでしたけれども、人口減少に関しては一番喫緊の問題ではないかなということでお聞きしたまでのことですので、よろしく願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。

千代田地区の統廃合の問題なんですけれども、本当に今、休会で、ご近所のお母さん方あるいは今回選挙で訪問した中から、緊急にも早く、早急に統廃合してほしいという、そういうお考えがあるんですけれども、うちの地区のほうは休会ということですので、私の要望として、早急に立ち上げていただきたいなと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

それともう一つちょっとお聞きしたいのは、小中学校の統廃合のことで、小中一貫校はどのようにお考えになっているのか、市長のお考えをちょっとお聞きしたいなと思いますので、よろしく願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

一貫校につきましては、一般質問の中でも担当教育長なり部長なりお答えしましたが、私も文科省のほうで、今まだまだテスト的な段階でしょうけれども、推奨している中で、小学校と中学校の連続性といえますか、そういった中でギャップをなくしたり、ある意味では、また専門教科なんか小さいときから触れたりというようなこともあるんでしょうし、総合的にいろいろな効果もあるようでありますので、私は専門的な立場から、これからの統廃合に向けた中で、専門家の意見を聞きながら、私自身も勉強し、また組織としても研究をしてみたいというふうにご考えておりますので、議員さんのほうからもご指導、ご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

他市のことで大変恐縮ですけれども、つくば市の最近の新聞紙上でにぎわしておりました「子育てや教育に重点」との大きな見出しで一般会計の予算が発表されました。その中で今、春日学園1校が小中一貫校ですけれども、つくば市はここ二、三年の間に、つくば地区に紫峰学園とい

うのが今、用地も買収も進んでいるようなことで取り組み始めましたし、みどりの駅の近くにも、また研究学園駅の近くにも小中一貫校をつくるというような、そういうような教育に力を入れていますよというような形でつくば市は売り出していますし、つくばにお母さん方が住むようなことも聞いておられるわけですし、今、少子高齢化が叫ばれている中、そういう特殊な教育をしたり、あるいは特殊事情でそちらに定住人口がふえていくのかなというような感じもしていますので、かすみがうら市の、ましてやこの千代田地区はまだ休会ということですので、私の要望といたしまして、早急に委員会を立ち上げて、早速取り組んでいただきたいなと思っておるところでございます。

このたびの坪井市長の施政方針には、スピード感を持って実行するという改革を断行する旨のくだりがそこここに見受けられて頼もしく思った次第です。かすみがうら市発展のために市長のリーダーシップとそこ期待に私も敬意を表しているところでございますので、かすみがうら市発展のためにご尽力いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時42分

再 開 午前11時43分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、発言を許します。

15番 矢口龍人君。

[15番 矢口龍人君登壇]

○15番（矢口龍人君）

それでは、施政方針に対しまして私の質問をさせていただきます。

4点、5つについて質問をいたします。

まず、1番目の自然と調和した快適なまちづくりについて、①としまして、ごみ減量化・分別によるリサイクル化を推進について、具体的にどのようにするのかお伺いをいたします。

2番目、豊かな学びと創造のまちづくりについて、①教育行政制度の改革を実施する具体的な内容についてお伺いをいたします。

それから、3番目、活力ある産業を育てるまちづくり、本市の基幹産業である農業の発展を目指すについて、具体的に説明をいただきたいと思います。

②耕作放棄地の解消に向けた取り組みとはいかなる方法で行うのかお伺いをいたします。

4番目、みんなでつくる連携と協働のまちづくりでございます。地方分権改革を踏まえ、県から権限移譲の推進を図るとともに、本市が将来にわたって持続的な発展に向けて、経済はもちろん、教育や福祉の分野において他の自治体に負けない高い自治能力を備え、本市にふさわしい都

市構築の検討を進めるということでございます。具体的にどのようなことをするのかお答えをいただきたいというふうに思います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

矢口議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目、自然と調和した快適なまちづくりについての1番、ごみの減量化・分別によるリサイクルの推進につきましてお答えをいたします。

ごみの減量化・分別によるリサイクル化の推進につきましては、循環型地域社会を目指す上におきまして、さらなるごみの減量化への取り組みが必要でございます。まだまだ燃えるごみの中には資源となるものが多く含まれていることから、雑紙等の資源化や、家庭から出る生ごみの水切り、コンポストや生ごみ処理機による堆肥化、また、買い物等でのマイバッグを推奨するなど、廃棄物の減量化や資源化、有効利用、廃棄物行政の効率化を推進し、周知啓発をしてみたいと思います。

2点目の1番、教育行政制度の改革とのご質問については、今般の制度改正の一つに、総合教育会議の設置がございます。この会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等につきまして協議、調整を行う場でありまして、両者が教育行政の方向性を共有しながら、一致して執行に当たることが期待をされております。

先ほど田谷議員にもご答弁申し上げましたように、市と教育委員会が一致して、より一層教育の充実に努めたいと考えております。

次に、3点目、活力ある産業を育てるまちづくりの1番、農業の発展につきましてお答えをいたします。

既にご案内のとおり、全国的にも農業従事者の高齢化が進み、さらにTPPの問題等、国内の農政事情につきましては予断を許さない状況が続くところでありますが、当市におきましても、こうした情勢に対処すべく、新規就農者への支援として、青年就農給付金事業を進め、さらに、遊休農地対策や新作物の作付支援の補助によりまして、耕作放棄地の解消を図ってまいります。また、農業に関しましても、加工業、販売業という部分も巻き込んだ総合的な販売形態での活性化を図ることによりまして、1次産業であります農業にも潤いや安定をもたらすことができるものと考えております。

さらに、国・県におきましても、6次産業化への取り組みに対しまして、支援、サポートを強化している状況にもありますので、市といたしましても、そうした関係機関と連携を密にし、今後、6次産業化による地域の雇用創出など、具体的な施策をまとめた総合戦略を策定してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、3点目2番、耕作放棄地の解消に向けました取り組みにつきましてお答えをいたします。かすみがうら市におけます耕作放棄地面積は、農家数の減少や高齢化の進行などによりまして

年々増加の傾向にあります。発生の要因としましては、高齢化や労働力不足、地域内に農地の引き受け手がない、土地の条件が悪いことなどが上げられるところであります。

現在、所有者に対しまして農地の利用意向調査を実施しているところでありまして、耕作放棄地を農地として活用する取り組みに対しましての耕作放棄地再生利用対策緊急交付金の助成や農地中間管理事業などによります耕作放棄地の解消を図りたいと考えております。

4点目、都市構想の検討についてお答えいたします。

本市にふさわしい都市構想につきましては、市民の意見を広く聴取してまいりますとともに、学識経験者や関係者など専門的な見地からの意見を聞くような機会を設けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時半から再開いたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、もう眠気覚ましにきちっと聞かせていただきます。

リサイクルの推進ということでございますけれども、本市のごみの量と、それから今後当然資源化率というのが重要になってくると思います。そこでお尋ねをします。今後の予想についてご説明いただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、ご説明いたします。

まず、ごみの量でございますけれども、本市のごみの排出量は平成21年から25年の5年間で約1万6243トンから1万6893トンの範囲で推移しております。

次に、ごみの関係の課題でございますけれども、本市の課題といたしましては、まずは排出段階における課題ということで、本市の1人当たりのごみの排出量は平成21年度以降おおむね増加傾向にあり、国、茨城県よりもやや高い値となっております。

また、もう一つ、資源化における課題ということでございますけれども、本市の資源化率は

19.9%から20.4%で推移しており、国、茨城県と同程度となっています。燃えるごみの組成分析結果により、燃えるごみの中に資源化可能な紙、布類が含まれており、ごみの排出段階における古紙及び古布類の資源化に努めていく必要があると考えております。

次に、こういう状況の中で市の今後の目標でございますけれども、まずごみの減量化ということで、現在25年のベースでいいますと、1日1人当たりのごみの量が1,039グラムとなっております。これは目標値といたしまして31年には990グラム、41年には940グラムというような計画を立てております。また、資源化率におきましても、25年が20.4%、31年が21.9%、41年が23%というようなことになっております。

この目標を達成するということが基本方針ということでございますけれども、基本方針の1つ目が市民、事業者、行政の役割分担によるごみ発生抑制、資源化推進、2番目が効率的な資源循環システム、3番目が環境の負荷を抑えたごみの処理事業の推進ということでございます。中身につきましては、市民、事業者、行政がそれぞれ役割と責任を果たす中で、お互いに協力して発生を抑制し、減量化、資源化を推進していくということでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

今のご説明で私は資源化率の数字が聞きたかったですけれども、現在が20.4%で、平成41年は23%ということで、この減量化、リサイクルを推進するという大きな御旗を上げた割には資源化率が非常に低いですね。平成41年というと何年先なんですか、25年ですから15年たっても3%しか伸びないというような、私に言わせれば情けないような数字だなというふうに思います。なぜそんなことを言うかといいますと、せんだって皆さんもきつとごらんになったと思うんですよ、テレビでリサイクルに取り組む地域ということで、四国徳島県の上勝町という町がございませう。人口的には2,000人ぐらいの小さな町なんですけれども、ここでは未来の子どもたちにきれいな空気やおいしい水、豊かな大地を継承するために2020年までに上勝町のごみをゼロにすると決意し、上勝町ゼロ・ウェイスト宣言をしたということです。これはゼロということはどういうことですか、部長、お願いします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

市におきましても5月30日に大清掃というようなことを実施していると思いますが、それがごみゼロの日というようなことで推進目標とか、そういう関係でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ちょっと答弁がおかしいなというふうに思います。その日の1日のごみをゼロにするという話じゃなくて、要するにこの意味はどういうことかということ、今現在、この上勝町は、ごみをゼロにするために、ごみの資源化を推進しているわけです。そうすると、今、この地域では34種類に

ごみを分別して、そしてリサイクルを行っている。現在の資源化率は72%だそうです、現在。72%で再資源化しているということで、そういう状況なので、目標として2020年までにはゼロにすると。ゼロにするということはどういうことかいうと、焼却しないということなんです。要するに消却場が要らないということに私はなっているというふうに思います。すばらしい取り組みだと思うんです。先ほどからこの協働のまちづくりとか市民参加だと市長はおっしゃいますよね。私はこれこそまさに協働、ともに働くですよ。こういうことをどんどん前向きに市民の人たちにもやっぱりアピールしてやってもらう。それが私は協働だと思うんです。ただとにかく大きいプラントつくって、どんどん燃やそうという、そういうふうな感覚で進めることが何かちょっとこれからの時代に反しているんじゃないのかなと。循環型社会の構築という大変大義としてすばらしい名のもとで会議をやっているわけなただけけれども、こういうことを何で会議の中できちっとやってこなかったのかなと。広域化、広域化と、そればかりやっていて、燃やすごみを減らせばプラントなんか要らないんですよ。

ちなみに茨城県の中にも、副市長はご存じかと思いますが、鹿嶋、神栖のこの資源化率というのは55%から56%、ここも半分以上は資源化しているんですよ。県内にもあるんですよ。もっともっと全国調べれば70%、80%なんていう資源化率を誇っている地域はたくさんあります。そういうことでちょっとそのお話聞いた上でお答えをいただけますか、気持ちを市長にお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

矢口議員ご指摘のとおり、循環型社会に向けたリサイクル、大変重要なことだと認識しております。私も上勝町は視察に行った経験がございます。ご承知のように、葉っぱ産業でも有名な地域でございまして、徳島県から山合いに入った地域、大変小さな山村でございまして。人口規模等も違う中ではありますけれども、非常にそういった取り組み、そういった地場産業等含めました循環型の環境の取り組みをしております、非常に参考になったという気がしています。ただ、環境は大変違う状況もある中でありますけれども、さまざまな角度からそういったものも含めて、大量消費、大量廃棄じゃなくて、やっぱり使えるものもまたリサイクルしていくという、そういう考え方のもとに、これからのこういった事業につきましても、そういった方向に向けて構築をしていきたいというふうに考えておりますので、またご指導等お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

いや、まさか上勝町へ市長が行っているとは私も存じませんでした。驚きましたね。なら、なおさらこういうところを職員にどんどん話しして、何とかならないかということで、本当は進めていただきたいかったですし、またごみ処理計画の中でもそういうものはやっぱり取り入れてやってもらいたいなど。せんだってもお話ししましたけれども、とにかく130億なんていう途方もないお金を使うわけですから、本当に次の時代の人にそういうものをしよわせていいのかと。借

金しよわせていいのかと。やっぱりそうじゃなくて、できるものは市民協働でもって少しずつでも分別をふやす。今、実際のところ分別はどのぐらい、何種類ぐらいあるんですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

12品目で分けられていると思います。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

12品目ということなんで、30品目にすれば、きつともっともって資源化率が上がるというふうなことを申しておきたいというふうに思います。

それから、次に、教育行政制度の改革ということで、総合政策会議を立ち上げるというふうなお話でございましたけれども、いつ立ち上げるのかと、それから、それに参加する委員の名前を教えてくださいたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

総合教育会議の設置に関してお答え申し上げます。

改正法の1条の4に規定がございまして、首長は、総合教育会議を設ける。会議は首長が招集し、首長、教育委員会により構成されると。ですから、本市としましては、市長1名と5人の教育委員さんによる6名で構成するというを考えてございます。

それから、具体的な活動といいましょうか、これからの予定、日程でございしますが、国からこの総合教育会議は、施行日以後可能な限り速やかに設置することが望ましいというふうな考え方が示されております。本市としましては、年度がかわりまして4月から5月にかけて1回目の会議を考えてございます。こちらは会議の規則の制定と運営方法等を策定したいというふうに考えております。

それから、2回目を9月ごろに予定しております。こちらは教育予算の協議を行うというふうな考えでおります。

また、3回目を年明けになりますが、今回の改正では、同じく教育の振興に関する施策の大綱を策定するというのも改正法の1条の3に規定がございまして。こういったものを27年、28年かけて策定していく予定を考えておるんですが、こういったものをどういうアンケートをどういう形でとるとか、そういった進め方等についてこの会議で煮詰めていきたいと。具体的には28年度以降にその策定作業に入っていきたいと。今のところこういったことを考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございます。そうしますと、今まで教育委員会という一つの独立したものだっ

が、今度は市長がそこに加わって、総合的な立場で教育行政を動かしていくというような考え方でよろしいかなというふうに思うんですけれども、その中で、私は制度的なものばかりじゃなくて、例えば統廃合の問題とか、それから小中一貫校とか、そういった問題も、これはすぐにでもスピード感を持って対応してもらいたいなと思ひまして、この会議はそういうこともあるのかなと思ひたんですけれども、28年、29年なんていう何か随分すつとこどっこない先の話なんで、ちょっと期待はしていてもしょうがないというふうなことですか、これは。その件に関しては。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

大変失礼しました。この総合教育会議で審議ということを用意しているものは、今示されているものは、学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策、あるいは予算の編成、執行権限等々ということが決められております。ですから、通常はこういったことを審議するというところでございます。ただいま申し上げましたいわゆる大綱につきましては、改正後、全ての市町村が策定するというような法の規定がございますので、あわせましてこういった審議も行っていきたいと、そういう意味で申し上げました。大変失礼しました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

とにかく子どもたちのことなので、重要な会議だと思ひますので、本当に慎重なご審議をお願いしたいというふうに思ひます。

それでは、3番目の農政についてでございますけれども、農業の発展を目指すというようなことで、いろいろお話をいただきましたけれども、大分昨年と制度が変わるよという話を聞いています。そういった中に畑地等の直接支払交付金というのが今度は条件が大分厳しくなって、今までは畑につくる場合に、いろいろ指定作物をつくれれば補助制度の対象になったんですけれども、今年度からは認定農業者、それから集落営農、認定新規就農者を対象に実施されるということで、それ以外はもう助成しませんよというようなことになっていると思うんですけれども、大分制度が変わったという中で、米もそうなんですけれども、1万5000円だったものが、もう今度は半分だと。7,500円だよと。それでこの直接交付金も29年で廃止するよというような内容になっていると思うんですけれども、農家を守ろう、育てよう、農地を守ろうというのであれば、もう少し柔軟性を持った政策であればいいんですけれども、これはあくまでも農林省の政策なので、やむを得ないというふうには思ひますけれども、その部分の足りない部分は市のほうで負担してやらないと、非常に厳しいなというふうに思ひます。そのところで減った部分を市として補助するとか助成するという考えがあるのかどうなのかお尋ねをいたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

助成ということでございますけれども、前回の議会において一度答弁したものでございますけれども、米の下落につきましては稲敷地方等では5,000円の補償金を出しているというようなこ

とで、そういう要望もございますけれども、今回の27年当初予算については計上してないということでございます。米だけに対して補償金を出すような形にもなりますので、いろいろな作物がありますので、そういう均衡をとる意味でもなかなか支出は難しいと私は考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それから、耕作放棄地の件でございますけれども、今年度も予算化してあるというふうなことでございますけれども、内容についてお話いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

耕作放棄地の対策でございますけれども、本市において営農への強い意識を持って新規就農者で、前年度所有者250万以下で150万を年間給付する青年就農給付金事業による新たな農業経営者の支援育成等を考えているところでございます。そういう中で耕作放棄地を利用した場合にはという単価的なものがございまして、本年度の予算的な計上といたしましては、そういう耕作放棄地を使用した場合にはということで、6ヘクタールを目標として300万円の予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

あと、耕作放棄地の再生利用交付金というのがありました。1反歩当たり畑地で1万円だったんですけども、それは耕作放棄地の1年目からそういう交付金がありました。その点に関してご説明いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

耕作放棄地の解消の単価でございますけれども、内容につきましては重機を使うものと使わないものというものがございまして、重機を使うものについては、重機の工事費とかそういうもので一定しておりませんので、重機を使わないものといいますと、1年目に再生作業とか土壌改良のための土の診断とか、そういうものが合わせて1反歩当たり8万7500円が出るような形になっております。また、土地改良2年目につきましては国と市を合わせて3万7500円、また定着する場合にはさらに3万7500円と、あと施設等の完備につきましては、事業費の2分の1が国から、また市から4分の1が支出されるような形でございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

そうすると、再生利用交付金もまだ生きているということによろしいんでございますか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

予算計上してございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

わかりました。

それと、4番目の都市構想検討でございますけれども、これはいつからやるのか。また、これもどのようなスタッフで行うのか、内容等も説明いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ご質問の都市の構想という題目でございます。いわゆる都市の構築の検討を進めてまいりますという施政方針の中身でもございます。現在、都市計画の中で、議員ご承知のように、市街化区域、また市街化調整区域が存在してございます。もちろん市街化区域につきましては市街地を形成していく地域でもございます。調整区域については、それを補完をするという地域の区分がされているところでもございます。この中でどういうふうな形で都市を構築をするということについては、今の市街化区域を少しご想像いただければというふうに思います。神立駅があり、その周りに住居地域が形成をされ、その周辺には工業系があり、働く場所があるというふうな、その中にスーパーがあり、都市計画道路があると。その周辺には調整区域があつて、集落が点在をすると。そこは道路が結ばれていて、さらに今後コンパクトシティー化を目指すに当たっては、公共交通が走り、そういった考え方を今後検討していくということでもございます。もちろん例えば神立地区を想定をしていくとすれば、土浦市が神立地区行政でもありますので、その辺について土浦市とも広域連携の中で今後検討を進めていくという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

市街化区域におきましては、神立駅周辺、また停車場線の工事が始まり、いよいよ神立駅周辺も整備されるなどというふうなことで、大変うれしく思っているわけでございますけれども、その他の市街化区域はどうなんだといった場合に、都市計画道路というものも実際ない状態で、民間開発による整備というのがずっと逆西稲吉、下原地区は行われてきました。その点で、今度こういう会議の中でやっぱりきちとした都市計画道路にしても、もう少し位置づけをしっかりとやっていくべきと私は思うんですけれども、そういったことは加味していないのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

少し大きなご回答というか答弁になろうかなというふうに思います。

確かに議員おっしゃるように、都市計画マスタープランの中でどういう考え方を持って都市を形成していくかという点もございます。また一つには、先ほど申しましたように、かすみがうらの市街化区域あるいは神立地区の人口を合わせますと4万5000から5万人近い人口が集中していると。そのほかにスーパーがあり、工業系があるという中で、そういうそれぞれの機能を形成してございますが、そこを補完しながら公共交通を張りめぐらせ、そして医療系もできますことから、そういう一つのコンパクトなシティー化を目指していくということでございます。ただ、これはこれからの計画でもございますので、また構想の中でもございますから、具体的になれば、また議会等でもお示しもするし、ただ、相手がいることです、土浦市もいることです、その辺については慎重に対応していくということでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

先ほどどのようなスタッフで実施するかという質問をしていたと思うんですけども、その辺ご答弁いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

まだ申しわけないですけども、構想の段階ですので、どういうスタッフということについては、やはり学識経験者等を踏まえながら、都市計画専門家等も入れながら、その中でご提言をいただきながら計画をつくっていくということになろうかと思います。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君の質疑を終わります。

次いで、発言を許します。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

お疲れさまでございます。施政方針の質問に入る前に一言申し上げます。

私は、この本会議場で行われる一般質問、これは詰問ではなく、言葉どおり質をたずねる場であると思います。私も時と場合によりましては、やった、やっていない等を問いただして、問い

詰めることもあるかもしれませんが、私は一般質問は質をたずねます。もっとポジティブな意見交換をする場と私はそういうスタンスでやっておりますので、私の質問に対しては、ぜひとも特に市長さんと教育長さんには、もっと夢や希望を持てる答弁を積極的に手を挙げていただきたいと思います。インターネット配信もしておりますので、どこのどちらの会社の方なりがごらんになって、このかすみがうら市なら夢がある、そのような選択も、このかすみがうら市が地方創生として企業立地、条例等を用いる場合ならば、リーダーが先頭を切って夢、希望の持てる答弁をしていただくことが私はこのかすみがうらの将来がかかっているというふうに考える次第でございます。

そのほかの執行部の皆様方におきましては、事務的な範囲の中で責任のあるご答弁をいただければ十分でございますので、私はもっと坪井市長と大山教育長には夢や希望の持てるご答弁を切にお願い申し上げまして、私の施政方針の通告に従いまして伺わせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時01分

再 開 午後 2時02分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

それでは、質問通告に従いましてお伺いいたします。

まず1番、序章におけます共助、そして競争というフレーズに対する市の立場をお伺いします。

私は、この共助ということで非常に疑問を抱いた1人であります。なぜならば、公助ということで十分ではないか。もっと説明を加えますと、税金を十分納めている方、その方にまで共助というこのポリシーを持って責任を与える、そういう解釈もあるのかなと私は思う次第でございます。私が言いたいのは、もっと自助能力を高めて、そしてそこに役所として公助、私が申し上げているのは共助に対してです。自助と公助で組み立てるということが私はポリシーとして行政としてのスタンダードではないかと考える次第でございます。もちろん共助、時と場合によりましては、有事の際には3.11のときのように、黙ってでもお互いに助け合う、手を携えて弱者の方がいれば助ける。そういうものは皆さんご経験のことかと思えます。そこに市のコスト面を踏まえて共助をポリシーに設ける。私は疑問を感じた次第でございます。そのことから、有事の際に共助を定めるより、常日ごろの自助能力を育てることがコンパクトではないかということ、さらには、かすみがうら市の人口規模、面積として当市のスケールとして財政力も含めて自治体、地域の競争より連携を図ることがふさわしいのではないかということをお尋ねいたします。

次に、第2点目、第4章、耕作放棄地ということに対しての認識をお尋ねいたします。

確かに耕作放棄地をこれまでの行政で対応した中でプラス面もありますが、私はあえてここに疑問を投げかけさせていただきます。耕作放棄地になったというのは、農業の需要として求めら

れていないから放棄地になったということを私はベースに訴えさせていただきます。もちろん需要がないために農業後継者もいない。利益の生める農地であれば、もちろん誰かがそこを借りてやるわけでございます。まして値段も非常に光熱費等がかかりながらご苦労されてやっている中で、これは私からすれば、耕作放棄地になったのは自然淘汰ということでやむを得ないのかなと思います。耕作放棄地にしておいては環境面でよくないから、マムシが出たりするおそれがあれば、十分それを管理する必要があると思いますが、私はこの耕作放棄地にあえて公費を投資するということは供給過剰ではないかということをお尋ねいたします。

続きまして、第3点目、第5章、6次産業化による総合戦略についてお尋ねいたします。

まず第1点目でございます。税優遇が比較的される産業は、その産業に特化、傾注すべきが個性、創生で、ほかの産業種へベンチャーすることは曖昧な力分散となるのではということをお尋ねします。

これはもちろん農地が税制面で優遇されております。そしてきのう私が役所のほうに書類請求したとおり、所得の分類におきましても、農業所得は非常に割合として小さい。そのほかは給与でいただくような場合に9割近い形を示しているわけでございますので、私はそういった中で1次産業の方があえて2次、3次ということで事業を拡張する、そのことより、やはり湖山の宝ということで、1次産業の枠の中で十分私は勝負もできるし、生計も目指すべきというふうに原則は考える次第でございます。もちろん農家の方の中では規格外品になった、アウトレットになった野菜等をリサイクルという観点も含めてインターネット等で販売することは、これは大いに結構ではございますが、市の戦略として6次産業化ということと湖山の宝というところで乖離性がある、ギャップがあるなというふうに感じる次第でございます。お尋ねいたします。

続いて、第2点目、6次産業化ということで取り組める事業者は、ご承知のとおり、ある程度の資本力が、そして農地等も保有している方でなければ拡大できないのかなというふうに思う次第でございます。そういった2次産業、3次産業まで事業拡大されることは、ましてそこに公共投資することは、1次産業の中で、それだけではなく、2次産業、3次産業の中で、その専門のなりわいをされている方の中で、小さい事業でうちの家庭は十分なんだという、そういう方の目をビジネスチャンスを侵してしまうのではないかと、そういう考えに基づいてお尋ねいたします。

最後に、第4点目、第5章、権限移譲の推進についてをお尋ねいたします。

この施政方針の中、今回の中の市長の考えるポリシーの中で、他自治体と競って、ほかの自治体に負けなようなということで何度か出てきます。もちろん気持ち的にはそれが大事なことでありますが、私はコンパクトな行政を目指すという点では、ますますもって連携の時代ではないかなと思います。

新治広域事務組合ということで、議場内におられる岡崎議員は、かつて消防から介護保険まで幅広く広域的に手がけられていたチームの責任者でありました。31年をもってその新治広域のノウハウを持ちながらも解散してしまうのか否か。私としては非常にこの財産が、この組織がもっていないと思う次第ではありますが、私が第1に申し上げたいのは、他市町村にお任せしてもいい部分をお願いしていく。うちのかすみがうら市の中で特に引き受けていけば、困っている市にとりましても非常にプラス、そしてうちの市にとりましてもプラスとなるような、お互いにマルとなるような連携を目指していくことが余分なコストを省いて、コンパクトな行政を目指すので

はないかということをお尋ねさせていただきまして、私からの施政方針の1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番の共助、それから競争に対する市の立場につきましてお答えをいたします。

これからの人口減少社会におきまして地域づくりを進めていくためには、市民協働による体制づくりが必要と考えております。地域の困り事は住民主体で解決していく。例えば子どもたちは地域の大人が見守る中で育っていくといった形が理想と考えております。そうした中で成長した子どもたちは自然と自助能力を身につけ、次代を担う大人へと成長していくものと考えております。

今回、国で掲げました、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、地方を創生していく上で、各自治体がアイデアを創出して戦略をつくっていく必要があるとしております。自治体がアイデアを創出していく面においては競争と言えますが、この中には中枢拠点都市などを中心とした広域連携の考え方もあわせて検討していくべきというふうに考えております。

茨城県が主導して現在検討を進めております戦略の一つであります、観光振興を目的とした広域連携によりますレンタサイクル事業等につきましては、つくばりんりんロードと霞ヶ浦大規模自転車道の沿線市町が連携をして取り組んでいく戦略事業でもございます。こうした広域連携事業とあわせて、各自治体が地域の独自性を持った戦略をプラスして進めるべきというふうに考えています。

2点目の耕作放棄地に対する認識、1番、解消に向けました公共投資につきましてお答えをいたします。

農地は、耕作者本人が水田や畑など有効活用して農地として活用していたことから、以前は耕作放棄地が全くと言っていいほどなかったわけでありまして。しかし、その後の日本経済の状況が変化をすることによって離農者の増加、後継者不足と年々耕作放棄地が増加しているのが現状でございます。

本来、農地の所有者、それから耕作者が耕作放棄地にならないよう管理していくべきと考えますが、先ほど申し上げましたように、離農者や後継者不足が顕著になっておりまして、農地の所有者本人では農地を守り切れないのが現状となっております。

当市といたしましても、農地を農地として守っていくことは重要であるため、国の施策による耕作放棄地解消のための支援制度があることから、その対策として農地の所有者及び使用貸借による農業者へ耕作放棄地の再生利用緊急対策として平成21年より行っているものであります。

次に3点目、6次産業による総合戦略につきましてお答えいたします。

ご承知のとおり、6次産業とは、農業や水産業の第1次産業が食品加工や流通販売にも業務展開していくものであります。本市の基幹産業であります農水産業を取り巻く環境は、担い手の高

齡化、後継者不足等によりまして極めて厳しい状況にあります。この産業を元気にしていくことが市の活性化につながっていくものと考えております。

そこで、高品質かつ安全性の高い農産物や加工品を地域ブランドとして確立をさせ、販路を拡大していく手法の一つとして、6次産業化に取り組んでまいりたいと考えているところであります。これによりまして新たな産業の創出を促し、雇用機会の拡大や農水産業の経済的安定を実現することで、魅力ある農水産業を創造してまいりたいというふうに考えております。

次に、4点目、権限移譲の推進につきましてお答えをいたします

自治体間競争という自治体同士が勝ち負けを決めるというような意味を想像されがちであります。人口減少社会にありましては、一定の圏域に一定の人口、ひいては産業、雇用、教育などの機能を十分に享受できるようになれば、1自治体で比較されるよりも格段にマイナスの効果を抑制できるというふうに思っています。

議員指摘の考え方につきましては、まさに国が地方創生に当たり、県と市あるいはまた市町村間の連携を重視するとしているゆえんであるというふうに考えています。

地方総合戦略の策定に当たりましては、広域連携に配慮していくことにつきましては過日お答えさせていただきましたところではありますが、それに基づきまして実績を積み上げていけば、具体的な事務事業への連携へと結実していくのではないかとというふうに考えております。ただ、具体的な事務事業の連携となりますと、相手側自治体の考え方もありますから、直ちにというわけにはいかないと思っておりますが、地方創生を機に連携に向けて何ができるかを検討してまいりたいと考えています。市民生活の観点からも広域連携は必要でありますので、議会におかれましてもご協力を賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩いたします。

約10分の休憩とします。

休 憩 午後 2時20分

再 開 午後 2時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、施政方針の質問につきまして再質問をさせていただきます。

先ほどの市長のご答弁におきましては、共助につきまして、幼少期からそういった意識を育てるということでございますけれども、新聞にも先日、今年度の内示会後の記者会見では、共助、公助というようなフレーズをお見かけしました。この共助に当たっては具体的な共助という部分の今年度のスタートされる事業というのは何かご説明いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、どういう事業が充てられるかということについては、市民協働のまちづくりの中でまちづくりファンド等が充てられるかなというふうには考えております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

その件に関しては後ほどの来栖議員のほうから質問がありますので、私は、先ほど市長が答弁された中で、大人になるまでの中で育てたいという、共助という心を育てたいということですので、これはまさしく私がきのうから訴えさせていただいている教育の中の予算として組み立てる。そのことが地域にもプラスになりますし、学校の中もいい雰囲気になるのかなと思います。ぜひその共助という部分を掲げたのですから、早速当初予算からということは物理的に不能ですから、ぜひいろいろな地域、地方創生とかの会議、そして先ほどの教育の会議の場をよく連携させていただいて、先ほど冒頭に申し上げた、何も急にここで共助ということで我々税金十分納めているんだから、それは役所がやることだろうという考えの方に納得いただけるような仕事をぜひやっていただきたいということを要望させていただきます。

続いて、耕作放棄地についてお尋ねさせていただきます。

私はまだまだ国内の食料の自給率のパーセンテージが低いという中であっても、やはり輸入する食材にはなかなか太刀打ちできない実態が日本は特にあると思います。そういった中でも生産調整の収量が進み、非常に供給側としてもつくり過ぎて、光熱費、経費、コストをかけるかどうか非常に迷うところではありますが、私はぜひこの点について今年度耕作放棄地を掲げて、公共投資するならば整合性をとっていただきたいと思いますが、事務的な立場からでも結構でございますけれども、今後、耕作放棄地を私の今訴えた公共投資する必要がないんじゃないかという考え方に対して何かご説明できるような事業等がありましたらご答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

公共投資はどうだ、否かということでございますけれども、実際農政におきまして先ほどの遊休農地の対策の関係とか新作物の支援事業とか、またはこれは予算化してございませんけれども、6次産業化への取り組みとかというような重立った事業はございます。それで、これにつきましては補助金等が主でございます。そういう中で、公共投資はどうだったということでございますけれども、大変農業のことなんでなかなか答弁は難しいんでございますけれども、今言われていますのは、やっぱりT P Pの関係で、どのようにまとまるかわかりませんが、政府的なまとまり方なのかなというような新聞にもありましたけれども、そういうことでT P Pもなかなかまとまらないという中で、当然予想されるのが輸入はどんどんふえるだろうということで、そういう中で人口が減って、また国内の産業がどうなるかということになりますけれども、産業についても現状維持で、農業とかそういうものが進んでしまえば、今度はさらに米の余りとか食料も国産のものであっても余っていくような傾向にあるとういうようなお話を聞いています。そうすると、そういう中で何をして農業者が生き残るかといいますと、どこでも言われることなん

ですけれども、やはり何とかしてブランド化を推進するとか、または6次産業を推進するとか、自分でやるとか、補助金をもらって、それを推進するとかということでございますけれども、やる方は既にやっているということなんですけれども、ただ、今後そういうブランド化とか6次産業がさらに必要になるということなんで、事業の補助的なものは自分では必要かと考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

市長のほうの答弁では農業後継者の育成など農地として充てたいというような話もありましたので、ぜひそういった取り組みをされるのであれば、いわば大人のための農業の専門学校的な位置はかすみがうら市だと言われるぐらいの事業として目指していただければと思います。

それから、続きまして、6次産業の戦略についてお尋ねしますが、6次産業の定義なんですが、実質的に生産から販売を行っているという個人事業の方ですね、小規模で。そういう方も自分の畑でつくって、インターネットまで販売、実は小遣い稼ぎにやっているんだよということで、課税上のその他雑入というレベルの方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう方もこのポリシーは6次産業化と呼ぶのかどうか、そのあたりの定義をお尋ねします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えをしたいと思います。

まず、6次産業の考え方ではありますが、ご承知のように、産業は1次産業、2次産業、3次産業とあるわけでありまして、1次産業の農林水産業の原料を使う。そして2次産業の加工なり製造業の技術をもって、それに加工を加える。3次産業のマーケットをしていくと。これが基本的な考え、それを一つの枠の中で一つの事業体、一つの組合の中でやっていくというのが6次産業の考え方だと思います。

それで、これも実は大小さまざま私はあると思います。先ほど古橋議員のほうで資本が確かにたくさん要る大きな事業も多いわけでありまして、例えば最近のマーケットを見ますと、ご承知のように、直売店ばやりになっています。市内にも非常にたくさんの直売店がございます。そういう中で、個人としてはレンコンの加工をやったり、餅の加工をやったりしながら販売している事業者もたくさんございます。特に直売所の場合に、小規模の高齢者の方とかお母ちゃん農業の方とか、そういった方が主体にやっぴりして、小規模の農業者、事業者が集まって直売所を形成している。そういったことでございます。それから、少し大きな事業体で、自分のところで生産をして加工して販売しているという方もいますし、例えばの例、失礼なんですけど、焼き芋、今、密かにブームになっていますが、ああいった形で全てその生産ではないにしても、この地域でとれたものを加工して、ああいった焼き芋のブランドという形で発想を変えてやっていることも非常に我々かすみがうら市にとっては非常にある意味ではすばらしいモデル事業だと思っています。そういったものをやっぴり育てるといことは大事だと思っています。

なぜかといいますと、1次産業だけだと、例えば1から10まであるうちの3分の1とかだけの利益しかないのですが、それを食品産業の加工業とか、それからマーケティングの販売とかのものを産地に還元できるというのが基本的な考えでありまして、そういったものについて国も今、非常に日本の農業の場合に、ご承知のように、世界に比べれば規模が小さいです。しかし、品質とか味とか規格とかという面では大変素晴らしい国だと言われておりますから、そういう中で生き残っていくのには、ただ単に価格の競争だけでは大きな国にはかないませんので、そういったものをしながら産地としてつくっていく。そういったことをこの市の中でもやっぱり考えながらつくっていききたいというのがこの考え方でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

これ幸いといいますか、歩崎公園には立派な直売所ができるのですから、ぜひ市長の掲げる6次産業化の総合戦略にここまで投資したわけですから、120%有効活用になるようなご采配を心待ちにしておる次第でございます。

最後に、4番の権限移譲の推進の部分で再質問をさせていただきます。

私が先ほどのご答弁から察すれば、気持ちのモチベーションとして競争ということは何度かこの施政方針、ポリシーの中に掲げまして、実際のところは連携が大事なんだということに私は理解するつもりです。そういった中で、このかすみがうら市は東西に長くて、南北に狭い地域でありまして、中には牛久市のようにくびれて、横長の地域もありますけれども、当市はご承知のとおり、そのくびれの部分に常磐線が通るということで、非常に物理的に遮断されている。そして、その遮断されていることを合併のときに跨線橋をかけようということでありましたが、財政健全化の流れの中で凍結ということになってしまいました。

しかしながら、私も含めてほかの選挙公約の中でも、何とかおおつ野に総合病院もできるということで、東西の幹線道路を目指したいという考え方がございます。そういった中では石岡市にはもう石岡市の損失になるようなことはあってはならないと考える次第です。特にこの千代田大橋、これだけの設備投資をした中で、まだ行きどまりの道路の実態です。やはりこの道路がおおつ野までしっかり結ぶような実現も目指していただきたいと私は市議会議員の立場であります、願うところです。やはりそこに石岡を通らざるを得ない地の利でありますので、やはり石岡さんにはいいおつき合いをしなければ、そういったチャンスは全くないのかなと思う次第でございますが、今、新治広域のクリーンセンターの後の設計のことで非常に論議がなされているわけでございます。これはやはり必要なことだとは思いますが、最終的には他市に損失を出してしまうようなことはあってはならないと思っておりますので、ぜひそのバランスを市長として采配をとられる、その決意を最後にお尋ねしまして、私の施政方針の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えをしたいと思います。

まず、このかすみがうら市、今ご指摘のように、霞ヶ浦地区、出島地区と千代田地区、2つが

大きく長く広がっている市でありまして、中の常磐線でそれがある意味では遮られているような形になります。これを通す道路は大変私も重要だと思っております。千代田大橋から先に抜ける大原を通って、この道につきましても考え方は非常に大事な道路でありますので、石岡ともいろいろご協力いただきながら、まだ具体的ではありませんけれども、実は相談もしているところでございます。そういう中で、財政との関係もありまして、大変そういう面では厳しいわけでありましたが、夢を持って、そういったものに向けまして努力していきたいというふうに考えておりますので、またご指導とご支援を賜りますようお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君の質疑を終わります。

次いで、発言を許します。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

○4番（来栖丈治君）

どうもこんにちは。私から、通告に従いまして施政方針について質問を4点ほどさせていただきます。

まず最初に、冒頭文における市民協働のまちづくりについてでございます。3ページから4ページにかけてなんですけど、最初に、市民協働に向けた支援体制を整えるという文脈の中で、「社会の仕組み、地域の仕組みを考案する」とありますが、具体的な対策をお聞きしたいのと、加えて本予算の中で新しく反映しているものがあるのかどうかお伺いをしたいと存じます。

2点目としまして、地方創生の中で自治体のアイデア、知恵や工夫が試されるというような流れの中で、「必要があれば特区を検討しなければならない」という表現がございますが、具体的に何の特区を考えているのかお伺いをさせていただきます。

2番目です。大きなくくりの2番目として12ページから13ページにかけてなんですけど、みんなで作る連携と協働のまちづくりについての中で、1番目として、広報・広聴活動の中で、新しく広報活動の改善が図られるということです。ソーシャルネットワーキングサービスを導入するとありますが、具体的な内容についてお伺いをいたします。

2点目として、市民の意見を聞く姿勢が行政にとっては大事だと私は思っているんですけど、具体的に広聴活動の充実というようなことの取り組みがあればお伺いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

来栖議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番の具体的な対策及び予算の反映についてお答えをしたいと思います。

人々の価値観につきましても、物の豊かさから心の豊かさへと変わってきております。こうし

た社会状況の中で、住民がお互いに助け合ったり助けられたりする関係を築いていくことの意義が大きくなっているというふうに考えております。

このため、子どもから高齢者まで住民誰もが住みなれた地域の中で心豊かに安心して暮らし、新しい時代に対応する社会の仕組みを考案してまいりたいというふうに考えております。

また、本予算において社会の仕組み、地域の仕組みに関しまして予算措置は講じてはおりません。今後、必要に応じてそういったものにつきましても考えていきたいというふうに考えております。

次に、1点目2番、特区の具体的な構想につきまして、あわせてお答えをいたします。

先ほどもお話をさせていただきましたが、現段階で具体的な特区構想を持ち合わせているわけではございませんが、農業、それを生かした6次産業化など新たに検討する際に、岩盤規制と言われるような分野でありますから、さまざまな法規制の壁などがある場合があります。地方創生のために必要であれば特区を検討していくことも当然必要でありますし、積極的に国に提案していくべきであるというふうに考えております。

検討しなければならないと申し上げましたのは、地域総ぐるみで総合戦略を考えていくわけにありますから、あれができない、これができないということだけで諦めるわけにはいかないということになることと思います。外部有識者、議会も含めまして必要だというものについて、限度はありますが、地方創生特区なども候補の一つであるかと考えております。特区が必要なのかも含めまして、これからの検討状況によりますので、ご理解を賜りたいというふうに考えております。

次に、2点目、みんなでつくる連携と協働のまちづくりにつきましての1番、ソーシャルネットワークワーキングサービスの導入におけます具体的な内容につきましてお答えをいたします。

本市におきましても、これまでホームページによりまして情報発信に努めてまいりましたが、より容易に情報を発信でき、災害時にも素早く情報提供ができます、また、ソーシャルネットワークワーキングサービスと連携して、複数メディアで画像や動画を配信できるなど、大幅な機能向上を図ったホームページのリニューアルを実施する予定としております。これによりまして本市の魅力を最大限に国内外に発信してまいりたいと考えております。

また、モバイル技術の発達によりまして、携帯電話の普及率は100%を超えまして、中でもスマートフォンの普及率は四、五十%とも言われておりますので、これらを活用したツイッターやフェイスブック、あらゆる手法に取り組みながら、より広く情報発信をすることのできる環境づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目2番、広聴活動の充実に向ました取り組みにつきましてお答えいたします。

ご質問のように、市民の意見を聞くことの重要さは十分認識しているところでありまして、市民の皆さんの意見を聞き、その上で政治の後押しをしていただくことが私の原点でもございます。これまで実施をしてまいりました市民提案や市民懇談会、区長懇談会等のさらなる充実を図るとともに、さまざまな機会を利用して、より多くの市民の皆様と接することによりまして、さまざまなご意見を拝聴しながら、市政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

市民協働関係、1番についてなんですが、予算組みはしていないと。仕組みづくりを今後考えていくというようなお話で、積極的な部分も感じ取れるわけですがけれども、私、11月25日に質問をさせていただいた折に、常陸太田であるとか行方であるとか小美玉であるとか、そういったところの例というか、そういうものを学習して、おくれた分だけ取り戻せるような、そういう仕組みを考えていってもらったらいいなということで、決まったセクションをつくって取り組んでもらえると、市民にも職員にもわかりやすいんじゃないかなというようなことを提案をさせていただいておるんですが、この市民協働という考え方というか、かすみがうら市内に広げていくに当たって、そういった考え、具体的な動きはあったのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、お答えをいたします。

先般、全員協議会の中でもご報告をさせていただきましたが、平成27年4月1日からの行政組織機構の中でNPO関係あるいは市民活動の関係で市長公室の中に直接の担当制を設けて、その中でこれからの市民協働のまちづくりに向けた推進体制を図っていくという、そういう考えでございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

そこで、その以前に9月10日に質問を私がさせてもらった折に、かすみがうら市の市民協働のまちづくりを進めるための指針というのができているというお話で、きっとある程度のルールづくりがされているんだろうとは思うんですけども、その辺のところを確認をしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

その今のご質問の中でルールづくり、例えばそれは先ほどの答弁の中で共助あるいは公助というような中でルールづくりでしょうか。ちょっと再確認させていただきます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

私がきつとかすみがうら市の市民協働のまちづくりを進めるに当たって、一番最初にまちづくり委員会というのがつくられて、その提言が幾つか14項目ぐらいあったかと思うんですけども、その中で次の段階として、かすみがうら市が、あるいは市民や団体が今後まちづくりを進めていくに当たって、幾つかのルールをつくった上で取り組もうということで、多分ひたちなか市だっ

たと思うんですけども、視察研修か何かに行って、市民団体の類型を幾つかにまとめて、その団体をそういう類型に区分をした上で、市民協働に力を入れている団体を明確にして、その後、ホームページあたりで連絡をとり合ったり、活動の拠点をつくってあげたりというような流れの中にあっただかと思うんですけども、ここ何年かそういうのが消えてしまっていて、非常に残念と考えていて、坪井市長の所信表明の中で強力に進めていこうというような考え、あるいは今回も所信表明の中に幾つか出されていると思うんですが、市民協働でまちづくりをやっているという考えのもととして、そういうものが立ち切れになるのではなくて、いろいろその都度その都度骨を折ってくれた市民であったり、職員であったりあると思うんで、そういうものが生かされるような形で持っていければなというのが私の考えの根本にあります。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

議員ご指摘のような考えでもございます。例えば市内には幾つかの市民団体あるいはNPO法人団体等がございます。それぞれがいろいろな活動をされていると。その中で一つのまちづくりに対する活動等もございます。各種分野、分野の中で活動されているというふうな認識をしております。その中で一本化するのにも必要かなというふうに思います。その一本化というのが何らかの例えば推進協議会等をつくりながら、その中でお互いの情報交換、共有ができるということも視野に入れてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

今度担当セクションというか、そういうものをつくられるということでございますので、そこら辺にいろいろな話を伝えながら、充実を図っていただければなというふうに私は思っています。

市民協働のまちづくりの先に、やはり新しい公共という考え方が内閣府あたりから発表をされていて、公共イコール今までは行政というような考え方で長い間進んできて、法律なり予算なり、そういった形で進んできているわけで、すぐ変化していくというのは考えにくいわけですけども、市民であったり事業者であったり行政であったりが、ともに役割分担したり連携したり、協力し合って、公共のことを考えていこうというような新しい波が次に待っていると思いますので、できるだけかすみがうら市の中で市民や地域で活動する団体あるいは職員も含めて協働してまちをつくっていくんだという考え方を普及促進させていくことが次の波に乗りおくれしないことになるかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

続いて、一番最後の部分なんですけれども、広聴活動、今回の施政方針の中では情報を発信していこうというようなことで、ホームページであったり、新しい情報を伝えていくところに力点が置かれていたように思えたものですから、実際には先ほど市長がおっしゃられたように、聞く姿勢、行政なり、やっぱり先に立つ者が人から聞く形というのが根本にないと、思ったような行政運営なり仕事が進まなかったりというようなことを私自身も身にしみて経験をしていることが多いものですから、これまで以上に、先ほどの市長のお考えでいくと、市民、区長さん方との懇

談会であるとか、市民懇談会であるとか、そういったものはこれまでと同じにやっていって、いろいろそのほかの懇談会であるとか説明会であるとか聞く機会をふやしていくという考えであるというふうにお聞きしたので安心はしたんですが、やはりこちらから足を運んで、そういう機会に体を持っていくということが市民の理解を得やすくなることにつながると思っていますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

以上で私の施政方針に対する質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君の質疑を終わります。

以上で施政方針に対する質疑を終了いたします。

日程第 2 議案第 4号ないし議案第 37号

○議長（藤井裕一君）

日程第2、議案第4号 かすみがうら市教育委員会委員長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてないし第37号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結についてまでの34件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

なお、議案質疑の回数は、一つの要旨に対して3回までとなりますので、留意を願います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

議案第35号の水道ですね。平成27年度かすみがうら市水道会計予算について質問をいたします。

一つ一つでよろしいですね。まず、1つ、水道会計に常に一般会計から補助金が出されております。そういう意味で、平成26年度は3700万、平成27年度は今回の予算ですが、2800万、マイナスが900万円だということなんですね。どんどん減らされてきております。減らされているのも改善だけだとは言いきれないと思いますが、特に水道料金が収入が伸びていない。そういう中で電気代とかが上昇している。受水費も上昇しているんじゃないかなと思うんです。それから修繕も必要です。更新工事も必要であるということではありますが、この水道会計が厳しいという反面、そういう一般会計からの補助金というのをなぜ削減するのかと。なかなか皆さんわからないと思うんです。そこをしっかりと答弁していただきたいと思います。時間の制限はございませんから。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

一般会計からの補助金につきましてお答えをいたします。

水道への一般会計からの補助金につきましては、これまで水道料金抑制のため企業債利息に充当してまいりました。平成26年度から新しい会計基準に適合しました予算執行を行っておりますことから、今年度予算は、今年度というのは26年度でございます、26年度予算は移行のため赤字予算となっております。今年度で移行処理は完了いたしますので、平成27年度は相当額の黒字を

見込んだ予算となっているところでございます。27年度は黒字予算ということでございます。来年度、27年度の一般会計からの補助金につきましては、黒字ではありますけれども、現金収入がふえるものではありませんので、地方交付税の繰出基準に基づく高料金対策というのがございます。こちらを補助金として一般会計から受け取ることができると考えておりますので、基準相当額2800万円をルール分として要望したものでございます。

平成26年度予算に比べまして、一般会計からの補助金は確かに900万円の減額となっておりますが、支出におきましては2100万円の現金支出費用の縮減を図ったところでございます。900万減ってはおりますけれども、費用をそれを超えた額で圧縮したというところでございます。つきましては、経営安定化のため、一般会計から受けている補助金の減少額を超える額の費用の圧縮に努めておりますので、ご理解をいただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

合併時は霞ヶ浦地区は非常に一般会計からの補助金が多かったんですね。1000万を超えたかなというふうに、合計でちょっと千代田地区と霞ヶ浦が合併したときに1億2000万ぐらい合計になっていて、一方の霞ヶ浦がかなり多かったということなんですね。そのときに私、いろいろなぜこんなに多いのかなと思ったら、霞ヶ浦地区のほうが過大な設備を投資をしていると。その設備投資のために企業債の返還がかなりの割合を占めていたということが明らかになったんです。それがだんだん少なくなっただけなんです、宮嶋政権にかわってから、今度は極端に減らされたということがありました。そのときに私は高料金対策というものが、いわゆる国から交付税措置されているということを知っていたので、それを調べましたら、やはり高料金、霞ヶ浦地区はかなり水道料金としては高いということがあったんですね。それで実際には霞ヶ浦のほうの地区の水道料金を高くしないような高料金対策ということで交付税措置がされていたと。その相当額を入れたというふうに聞いているんです。聞いたというか、だったと思うんです。ですから、それがだんだん減らされて、今現在は2800万ぐらいになったということなんですか。企業債の返還がかなり済んで、当初は幾らでしたか、4億ぐらい償還していたのが、今現在は2億ぐらいになったというふうに改善されたと言っていますので、その点をもうちょっと皆さんにわかるように説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、お答えをさせていただきます。

先ほど議員ご指摘のとおり、水道事業につきましては、必要な経費はその事業の経営をもってその収入を充てるとというのが水道企業の考え方でもございます。先ほどお話のあったように、高料金対策として合併算定がえの中での地方交付税として措置されている部分、これは一般会計から支出をしているというのが現状のところでもございます。じゃ、この高料金の考え方という点については先ほどご指摘のあったとおりですが、その交付税の算定の中で旧町単位、例えば霞ヶ浦地区の資本費と給水原価が交付税算定の基準となる資本費あるいは給水原価を超えているとい

う形で、地方交付税の基準の中での一般財源と同等の金額を支出をしているという考えでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今のは説明が足りないですよ。今回高料金対策、合併算定がえというか、同じように千代田地区と霞ヶ浦地区が合併して、一方の霞ヶ浦地区は水道料金は高いのは資本費の部分を見たら、それを抑えるための交付税措置がされているというふうに言ったわけですよ。それがどんどん下がってきている。全体的に最初は高料金対策ではなかったわけでしょう。千代田地区も投入していたわけですから、一般会計から。霞ヶ浦地区は高料金対策、あわせて一般会計から出していたと思うんです。それがどんどん削られ、少なくなったのと、宮嶋政権になったときに一気に削るという状況になったときに、この高料金対策の交付税措置までしたもので削ってはおかしいんじゃないかということを行ったわけですよ、私は。それでかなりの減額をとめたということがあったんですよ、実際に。でも、それから下がってきているので、これは交付税措置がだんだん下がったのはどういう理由なんだということなんですよ。つまり水道会計が改善されてきているということの反映なのかなというふうに思いますが、ちょっと水道事務所長のほうがいいんじゃないですか、答弁は。どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

私のほうで先ほど申しましたように、地方交付税からの合併算定がえによる一般会計の繰り出しということでお答えをさせていただいたところでもございます。年々下がってきたということについては、先ほどご質問の中にあつたように、整備が進んできてと。あとは水道事務所のほうでかなり経費を浮かしてきているという考え方であると私は認識してございます。その中でこれまでの一般財源の中でのやりくりができてきているのかなという考えでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

水道事務所長にも答えさせて。私の質問に答えてないよ。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

佐藤議員お見込みのとおりでございます。一応数字的なものだけ紹介させていただきたいと思っております。確かに合併時につきましては霞ヶ浦地区のほうはまだ新しいところもございましたので、足したところで、たしか5億円を超える年間の企業債の元金の償還額がございました。それが平成27年度におきましては3億円を切って、2億7000万程度まで圧縮しております。こちらは資本費の減。それと企業債の利息につきましても、合併したときには平成17年度2億2000万ぐらいの

利息を払っておりました。それがここ10年で8500万ぐらいまで下がっております。合わせましてかなりの費用の縮減が図られているというところで、今回高料金対策分のみを申し込んだというところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

高料金対策のほうも今、交付税措置されているよということなんでしょう。だから、交付税措置は変わっていないんですか。私は水道会計が改善されていれば……ごめん、3回目か。

○議長（藤井裕一君）

4回目の発言です。

○11番（佐藤文雄君）

忘れていた。じゃ、そういうことなんでね。

○議長（藤井裕一君）

通告に沿ってやってください。

○11番（佐藤文雄君）

そういうところをもうちょっと数字を検証したものを提出しておいたほうがよろしいかなと思うんですよ。宮嶋議員が質問したときにも、どうも十分にわかりにくい答弁だったような気がしたんで、その件を指摘したいと思います。

それから、会計が今黒字になっているということについてなんですが、26年度が4000万以上の赤字、一転して27年度は5000万を超える黒字と。今答弁したように、会計基準の改定が一つ大きな要因だったように答弁しております。つまりこれまでのみなし償却はなしにして、全部償却にするということになったんで、実際には現金としてはないものがふえて資産がふえたというような形になっていると思うんです。ただ、水道料金が値下げという公約をなさっているわけですよ。検討するというふうに言っていて、宮嶋議員に対して、その方向としては水道事業を見直しはゼロ立方にして、料金を変えて従量制にするというふうに一定の方向を出しているわけですから、なぜできないのかがよくわからないんですよ。検討時間が非常に長いというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。平成26年度予算におきましては、3条という収益的収支におきましては4777万4000円の支出が収入を超過している。いわゆる赤字の予算となっているところでございます。この26年度の赤字予算となっております理由といたしましては、これも議員おっしゃるとおり、新しい会計基準への移行の中で2年以上未納になっている水道料金、額にいたしまして9024万円、こちらを一括して貸倒引当金として費用化いたしましたので、経理処理に伴いますものでございます。繰り返しになりますけれども、9024万円の貸倒引当金、こちらを経理処理したことによりまして、4000万以上の赤字予算というところでございます。これに引き

かえまして、平成27年度予算におきましては、貸倒引当金は185万円を予算計上することとしてございます。このため、平成27年度予算におきましては、収入が支出を5000万円以上上回るというものになります。

この件でなぜ5000万円以上の利益が出るのに水道料金を値下げできないのかというご質問かと思えます。確かに平成27年度予算におきましては、収入が大きく上回ったものでございますけれども、こちらにつきましては貸倒引当金の減額、それと内部留保資金の取り崩しといえますか、収益化というのがございまして、これによるものでございます。いずれにいたしましても、貸倒引当金、長期前受金ともに現金の収入支出を伴うものではございません。あくまでも経理上のものでございます。

料金値下げにつきましてでございますが、水道事務所といたしましては、費用を削減いたしまして、料金値下げの原資を生み出したいと思っているところではございますが、まだそこまでは至っていないのが現状でございます。

現行の水道料金から水道料金値下げ分、こちらを差しい引いてしまいますと、確かに純利益は出るんですけれども、いつの間にか現金は目減りしてしまう。キャッシュフローのほうになりますけれども、そういうような状態がちょっと予想されております。そういうことから、27年度予算は26年度とほぼ同額の現金を伴います給水収益を見込んでおりますので、この決算をしたところで現金の動きが読めるかと思っているところでございます。この決算を踏まえた上で料金体系見直しの試案をお示ししていけたらなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういう意味では、いわゆる現金では変わらないと。そういう点で値下げの決断がなかなかできないということを何かおっしゃったような感じがするんですが、そうしますと、今後の見通しというのは、今年度はだめかもしれませんが、来年度の方向というのは見えてこないんじゃないですか、来年度。どうなんですか。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

ことしの5月末までに26年度の決算を行うということになります。それを見た上で27年度につきましては、先ほど言いましたように、900万円の減に対しまして2100万円の費用の圧縮を図っておりますので、かなり実質27年度におきましても、キャッシュフローを見ますと、黒字化できているのではないかとこのところが見えるかと思えます。その黒字化、確かにできる部分と料金改定に伴います値下げ分、そのあたりを新しい会計制度のもとで再確認をしたいと思っておりますので、5月の決算を見たところで再度検討させていただきたいと思っているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういう意味では最終的に平成26年度の決算が実際どういうふうな結果になるかが一つの鍵だということをおっしゃったのかなと思います。それにかかわって、3番目の質問ですが、県から水を購入しているわけですね。平成25年度は中央広域用水事業から日量1400立米購入していたのを2,100トンにしました。2,100立米ですね。2,100トンにしたわけですね。こんなことによって実際には水道会計に負荷がかかって、原価は上がりましたね。2円か3円か4円かちょっと私今記憶にないんですが、実際には上がってしまって、経費が上がっているわけですよ。そうすると、水道のほうは霞ヶ浦地区よりも千代田地区のほうが人口増という関係で水を送っていると。それでも足りないぐらいだということをおっしゃいました。そうすると、今の2,100トンというのはこのまま受水していくということなんですか。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

平成26年度、今年度でございますけれども、県中央からの受水量を議員おっしゃるように、1,400トンから2,100トンへ4月1日からふやしているところでございます。この理由につきましては、平成24、25年度に合併特例債によりまして、震災対応として霞ヶ浦地区から千代田地区への送水管の布設を行ってございます。これに伴いまして、本年度から1,500トンを送水しているところでございます。これによりまして、千代田地区におきましては例年発生しておりました夏場の需要期の渇水状況がもう緩和されたところでございます。千代田地区へ1,500トン送るために、県セイ用水をふやしたと。その内数でふやしたというところでございます。

ただ、ふやすに当たりましては、もともとの霞ヶ浦地区の取水量、こちらが地下水で賄っているわけでございますけれども、取水制限を受けております。このまま1,400トンからふやさずにいますと、それを超えてしまうことになりまして、県の地下水条例の規制条例を侵してしまう、違反してしまうというおそれもございましたので、やむなくではございますけれども、日量2,100トンとしたところでございます。

今後の見通しについてでございますが、水需要の増加が見込めない状況にはございますが、千代田地区の安定化を図るためには、今後も現状で対応していきたいと。2,100トンのままで対応していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

千代田地区のほうに今送らざるを得ないくらいに、千代田地区のほうの需要がふえたと。実際に。それをいわゆる中央広域用水事業から送っているという形で送らざるを得ないという、そういう関係があるということみたいなんです。ところが、地下水の取水の制限があるから2,100トンに変えた。ふやしたということですが、今後もその2,100トンのままで千代田地区のほう

の需要というのはもうこれで大体打ちどめぐらいかなという判断なわけですか。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

議員のおっしゃるとおりでございまして、千代田地区におきましても、水需要は今後は伸びないのではないかとおっしゃっているところでございます。伸びない中におきましても、千代田地区も実は取水の制限を受けておまして、それが31年度までの許可しか受けていないところがございまして、今後も継続して2,100トンを受けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういう意味では県のほうからの水を買え、買えというような形が非常に強まっている。取水制限を使った水の押しつけが今進んでいるということになるかなと思うんです。私も一般質問でその関係を皆さんに説明をしたかったんですが、やはりこういう形で今、地下水は安定的になっているんですね。ところが、そういうふうにしてこのまま受水をもっともっとふやす。今、当面ふやさないといいましたのでよかったんです。これはふやされると水道原価が上がってしまいますから、今一番高いのが中央広域用水事業ですので、その点はきちっと考えていただきたいなというふうに思っております。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で議案第4号ないし第37号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている34件の議案の審査は、先例により議長を除く全議員で構成する平成27年第1回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成27年第1回定例会議案審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに全員協議会室にて議案審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時35分

再 開 午後 3時57分

○議長（藤井裕一君）

再開いたします。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に、平成27年第1回定例会議案審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

委員長に加固豊治君、副委員長に櫻井繁行君。

以上のとおり当選されましたので、報告いたします。

諸般の報告を終わります。

日程第 3 議案第 38号ないし議案第 41号

○議長（藤井裕一君）

日程第3、議案第38号 市道路線の廃止についてないし議案第41号 市道路線の認定についてまでの4件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に対する質疑通告はありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号ないし第41号の審査は、議長において所管である産業建設委員会へ付託いたします。

日程第 4 議案第 42号及び議案第 43号

○議長（藤井裕一君）

日程第4、議案第42号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）及び議案第43号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事変更請負契約の締結についての2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました議案第42号及び議案第43号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第42号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3131万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ177億818万7000円とするものです。

次に、議案第43号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事変更請負契約の締結につきましては、美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事変更請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものです。

詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、順次各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、議案第42号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明をいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3131万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を177億818万7000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、まず、総務費におきましては、補正額6364万4000円でございます。

主な内容につきましては、まち・ひと・しごと創生事業に係る経費といたしまして、有識者の会議の謝礼を初め、総合戦略等策定に係ります調査の業務委託をするものでございます。

続いて、商工費につきましては、補正額6767万4000円でございます。

この内容につきましては、消費喚起プレミアム商品券発行事業に係る経費としてございます。

繰越明許の補正につきましては、これらを平成26年度内に執行できないということもありますので、27年度に繰り越すという内容とあわせて、農業振興事業の中で昨年雪害に遭ったビニールハウス等におきまして、資材不足のために、やはり同じく繰り越しをするという内容でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

次に、総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第43号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事変更請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

本案は、美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事に係る請負の変更契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

工事の内容といたしましては、建築工事及び機械設備工事となっております。請負金額の変更は、変更前2億2647万6000円のところ、712万8000円の増額となりまして、変更後は2億3360万4000円とするものでございます。相手方は、茨城県つくば市春日2丁目24番地の3、株式会社三共建設でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で議案第42号及び第43号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

以上で議案第42号及び第43号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている2件の議案の審査は、平成27年第1回定例会議案審査特別委員会に

追加付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 5 請願第 2 号 介護保険料の値上げ中止を求める請願

○議長（藤井裕一君）

日程第 5 請願第 2 号 介護保険料の値上げ中止を求める請願を議題といたします。

請願の委員会付託についてお諮りをいたします。

本請願は、会議規則第141条第2項の規定により、平成27年第1回定例会議案審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

休会について

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次いで、休会についてお諮りをいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、3月7日から3月23日までの17日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（藤井裕一君）

次回は3月24日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時06分

平成27年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第5号

平成27年3月24日(火曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	高田忠君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	杉田正和

議事日程第5号

日程第1	請願第1号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
日程第2	委員会発議1号	「手話言語法」制定を求める意見書(案)
日程第3	議案第4号	かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

- 議案第 5号 かすみがうら市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定について
- 議案第 6号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 7号 かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 9号 かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定について
- 議案第10号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第11号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 かすみがうら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 かすみがうら市宅地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第23号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第24号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第25号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 議案第 26 号 平成 26 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 27 号 平成 26 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 28 号 平成 26 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 29 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 30 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 27 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 27 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 27 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 27 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 36 号 霞台厚生施設組合への加入について
- 議案第 37 号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結について
- 議案第 42 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 43 号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事変更請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第 38 号 市道路線の廃止について
- 議案第 39 号 市道路線の認定について
- 議案第 40 号 市道路線の認定について
- 議案第 41 号 市道路線の認定について
- 日程第 5 発議第 1 号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 請願第 2 号 介護保険料の値上げ中止を求める請願書
- 日程第 7 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 請願第 1 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第 2 委員会発議 1 号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）
- 日程第 3 議案第 4 号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の制定について

- 議案第 8 号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定について
- 議案第 10 号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市宅地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 23 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 24 号 平成 26 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 25 号 平成 26 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 26 号 平成 26 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 27 号 平成 26 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 28 号 平成 26 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 29 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 30 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算

- 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度かすみがうら市水道事業会計予算
 議案第 3 6 号 霞台厚生施設組合への加入について
 議案第 3 7 号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結について
 議案第 4 2 号 平成 2 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）
 議案第 4 3 号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事変更請負契約の締結
 について
- 日程第 4 議案第 3 8 号 市道路線の廃止について
 議案第 3 9 号 市道路線の認定について
 議案第 4 0 号 市道路線の認定について
 議案第 4 1 号 市道路線の認定について
- 追加日程第 1 議案第 4 4 号 かすみがうら市監査委員の選任について
- 追加日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 5 発議第 1 号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につ
 いて
- 日程第 6 請願第 2 号 介護保険料の値上げ中止を求める請願書
- 日程第 7 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 請願第 1 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

○議長（藤井裕一君）

日程第 1、請願第 1 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたしま
 します。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書につきましては、3月9日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第1号については、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、請願第1号については、全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第6項の規定により、委員会において議長宛てに意見書案を提出することを決定しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

14番 小座野定信君。

○14番（小座野定信君）

委員長にお尋ね申し上げます。

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願につきましてご質問申し上げます。

手話だけでなく、身体に障害を持たれた方は、市内にまだまだおられることと考えますが、この中で手話だけでなく点字、また身体に障害を持たれた方に対しての法措置をとるという議論はなかったのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

委員会の審査の経過並びに結果につきましては、配付してあります委員会会議録のとおりでありますので、ご承知願います。

○議長（藤井裕一君）

14番 小座野定信君。

○14番（小座野定信君）

以上です。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第1号の討論を行います。

賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 小松崎 誠君。

[9番 小松崎 誠君登壇]

○9番（小松崎 誠君）

請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書に賛成の立場で討論いたし

ます。

今回、聴覚障害者の方々の所属する団体の方から、切実な願いとして請願書が提出されました。請願の求めていることは、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした（仮称）手話言語法の制定を求めるというものであり、この趣旨に基づき、国に意見書を提出いただきたいというものでもあります。

2006年、平成18年12月に採択されました国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されております。障害者権利条約の指針に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011年、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は可能な限り言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定めております。

また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して、情報保障施策を義務づけておりますことから、手話が音声言語と対等な言語として、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を、国として実現することが必要であると考えております。

しかしながら、聞くところによれば、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があったとのことであります。聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として手話があります。最近では手話も取り入れられてきておりますが、いまだに聾学校においては手話を教える授業がないため、手話ができる児童とできない児童もいて、教師の説明が正確に理解することができない状況が発生したり、全ての教師が手話ができるわけではないなど、課題も多いとのことであります。これは、手話が言語であると明確に規定する国の法律がないため、さまざまな状況において、手話通訳を行うかどうかなど、それぞれの判断になってしまっているからであります。

また、災害時においても、聴覚障害者の方は明確なコミュニケーション手段がないことから、何が起きているのかもわからないという状況も発生しているようであります。

ここで、聾者の方から文書で提出された切実な訴えを紹介させていただきます。

聾者の方は、母語である手話を日常的に学べて、使えて、目にする環境を求めています。聾者は聞こえないことによって、長い間差別や排除をされてきました。聾学校では手話を教えてもらえず、学力を伸ばせませんでした。聾者は手話と日本語の教育により、社会に有能な人材を数多く輩出できるのに、長い間それは聾者個人の努力に負うしかありませんでした。そして、聞こえる人と対等のあらゆる情報を聾者は聾者個人の努力でしか入手できません。テレビなどでも、音声言語と同じように手話で情報が伝達されることを望んでいます。そのほか、災害、就職と職場環境、病院、結婚、政治に関すること、地域のコミュニティー、介護、裁判など、あらゆる場所でそれらに関する情報の入手が困難です。

このことから、聾者は手話が音声言語と同じように制定され、普及されることを心から願っています。

以上、皆さんはどのように受けとめられたでしょうか。

実は、先進的な取り組みとしては、今回請願されている手話言語法と同様の趣旨を規定した手話言語条例というものを、県単位では神奈川県と鳥取県が制定しています。そのほか全国では、

8市町で手話言語条例を制定していると聞いています。

聴覚障害者にとって、手話は重要なコミュニケーションの手段であります。現在、公共の建物などには、肢体不自由な障害者のために、当たり前にもスロープ等がつくられるようになりました。しかし、手話が当たり前に使え世の中ではありません。コミュニケーション手段としての手話が当たり前に使え社会になることが、聴覚障害者にとってのバリアフリーであると考えます。私は、障害者の方々が生活しやすい世の中、イコールみんなが生きやすい世の中であると思えます。この請願は、そういう世の中にもつながる請願であると思っております。

以上、議員諸侯のご賛同を心からお願いいたしまして、私からの賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論が終わりました。

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第 2 委員会発議第 1 号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）

○議長（藤井裕一君）

日程第2、委員会発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）を議題といたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出されております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略します。

続いて、委員会発議第1号の討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、委員会発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第4号ないし議案第37号並びに議案第42号及び議案第43号

○議長（藤井裕一君）

日程第3、議案第4号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてないし議案第37号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結について並びに議案第42号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）及び議案第43号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事変更請負契約の締結についてまでの36件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、平成27年第1回定例会議案審査特別委員会に付託しております。

これより委員長の報告を求めます。

平成27年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 加固豊治君。

[平成27年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 加固豊治君登壇]

○平成27年第1回定例会議案審査特別委員会委員長（加固豊治君）

平成27年第1回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成27年3月6日に付託された議案第4号ないし議案第37号、議案第42号、議案第43号について、3月9日、10日、12日、13日、16日、17日に、市長及び副市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第6号ないし議案第8号、議案第10号ないし議案第12号、議案第17号、議案第18号、議案第21号、議案第23号ないし議案第28号、議案第32号、議案第33号、議案第37号、議案第42号、議案第43号は異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第4号、議案第5号、議案第9号、議案第13号ないし議案第16号、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第29号ないし議案第31号、議案第34号ないし議案第36号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

ただいま議題となっている36件の議案の審査は、議長を除く全議員をもって組織する特別委員会へ付託したことから、先例により、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

次いで、議案第4号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[1 1 番 佐藤文雄君登壇]

○ 1 1 番 (佐藤文雄君)

おはようございます。

議案第4号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

今回の条例制定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新教育長の職務に専念する義務の特例や、勤務時間その他の勤務条件を定めるものであります。教育への政治介入に道を開く教育委員会改悪法案、いわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正であります。これが昨年の6月13日、参院本会議で採択されました。自民、公明などの賛成で可決成立いたしました。日本共産党、民主党は反対をいたしました。

同法律は、首長が教育政策の方針、「大綱」を作成することや、教育委員会から教育長の指揮・監督権限を奪い、首長が直接任命する教育長を教育委員会のトップに据えることが柱であります。首長の判断で、大綱に愛国心教育にふさわしい教科書を採択、学力テストの結果公表など、教育委員会の専権事項についても記載することが可能になります。静岡県知事が、独断で全国学力テストの結果を一部公表し、大阪市でも市長の教育方針が学校を混乱させております。首長の圧力が教育行政にゆがみをもたらしているときに、首長にフリーハンドを与えるのは本末転倒であります。教育委員が保護者や子ども、教職員の要求を踏まえ、教育施策をチェックし改善する真の改革へ力を尽くすことこそ求められております。

以上の立場から反対するとともに、市長に対しては、教育委員会の自主性の尊重を求めます。

以上、討論といたします。

○議長 (藤井裕一君)

以上で通告による討論が終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (藤井裕一君)

討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 (藤井裕一君)

起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 (藤井裕一君)

次いで、議案第5号 かすみがうら市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

本案は異議があるため、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第6号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第7号 かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第8号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第9号 かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第9号 かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

自民、公明、民主、維新、みんな、生活が提出したいじめ防止対策推進法案は、2013年6月21日、参院本会議で賛成多数で可決されました。日本共産党と社民党は反対をいたしました。

6党は、衆参わずか4時間の審議で、関係者、当事者などからの意見聴取もせず押し通しました。日本共産党は、第1に、いじめを厳罰によって抑え込み、子どもの心をさらにゆがめ、子どもと教員の信頼関係を壊すなど、いじめ対策に効果がなく、悪影響を及ぼす。第2に、上からの道徳教育を押しつけている。保護者に規範意識を養うための指導を求めており、自主的な子育て、

家庭教育を否定しかねない。3つに、遺族の知る権利が明確にされていないと反対をいたしました。

いじめ自殺が各地で起き、多くの人々が心を痛めています。深刻化するいじめをとめることは、日本社会の切実な問題であります。日本共産党は、子どもの命を守り、いじめ問題を解決していくために、2012年11月28日、いじめのない学校と社会の提案を発表いたしました。

本条例では、第3条に児童生徒はいじめを行ってはならないとして、いじめ禁止を児童生徒に求めています。また第8条では、保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者であって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対して規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう求めるものとするがあります。いずれも現在のいじめに対して、その防止対策を一義的に児童生徒と保護者に求めています。それでいいのでしょうか。

いじめ自殺が社会問題になり30年近くたった今なお、子どもを守れないケースが繰り返されています。いじめを訴えても何もしない、いじめをけんかトラブルとして扱う、表面的な握手で仲直り、子どもが自殺したらいじめの事実を隠蔽する。そうした対応で、いじめ被害者とその家族は深く傷つけられています。また、いじめられている側にも問題があるという、いじめが人権侵害や暴力であることを見ない誤りも軽視できません。

一方で、いじめを解決し、辛くも子どもの命を守ったなどの経験が各地で積み重ねられています。その貴重な経験を学びながら、全国の学校で、子どもの命を守るための基本的な原則を教職員や保護者の手で確立していくことが重要であります。いじめの相談があったとき、忙しいから後回しするなどして重大な結果となるケースが、後を絶ちません。学校教育においてどんな大切な仕事であろうと、子どもの命が一番大切だという子どもの安全への深い思いを確立することが必要であります。

この間、学校事故などの裁判を通じて、学校は子どもを預かる以上、子どもの安全に最大限の配慮を払う必要があるという、学校における安全配慮義務が定着しつつあります。人権侵害と暴力であるいじめの放置、隠蔽が、安全配慮義務違反に当たることを明確にし、学校と教育行政の基本原則とすることが必要であります。

いじめが重大な事件、事故となった場合、事実調査が行われます。被害者やその家族は、本来その内容を知る権利があります。しかし多くの場合、事実調査は不十分で、その説明は被害者側から見て全く納得できないものであります。事実調査は、再発防止とともに被害者遺族の知る権利を保障する上でも不可欠であります。とりわけ、自殺などの後のアンケートは、遺族に包み隠さず伝えるとともに、遺族が真相の解明に参加することを保障すべきであります。子どものプライバシーの保護を理由に、被害者遺族の知る権利をほとんど認めない行政の姿勢は改められるべきであります。議案質疑でも、保護者の知る権利の保障のないことが明らかになりました。いじめ問題を解決する上で、国と地方の教育行政は、積極的な役割を果たすことが期待されております。

ところがこの間、隠蔽など大きな問題を抱えてきました。この事態をなくすために、次の3つの点で改善を図ることが求められていると思います。

第1は、いじめ半減など数値目標をやめることとあります。このことが教育行政の上意下達の下

風潮と相まって、いじめ隠しの土壌となっています。また解決率を目標にしたとしても、数字の操作や隠蔽が起きることは明らかであります。

第2は、教職員をばらばらにしている教員政策を見直すことであります。上からの教員評価、中間管理職の新設などで、教員の連帯が損なわれ、いじめ解決に必要な教職員の連携や協力にも悪影響を与えています。一刻も早く改善すべきであります。

第3は、いじめ問題の位置づけを正すことであります。長年、いじめを不登校などと一緒に生徒指導上の問題として取り扱ってきたこと、いじめ統計は県により発生率が極端に違う不自然なものにかかわらず、放置されてきたことなど、いじめ問題は真剣に扱われているとは言えません。事の重要性にふさわしく、その位置づけを正すべきであります。

以上、今回の議案の問題点と若干の提案を述べましたが、いじめ対策には、子どもの命を守り抜き、教育と社会のあり方を見直す改革に着手すべきだと思います。今後も多くの人々と協同し、いじめ問題の解決に力を尽くすことを述べて、討論いたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第10号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第11号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第12号 かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第13号 かすみがうら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議があるため、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第14号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議があるため、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第15号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議があるため、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第16号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第16号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

人事院は、2014年度の国家公務員賃金について、官民格差1,090円、0.27%に基づく月例給平均0.3%、一時金0.15カ月の引き上げを勧告いたしました。月例給、一時金の引き上げは7年ぶりとなるもので、この間の国家公務員の特例賃下げ、地方公務員への賃下げ強制の継続を許さず、わずかとはいえ引き上げを勝ち取ったことは、これまで公務、民間が共同して進めてきた、全ての労働者の賃上げで景気回復を目指す取り組みの重要な到達点であります。とりわけ公務労働者が強く改善を求めてきた初任給の2,000円の引き上げは、職場、地域から協同で取り組んできた大きな成果といえるものであります。

他方で、今年度の勧告による引き上げ率は、アベノミクスによる円高や、昨年4月に強行された消費税増税による物価上昇にも追いつかず、実質的には賃下げになっております。民間賃金引き上げ、昨年7月に出された地域別最低賃金目安額の引き上げに続き、勧告による引き上げが低水準にとめられたことは、安倍政権が進める経済政策が、大企業、資産家への富の集中を進める一方で、厳しい生活実態に直面している大多数の労働者、国民には、何ら利益をもたらさないことを改めに示すものであります。

あわせて人事院は、安倍政権の賃金抑制政策に迎合し、差別と分断を一層進める給与制度の総合的見直しの、ことし4月の実施を勧告しました。将来にわたり、地方に働く多くの公務員に賃下げをもたらす重大な不利益変更であります。見直しは、第1に民間賃金水準が低いとされる12

県の官民格差をもとに、俸給表水準を平均して2%引き下げ、地域手当で地域民間賃金との均衡を図る、第2に、民間に比べて賃金水準が高いとされる50歳代後半層が多く在籍する号俸では、最大4%程度の引き下げを行い、それに沿って賃金カーブを引き下げることが主な内容となっています。

見直しは、公務員賃金を地域の民間賃金実態に合わせるとして、民間における企業規模や業種間の格差、さらには、新自由主義による規制緩和と経済政策のもとでつくり出された、劣悪な賃金実態を是認、放置したまま、大都市と地方、高年齢層と若年層、一般職員と技能労務職員などを分断し、総体として公務員賃金を引き下げる意図を明確に持ったものであり、差別と分断の見直しにほかなりません。政府は閣議決定により、地方自治体に対してもこの見直しの実施を求めています。人事院は今回の見直しを、諸手当改善などを含む配分の見直しであるとしていますが、地方公務員には、賃金水準の大幅な減額にほかなりません。

地方の民間賃金に重大な影響を及ぼす地方公務員の賃金水準の引き下げは、地域経済へ深刻な影響を与えます。それはまた、困難な中で公務公共サービスを担う多くの地方公務員の意欲をそぎ、とりわけ自治体職場のあすを担う青年職員の将来設計を狂わせ、人材の確保、育成を阻害するものとなります。安倍政権が進める公務、民間を含む賃金抑制政策は、春闘で上がり始めた民間賃金を、人事院勧告制度によって抑え込むものであり、地域手当の格差拡大は、解消すべき最低賃金の地域間格差の固定化を狙うものであります。

人事院が労働組合の納得や合意を軽視し、政府・与党の方針に迎合し、給与制度の総合的見直しを強行したことは、人事院がみずから自認する第三者機関としての役割を放棄したものであり、断じて容認することはできません。もはやその機能を失ったに等しい人事院勧告制度を廃止し、憲法が全ての労働者に保障する労働基本権を回復し、労使交渉による賃金、労働条件決定システムを確立するよう、政府に強く要求をいたします。

日本共産党は、全ての労働者の賃上げで景気回復をの立場から、公務員賃金の引き下げが労働者、国民の願いに背を向けるものであると訴えてきました。安倍政権の残業代ゼロ法案、労働者派遣法の改悪を阻止し、全国一律最低賃金制確立、公契約法、条例制定、全ての労働者の賃上げに向け、公務、民間の労働者と力を合わせ、引き続き奮闘することを表明し、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

約10分間の休憩とします。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前11時00分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第17号 かすみがうら市宅地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第18号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[1 1 番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

今回の条例改正の最大のポイントは、介護保険料の引き上げであります。65歳以上の1号被保険者の介護保険料は3年ごとに見直され、そのたびに引き上げが繰り返して行われてきました。その結果、当市の介護保険料は県内で7番目に高くなっております。

今回も、第6期、平成27年度から平成29年度であります。この第6期における当市の保険料は、基準月額5,400円で年額6万4800円、第5期の基準月額4,900円で年額5万8800円と比較し、10.2%もの引き上げとなります。

被保険者の保険料負担能力に大きな差があることから、所得に応じた適正な保険料負担を設定するために、所得段階設定を、これまでの9段階区分を細分化し、11段階区分としたことは評価いたしますが、高齢者の暮らしは、たび重なる年金の引き下げ、医療費の負担増、消費税の増税や物価の高騰でますます苦しくなっています。今でも介護保険料の負担が重く困っているのに、これ以上引き上げられることになれば、高齢者の生活は一層脅かされ、保険料を滞納すれば、まともにサービスは受けられなくなってしまいます。

私は審議の中で、少なくとも、値上げを中止するために、介護給付費準備基金の全額取り崩しを行うと同時に、一般会計からの繰り入れを行うことを求めました。担当部局によれば、準備基金は、約9000万円のうち6000万円を取り崩し、次期保険料の負担軽減に用いるということでありました。

しかし、介護保険は、3年間の計画期間ごとに、その期間を通じて同一の保険料を介護サービスの見込み量に見合せて設定するという中期財政運営方式を採用しており、介護給付費が総じて増加傾向にあることから、計画期間の初年度は一定程度の余剰金が生ずることが想定されていて、この余剰金を管理するために、市町村は介護給付費準備基金を設けることができるとされています。

そして、介護給付費が見込みを下回るなどの場合は、剰余金を準備基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり、準備基金を取り崩すことが基本的な考えとなっているのです。したがって、準備基金は全額取り崩すのが当然であります。

一般会計からの繰り入れについてですが、介護保険料引き下げのための一般会計繰り入れを禁じる法令上の規定はありません。罰則もありません。

私は、一般会計から約6000万円と準備基金を全額取り崩せば、値上げを抑えることができると考えます。

以上の立場で、この介護保険料値上げ反対の立場で反対の討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、14番 小座野定信君。

[14番 小座野定信君登壇]

○14番（小座野定信君）

議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

介護保険は、国全体の高齢化の進展に伴い、寝たきり老人などが社会問題化した中、平成12年4月から、社会全体で支え合う仕組みとして介護保険制度が施行されました。介護保険制度の財源は、公費50%、各個人からの保険料50%と、負担割合が全国一律の制度であります。介護保険制度で明るく活力ある高齢化社会を築き、安心して介護を受け、今後も住みなれた地域で生活を営まれる、さらにこの制度の充実をさせることが大事であります。

介護保険制度が社会全体で支え合う仕組みとなっていること、また、介護を必要とする人がさらに増加ということを鑑みますと、保険料の負担増もやむを得ないものと考えております。

今回の改正は、介護保険料率の段階を9段階から11段階、さらに細分化するなど、負担能力に応じた改正であり、介護予防や日常生活支援の体制づくりを考慮し、包括支援センターの充実強化に向け、積極的な施策の展開が予想され、介護保険を必要とする方が安心してサービスを受けられるよう、介護保険制度の充実努めていただきたいと思うところであります。

このようなことから、議案第19号につきましては、賛成すべきものとしします。

議員諸侯のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第20号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[1 1 番 佐藤文雄君登壇]

○ 1 1 番（佐藤文雄君）

議案第20号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

昭和48年9月、当時、文部省が出した「公立小中学校の統合について」という通達では、学校規模を重視する余り、無理な学校統合を行い、地域住民などとの間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならないと述べ、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存続し充実するほうが好ましい場合もあることに留意することと、うたっております。

小学校は、地域社会の核ともなっております。私は、地域住民の十分な合意を得ないままでの統廃合は、拙速に行うべきではないとの考えであります。今回の条例改正案は、余りに安直な命名だというふうに思いますが、問題は、保護者や住民も含めて、小学校の統合にどれだけの合意がなされているかであります。

昨年の4月に、霞ヶ浦地区小学校の統合を求める署名運動がありましたが、賛成署名はしなかった、今の宍倉小学校は人数的にも適当な規模で、よい環境だ、統合後が心配との声が上がっています。また、佐賀小学校管内の住民の間でも、賛否は拮抗していると聞いております。

私は、昨年5月に行った独自アンケートでも、小学校の統合については賛否は拮抗していたしました。後世に禍根を残さないためには、もっと住民及び保護者と慎重に議論を重ねた上で判断すべきだと、今でも思っております。

霞ヶ浦地区は小学校を2つに統合することになっておりますが、その一つである南小学校の整備費にこれまで約13億円、そしてもう一つの北中学校の整備費に7億円、合計で20億円も投入する結果になっております。その一方で、教職員は70人から40人と激減、30人減るわけですが、その人件費総額は2億6511万円となっております。このことは、教育費を国や県に返上するものであります。歳入の面では、普通交付税が年間5721万円減少いたします。

私は、学校の統廃合の最大の狙いは、自治体の大リストラであり、教育費の削減にあると指摘しました。私は、一人一人に行き届いた少人数学級こそが教育の再生につながるものだと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第21号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第22号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議があるため、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第23号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第24号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第25号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第26号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第27号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第28号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論

を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第29号 平成27年度かすみがうら市一般会計予算の討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第29号 平成27年度かすみがうら市一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

反対の理由の第1は、建設費総額約132億円と積算されている、当市を含む3市1町による広域ごみ処理施設整備という税金の無駄遣いを推進する一方、介護保険料の引き上げなど、市民の暮らし応援の予算となっていないことであります。

第2に、県のマル福拡大によって得られた財政支援を活用すれば、残り3500万円を追加すれば、中学校卒業までの医療費の完全無料化、自己負担も所得制限もない制度となるわけですが、市長は、外来自己負担を補助することによって、多受診など安易に医療機関を受診することも考えられるなどとして拒否していることであります。

群馬県では2009年から、中学校卒業まで、外来、入院とも医療費の完全無料化を実現しています。所得制限も一部負担金もありません。ある医師は、お金を気にせず医療を受けられるため、早期発見・治療ができ、重症化防止にもつながっていると言います。当市の姿勢とは全く逆ではありませんか。これで子育てしやすいかすみがうら市と言えるでしょうか。

第3に、霞ヶ浦地区の統合小学校に対しては多額な投資をする一方で、教職員が激減し、一人一人に行き届いた教育が維持されるのか、心配されることであります。

さらに、統合によって地方交付税の算定に大きく影響し、減額となることも問題だと考えます。

私は、霞ヶ浦地区の小学校統合には反対の立場ではありますが、少なくとも住民の圧倒的な多数の合意が必要だと考えます。

加えて、子どもの貧困対策として、私はこれまで就学援助制度の活用を求めてきましたが、この予算では、積極的に取り組む姿勢は全く感じられません。また、教育振興費についても、教育費の父母負担軽減に対して改善する姿勢が見られません。改善を求めます。

第4に、活力ある産業を育てるまちづくりとうたっているが、当市の基幹産業である農業振興に対する市独自の支援策がないことであります。

地域資源を再度見直し、スピード感を持って政策を実行と言いますが、私は、地域での仕事おこし、1つには、住宅リフォーム助成制度の拡充、2つには、TPPに反対し、農業への独自支援策、価格保障や所得補償、そして就農支援などを行い、当市が国全体の自給率を高める役割を果たすことだと考えます。

また、水産業の振興のために、当市は先頭に立って霞ヶ浦の放射能汚染対策を国・県に対して強力に要請すべきであります。

そのほか、公共交通システムの問題では、利用者の声を無視した一方的な変更を、予算審議前にリーフレットを配布しており、利用者や市民からは不満の声が上がっております。

また、固定資産税について検討するとしていた行きどまり道路の課税については、見直しはしないとしております。

私は、それらの根底にあるものは、住民を置き去りで一方的に行政を進めるという住民不在の市政にあると考えます。私は今後とも、住民が主人公、市民の暮らし最優先の市政を目指し、頑張る決意を述べて、討論いたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、9番 小松崎 誠君。

[9番 小松崎 誠君登壇]

○9番（小松崎 誠君）

私は、議案第29号 平成27年度かすみがうら市一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

予算編成に当たり、総合計画における実施計画のローリング作業などを通し、神立駅周辺整備を初め、学校統合のための施設整備、さらには土浦協同病院移転整備に対する財政支援など、集中する財政需要に対し、合併特例債や緊急防災・減災事業債など有利な起債、可能な範囲における基金での対応など、さらには、補正予算とも関係ありますが、企業誘致や広域観光への取り組みなど、新規事業も盛り込んでいることを踏まえ、高く評価をするものであります。今後の公債費の償還にも配慮した基金への積み立て、財源確保の方針を理解するところでございます。

ただし、政府の債務も約1030兆円にも達しており、決して楽観できる状況ではないことを踏まえ、今後の政府の地方財政計画の動向には十分に注視していく必要があるかと考えます。執行部の今後の財源調達には、賢明な判断と選択を望むところであります。

また、市税の収納は自治体経営の根幹であるとともに、税負担公平化の観点から、より一層の徴収率の向上と徴収力の強化、さらには適正な事務管理を望みます。

一方、歳出についてですが、東日本大震災から4年が経過し、日常生活において市民を守るための防災・防犯はますます重要になっております。避難所でもある学校を初め、公共施設の耐震化、消防施設の耐震化及び消防団施設整備としての災害活動用備品の整備、さらには、防犯灯のLED化など、関連施設を高く評価いたします。

また、小学校の統合に向けた施設整備が予定されていますが、統合委員会を通してさまざまな協議がなされていることと思われまます。統合後の生徒の学習環境、生活環境により影響を与える

ことができるよう、市長を初め執行部にはさらなる努力をお願いいたします。

夏の猛暑から子どもたちの健康と学習意欲を守る空調機の設置も、児童たちが待ち望んでいることを考えると、早期の工事が円滑に進められることを望みます。

公共交通についてであります。来年度から一部制度の見直しが行われるとの説明を受け、料金が非常に低料金であるにもかかわらず、料金を据え置きながら可能な限り見直しをされたと理解をしております。持続していかなければ意味のないインフラでありますから、運行時間等の見直しはやむを得ないものと考えます。来年度以降、土浦協同病院の移転整備や神立駅周辺整備が進むことを踏まえ、持続可能な公共交通網の形成に努められるようお願いいたします。

人口減少時代が到来するとして、地方創生初め、さまざまな対応策を今後検討されることと思われませんが、子育て環境の充実、魅力ある地域とする上でも極めて重要であります。不妊治療への助成から始まり、予防接種助成、そして教育全般など、子育ての集中する期間において、さらに充実した施策の展開を期待いたしまして、賛成討論といたします。議員の皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

第29号 平成27年度かすみがうら市一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、歳出において、霞台厚生施設組合負担金1445万2000円が計上されているからであります。

市民の皆様には、まだご存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、この霞台厚生施設組合で進められようとしているのは、石岡市、小美玉市、茨城町、そしてかすみがうら市の共同による新しいごみ焼却場の建設計画です。総額132億円、執行部の説明によれば、当市の負担は約20億円という巨額事業であります。20億円といえ、市民1人当たり約5万円、4人家族では20万円もの負担に相当する事業です。当然のことながら、市民の皆様に対して、ご納得いただけるような十分な根拠とその説明が必要なことは、言うまでもありません。

しかし、なぜ新しいごみ焼却場が必要なのか、その根拠について明確な説明はまだなされておられません。

その理由は明らかであります。それは、現在使用している新治広域環境クリーンセンターが、あと何年使えるのか、どれくらいのメンテナンスでどれほど延命できるのか、一切調査がなされていないからであります。

坪井市長は、今使っている施設を調べもせずに、どうやって新設の必要性を判断されたのでしょうか。また、なぜ十分な調査、説明をせずに新規建設を急ぐのでしょうか。

私は、議案審査特別委員会においても、あと1年、せめて半年でもいいからしっかりと調査、検討をし、市民の皆様への説明責任を果たすようお願いをいたしましたが、前向きなお答えはいただけませんでした。

この霞台厚生施設組合への加入容認は、事実上、新規建設を認めることを意味します。本予算においては、組合負担金1445万2000円ですが、これには市民負担20億円と同等の重さがあ

るということを、賢明な議員の皆様にもぜひともご考慮いただきたいと思います。

今回の予算には賛成すべき多くの項目も含まれておりますので、まことに残念ではありますが、事の重大性に鑑み、反対をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第30号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第30号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

国民健康保険税、高過ぎて払えない、こういう被保険者の声は圧倒的であります。私は毎回のよう、低所得者、収入の少ない被保険者に重い負担となる均等割額の引き上げは見直し、もとに戻すべきだと訴えてまいりました。当市は、収納率も低く、滞納せざるを得ない被保険者もふえており、短期保険証の発行は1,137世帯で、加入世帯の16%にもなっています。

今、各地で高過ぎる国保税を引き下げる動きが広がっております。全国で少なくとも13自治体が、来年度に国保税引き下げを予定しております。この背景には、平成27年度、国の保険者支援金制度が拡充され、国保に1007億円の支援金が交付されることがあります。国保税が高過ぎるとい国民の批判に政府も応えざるを得なくなったものであります。

私は一般質問で、この保険者支援金を活用して国保税の引き下げができないかただしたところ、低所得者に対する財政支援として、4500万円が歳入で増額になることがわかりました。私は、この財政支援を、自治体の一般財源からの繰り入れの削減に使うのではなく、保険税の引き下げに

結実させることが必要だと考えます。

京都市では2月4日、国からの支援金も活用して、来年度から、加入世帯の9割が対象となる、1人当たりの年間平均2,532円の国保料引き下げを発表いたしました。

当市でも、財政支援全額を活用すれば、単純に計算して1人当たり年額平均3,576円の国保税を引き下げることができます。当市の国保会計は、平成23年度から、一般会計からの大幅な繰り入れもあり、改善されております。一定の財政措置を継続するとともに基金を活用すれば、国保税の引き下げは可能だと考えます。

国保の財政悪化と国保税高騰を招いている元凶は、国の予算削減であります。当市でも国保負担の増額を求める要請を行うことを提案し、反対の討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第31号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第31号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、小泉政権の社会保障破壊、構造改革の路線の柱として2006年に導入が決められ、08年に実施が強行されました。75歳以上の人をそれまでの加入していた公的医療保険から切り離し、後期と名づけた別立ての医療制度に囲い込んだのであります。年齢で医療を差別する医療制度は、世界でも異例のものであります。

制度発足から7年、弊害はいよいよ浮き彫りになっております。2年ごとの保険料改定のたび

に、保険料は引き上げを繰り返しております。保険料を払えず滞納した75歳以上の人は約25万人に上り、正規の保険証でない、有効期間が短い短期保険証を交付された人は2万3000人に達する事態をもたらしております。年金が少なく、天引き対象にならない低所得者の高齢者、普通徴収者がほとんどであります。

当市の被保険者数は年々増加し、ことし1月1日現在は、加入者は5,132人となっておりますが、年金天引きができない普通徴収者数は756人、約15%です。滞納繰越分は年々増加傾向にあり、短期保険証を交付された人は29人となっております。

一方、厚生労働省は、所得の低い、保険料軽減措置を段階的になくす方針を打ち出しました。負担増になる高齢者は約865万人、加入者の半数以上です。保険料負担が3倍にもなる世帯が生まれるなど、2008年の制度開始以来、最大規模の改悪案であります。年金は減らされる一方なのに、医療、介護などの負担は膨らむ。長生きをますますつらくする改悪は許されません。

後期高齢者医療制度のもともとの狙いは、公的医療費の抑制、圧縮であります。当時の厚労省幹部が、医療費が際限なく上がる痛みを、後期高齢者がみずからの痛みで感じてもらうと公言したように、75歳以上の人口と医療費がふえればふえるほど、保険料負担にはね返る仕組みになっています。負担増加、医療費が必要でも我慢するかという二者選択を高齢者に迫る、これほど過酷な仕打ちはありません。保険料払いが困難な高齢者がこれほど広がっているのに、軽減措置廃止という負担増を求めることは、生活苦に追い打ちをかけることにほかなりません。私は、問題だらけの後期高齢者医療制度を廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきだと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第32号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第33号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第34号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計予算の討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第34号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

当市の来年度介護保険特別会計予算で、歳入は、保険料が6億9761万円で、前年比6987万円の増、率にして11.1%のアップとなっています。これは、被保険者数の増加に加え、保険料の10.2%アップが大きな要因であります。しかし、歳出では、保険給付費が30億5158万円で、前年比7238万円の増、率にして2.4%のアップであります。この予算を見る限りでは、保険料の引き上げだけで介護費用を賄うことになっており、整合性がとれません。市当局の説明では、介護給付費全体で2.7%の増だと言いますが、十分な説明とは言えません。介護費用の伸びと比較し、保険料の負担が大幅になっていることには変わりありません。

高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画案では、本市の第1号被保険者の認定率は、平成26年13.7%となっており、茨城県の認定率14.8%、国の認定率17.9%より低い状態にあると述べ、本市の認定率は、第4期までは茨城県とおおむね同様でしたが、平成24年から下回っているとありました。本市の認定率が低いにもかかわらず、保険料が県内で7番目に高いことについて、十分な説明がなされておりません。

問題は、本市の介護認定のあり方についてであります。上稲吉にお住まいの方からこんな訴えがありました。私の妻は、これまで16年間、介護度5であったものが、突然、理由もなく介護度を4に引き下げられた。年を重ねて状態が悪くなっているにもかかわらず、どこが改善されたというのか納得できないという訴えでありました。時を同じくして、宍倉にお住まいの方からも、妻の介護度が5から4にされたと聞きました。そのほかにも、介護度が引き下げられたという情報が2件ありましたが、第5期計画の状況を見ると、平成26年度見込みでは、要介護5が21人減り、要介護4が16人増とありました。

このような介護認定は、介護給付費の削減を意図したものと疑わざるを得ません。徹底的な見直しを求め、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、14番 小座野定信君。

[14番 小座野定信君登壇]

○14番（小座野定信君）

議案第34号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

介護保険事業に当たりましては、高齢化のますますの進展や介護ニーズの多様化などから、介護給付費の増加が大きく見込まれる中、国では平成26年度において、団塊の世代の方々が75歳以上になる平成37年を見据え、介護保険制度の改革が示されたところであります。

市町村の財政状況は、引き続き大変厳しい中にあり、本市に限らず多くの自治体が、厳しい介護保険事業の運営を強いられておるのが現状であります。

平成27年度のかすみがうら市介護保険特別会計予算については、地域包括センター組織の見直し、強化を図るための予算など、今般の介護保険制度の改正を踏まえたものであり、さらなる給付費の伸びが見込まれる中であって、前年度との比較で3%の増に抑えるなど、大変苦勞が見える予算構成がなされており、評価すべきものであると考えております。

今後も、より適正かつ効果的な介護保険サービスの提供と、より積極的な介護予防事業を推進され、介護保険事業の公平公正な運営に取り組むことを強く要望し、本案について賛成するものであります

議員皆様方のご賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第35号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第35号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計予算に反対の討論を行います。

給水収益が伸びていない中、水道事業費用の縮減を図り、損益で5581万円の黒字予算を提案したことは評価したいと思います。一般会計からの補助金が年々削減されておりますが、私は、この補助金は、水道会計の健全な運営に欠かせないと考えます。これまで決算での黒字分は減債分に回されてきましたが、今こそ水道料金の引き下げに踏み切るべきだと考えます。補助金の削減分900万円を合わせれば、十分可能ではないでしょうか。

また、当市の水道会計の健全な運営を考えれば、地下水を最大限有効活用して、県からの受水量を最小限にとどめるべきであります。

しかし、水道事務所長は私の一般質問に答えて、霞ヶ浦周辺市町村は県の地下水取水の規制条例の規制区域にあり、取水量が限られており、不足分は県からの受水に頼らざるを得ない状況にあると述べ、水道事業を継続させていくためには水利権の確保が必要であり、県中央用水供給事業が、霞ヶ浦導水事業により、那珂川からの水利権を安定的に確保する必要があるとの立場だと答えております。

しかし、県内の地盤沈下は沈静化しております。地下水は、安定して供給でき、しかも災害にも強く、その上、安価であります。そのため病院や民間企業でも、地下水を活用する傾向が強まっております。

霞ヶ浦導水事業を推進すれば、事業完成の暁には県から受水量を押しつけられることとなります。その結果、地下水を放棄することになるではありませんか。全国でも極めて高い県水を実施協定どおりに受け入れることになれば、水道原価が引き上がることは必至であります。

私は、導水事業推進の立場は、せっきくの水道事業会計の改善も水泡に帰すことになると考え、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第36号 霞台厚生施設組合への加入についての討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第36号 霞台厚生施設組合への加入について、反対の立場で討論をいたします。

この議案は、石岡市、小美玉市において組織する霞台厚生施設組合にかすみがうら市、茨城町が新たに加入し、3市1町による、ごみ処理広域化に係る計画の策定及び調整、並びに当該計画に基づく一般廃棄物処理施設の建設及びこれに附帯する事務を共同処理するものでありますが、問題は、3市1町による広域ごみ処理施設整備先にありきであり、市民に十分な情報の提供もせず一方的に進めるといふ、住民不在の加入だということでもあります。

私の一般質問に対して、市長は、1、市民代表が参画する会議での計画策定、第2に、市民全員が参加できるよう、基本計画案に対するパブリックコメントの実施、3つ目、市民の代表である議会との意見交換でありまして、広域化を進める方針を踏まえ、協議会で検討されている内容、経過については、議会に報告しながら進めていると述べました。

しかし、基本計画案に対するパブリックコメントは、2月27日から3月12日までであり、その周知の方法も全くのおざなりで、アリバイ工作としか言いようがありません。また、広域化の必要性、メリット、デメリットも書かれておりません。

矢口議員の一般質問に、市長は、熟慮に熟慮を重ねた結果と答弁しましたが、初登頂7月23日の職員訓示では、ごみ処理施設を最優先課題と挙げたと言います。熟慮の結果ではなく、広域先にありきだったことは明らかではないでしょうか。

しかし、市長選での坪井氏の選挙公約には、ごみ処理広域化については全く書かれておりません。あるのは、市長選で配布された、かすみがうら市を考える会の「宮嶋市長、ごみ有料化も必

要と発言」なるチラシだけであります。このチラシも一方的で、数値にも問題があり、積算根拠が曖昧であったことを私は一般質問で指摘しました。

私は一般質問で、行政の二重構造、ダブルスタンダードではないかとただしましたが、市長は、新治地方広域事務組合と重複する部分はないと答弁しましたが、ごみ処理行政について、ごみ処理場建設計画及び実施に向けた費用負担や人件費、職員派遣が発生いたします。予算でも、新治地方広域事務組合の衛生費負担金2億3711万円と同様に、霞台厚生施設組合負担金1445万円が提示をされております。これでは、2つの広域連合組織ができることとなります。何よりも、新治地方広域事務組合の方向性が決まっていなくてであります。協議すら全くしておりません。

この指摘を受けて、慌てて石岡市長と土浦市長と個別に協議したとしていますが、協議とは言えません。少なくとも新治地方広域事務組合できちっと結論を出した後でなければならないと私は考えます。

私は、その協議の方向性の中で、かすみがうら市単独による管理運営問題が出てくると思います。その後の十分な審議も必要ではないでしょうか。このまま広域化ありきでいけば、今の環境クリーンセンターは25年でお払い箱になってしまうことになるではありませんか。環境クリーンセンターは、まさにごみになってしまうわけでありまして。住民は到底納得するはずはないと考えます。

ごみ処理施設の耐用年数というのは定かではありません。焼却炉施設を構成する設備や機器類は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令、環境省が行っている一般廃棄物処理実態調査での結果、ごみ処理施設における供用年数が、おおむね20年から25年程度で更新している施設が多いということだけであります。

土浦市の焼却炉の供用開始年度は1992年、平成4年、2015年から2020年、平成27年から32年の間に58億円かけて改修工事を行う、それで平成48年度まで延命するという計画が今行われております。一般に、大規模改修を行えば10年から15年延命化できるとしてはいますが、土浦市の場合は、4月からごみの分別回収をきめ細かくするようでありまして、単純に計算すると44年の寿命になることになるわけでありまして。約20年延命できるということでありまして。

新たなごみ処理施設に多額の税金を投入するのか、今ある施設を長もちさせて税金の無駄遣いをなくすのか、問われていると思います。長もちさせるには、焼却炉を傷めないように、細かく分別することを市民に協力を求めること、市民との協働を図ることであり、捨てればごみ、分別すれば資源化できます。その浮いた分、税金を福祉や暮らしに回せるのではないのでしょうか。

加えて、今回のごみ処理施設建設計画は過大であることも指摘したいと思います。平成22年度、3市1町のごみ焼却量から施設建設を計画していることでもあります。ごみの減量化と人口減少をあわせて考えれば、明らかに建設規模は過大であります。その分、建設費もふえることになるのではないのでしょうか。さらに、稼働日数も280日で、過大であります。1カ月休めれば十分ではないのでしょうか。330日で換算できると考えます。

新治地方広域事務組合クリーンセンターの入札は平成4年6月4日に行われましたが、予定価格は68億円、落札額が67億4650万円となっています。落札率99.2%で、極めて談合の疑いが強いものであります。施設規模は1日当たり120トンですから、建設費は1トン当たり約5660万円であります。私は、メーカー言いなりの価格ではなかったかと考えます。

いずれにしても、あらゆる角度で議論を尽くし、その上で、住民投票で決めることも視野に入れるべき課題だと考えます。

つくば市では、市民が総合運動公園計画は住民投票で決めようと直接請求運動に取り組み、法定数の約3倍となる有権者1万7000人の署名を提出いたしました。また日野市では、広域化計画の撤回を求めて監査請求を行っています。

市民を無視した拙速な判断はやめるべきであります。慎重審議を重ね、その内容を公開して、市民のコンセンサスを得てからでも遅くないと私は考えます。

今、自治体、住民に一番求められているのは、知恵を働かせたごみ問題の解決策追求、ごみの減量化、資源化などということにあります。身の丈に合ったごみ処理施設などについて、住民、自治体が主体となって推進することではないでしょうか。

国・県言いなりでは市民の暮らしは守れないことを強調して、反対討論いたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、14番 小座野定信君。

[14番 小座野定信君登壇]

○14番（小座野定信君）

議案第36号 霞台厚生施設組合への加入について、賛成の立場で討論を行います。

皆様ご承知のとおり、新治広域事務組合環境クリーンセンターは、昭和49年、五反田地区、上志筑地区、上佐谷地区の皆様方の深いご理解とご協力により操業を開始したところでもあります。その後、各家庭から排出されるごみやその他のごみ収集も進み、圏域住民の皆様方の期待に応えることができ、協力をいただきました。3地区の皆様方や関係者のご努力に心からの感謝を申し上げるところでございます。

ごみ処理につきましては、操業当時は旧新治郡の4町村で運営をしてきたところではありますが、市町村合併によりその枠組みが変わりながらも、土浦市、石岡市の理解などもあり、市民には大きな負担をかけずにこれまで操業をしてきたところでもあります。

平成9年に、ダイオキシンの発生防止のため、国が各県に広域化計画を主導するようガイドラインを策定し、県がこれを作成したわけであります。県内を10ブロックの広域化とした案でありました。その後、平成の市町村合併を踏まえ、平成23年に県が策定した第3次ごみ焼却処理広域化計画においては、本市は、土浦市、石岡市、小美玉市、茨城町を含む4市1町で構成する広域案が示されたわけであります。

その中で土浦市は、旧新治村を含む人口13万人という中で、単独で焼却炉の長寿命化を選択し、石岡市においても、霞台厚生施設組合での一本化を選択したところでもあります。

本市においても宮嶋前市長が平成25年に、独自の処理方法を選択するとし、広域には参加しないと、離脱の判断を下した経過があります。本来であれば、この時点で正副管理者会議を開催し、新治広域事務組合環境クリーンセンターを構成する3市での協議を持ちながら、市民への方向性を出すべきところであったと私は思うところでもあります。

ましてや、本市が独自の処理方法を選択したことは、日本中、どこの自治体であっても、広域でごみ処理施設を運営するほうが、維持費も建設費も、加えて人件費までも大きく節減でき、当然のことながら、市民の負担や市財政面での負担も軽減できるほかに、環境面においてもダイオ

キシシン発生防止につながるという認識は、一般的な常識であります。

私といたしましては、この3市1町の広域圏で進めることが、市民にとっても大きな利益を生み、そして、構成市の負担割合状況、条件があるとすれば、それも新しい組合の中で調整していくことによって、大きな全体の利益につながるものではないでしょうか。つまり、3市1町の圏域住民約20万人の利益を考える中で、構成市としての職務を全うしていただきたいと思うところであります。

したがって、この議案につきましては、議案審査特別委員会でも本議会においても、坪井市長は、ごみ処理については、生活に欠かすことのできない重要案件であり、トータルコストを考え、霞台厚生施設組合への加入を判断したと表明いたしております。

かすみがうら市民の皆様方に責任あるごみ処理を果たせることを心から期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番（岡崎 勉君）

議案第36号 霞台厚生施設組合への加入についてに対し、賛成の立場で討論を行います。

現在、かすみがうら市のごみ処理は、土浦市、石岡市との協定のもとに、新治地方広域事務組合の組織で上佐谷地区に建設したごみ処理施設で、焼却等を行っております。現在の施設については、平成31年度末で3市による協定期間が満了となることを見据え、土浦市は単独整備に移行する方向であること、石岡市においては広域化へかじを切ったことから、将来のごみ処理のあるべき姿を目指して、今回、霞台厚生施設組合加入の議案が提出されたわけであります。

今回提案されている霞台厚生施設組合への加入とは、石岡市、小美玉市、茨城町、そしてかすみがうら市の3市1町の組み合わせにより、広域でのごみ処理の推進を図るものであります。この広域化の方針は、平成9年5月28日に環境省から各都道府県に出された通達が基本となっております。その内容は、ごみ処理に伴うダイオキシンの排出削減を図るため、各都道府県においてごみ処理の広域化について検討することの内容であります。

茨城県は、平成10年4月にごみ広域化計画を公表し、平成23年4月に第3次茨城県廃棄物処理計画を策定し、県内10ブロックに分けて共同処理を推進することをしたわけであります。

こうした県の動きに呼応する形で、かすみがうら市は、平成24年に設立された循環型社会形成推進検討会に参画し、関係自治体との検討を始めました。今回の提案は、突然の計画ではなく、国の方針並びに県の処理計画に基づくものであるということが理解できるわけであります。

また、議案特別審査委員会の審査において、かすみがうら市は現在のごみ処理施設を改修して使用してはどうかとの意見もあり、執行部からの各データが提出され、論議を重ねました。

それらのデータを私なりに整理してみました。

まず、建設費については、当市が現状の施設を継続して運営する場合には、建設後25年が経過する平成31年度を目途に、長寿命化を図るか、建てかえを図るか、検討する必要があります。15年間の長寿命化を図る場合には、土浦市で計画中の長寿命化コストを参考にすると、当市における長寿命化コストはおおよそ28億円と試算されます。建てかえる場合には、約40億円の費用が必

要となります。当市の人口や面積から見ると、国の交付金の対象外となることから、全額、当市が負担をしなければならないことがわかります。一方、県の計画を踏まえた3市1町の共同処理による新設の場合は、国の交付金の対象となることから、当市の負担額は20億円相当となり、明らかに建設費で大きなコストメリットがあります。

また、運営費で見ますと、当市の現状のごみ処理施設の運営費負担金分は年間約2億5000万円ですが、平成30年度以降、土浦市と石岡市が離脱した場合は、2市が負担していた費用を当市が負担しなければならず、運営費は約3億3000万円になることが見込まれます。それに対して3市1町の共同処理の場合は、新設は、余熱利用による蒸気発電設備が設置され、ランニングコスト削減が計画されていることから、当市の年間運営負担金額は1億3000万円程度とされていることから、現状施設を継続利用した場合の負担額に比べ、大幅に軽減されることがわかりました。

以上、建設費及び運営費とも、コストメリットが見込めることが明らかになります。3市1町の共同処理を推進することにより、市民への負担が軽減されるものと見てとれます。

また、審査特別委員会の審査において、もっと時間をかけて検討してはとの意見もありました。状況としては、今期定例会に、構成する3市1町それぞれが同じ規約の変更案を議案として提案しており、既に、本市を除いた各関係自治体全てが、かすみがうら市の自治体名が入った変更規約案を可決している状況であります。本市の3月24日の議決は、この枠組みの中で最終であることから、この可決をもって県へ枠組みの変更の申請を提出することとなっている状況であります。

さらには、構成市町村の茨城美野里環境組合の施設は老朽化が進んでおり、更新までの時間的余裕がない状況であることから、かすみがうら市がこの時期にこの組合へ参加する方針を明確にしなかった場合には、事業の進捗に多大な影響を及ぼすこととなり、また、決定までなお期間を要するようなことになれば、この枠組みから除外及び共同処理の計画から離脱を促されるようなことも想定しなければならないわけであります。

そのようになった場合、今後、当市の共同処理の選択肢はなくなってしまうと思います。決して当市の焼却施設の延命のみの考察では対処できない事態になるということを、申し添えておきます。

地球環境への配慮並びに市民の新たな負担を最小限にしなければならないとの考えに立つならば、何としてもこの計画に基づき、共同処理すべきものであると考えるわけであります。

最後に、今後の計画について、リサイクル率の向上や設計による建設コストの削減が図られることを期待し、議員諸侯のご賛同を心からお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は、午後1時40分から再開いたします。

休 憩 午後 0時21分

再 開 午後 1時40分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、議案第37号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第42号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第43号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事変更請負契約の締結についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第43号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 38号ないし議案第 41号

○議長（藤井裕一君）

日程第4、議案第38号 市道路線の廃止についてないし議案第41号 市道路線の認定についてまでの4件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、産業建設委員会に付託しております。

委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告をいたします。

本委員会は、平成27年3月6日に付託されました議案第38号ないし議案第41号の審査のため、3月9日に委員会を開き、現地調査を行い、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

採決の結果であります。議案第38号ないし議案第41号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第38号 市道路線の廃止についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第39号 市道路線の認定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第40号 市道路線の認定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第41号 市道路線の認定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第41号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時46分

再 開 午後 1時47分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○議長（藤井裕一君）

ただいま市長から、議案第44号 かすみがうら市監査委員の選任についてが提出されました。

お諮りをいたします。議案第44号を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第44号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いします。

[議案書配付]

追加日程第1 議案第44号

○議長（藤井裕一君）

追加日程第1、議案第44号 かすみがうら市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました議案第44号 かすみがうら市監査委員の選任につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、かすみがうら市監査委員として瀧ヶ崎洋之氏を選任いたしたく、議会の同意をお願い

するものでございます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第44号 かすみがうら市監査委員の選任について、ご説明を申し上げます。

本案はこれまで監査委員としてご活躍をいただきました久保田喜久男氏が平成27年3月31日に退任されることに伴い、後任に瀧ヶ崎洋之氏を適任と考え、選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

なお、委員の任期につきましては、平成27年4月1日から平成31年3月31日までとなります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

監査委員候補の瀧ヶ崎洋之さんは、土浦市の副市長という重責を果たした方で、私も若干知っておりますが、適任かなというふうに思いますが、聞くところによりますと、瀧ヶ崎さんの息子さん当市の職員だというふうに聞いておりますが、事実はどうなんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

そのとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

当市の市の職員、監査委員という役割でありますよね。そうすると、当市の職員の監査をするということにもなると思うんですね。そういう点で監査委員のあり方が、やっぱりちょっと問われているのかなというふうに思うんですよ。ちょっと聞くところによると、こういう自分の息さんが市の職員で、監査委員をやっているというのは、余り例がないということを知ったんですよ。そういう指摘があったものですから質問しているんですが、これは、当市はこういうことが当然だというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。これ、市長に提案者としてお聞きしたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

監査委員でありますが、例えば幹部職員とか経営に携わるような、そういった職員との重複であれば問題があると思いますけれども、私は、一職員でありますので、特別問題はないというふうに考えて提案をさせていただきました。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

常態化しているのかどうかと聞いたんですね。幹部職員かどうかという問題じゃなくて、市の職員。聞くところによると、ほかにもこういう市の職員であって監査委員だというのは余りほかには例がないんで、常態化しているのではないかと、こういう指摘が私のところにあったものですから、それで聞いているんですよ。これ常態化しているんですか、当市の監査委員は。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時53分

再 開 午後 1時54分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

常態化はしていないと思います。今回、たまたまだと思います。

それから、瀧ヶ崎氏につきましては行政経験も大変豊富な方でありまして、私は最適任というようにして提案をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

私は、瀧ヶ崎さんそのものについては適格かなというふうに思っていますが、ただ、監査委員になる方が、市の職員が息子さんであるというのが常態化しているというふうに聞いているものですから、そのことをお尋ねしているんですよ。これまでもそういう事実があったかどうか、それだけでいいです。ほかにもそういう事実があったのかどうかお尋ねをして終わりたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

現在も、もう一方、同じような関係の方がいらっしゃいます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

一応、そういう事実があるということで、ちょっと問題かなというふうに思いますので、そういう点は改善が求められているかなというふうに思いますので、以上で終わります。

○議長（藤井裕一君）

ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第44号については、先例及び会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第44号は人事案件でありますので、先例により討論を省略して採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより議案第44号の採決を行います。

お諮りをいたします。議案第44号 かすみがうら市監査委員の選任については、これに同意することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

よって、議案第44号 かすみがうら市監査委員の選任については、これに同意することに決しました。

日程の追加

○議長（藤井裕一君）

ただいま市長から、諮問第1号 人権擁護委員の候補の推薦についてないし諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの3件が提出されました。

お諮りをいたします。諮問第1号ないし第3号までの3件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

議案の配付をお願いいたします。

追加日程第2 諮問第1号ないし第3号

○議長（藤井裕一君）

追加日程第2、諮問第1号 人権擁護委員の候補の推薦についてないし諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの3件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました諮問第1号から諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は人権擁護委員の候補者として、坂本憲志氏、吉田忠弘氏、屋城里子氏をそれぞれ推薦いたしたく、議会の意見をお願いするものです。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

諮問第1号ないし諮問第3号までの人権擁護委員の候補者の推薦について、ご説明を申し上げます。

これら3案は、現在、法務大臣から委嘱を受けております人権擁護委員8名のうち、坂本憲志委員、吉田忠弘委員、屋城里子委員が平成27年6月30日をもって任期満了となることから、その後任の候補者を推薦するに当たって、3名の委員をそれぞれ適任と考え、諮問第1号では坂本憲志委員、諮問第2号では吉田忠弘委員、諮問第3号では屋城里子委員を、引き続き平成27年7月1日から平成30年6月30日までの任期における委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号ないし諮問第3号までの3件については、先例及び会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りをいたします。ただいま議題となっております諮問第1号ないし諮問第3号は人事案件でありますので、先例により討論を省略し採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本件は、諮問のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本件は、諮問のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本件は、諮問のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 5 発議第 1号

○議長（藤井裕一君）

日程第5、発議第1号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番（岡崎 勉君）

発議第1号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正の内容は、議案第11号により本市の行政組織の見直しが行われることから、第2条の課等の名称を改正することと地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、第21条の「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改正し、平成27年4月1日から施行

するものであります。

なお、第21条の規定は、附則において経過措置を定めており、教育長がなお従前の例により退職する場合においては、改正後の規定は適用しないこととしております。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（藤井裕一君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 請願第 2 号

○議長（藤井裕一君）

日程第6、請願第2号 介護保険料の値上げ中止を求める請願書を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

平成27年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 加固豊治君。

[平成27年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 加固豊治君登壇]

○平成27年第1回定例会議案審査特別委員会委員長（加固豊治君）

平成27年第1回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第2号 介護保険料の値上げ中止を求める請願書については、3月6日に付託され、3月17日の委員会において議題とし、審査を行いました。

審査の結果、請願第2号につきましては、趣旨採択すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

ただいま議題となっている請願の審査は、議長を除く全議員をもって組織する特別委員会へ付託したことから、先例により委員長報告に対する質疑を省略いたします。

次いで、請願第2号の討論を行います。

賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

請願第2号 介護保険料の値上げ中止を求める請願書に対して、趣旨採択ということでありませぬ。私は、今回の趣旨採択の提案に対して賛成をいたします。その理由は、議会が一步でも市民の請願の意思、意図を認めたことを評価するからであります。

私は、議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論を行いました。その中で明らかにしましたが、介護給付費準備基金の全額取り崩しと一般会計からの繰り入れを行えば引き上げは中止できると考えております。

第6期平成27年から29年度の介護保険料は、政府の資料でも全国平均で月額5,550円程度とされ、第5期の保険料の平均額4,972円を上回ります。さらに、介護サービス切り捨てと利用者負担増をしても、第1号被保険者の介護保険料は今後も上がり続け、2025年には全国平均で月額8,200円になるというのが政府の見通しであります。

保険料の高騰を抑えながら介護の提供基盤を拡大し、本当に持続可能な制度とするには国庫負担の割合を大幅に引き上げるしかないと考えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は、趣旨採択とすべきものであります。

本請願は、委員長の報告のとおり、趣旨採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、請願第2号は趣旨採択と決定されました。

日程第 7 閉会中の所管事務調査について

○議長（藤井裕一君）

日程第7、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の所

管事務調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務の調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

○議長（藤井裕一君）

以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

最後になりますが、ここで3月31日をもちまして副市長の職を退任されることとなります石川副市長さんからご挨拶をいただきたいと存じます。

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

お許しをいただきまして、私ごとではございますが、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

このたび、私は3月末をもちまして副市長の職を辞し、4月から茨城県庁のほうに復帰することになりました。平成23年10月に就任以来、3年6カ月の間、市民の皆様、市議会議員の皆様、そして市長を初め職員の皆様の支えをいただきながら、石岡斎場の問題を初めとして課題にいろいろ取り組ませていただきまして、大変光栄な仕事をさせていただいたと思っております。

しかしながら、地方行政におきましては、社会経済の変化や少子高齢化に伴って、人口減少問題を主たる要因といたしました、今後もさまざまな課題が満載だと考えております。

今後は、地域とは誰もが支え合いながら楽しく生活ができる場という市民協働の考えに立ちながら、すばらしいかすみがうら市の発展に向けて、市長を先頭に、職員や市議会、そして市民の皆様の協力をいただきながら、一丸となって取り組んでいっていただきたいと考えております。

私は県職員のほうに戻りますが、違う立場から県政の発展に尽くすこととなります。かすみがうら市を初めとした市町村の発展が、ひいては県の発展につながるという信念のもとで、県の業務に取り組んでまいりたいと考えております。

短い間ではございましたが、充実した仕事をさせていただきましたことに心から感謝を申し上げまして、退任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手する者あり）

○議長（藤井裕一君）

ありがとうございました。

それでは、これもちまして、平成27年かすみがうら市議会第1回定例会を閉会いたします。慎重なるご審議をいただき、大変ありがとうございました。

閉 会 午後 2時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会議員 来 栖 丈 治

かすみがうら市議会議員 川 村 成 二

かすみがうら市議会議員 岡 崎 勉